

オープンデータ通信網サービス契約約款

令和7年4月1日

ソフトバンク株式会社

オープンデータ通信網サービス契約約款

平成9年3月経企第8-302号
施行 平成9年4月1日

第1章 総則

(約款の適用)

- 第1条 当社は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）に基づき、このオープンデータ通信網サービス契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これにより、オープンデータ通信網サービスを提供します。
- 2 令和4年4月11日よりタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込みの受付を終了します。
- 3 令和6年8月1日よりタイプ1のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込みの受付を終了します。

(注) 本条のほか、当社は、オープンデータ通信網サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものに限ります。以下「附帯サービス」といいます。）を、この約款により提供します。

(約款の変更)

- 第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。
- 2 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第22条の2の3第2項第1号に規定する変更を行う場合、当社のホームページに掲示する方法又は当社が適当であると判断する方法により説明します。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 オープンデータ通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
4 オープンデータ通信網サービス	オープンデータ通信網を使用して行う電気通信サービス
5 オープンデータ通信網サービス取扱所	オープンデータ通信網サービスに関する業務を行う当社の事業所
6 収容オープンデータ通信網サービス取扱所	取扱所交換設備が設置されているオープンデータ通信網サービス取扱所
7 取扱所交換設備	加入契約回線又は契約者回線を収容するために収容オープンデータ通信網サービス取扱所に設置される交換設備（その交換設備に接続される設備等を含みません。）
8 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者（事業法第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
9 アクセスポイント	第4種オープンデータ通信網サービスを提供するために、当社が別に定めるオープンデータ通信網サービス取扱所において、当社が設置する電気通信設備又は相互接続点

10 サービス接続点	オープンデータ通信網サービスに係る電気通信設備と別に定める当社の電気通信設備との接続点
11 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
12 他社接続回線	相互接続点を介して当社のオープンデータ通信網又は接続契約者回線と相互に接続する電気通信回線であって、協定事業者が設置するもの
13 利用回線	アクセスポイント、相互接続点又はサービス接続点を介して接続契約者回線と相互に接続する他社接続回線であって、別紙2の2の(1)に定める協定事業者の電気通信サービスに関する契約に基づき設置されるもの
14 特定利用回線	アクセスポイント又は相互接続点を介して接続契約者回線と相互に接続する他社接続回線であって、別紙2の2の(2)に定める協定事業者の電気通信サービスに関する契約に基づき設置されるもの
15 接続契約者回線	第1種オープンデータ通信網契約、臨時第1種オープンデータ通信網契約、第4種オープンデータ通信網契約又は臨時第4種オープンデータ通信網契約に基づいて、別に定める収容オープンデータ通信網サービス取扱所の取扱所交換設備と相互接続点（別紙2の1の(1)若しくは別紙2の1の(3)又は別紙2の2に定める協定事業者の電気通信サービスに関する契約に基づき設置される他社接続回線との接続に係るものに限ります。）又はサービス接続点（利用回線又は特定接続回線との接続に係るものに限ります。）との間に、当社が設置する電気通信回線
16 特定事業者	特定他社接続回線に係る協定事業者
17 特定他社接続回線	別紙2の1の(1)又は別紙2の1の(3)に定める協定事業者の電気通信サービスに関する契約に基づき設置される他社接続回線
18 特定接続回線	サービス接続点を介して接続契約者回線と相互に接続する電気通信回線であって、別紙2の1の(2)に定める電気通信サービスに関する契約に基づき設置されるもの
19 加入契約回線	他社接続回線、特定接続回線又は接続契約者回線
20 契約者回線	第1種オープンデータ通信網契約又は臨時第1種オープンデータ通信網契約に基づいて、取扱所交換設備と当該契約の申込者が指定する場所に設置する電気通信設備又はその取扱所交換設備が設置されている収容オープンデータ通信網サービス取扱所内の当社が指定する場所との間に設置される電気通信回線
21 他社卸回線	この約款により第1種オープンデータ通信網契約者又は第4種オープンデータ通信網契約者に提供する電気通信回線であって、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社との光コラボレーションモデルに関する契約（以下「他社卸契約」といいます。）に係るもの
22 協定事業者の契約者回線	アクセスポイントを介してオープンデータ通信網と相互に接続する電気通信設備であって、協定事業者の電気通信サービスに係る契約に基づき、協定事業者の取扱所交換設備とその契約の申込者が指定した場所との間に協定事業者が設置したもの（利用回線及び特定利用回線を除きます。）
23 削除	削除
24 契約者回線等	加入契約回線、契約者回線又は他社卸回線
25 削除	削除
26 他社相互接続通信	相互接続点又はアクセスポイントにおいて当社のオープンデータ通信網と接続する協定事業者の設置する電気通信設備を通じて送受される通信
27 第1種オープンデータ通信網契約	当社から第1種オープンデータ通信網サービスの提供を受けるための契約（臨時第1種オープンデータ通信網契約となるものを除きます。）
28 臨時第1種オープンデータ通信網契約	30日以内の利用期間を指定して当社から第1種オープンデータ通信網サービスの提供を受けるための契約
29 第1種オープンデータ通信網契約者	当社と第1種オープンデータ通信網契約を締結している者
30 臨時第1種オープンデータ通信網契約者	当社と臨時第1種オープンデータ通信網契約を締結している者
31 削除	削除
32 削除	削除
33 第4種オープンデータ通信網契約	当社から第4種オープンデータ通信網サービスの提供を受けるための契約（臨時第4種オープンデータ通信網契約となるものを除きます。）

34 臨時第4種オープンデータ通信網契約	30日以内の利用期間を指定して当社から第4種オープンデータ通信網サービスの提供を受けるための契約
35 第4種オープンデータ通信網契約者	当社と第4種オープンデータ通信網契約を締結している者
36 臨時第4種オープンデータ通信網契約者	当社と臨時第4種オープンデータ通信網契約を締結している者
37 削除	削除
38 削除	削除
39 オープンデータ通信網契約	第1種オープンデータ通信網契約、臨時第1種オープンデータ通信網契約、第4種オープンデータ通信網契約又は臨時第4種オープンデータ通信網契約
40 オープンデータ通信網契約者	第1種オープンデータ通信網契約者、臨時第1種オープンデータ通信網契約者、第4種オープンデータ通信網契約者又は臨時第4種オープンデータ通信網契約者
41 契約者識別符号	第4種オープンデータ通信網契約者又は臨時第4種オープンデータ通信網契約者を識別するための英字及び数字の組合せであって、第4種オープンデータ通信網契約又は臨時第4種オープンデータ通信網契約に基づいて当社が第4種オープンデータ通信網契約者又は臨時第4種オープンデータ通信網契約者に割り当てるもの
42 暗証符号	第4種オープンデータ通信網契約者又は臨時第4種オープンデータ通信網契約者を識別するための英字及び数字の組合せであって、第4種オープンデータ通信網契約者又は臨時第4種オープンデータ通信網契約者が当社に通知するもの
43 削除	削除
44 ドメイン名	株式会社日本レジストリサービス（以下「JPRS」といいます。）等によって割り当てられる組織を示す名称
45 IPアドレス	インターネットプロトコルで定められているアドレス
46 インターネット接続事業者	主としてインターネットプロトコルにより、本邦外の他の事業者との接続サービスを提供する電気通信事業者
47 端末設備	契約者回線の終端、別紙2の1の(1)のイの(イ)、別紙2の1の(1)のイの(イ)、別紙2の1の(1)のウの(イ)又は別紙2の1の(3)に定める協定事業者のIPルーティング網接続専用サービスに係る他社接続回線又は他社卸回線の終端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
48 自営端末設備	電気通信事業者以外の者が設置する端末設備
49 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
50 技術基準等	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び端末設備等の接続の技術的条件
51 収容区域	1の収容オープンデータ通信網サービス取扱所に契約者回線を収容する区域で当社が別に定めるもの
52 加入区域	1の収容オープンデータ通信網サービス取扱所の収容区域のうち、次に定める区域で、特別な料金（線路設置費及び線路に関する加算額）の支払いを必要としないでオープンデータ通信網サービスを提供するもの (1) 当該収容オープンデータ通信網サービス取扱所内の区域（料金表第1表第1（第1種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する特定終端型に係るものを除きます。） (2) 当社が別に定める建物内の区域（料金表第1表第1（第1種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する特定終端型に係るものに限りません。）
53 区域外	1の収容オープンデータ通信網サービス取扱所の収容区域のうち加入区域以外のも
54 区域外線路	加入区域を超える地点から引込柱までの間の線路
55 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 オープンデータ通信網サービスの種類

(オープンデータ通信網サービスの種類)

第4条 当社の提供するオープンデータ通信網サービスは、次のとおりとします。

第1種オープンデータ通信網サービス	特定の加入契約回線等（加入契約回線、契約者回線又は他社卸回線をいいます。以下同じとします。）を使用して行うオープンデータ通信網サービス
第4種オープンデータ通信網サービス	利用回線等（利用回線又は特定利用回線をいいます。以下同じとします。）又は他社卸回線からアクセスポイントに接続して提供するオープンデータ通信網サービス

第3章 オープンデータ通信網サービスの提供範囲

(オープンデータ通信網サービスの提供区間)

第5条 当社が提供するオープンデータ通信網サービスの提供区間は、別に定めるところによります。

2 当社は、相互接続点及びアクセスポイントの所在場所をオープンデータ通信網サービス取扱所に掲示します。

(注) 本条第1項に規定する提供区間は、別記1に定めるものとします。

第6条 削除

(他社相互接続通信を行うことのできる地域)

第7条 他社相互接続通信を行うことができる地域は、別に定めるところによります。

(注) 本条に規定する別に定める地域は、協定事業者が定める電話サービス、総合デジタル通信サービス、又は別紙2に規定する協定事業者の電気通信サービスに係る契約約款の規定によることとします。

第4章 契約

第1節 第1種オープンデータ通信網契約及び第1種オープンデータ通信網利用契約

(第1種オープンデータ通信網サービスの品目等)

第8条 当社の提供する第1種オープンデータ通信網サービスには、料金表第1表第1（第1種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する区分、品目及び通信、設備若しくは保守の態様による細目又はインターネットプロトコルに係る細目等（以下「品目等」といいます。）があります。

(契約の締結)

第9条 当社は、第1種オープンデータ通信網サービスの提供を受ける者と第1種オープンデータ通信網サービスに係る契約を締結します。

(契約の種別)

第10条 第1種オープンデータ通信網サービスに係る契約には、次の種別があります。

ただし、料金表第1表第1（第1種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- (1) 第1種オープンデータ通信網契約
- (2) 臨時第1種オープンデータ通信網契約

(契約の単位)

第11条 当社は、加入契約回線等（接続契約者回線を使用するものにあつては、接続契約者回線とします。）

1回線ごとに1の第1種オープンデータ通信網契約（臨時第1種オープンデータ通信網契約を含みます。以下同じとします。）を締結します。この場合、第1種オープンデータ通信網契約者（臨時第1種オープンデータ通信網契約者を含みます。以下同じとします。）は、1の第1種オープンデータ通信網契約につき1人に限ります。

- 2 前項の場合において、別紙2の1の(1)のアの(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)、(ク)若しくは(サ)、別紙2の1の(1)のイの(ウ)又は別紙2の1の(1)のウの(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)若しくは(ケ)に定める協定事業者の電気通信サービスに係る他社接続回線を使用する場合は、協定事業者の当該電気通信サービスに関する契約約款に規定する1のアクセス回線又は1の契約者回線につき、1の接続契約者回線と接続します。

(契約者回線の終端等)

- 第12条** 当社は、収容オープンデータ通信網サービス取扱所（別に定めるところにより当社が指定した収容オープンデータ通信網サービス取扱所とします。）内の建物若しくは工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあって、堅固に施設できる地点又は第1種オープンデータ通信網契約者が指定した場所内の建物若しくは工作物において、堅固に施設できる地点に保安器若しくは配線盤等を設置し、これを契約者回線の終端とします。
- 2 当社は、第1種オープンデータ通信網契約者（別紙2の1の(1)のアの(イ)、別紙2の1の(1)のイの(イ)、別紙2の1の(1)のウの(イ) 又は別紙2の1の(3)に定める協定事業者のIPルーティング網接続専用サービスに係る他社接続回線と接続する第1種オープンデータ通信網契約に係るものに限ります。）が指定した場所内の建物又は工作物において堅固に施設できる地点に端末設備を設置します。
 - 3 当社は、第1種オープンデータ通信網契約者（他社卸回線を使用するものに限ります。）が指定した場所内の建物又は工作物において堅固に施設できる地点に端末設備を設置し、これを他社卸回線の終端とします。
 - 4 当社は、前3項の地点を定めるときは、第1種オープンデータ通信網契約者と協議します。
 - 5 当社は、取扱所交換設備が設置されている収容オープンデータ通信網サービス取扱所の所在場所を当社が指定するオープンデータ通信網サービス取扱所に掲示します。

(収容オープンデータ通信網サービス取扱所)

- 第12条の2** 契約者回線又は接続契約者回線は、収容オープンデータ通信網サービス取扱所の取扱所交換設備に収容します。
- 2 当社は、別に定める規定による場合のほか、技術上及びオープンデータ通信網サービスに関する業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、収容オープンデータ通信網サービス取扱所を変更することがあります。

(注) 本条第2項に規定する別に定める規定による場合は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧する場合とします。

(第1種オープンデータ通信網契約申込の方法)

- 第13条** 第1種オープンデータ通信網契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した所定の契約申込書を契約事務を行うオープンデータ通信網サービス取扱所に提出していただきます。
- (1) 第1種オープンデータ通信網サービスの品目等
 - (2) 相互接続点の所在場所又は契約者回線若しくは他社卸回線の終端の場所
 - (3) その他第1種オープンデータ通信網契約申込の内容を特定するための事項
- 2 他社接続回線、特定接続回線又は他社卸回線と接続する第1種オープンデータ通信網契約申込をするときは、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をオープンデータ通信網サービス取扱所に提出していただきます。
 - (1) 相互に接続する他社接続回線、特定接続回線又は他社卸回線に係るサービスの種類
 - (2) 相互に接続する他社接続回線、特定接続回線又は他社卸回線に係るサービスの品目等
 - (3) 相互に接続する他社接続回線、特定接続回線又は他社卸回線に係る区間
 - (4) 相互に接続する他社接続回線に係る協定事業者の氏名又は名称
 - (5) その他他社接続回線、特定接続回線又は他社卸回線と接続する第1種オープンデータ通信網契約申込の内容を特定するための事項
 - 3 接続契約者回線に係る第1種オープンデータ通信網契約申込をするときは、前2項に掲げる事項のほか、接続契約者回線に係る第1種オープンデータ通信網契約申込の内容を特定するための事項について記載した当社所定の契約申込書をオープンデータ通信網サービス取扱所に提出していただきます。

(第1種オープンデータ通信網契約申込の承諾)

- 第14条** 当社は、第1種オープンデータ通信網契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
- ただし、料金表第1表第1（第1種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
- 2 当社は、臨時第1種オープンデータ通信網契約の申込みがあった場合は、申込みのあった第1種オープンデータ通信網サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕があるときに限り、その臨時第1種オープン

データ通信網契約申込を承諾します。

- 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その第1種オープンデータ通信網契約の申込みを承諾しないことがあります。
- (1) 申込みのあった契約者回線、他社卸回線又は接続契約者回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) 申込者が第1種オープンデータ通信網サービスの料金又は工事に関する費用（特定他社接続回線又は特定接続回線の料金又は工事に関する費用であって、当社がこの約款において設定するものを含みます。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) 他社接続回線と接続する第1種オープンデータ通信網契約又は臨時第1種オープンデータ通信網契約の申込みにあつては、その他社接続回線との相互接続に関してその他社接続回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、又はその他その申込内容が相互接続協定に基づき当社が別に定める条件に適合しないとき。
 - (4) 特定接続回線と接続する第1種オープンデータ通信網契約の申込みにあつては、その特定接続回線に係る電気通信サービスに関する契約約款等の規定により当社が特定接続回線に係る契約の申込みを承諾しないとき。
 - (5) 削除
 - (6) 削除
 - (7) 料金表第1表第1（第1種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する他社卸回線型に係る第1種オープンデータ通信網契約の申込みにあつては、料金表第1表第1（第1種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する条件を満たさないとき。
 - (8) 申込者が第92条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、オープンデータ通信網サービスの利用の停止を受けている、又は当社が行うオープンデータ通信網契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (9) 申込者がその申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
 - (10) その他オープンデータ通信網サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

（最低利用期間）

- 第15条** 第1種オープンデータ通信網サービスについては、料金表第1表第1（第1種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に定めるところにより最低利用期間があります。
- ただし、料金表第1表第1（第1種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
- 2 第1種オープンデータ通信網契約者は、前項の最低利用期間内に第1種オープンデータ通信網契約の解除又は品目等の変更があつた場合は、当社が定める期日までに、料金表に規定する額を一括して支払っていただきます。

（品目等の変更）

- 第16条** 第1種オープンデータ通信網契約者は、第1種オープンデータ通信網サービスの品目及び細目の変更の請求をすることができます。
- ただし、料金表第1表第1（第1種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
- 2 当社は、前項の請求があつたときは、第14条（第1種オープンデータ通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（加入契約回線等の移転）

- 第17条** 第1種オープンデータ通信網契約者は、加入契約回線等の移転の請求をすることができます。
- ただし、料金表第1表第1（第1種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
- 2 当社は、前項の請求があつたときは、第14条（第1種オープンデータ通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

第18条 削除

（変更等の通知）

- 第19条** 第1種オープンデータ通信網契約者は、第1種オープンデータ通信網契約に係る他社接続回線の移転の場合には、そのことを事前に又は変更後速やかに、オープンデータ通信網サービス取扱所に通知していただきます。
- 2 当社は、前項の通知の内容が第14条（第1種オープンデータ通信網契約申込の承諾）第3項に該当するときは、第23条（第1種オープンデータ通信網契約者が行う第1種オープンデータ通信網契約の解除）の解除

の通知があったものとして取り扱います。

- 3 第1種オープンデータ通信網契約者は、次の場合には、そのことを速やかにオープンデータ通信網サービス取扱所に通知していただきます。
 - (1) 第1種オープンデータ通信網契約に係る、別紙2の1に規定する協定事業者又は当社の電気通信サービスに係る契約の解除
 - (2) 第1種オープンデータ通信網契約に係る他社接続回線の利用休止
- 4 当社は、前項の通知があったときは、第23条（第1種オープンデータ通信網契約者が行う第1種オープンデータ通信網契約の解除）の解除の通知があったものとして取り扱います。
- 5 前4項の規定にかかわらず、料金表第1表第1（第1種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(注) 本条第1項又は第3項の通知があったときは、当社は、その通知のあった事項を証明する書類を提示していただくことがあります。

(注) 当社は、第1種オープンデータ通信網契約者から本条第1項又は第3項の通知がないときは、第114条（協定事業者からの通知）第1項の通知により、本条第1項又は第3項の通知があったものとみなすことがあります。

(その他の契約内容の変更)

- 第20条 当社は、第1種オープンデータ通信網契約者から請求があったときは、第13条（第1種オープンデータ通信網契約申込の方法）第1項第3号に規定する契約内容の変更を行います。
- 2 前項の請求があったときは、当社は、第14条（第1種オープンデータ通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(第1種オープンデータ通信網サービスの利用の一時中断)

- 第21条 当社は、第1種オープンデータ通信網契約者から請求があったときは、第1種オープンデータ通信網サービスの利用の一時中断（その第1種オープンデータ通信網契約に係る設備等を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

(第1種オープンデータ通信網サービス利用権の譲渡)

- 第22条 第1種オープンデータ通信網サービス利用権（第1種オープンデータ通信網契約者がその第1種オープンデータ通信網契約に基づいて第1種オープンデータ通信網サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。
- 2 第1種オープンデータ通信網サービス利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面によりオープンデータ通信網サービス取扱所に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。
- 3 当社は、前項の規定により第1種オープンデータ通信網サービス利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。
 - (1) 第1種オープンデータ通信網サービス利用権を譲り受けようとする者が料金表第1表第1（第1種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する他社卸回線型の条件を満たさないとき。
 - (2) 第1種オープンデータ通信網サービス利用権を譲り受けようとする者が第1種オープンデータ通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) 第1種オープンデータ通信網サービス利用権を譲り受けようとする者が第112条（利用に係るオープンデータ通信網契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
 - (4) その他オープンデータ通信網サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 4 第1種オープンデータ通信網サービス利用権の譲渡があったときは、譲受人は、当社が別に定める日（以下「譲渡完了日」といいます。）をもって当社が別に定めるものを除き、第1種オープンデータ通信網契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。
- 5 前項の場合において、譲受人は、譲渡完了日を含む料金月より、そのオープンデータ通信網サービスに係る料金を支払うことについて同意していただきます。
- 6 前項までの規定にかかわらず、第1種オープンデータ通信網契約（料金表第1表第1（第1種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する他社卸回線型に係るものを除きます。）に係る第1種オープンデータ通信網サービス利用権は、譲渡することができません。

(他社卸回線の事業者変更)

- 第22条の2 他社卸回線に係る第1種オープンデータ通信網契約者が、事業者変更（他社卸回線に係る第1種オープンデータ通信網契約者が第1種オープンデータ通信網契約の解除と同時に新たに他の電気通信事業者が提供する他社

- 卸回線に相当する電気通信サービスに係る契約を締結することをいいます。以下同じとします。)の利用を希望するときは、契約の解除に先立って、当社にその旨を請求していただきます。
- 2 当社は、前項の規定により事業者変更の請求があったときは、次の場合を除いて、これを承諾します。
 - (1) 事業者変更により新たに契約を締結する電気通信事業者が承諾しないとき。
 - (2) 第92条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当するとき。
 - (3) 料金表第1表第1(第1種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する事業者変更を承諾しない場合に該当するとき。
 - (4) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
 - 3 当社は、事業者変更があったとき又は事業者変更指定日(他社卸回線に係る第1種オープンデータ通信網契約者が事業者変更を完了する日として指定した日をいいます。以下同じとします。)を一定期間経過しても事業者変更が完了しないときは、次条の解除の通知があったものとして取り扱います。
 - 4 当社は、事業者変更指定日に事業者変更が完了していない場合であっても、事業者変更指定日に第1種オープンデータ通信網サービスの提供を終了します。

(第1種オープンデータ通信網契約者が行う第1種オープンデータ通信網契約の解除)

第23条 第1種オープンデータ通信網契約者は、第1種オープンデータ通信網契約を解除しようとするときはそのことをあらかじめオープンデータ通信網サービス取扱所に書面により通知していただきます。

(当社が行う第1種オープンデータ通信網契約の解除)

- 第24条** 当社は、次の場合には、その第1種オープンデータ通信網契約を解除することがあります。
- (1) この約款に定める料金その他の債務について、支払期日を経過し、催告を受けてもなお支払わないとき。
 - (2) 第92条(利用停止)の規定により第1種オープンデータ通信網サービスの利用停止をされた第1種オープンデータ通信網契約者が、なおその事実を解消しないとき。
 - (3) 相互接続協定又は他社卸契約の解除、相互接続協定に係る協定事業者若しくは他社卸契約に係る電気通信事業者の電気通信事業の休止又は他社接続回線若しくは他社卸回線に係る相互接続点若しくはサービス接続点の所在場所の変更若しくは廃止により、第1種オープンデータ通信網契約者が他社接続回線、接続契約者回線又は他社卸回線を利用することができなくなった場合であって、その加入契約回線等の移転、利用の一時中断又は第89条(他社接続回線接続変更)に規定する他社接続回線接続変更の請求を行わないとき。
 - (4) 第1種オープンデータ通信網契約者(料金表第1表第1(第1種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する他社卸回線型に限ります。)が、料金表第1表第1(第1種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する条件を満たさなくなったとき又は解除の場合に該当したとき。
 - (5) 第1種オープンデータ通信網契約者が第92条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実がオープンデータ通信網サービスに関する当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるとき。
- 2 当社は、前項の規定により、その第1種オープンデータ通信網契約を解除しようとするときは、あらかじめ第1種オープンデータ通信網契約者にそのことを通知します。

第25条 削除

(第1種オープンデータ通信網利用契約)

第26条 第1種オープンデータ通信網サービスに係る契約には、第10条(契約の種別)に規定するもののほか、第1種オープンデータ通信網利用契約があります。

- 2 当社が別に定める協定事業者(以下「特定協定事業者」といいます。)が、それぞれ定める契約約款等の規定に基づいて、その特定協定事業者と別に定めるインターネット接続サービスに係る契約を締結したときは、その契約者は、当社と第1種オープンデータ通信網利用契約を締結したこととなります。

(注) 本条に規定する特定協定事業者は、別紙1に定めるものとします。

(特定協定事業者の契約約款による取扱制限)

第27条 第1種オープンデータ通信網利用契約に係る第1種オープンデータ通信網サービスの取扱いについては、その特定協定事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

(第1種オープンデータ通信網利用契約の解除)

第28条 当社は、第26条第2項に定める特定協定事業者に係る契約の解除があった場合には、第1種オープンデータ通信網利用契約を解除したものとします。

(第1種オープンデータ通信網利用契約に係る債権の譲渡)

第29条 第1種オープンデータ通信網利用契約に係る第1種オープンデータ通信網サービスの契約者は、当社が第1種オープンデータ通信網利用契約により生じた債権を特定協定事業者に譲渡することを承認していただきます。

(その他の提供条件)

第30条 第1種オープンデータ通信網契約に関するその他の提供条件については、別に定めるところによります。

(注) 本条に規定する別に定める内容は、別記3及び別記4に定めるものとします。

第2節 削除

第31条～第47条 削除

第3節 第4種オープンデータ通信網契約

(第4種オープンデータ通信網サービスの品目等)

第48条 第4種オープンデータ通信網サービスには、料金表第1表第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する品目及び設備の態様による細目があります。

(契約の種別)

第48条の2 第4種オープンデータ通信網サービスに係る契約には、次の種別があります。

ただし、料金表第1表第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- (1) 第4種オープンデータ通信網契約
- (2) 臨時第4種オープンデータ通信網契約

(契約の単位)

第49条 当社は、1の契約者識別符号ごとに1の第4種オープンデータ通信網契約(臨時第4種オープンデータ通信網契約を含みます。以下同じとします。)を締結します。この場合、第4種オープンデータ通信網契約者(臨時第4種オープンデータ通信網契約者を含みます。以下同じとします。)は、1の第4種オープンデータ通信網契約につき1人に限ります。

(他社卸回線の終端)

第49条の2 当社は、第4種オープンデータ通信網契約者(他社卸回線を使用するものに限ります。)が指定した場所内の建物又は工作物において堅固に施設できる地点に端末設備を設置し、他社卸回線の終端とします。
2 当社は、前項の地点を定めるときは、第4種オープンデータ通信網契約者と協議します。

(第4種オープンデータ通信網契約申込の方法)

第50条 第4種オープンデータ通信網契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書を契約事務を行うオープンデータ通信網サービス取扱所に提出していただきます。

2 前項の場合において、利用回線等又は他社卸回線と接続する第4種オープンデータ通信網契約申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をオープンデータ通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 相互に接続する利用回線等又は他社卸回線に係るサービスの種類等
- (2) 相互に接続する利用回線等又は他社卸回線に係る区間
- (3) 他社卸回線の終端の場所
- (4) 相互に接続する利用回線等に係る協定事業者の氏名又は名称
- (5) その他利用回線等又は他社卸回線と接続する第4種オープンデータ通信網契約申込の内容を特定するための事項

(注) 本条の場合において、当社は、第4種オープンデータ通信網契約の申込者に、本人であることを証明する書類を提示していただくことがあります。

(第4種オープンデータ通信網契約申込の承諾)

第51条 当社は、第4種オープンデータ通信網契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

ただし、料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第4種オープンデータ通信網契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 第4種オープンデータ通信網サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 他社卸回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (3) 申込者が第4種オープンデータ通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (4) 利用回線等と接続する第4種オープンデータ通信網契約の申込みにあつては、その利用回線等との相互接続に関してその利用回線等に係る協定事業者の承諾が得られないとき又はその他その申込内容が相互接続協定に基づき当社が別に定める条件に適合しないとき。
- (5) 申込者が第92条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、オープンデータ通信網サービスの利用の停止を受けている、又は当社が行うオープンデータ通信網契約の解除を受けたことがあるとき。
- (6) 申込者がその申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
- (7) その他オープンデータ通信網サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最低利用期間)

第52条 第4種オープンデータ通信網サービスについては、料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に定めるところにより最低利用期間があります。

2 第4種オープンデータ通信網契約者は、前項の最低利用期間内に第4種オープンデータ通信網契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する額を一括して支払っていただきます。

(利用回線等の移転等)

第52条の2 第4種オープンデータ通信網契約者（利用回線等と接続する第4種オープンデータ通信網契約に係るものに限ります。以下この条において同じとします。）は、第4種オープンデータ通信網契約に係る利用回線等の移転の場合には、その変更の内容を事前にオープンデータ通信網サービス取扱所に通知していただきます。

2 当社は、前項の通知の内容が取扱所交換設備の変更（その取扱所交換設備の設定の変更又はその第4種オープンデータ通信網契約に係るオープンデータ通信網サービス取扱所の変更をいいます。以下同じとします。）を要するものであるときは、当社は、その取扱所交換設備の変更を行います。

3 第4種オープンデータ通信網契約者は、利用回線等に係る協定事業者との電気通信サービスに係る契約の解除の場合には、そのことを速やかにオープンデータ通信網サービス取扱所に通知していただきます。

4 当社は、前項の通知があったとき（第55条（細目の変更）の変更の通知があったときを除きます。）は、第57条（その他の提供条件）の第4種オープンデータ通信網契約者が行う第4種オープンデータ通信網契約の解除の通知があったものとして取り扱います。

5 前4項の規定にかかわらず、料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(注) 当社は、第4種オープンデータ通信網契約者から本条第1項又は第3項の通知がないときは、第114条（協定事業者からの通知）第1項の通知により、本条第1項又は第3項の通知があったものとみなすことがあります。

(他社卸回線の移転)

第52条の3 第4種オープンデータ通信網契約者は、他社卸回線の移転の請求をすることができません。

(メールアドレスの割当て)

第53条 第4種オープンデータ通信網契約者は電子メール（メールのアドレス（以下「メールアドレス」といいます。）を使用してオープンデータ通信網サービス取扱所に設置するメール蓄積装置によりメールの蓄積、再生又は転送等を行うことができるサービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができるものとし、当社は、そのためのメールアドレスを当社が別に定めるところにより割り当てます。この場合のメールアドレスの数は、1の第4種オープンデータ通信網契約につき別に定める数とします。

ただし、料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に別段の定めがある場合は、

その定めるところによります。

- 2 当社は、第4種オープンデータ通信網契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、メールアドレスの変更その他電子メールの利用内容の変更を行います。
- 3 電子メールとして蓄積できる通信の情報量及び期間は、当社が別に定めるところによります。

(注) 本条第1項に規定する別に定める数は1とします。

(注) 本条第3項に規定する通信の情報量は20メガバイトまで、期間は90日間とします。

第54条 削除

(細目の変更)

第55条 第4種オープンデータ通信網契約者は、第4種オープンデータ通信網サービスの設備又は保守の態様による細目の変更の請求をすることができます。

ただし、料金表第1表第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第51条(第4種オープンデータ通信網契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(当社が行う第4種オープンデータ通信網契約の解除)

第56条 当社は、次の場合には、その第4種オープンデータ通信網契約を解除することがあります。

- (1) この約款に定める料金その他の債務について、支払期日を経過し、催告を受けてもなお支払わないとき。
 - (2) 第92条(利用停止)の規定により第4種オープンデータ通信網サービスの利用停止をされた第4種オープンデータ通信網契約者が、なおその事実を解消しないとき。
 - (3) 第4種オープンデータ通信網契約者が第92条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実がオープンデータ通信網サービスに関する当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるとき。
 - (4) 他社卸契約の解除、他社卸契約に係る電気通信事業者の電気通信事業の休止又は他社卸回線に係るサービス接続点の所在場所の変更若しくは廃止により、第4種オープンデータ通信網契約者が他社卸回線を利用することができなくなったとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、料金表第1表第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
 - 3 当社は、前2項の規定により、その第4種オープンデータ通信網契約を解除しようとするときは、あらかじめ第4種オープンデータ通信網契約者にそのことを通知します。

(第4種オープンデータ通信網契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第56条の2 第4種オープンデータ通信網契約者が第4種オープンデータ通信網契約に基づいて第4種オープンデータ通信網サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(その他の提供条件)

第57条 契約の締結、第4種オープンデータ通信網サービスの利用の一時中断、他社卸回線の事業者変更及び第4種オープンデータ通信網契約者が行う第4種オープンデータ通信網契約の解除の取扱いについては、第1種オープンデータ通信網契約の場合に準ずるものとします。

- 2 削除
- 3 第4種オープンデータ通信網契約に関するその他の提供条件については、別に定めるところによります。

(注) 本条第3項に規定する別に定める内容は、別記3、別記4及び別記8に定めるものとします。

第58条～第59条 削除

第4節 削除

第59条の2～第77条 削除

第5章 付加機能

(付加機能の提供)

第78条 当社は、オープンデータ通信網契約者から請求があったときは、そのオープンデータ通信網契約につ

いて、次の場合を除き、料金表第1表第5（付加機能使用料）により付加機能を提供します。

- (1) 付加機能の提供を請求したオープンデータ通信網契約者が、付加機能使用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等オープンデータ通信網サービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき。

(注) 当社は、30日以内の利用期間を指定して締結した契約により提供されるオープンデータ通信網サービスについては、臨時付加機能（オープンデータ通信網契約者が30日以内の利用期間を指定して提供を受ける機能をいいます。以下同じとします。）に限り提供します。

（付加機能の廃止）

第79条 当社は、次の場合には付加機能を廃止します。

- (1) その付加機能の提供を受けているオープンデータ通信網契約者から廃止の申出があったとき。
- (2) その付加機能の利用を継続するにあたり、料金表第1表第5（付加機能使用料）に規定する提供条件を満たさなくなったとき。

（付加機能の利用の一時中断）

第80条 当社は、付加機能を利用しているオープンデータ通信網契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断（その付加機能に係る設備及びメールアドレス等を他に転用することなく一時的に利用できなくすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第6章 端末設備の提供等

（端末設備の提供）

第81条 当社は、オープンデータ通信網契約者から請求があったときは、その加入契約回線等について別に定める端末設備を提供します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、別紙2の1の(1)のアの(イ)、別紙2の1の(1)のイの(イ)、別紙2の1の(1)のウの(イ)又は別紙2の1の(3)に定める協定事業者のIPルーティング網接続専用サービスに係る他社接続回線と接続するものについては、第12条（契約者回線の終端等）に定めるところにより端末設備を提供します。

(注) 当社は、その契約者回線が30日以内の利用期間を指定して締結した契約により提供されるものであるときは、臨時端末設備（契約者が30日以内の利用期間を指定して提供を受ける端末設備をいいます。以下同じとします。）に限り提供します。

（端末設備の種類の変更）

第82条 当社は、オープンデータ通信網契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備について、その端末設備の種類の変更を行います。

（端末設備の移転）

第83条 当社は、オープンデータ通信網契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

（端末設備の接続変更）

第84条 当社は、契約者回線を利用するオープンデータ通信網契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備についてそのオープンデータ通信網契約者に係る他の契約者回線への接続の変更（以下「接続変更」といいます。）を行います。

2 当社は、前項の請求があったときは、第81条（端末設備の提供）の規定に準じて取り扱います。

（端末設備の利用の一時中断）

第85条 当社は、オープンデータ通信網契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断（その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第7章 回線相互接続

(当社又は他社の電気通信回線との接続)

- 第86条** オープンデータ通信網契約者（第1種オープンデータ通信網契約者及び第4種オープンデータ通信網契約者に限ります。以下この条において同じとします。）は、その契約者回線の終端において又はその契約者回線等（契約者回線及び別紙2の1の(1)のイの(イ)、別紙2の1の(1)のイの(イ)、別紙2の1の(1)のウの(イ)又は別紙2の1の(3)に定める他社接続回線をいいます。以下この条において同じとします。）若しくは他社卸回線の終端に接続されている電気通信設備を介して、契約者回線等と当社が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線又は当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線（以下「他社回線」といいます。）との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面をオープンデータ通信網サービス取扱所に提出していただきます。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、その接続に関し、その接続する当社の電気通信サービスに係る電気通信回線について規定する契約約款の規定により当社が承諾しない場合又はその電気通信事業者の承諾が得られない場合を除いて、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

(他社接続回線の相互接続)

- 第87条** 当社は、他社接続回線と接続する第1種オープンデータ通信網契約申込若しくは第4種オープンデータ通信網契約申込又は他社接続回線に係る加入契約回線の移転の請求を承諾したときは、その他社接続回線と接続する相互接続点において、指定のあった他社接続回線との接続を行います。

(相互接続点の所在地の変更)

- 第88条** 当社は、相互接続協定に基づき、相互接続点の所在場所内でその所在地を変更することがあります。

(他社接続回線接続変更)

- 第89条** 当社は、第1種オープンデータ通信網契約者又は第4種オープンデータ通信網契約者から請求があったときは、その他社接続回線と接続する相互接続点の現在の所在場所において、現在接続されている他社接続回線以外の他社接続回線への接続の変更（以下「他社接続回線接続変更」といいます。）を行います。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、第14条（第1種オープンデータ通信網契約申込の承諾）又は第51条（第4種オープンデータ通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

第90条 削除

第8章 利用中止等

(利用中止)

- 第91条** 当社は、次の場合には、オープンデータ通信網サービス又は付加機能の利用を中止することがあります。
- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第88条（相互接続点の所在地の変更）の規定により、通信の利用を中止するとき。
 - (3) 第94条（通信利用の制限）の規定により、通信の利用を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定によりオープンデータ通信網サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことをオープンデータ通信網契約者にお知らせします。
- ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

- 第92条** 当社は、オープンデータ通信網契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（そのオープンデータ通信網サービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったオープンデータ通信網サービスの料金、工事に関する費用（特定他社接続回線又は特定接続回線の料金又は工事に関する費用であって、当社がこの約款において設定するものを含みます。）又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのオープンデータ通信網サービスの利用を停止することがあります。
- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 第112条（利用に係るオープンデータ通信網契約者の義務）第1項各号の規定に違反したとき又は同条

第2項の規定に該当するとき。

- (3) 当社の承諾を得ずに、契約者回線又は他社卸回線に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
- (4) 別に定める規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線から取りはずさなかったとき。
- (5) 削除
- (6) 特定接続回線に係る電気通信サービスに関する契約約款の規定により、特定接続回線の利用停止が行われたとき。

- 2 当社は、当社と複数のオープンデータ通信網契約を締結しているオープンデータ通信網契約者が、そのいずれかのオープンデータ通信網契約に係るオープンデータ通信網サービスで第112条（利用に係るオープンデータ通信網契約者の義務）第1項各号の規定に違反したとき又は同条第2項の規定に該当するときは、その全てのオープンデータ通信網契約に係るオープンデータ通信網サービスの利用を停止することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定によりオープンデータ通信網サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をオープンデータ通信網契約者に通知します。
ただし、オープンデータ通信網契約者が、第112条（利用に係るオープンデータ通信網契約者の義務）第1項各号の規定に違反したとき又は同条第2項の規定に該当するときであって、オープンデータ通信網サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたときは、この限りではありません。

(注) 本条第1項第4号に規定する別に定める規定は、別記10及び別記12に定めるものとします。

(接続休止)

- 第93条 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止又は相互接続協定の解除若しくは相互接続協定に係る協定事業者の電気通信事業の休止により、オープンデータ通信網契約者が当社のオープンデータ通信網サービス又は付加機能を全く利用できなくなったときは、そのオープンデータ通信網サービス又は付加機能について接続休止（そのオープンデータ通信網サービス又は付加機能に係る電気通信設備及びメールアドレス等を他に転用することを条件としてそのオープンデータ通信網サービス又は付加機能を一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）とします。
- 2 当社は、前項の規定により、接続休止しようとするときは、あらかじめ、そのオープンデータ通信網契約者にそのことを通知します。
- 3 第1項の接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、そのオープンデータ通信網契約は解除又は付加機能は廃止されたものとして取り扱います。この場合は、そのオープンデータ通信網契約者にそのことを通知します。

(通信利用の制限)

- 第94条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、契約者回線等に係る通信について、次に掲げる機関に設置されている契約者回線等（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関

- 2 オープンデータ通信網契約者が行う通信は、次の場合には、相手先に着信しないことがあります。
 - (1) 通信が著しくふくそうしたとき
 - (2) その通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるとき
 - (3) その通信が、電子メールに係るものであって、当社が別に定める方法により送信されるものであるとき
- 3 当社は、第4種オープンデータ通信網サービス（当社が別に定めるものに限り、）について、通信が著しくふくそうしたとき又はふくそうするおそれがあるときは、第4種オープンデータ通信網サービスに係る通信速度を制限することがあります。
- 4 当社は、第4種オープンデータ通信網サービスの利用者がアクセスポイントに接続した場合において一定時間通信を行わないときには、その接続を切断します。
- 5 当社は、第4種オープンデータ通信網サービス（別に定める協定事業者のIP通信網サービスに係る利用回線等を使用するものに限り、）については、保守等のために必要があるときは、当社が別に定める日にその接続を切断することがあります。
- 6 当社は、第4種オープンデータ通信網契約者に係るメールアドレス宛に送信された電子メールの受信について、別に定める方法により、迷惑メール（無断で他人に送信される、広告、宣伝若しくは勧誘の電子メール又は社会通念上他人に嫌悪感を抱かせる若しくはそのおそれのある電子メールをいいます。）の送信元と判断するIPアドレスから送信されたもの以外を優先して取り扱います。
- 7 当社は、利用者が情報ページを閲覧する場合に、児童ポルノアドレスリスト（別に定めるものをいいます。）に基づき、当該情報ページ、画像又は映像等の閲覧を制限することがあります。
- 8 当社は、利用者から通信の相手先について名前解決（ドメイン情報をIPアドレスに変換することをいいます。）の要求があった場合に、C&Cサーバ（マルウェアにより乗っ取られたコンピュータ群に指令を送って制御するサーバコンピュータをいいます。）等へ接続する通信の遮断を目的として利用者からの名前解決要求に係るドメイン情報を検知します。この場合に、当該ドメイン情報が、当社が別に定めるドメイン情報リストに該当するときは、当社は、その名前解決要求に係る通信を遮断することがあります。ただし、オープンデータ通信網契約者が、別に定める方法により接続要求を検知しない設定を行ったときは、この限りではありません。
- 9 当社は、本条に規定する通信の制限に伴い発生する損害については、責任を負いません。

（注）本条第1項に規定する別に定める基準は、別記21に定めるものとします。

（注）本条第7項に規定する別に定めるものは、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が提供する児童ポルノアドレスリストとします。

（利用回線による制約）

- 第94条の2** 利用回線と接続するオープンデータ通信網契約者は、その利用回線に係る協定事業者の契約約款に規定するところにより、利用回線を使用することができない場合においては、オープンデータ通信網サービスを利用することはできません。
- 2 前項に規定するほか、利用回線に係る電気通信回線設備の回線距離若しくは設備状況、他の電気通信サービスに係る電気通信回線設備等からの信号の漏洩又は利用回線の終端に接続される電気通信設備の態様等により、その利用回線による通信の伝送速度が低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又はオープンデータ通信網サービスが全く利用できない状態（通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下「DSL方式に起因する事象」といいます。）となることがあります。

第94条の3 削除

（接続時間の測定等）

- 第95条** 利用回線等からアクセスポイントへの接続時間の測定等については、料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に定めるところによります。
- 2 第1種オープンデータ通信網サービスに係る利用速度の測定等については、料金表第1表第1（第1種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に定めるところによります。

第9章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

（料金及び工事に関する費用）

- 第96条** 当社が提供するオープンデータ通信網サービスの料金は、料金表第1表（料金）に規定する料金とし、

当社が提供するオープンデータ通信網サービスの態様に応じて、利用料、通信料、契約者回線使用料、接続契約者回線等使用料、加算額、付加機能使用料、線路設置費及び設備費を合算したものとします。

- 2 当社が提供するオープンデータ通信網サービスに係る工事に関する費用及び手続きに関する費用は、料金表第2表（工事に関する費用）及び第3表（手続きに関する費用）に規定する工事費及び手続きに関する費用とします。

第2節 料金等の支払義務

（定額利用料の支払義務）

第97条 オープンデータ通信網契約者は、そのオープンデータ通信網契約に基づいて当社がオープンデータ通信網サービス又は端末設備若しくは付加機能の提供を開始した日から起算して、その契約の解除又は端末設備若しくは付加機能の廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一である場合は、1日間とします。）について、料金表第1表（料金）に規定する料金のうち月額又は日額で規定されているもの（以下「定額利用料」といいます。）の支払いを要します。

ただし、第22条の2（他社卸回線の事業者変更）及び第57条（その他の提供条件）に規定する事業者変更の場合であって、事業者変更指定日と異なる日に事業者変更が完了したときは、「その契約の解除又は付加機能の廃止があった日」は事業者変更指定日とします。

- 2 前項の期間において、利用の一時中断等によりオープンデータ通信網サービス又は端末設備若しくは付加機能を利用することができない状態が生じたときの定額利用料の支払いは、次によります。

- (1) 利用の一時中断をしたときは、オープンデータ通信網契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。
- (2) 利用停止があったときは、オープンデータ通信網契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。
- (3) 前2号の規定によるほか、オープンデータ通信網契約者は、次の場合を除き、オープンデータ通信網サービス又は端末設備若しくは付加機能を利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 オープンデータ通信網契約者の責めによらない理由により、そのオープンデータ通信網サービス又は端末設備若しくは付加機能を全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（2欄又は3欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限りません。）に対応するそのオープンデータ通信網サービス又は端末設備若しくは付加機能についての定額利用料
2 当社の故意又は重大な過失により、そのオープンデータ通信網サービス又は端末設備若しくは付加機能を全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった時間に対応するそのオープンデータ通信網サービス又は端末設備若しくは付加機能についての定額利用料
3 契約者回線等の移転又は他社接続回線接続変更に伴って、オープンデータ通信網サービス又は端末設備若しくは付加機能を利用できなくなった期間が生じたとき（オープンデータ通信網契約者の都合によりオープンデータ通信網サービス又は端末設備若しくは付加機能を利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。）。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのオープンデータ通信網サービス又は端末設備若しくは付加機能についての定額利用料

- 3 第1項の期間において、オープンデータ通信網契約者が他社相互接続通信（サービス接続点においてオープンデータ通信網と接続する当社が別に定める電気通信サービスに係る電気通信設備を通じて送受される通信を含みます。以下この条において同じとします。）を行うことができないため、当社のオープンデータ通信網サービス又は付加機能を全く利用することができないときの定額利用料の支払いは、次によります。

- (1) 当社が別に定める電気通信サービスに係る契約約款等の規定若しくは協定事業者による利用の一時中断、利用停止又は当社が別に定める電気通信サービスに係る契約約款等若しくは協定事業者との契約の解除その他オープンデータ通信網契約者に帰する理由により、他社相互接続通信を行うことができなかった場合であっても、その期間中の定額利用料の支払いを要します。
- (2) 前号の規定によるほか、オープンデータ通信網契約者は、次の場合を除き、他社相互接続通信を行うことができないため、オープンデータ通信網サービス又は付加機能を全く利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 オープンデータ通信網契約者の責めによらない理由により、他社相互接続通信を行うことができない状態（第1種オープンデータ通信網サービス及び第4種オープンデータ通信網サービスの場合、他社接続回線による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できないと同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じたため、当社のオープンデータ通信網サービス又は付加機能が全く利用できなくなった場合（2欄に該当する場合を除きます。）にその事を当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。（DSL方式に起因する事象により全く利用できない状態となる場合を除きます。）	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）に対応するそのオープンデータ通信網サービス又は付加機能についての定額利用料
2 他社相互接続通信に係る協定事業者又は当社の故意又は重大な過失により、当該他社相互接続通信を行うことができないため、そのオープンデータ通信網サービス又は付加機能を全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった時間に対応するそのオープンデータ通信網サービス又は付加機能についての定額利用料
3 オープンデータ通信網サービス又は付加機能の接続休止をしたとき。	オープンデータ通信網サービス又は付加機能の接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの期間に対応するそのオープンデータ通信網サービス又は付加機能についての定額利用料

4 第1項の期間において、オープンデータ通信網契約者が特定接続回線を利用することができないため、当社のオープンデータ通信網サービス又は付加機能を全く利用することができないときの定額利用料の支払いは、次によります。

- (1) 特定接続回線に係る契約約款等の規定による利用の一時中断、利用停止又は特定接続回線に係る契約の解除その他オープンデータ通信網契約者に帰する理由により、特定接続回線を利用することができなかった場合であっても、その期間中の定額利用料の支払いを要します。
- (2) 前号の規定によるほか、オープンデータ通信網契約者は、次の場合を除き、特定接続回線を利用することができないため、オープンデータ通信網サービス又は付加機能を全く利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 オープンデータ通信網契約者の責めによらない理由により、特定接続回線を利用することができない状態（特定接続回線による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じたため、当社のオープンデータ通信網サービス又は付加機能が全く利用できなくなった場合（2欄に該当する場合を除きます。）にその事を当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）に対応するそのオープンデータ通信網サービス又は付加機能についての定額利用料
2 当社の故意又は重大な過失により、当該特定接続回線を利用することができないため、そのオープンデータ通信網サービス又は付加機能を全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった時間に対応するそのオープンデータ通信網サービス又は付加機能についての定額利用料

5 前4項の規定にかかわらず、料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

6 当社は、支払いを要しないこととされた定額利用料が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（手続きに関する費用の支払義務）

第97条の2 オープンデータ通信網契約者は、オープンデータ通信網契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用の支払いを要します。

ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又は請求の取り消しがあった場合は、この限りではありません。この場合、既にその手続きに関する費用が支払われているときは、当社は、その手続きに関する費用を返還します。

(利用料金等の支払義務)

第98条 第4種オープンデータ通信網契約者は、料金表第1表第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)の規定により測定した接続時間に基づいて算定した利用料金及び通信料の支払いを要します。

第99条～第100条 削除

(工事費の支払義務)

第101条 オープンデータ通信網契約者は、オープンデータ通信網契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する工事費を支払っていただきます。

この場合において、支払いを要する費用の額は、上記の工事費の額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、工事の着手前にそのオープンデータ通信網契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この節において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、オープンデータ通信網契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。
- 3 転用(東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網サービスの転用をいいます。以下同じとします。)により、新たに当社と他社卸回線に係る第1種オープンデータ通信網契約又は第4種オープンデータ通信網契約を締結した場合であって、当社に引き継がれた分割支払金の残余の期間の債務(東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が定める契約約款に規定するものをいいます。以下「工事費残債」といいます。)があるときは、その転用に係る第1種オープンデータ通信網契約者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、その工事費残債の支払いを要します。この場合において、当社は、その工事費残債を当社が定める方法により請求します。
- 4 前項の規定の適用を受けている第1種オープンデータ通信網契約者が、工事費残債を当社が定める方法により分割して請求を受けている場合に、次のいずれかの事由に該当したときは、工事費残債について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
 - (1) その第1種オープンデータ通信網契約の解除があったとき。
 - (2) その第1種オープンデータ通信網契約に係る他社卸回線の移転があったとき。

(線路設置費の支払義務)

第101条の2 オープンデータ通信網契約者は、次条第1項の規定により設備費を支払っていただく場合を除いて、次の場合には、線路設置費を支払っていただきます。

ただし、契約者回線の設置工事等の着手前にそのオープンデータ通信網契約の解除等があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその線路設置費が支払われているときは、当社は、その線路設置費を返還します。

- (1) 契約者回線の終端が区域外となるオープンデータ通信網契約の申込みをし、その承諾を受けたとき。
 - (2) 契約者回線の終端が区域外にあるオープンデータ通信網サービスについて、契約者回線の品目の変更の請求をし、その承諾を受けたとき。
 - (3) 移転後の契約者回線の終端が区域外となる契約者回線の移転(移転後の契約者回線の終端が移転前の端末設備の設置範囲内となるものを除きます。)の請求をし、その承諾を受けたとき。
- 2 オープンデータ通信網契約者は、工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

(設備費の支払義務)

第101条の3 オープンデータ通信網契約者は、現在設置されている通常の電気通信設備以外の特別な電気通信設備の新設を要するオープンデータ通信網契約の申込み(契約者回線の品目の変更又は移転の請求を含みます。)をし、その承諾を受けたときは、設備費を支払っていただきます。

ただし、契約者回線の設置工事等の着手前にそのオープンデータ通信網契約の解除等があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその設備費が支払われているときは、当社は、その設備費を返還します。

- 2 オープンデータ通信網契約者は、工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事(前項に掲げる特別な電気通信設備の新設の工事に限ります。)の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算方法等

(料金の計算方法等)

第102条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第103条 オープンデータ通信網契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

(延滞利息)

第104条 オープンデータ通信網契約者は、料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの期間について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から計算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第5節 特定他社接続回線等の料金等

(特定他社接続回線等の料金等)

第105条 第1種オープンデータ通信網契約者は、そのオープンデータ通信網契約に基づいて使用する特定他社接続回線の料金等（第1種オープンデータ通信網サービスに係る特定他社接続回線の料金、手続きに関する費用及び工事に関する費用であって、当社がこの約款において設定するものをいいます。以下同じとします。）を当社に支払っていただきます。

2 第1種オープンデータ通信網契約者は、そのオープンデータ通信網契約に基づいて使用する特定接続回線の料金等（第1種オープンデータ通信網サービスに係る特定接続回線（別紙2の1の(2)に定める電気通信サービスに係る回線終端装置を含みます。）の料金、手続きに関する費用及び工事に関する費用であって、当社がこの約款において設定するものをいいます。以下同じとします。）を当社に支払っていただきます。

3 特定他社接続回線の料金等及び特定接続回線の料金等に関するその他の提供条件（責任の制限を含みます。）は、この約款及び料金表通則に定めるところによります。

第10章 保守

(オープンデータ通信網契約者の維持責任)

第106条 オープンデータ通信網契約者（第1種オープンデータ通信網契約者に限ります。以下この章において同じとします。）は、自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(オープンデータ通信網契約者の切分責任)

第107条 オープンデータ通信網契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、当社のオープンデータ通信網サービスを利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、オープンデータ通信網契約者から請求があったときは、当社は、オープンデータ通信網サービス取扱所において当社が別に定める方法により試験を行い、その結果をオープンデータ通信網契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、オープンデータ通信網契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、オープンデータ通信網契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) 本条は、自営端末設備又は自営電気通信設備について当社と保守契約を締結しているオープンデータ通信網契約者には適用しません。

(修理又は復旧の順位)

第108条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合には、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第94条（通信利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注) 本条の表中第2順位に規定する別に定める基準は、別記21に定めるものとします。

(注) 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した加入契約回線等について、暫定的にそのオープンデータ通信網サービス取扱所を変更することがあります。

第11章 損害賠償

(責任の制限)

第109条 当社は、オープンデータ通信網サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（当社が、この約款及び料金表通則に定めるところにより協定事業者の提供区間に係る料金を設定している場合は、その協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときを、特定接続回線を使用している場合は、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときを含みます。）は、そのオープンデータ通信網サービスが全く利用できない状態（当該契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、オープンデータ通信網契約者の損害を賠償します。

ただし、協定事業者の契約約款に定めるところによりその損害を賠償する場合又はDSL方式に起因する事象により全く利用できない状態となる場合は、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社は、オープンデータ通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）に対応する当該オープンデータ通信網サービスに係る次の料金の合計額（そのオープンデータ通信網サービスの一部が全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金額）を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(1) 料金表第1表（料金）に規定する定額利用料

(2) 料金表第1表（料金）に規定する利用料金又は通信料（オープンデータ通信網サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する月の前6月の1日当たりの平均利用料（前6月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

3 前項の場合において、全く利用できない状態が連続した時間に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取扱います。

4 当社の故意又は重大な過失によりオープンデータ通信網サービスの提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。

5 前4項の規定にかかわらず、当社は、第1種オープンデータ通信網利用契約に係る第1種オープンデータ通信網サービスであるときは、その賠償の責任を負いません。

(免責)

第 110 条 当社は、オープンデータ通信網サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、オープンデータ通信網契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、端末設備等の接続の技術的条件（以下この条において「技術的条件」といいます。）の規定の変更（取扱所交換設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第 12 章 雑則

(承諾の限界)

第 111 条 当社は、オープンデータ通信網契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等オープンデータ通信網サービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき（他社接続回線を使用するオープンデータ通信網サービスにおいて、当社の電気通信設備と他社接続回線との接続に関しその他社接続回線に係る協定事業者の承諾が得られない場合その他その請求内容が相互接続協定に基づき当社が別に定める条件に適合しない場合を含みます。）は、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(書面等の提出等)

第 111 条の 2 オープンデータ通信網契約者又はオープンデータ通信網契約の申込みをする者（承継等の手続きをする者を含みます。）は、当社が承認した場合、当社所定の書面等の提出等に代えて、当社指定の方法（電磁的方法やインターネットを経由して当社所定の書式をオープンデータ通信網サービス取扱所等へ送信する方法を含みます。）により提出等を行うことができます。

(利用に係るオープンデータ通信網契約者の義務)

第 112 条 オープンデータ通信網契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 当社がオープンデータ通信網契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 故意に電気通信回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 当社がオープンデータ通信網サービスに関する業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がオープンデータ通信網契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

(4) 当社がオープンデータ通信網契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

(5) 違法に、又は公序良俗に反する態様で、オープンデータ通信網サービスを利用しないこと。

2 当社は、前項の規定によるほか、オープンデータ通信網契約者の行為が別に定める規定に該当する行為であると当社が判断した場合は、利用に係るオープンデータ通信網契約者の義務に違反しているものとみなします。

(注) オープンデータ通信網契約者は、本条の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(注) 本条第 2 項に規定する別に定める行為は、別記 7 に定めるところによります。

(オープンデータ通信網契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等)

第 113 条 オープンデータ通信網契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等については、別に定めるところによります。

(注) 本条に規定する別に定める内容は、別記 15 及び別記 16 に定めるところによります。

(協定事業者からの通知)

第 114 条 当社は、オープンデータ通信網契約者が別に定める変更等の通知の届出を行わなかった場合は、当社と協定事業者との相互接続協定に基づき、協定事業者から、オープンデータ通信網契約者と協定事業者との別に定める電気通信サービスに関する契約に係る氏名及び住所等について、通知を受けることがあります。

(注) 本条第 1 項に規定する別に定める内容は、別記 3 に定めるところによります。

(注) 本条第 1 項に規定する別に定める電気通信サービスは、協定事業者が定める電話サービス、総合デジタル通信サービス又は別紙 2 に規定する協定事業者の電気通信サービスとします。

第 114 条の 2 削除

(特約条項等)

第 114 条の 3 当社は、この約款に定めるところにかかわらず、オープンデータ通信網契約者に対して別に定める提供条件（以下「特約条項等」といいます。）でオープンデータ通信網サービスの提供をすることがあります。

この場合、当社とオープンデータ通信網契約者の中で締結する特約条項等については、その部分についてこの約款に優先するものとします。

(注意喚起)

第 114 条の 4 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構がサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備に関して行う助言及び情報の提供に従って、送信型対電気通信設備サイバー攻撃（事業法第 116 条の 2 第 1 項第 1 号に定めるものをいいます。）によりオープンデータ通信網サービスの提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要な限度で、当該電気通信設備の IP アドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続するオープンデータ通信網契約者を確認し、注意喚起を行うことがあります。

(法令に規定する事項)

第 115 条 オープンデータ通信網サービスの提供又は利用にあたり、法令に規定のある事項については、その定めるところによります。

(注) 本条に規定する法令に規定する事項は、別記 9 から別記 14 に定めるところによります。

(閲覧)

第 116 条 オープンデータ通信網サービスにおける基本的な技術的事項は、別表のとおりとします。

2 当社は当社が指定する当社のオープンデータ通信網サービス取扱所において、オープンデータ通信網サービスを利用するうえで参考となる別に定める事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

3 この約款において当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

(注) 本条第 2 項に規定する別に定める事項は、別記 22 に定めるものとします。

第 13 章 附帯サービス

(附帯サービス)

第 117 条 オープンデータ通信網サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別に定めるところによります。

(注) 本条に規定する別に定める内容は、別記 17 から別記 20 に定めるものとします。

別記

1 オープンデータ通信網サービスの提供区間

- (1) 当社が提供する第1種オープンデータ通信網サービスの提供区間は、次のとおりとします。
 - ア 相互接続点、契約者回線の終端又はサービス接続点（オープンデータ通信網サービスに係る電気通信設備と当社の法人向けBBサービスに係る電気通信設備との接続点をいいます。以下(1)において同じとします。）相互間（同一の相互接続点に終始する場合を含みます。）のもの
 - イ 相互接続点、契約者回線の終端又はサービス接続点からアクセスポイント又はIX等（別に定めるインターネットとの相互接続点に係る電気通信設備をいいます。以下同じとします。）との接続点間のもの
- (2) 当社が提供する第4種オープンデータ通信網サービスの提供区間は、次のとおりとします。
 - ア アクセスポイント相互間（同一のアクセスポイントに終始する場合を含みます。）又は他社卸回線の終端間のもの
 - イ アクセスポイントから相互接続点、契約者回線の終端、他社卸回線の終端、サービス接続点又はIX等との接続点間のもの
- (3) IX等との接続点において接続を行う場合において、当社は、そのIX等との接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。

2 削除

3 氏名等の変更

- (1) オープンデータ通信網契約者は、その氏名若しくは住所の変更又は料金等請求書の送付先の変更があった場合には、その変更の内容を事前に又は変更後速やかに、オープンデータ通信網サービス取扱所に通知していただきます。
- (2) (1)の通知があったときは、当社は、その通知があった事項を証明する書類を提示していただくことがあります。

4 オープンデータ通信網契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割によりオープンデータ通信網契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えてオープンデータ通信網サービス取扱所に届け出させていただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出させていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) (2)の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

5 削除

6 削除

7 オープンデータ通信網サービスの禁止事項

オープンデータ通信網契約者は以下の行為を行わないことを守っていただきます。

- (1) 当社若しくは他人の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (2) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (3) 他人を不当に差別若しくは誹謗中傷・侮辱し、他人への不当な差別を助長し又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (4) 詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく又は結びつくおそれの高い行為
- (5) わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待に相当する画像、映像、音声若しくは文書等を送信又は表示する行為
- (6) 薬物犯罪、規制薬物、指定薬物、広告禁止告示品（指定薬物等である疑いがある物として告示により広告等を広域的に禁止された物品）若しくはこれらを含むいわゆる危険ドラッグ濫用に結びつく若しくは結びつくおそれの高い行為、未承認若しくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為又はインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為
- (7) 販売又は頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行う行為
- (8) 貸金業を営む登録を受けずに、金銭の貸付の広告を行う行為
- (9) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し又はこれを勧誘する行為

- (10) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え又は消去する行為
- (11) 他人になりすましてオープンデータ通信網サービスを利用する行為
- (12) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為
- (13) 迷惑メールを送信する行為
- (14) 顧客勧誘の手段に迷惑メールを利用する Web サイトの運営を行う行為
- (15) 他人の設備等又はオープンデータ通信網サービスの設備の利用若しくは運営に支障を与える行為又は与えるおそれのある行為
- (16) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ又は違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (17) 違法行為（けん銃等の譲渡、銃砲・爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介し又は誘引（他人に依頼することを含む）する行為
- (18) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他人に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- (19) 人を自殺に誘引若しくは勧誘する行為又は第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
- (20) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様又は目的でリンクをはる行為
- (21) 犯罪や違法行為に結びつく又はそのおそれの高い情報や、他人を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
- (22) Web サイト若しくは電子メール等を利用する方法により、他人の ID 及びパスワード等の情報を、当該情報の属する者の錯誤等によりその者の意図に反して取得する行為又はそのおそれのある行為
- (23) その他公序良俗に違反し又は他人の権利を侵害すると当社が判断した行為

8 電子メールによる情報提供

- (1) オープンデータ通信網契約者は、当社が、当社又はオープンデータ通信網サービスに関する提携先等第三者の提供するサービス等に関する情報提供（広告及び宣伝を含みます。）を行うために、電子メールを送付することに承諾していただきます。
- (2) オープンデータ通信網契約者は、当社に通知することにより(1)に規定する電子メールの送付を中止又は再開することができます。

9 自営端末設備の接続

- (1) オープンデータ通信網契約者（第1種オープンデータ通信網契約者に限ります。以下9から11において同じとします。）は、その契約者回線等（契約者回線及び特定他社接続回線に限ります。以下9から12において同じとします。）の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線等に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式第7号又は第14号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末設備の機器をいいます。）以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、次の場合を除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
 - ア 技術基準適合認定規則様式第7号又は第14号の表示が付されている端末機器を接続するとき。
 - イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) オープンデータ通信網契約者は、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) オープンデータ通信網契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) オープンデータ通信網契約者は、その契約者回線等に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

10 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、契約者回線等に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、オープンデータ通信網契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、オープンデータ通信網契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第 32 条第 2 項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、オープンデータ通信網契約者は、その自営端末設備を契約者回線から取りはずしていただきます。

11 自営電気通信設備の接続

- (1) オープンデータ通信網契約者は、その契約者回線等の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線等に自営電気通信設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、事業法第 70 条第 1 項第 2 号による総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するときは除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) オープンデータ通信網契約者は、工事担任者規則第 4 条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。ただし、同規則第 3 条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) オープンデータ通信網契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) オープンデータ通信網契約者は、その契約者回線等に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

12 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線等に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記 10（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

13 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持します。

14 オープンデータ通信網契約者に係るパーソナルデータの利用

- (1) 当社は、オープンデータ通信網契約者に係るパーソナルデータ（個人に関するすべてのデータを意味し、個人情報保護法における個人情報には限られません。以下同じとします。）の取扱いに関する指針（以下「プライバシーポリシー」といいます。）を定め、これを当社のホームページ等において掲示します。
- (2) パーソナルデータの取扱いに関して、この約款に別段の定めがあるときは、プライバシーポリシーの定めに関わらずこの約款の定めるところによります。

15 オープンデータ通信網契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等

- (1) 契約者回線等（契約者回線（その終端の場所が収容オープンデータ通信網サービス取扱所内であるものを除きます。）、他社卸回線又は別紙 2 の 1 の(1)のアの(イ)、別紙 2 の 1 の(1)のイの(イ)、別紙 2 の 1 の(1)のウの(イ)若しくは別紙 2 の 1 の(3)に定める特定他社接続回線をいいます。以下 15 において同じとします。）の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。以下 15 において同じとします。）又は建物内において、当社が契約者回線等を設置するために必要な場所は、そのオープンデータ通信網契約者から提供していただきます。
- (2) 当社は、契約者回線等の終端のある構内又は建物内において、オープンデータ通信網契約者から管路等の特別な設備を使用して契約者回線等を設置することを求められたときはオープンデータ通信網契約者の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

16 オープンデータ通信網契約者からの電気の提供

当社がオープンデータ通信網契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、オープンデータ通信網契約者から提供していただくことがあります。

17 協定事業者の専用サービス等に関する手続きの代行

当社は、オープンデータ通信網契約の申込みをする者又はオープンデータ通信網契約者から要請があったときは、当社のオープンデータ通信網サービスと一体的に利用する協定事業者の専用サービス、高速イーサネット網接続サービス、イーサネット通信網サービス、高速イーサネット網サービス、パワードイーサネットサービス、高速イーサネット専用サービス、第Ⅲ種イーサネット網サービス又はIP通信網サービスの利用に係る協定事業者に対する申込み、請求、届出その他当社が別に定める事項について手続きの代行を行います。

18 IPアドレス又はドメイン名に係る申請手続きの代行等

- (1) 当社は、オープンデータ通信網契約者(当社が別に定めるオープンデータ通信網契約者に限ります。以下18において同じとします。)から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、そのオープンデータ通信網契約者に代わってJPRS等にその契約者回線等で使用するIPアドレスの割当て若しくは返却又はドメイン名(当社が別に定めるものを除きます。以下18において同じとします。)の割当て、変更、移転若しくは廃止等の申請手続き等を行います。
- (2) (1)の場合、オープンデータ通信網契約者は、当社が別に定めるところにより、料金表第4表1(申請手数料)に規定する手数料を支払っていただきます。
- (3) オープンデータ通信網契約者は、その契約者回線等においてドメイン名を利用している場合は、当社が別に定めるところにより、料金表第4表2(ドメイン名維持管理料)に規定する料金を支払っていただきます。
- (4) オープンデータ通信網契約者は、ドメイン名を利用している場合において、オープンデータ通信網契約の解除をするときは、そのドメイン名について、あらかじめ指定事業者(JPRSに対しドメイン名に係る申請手続き等の代行を行う事業者であって、JPRSが定める者をいいます。以下18において同じとします。)の変更又はドメイン名の廃止の申請手続きに係る請求をしていただきます。
- (5) 当社は、オープンデータ通信網契約者がそのオープンデータ通信網契約を解除する場合において、(4)に規定する申請手続きに係る請求が行われなかったときは、そのドメイン名について、廃止の申請手続きを行うことがあります。この場合、当社はドメイン名の廃止に伴い発生する損害について責任を負いません。
- (6) (4)又は(5)の場合において、指定事業者の変更又はドメイン名の廃止が完了するまでの間にドメイン名の維持管理料の支払いを要する期日が到来した場合は、オープンデータ通信網契約者は、料金表第4表2(ドメイン名維持管理料)に規定する料金を支払っていただきます。

19 請求書等の発行

- (1) 当社は、別に定める場合を除き、オープンデータ通信網サービスの料金及び工事に関する費用の請求にあたり、請求書又は請求額通知書を発行します。
- (2) (1)のほか、当社は、オープンデータ通信網契約者が、この約款に定める料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合(支払期日を経過した後支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。)は、請求書を発行します。
- (3) 第4種オープンデータ通信網契約者は、(1)又は(2)に規定する請求書又は請求額通知書の発行を受けたときは、料金表第4表3(請求書等発行手数料)に規定する手数料の支払いを要します。
ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。

20 支払証明書の発行

- (1) 当社は、オープンデータ通信網契約者から請求があったときは、この約款に定める料金その他の債務が既に当社に支払われた旨の証明書(以下「支払証明書」といいます。)を発行します。
- (2) 第4種オープンデータ通信網契約者は、(1)に規定する支払証明書の発行を受けたときは、料金表第4表4(支払証明書発行手数料)に規定する手数料の支払いを要します。
ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。

21 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	放送法(昭和25年法律第132号)第2条第23号に規定する基幹放送事業者及び同条第24

	号に規定する基幹放送局提供事業者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

22 技術資料の項目

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件 (1) 物理的条件 (2) 電気的条件 (3) 論理的条件
--

料金表

通則

(料金の設定)

- 1 削除
- 2 削除
- 3 削除
- 4 第1種オープンデータ通信網サービスに係る特定他社接続回線の料金等については、当社がこの約款において設定するものとします。ただし、別紙2の1に定める特定事業者の電気通信サービスに関する契約約款に規定するところによりその特定事業者が定める料金及び工事に関する費用についてはこの限りではありません。
- 5 第1種オープンデータ通信網サービスに係る特定接続回線の料金等については、この約款において設定するものとします。
- 6 削除

(料金の計算方法等)

- 7 当社は、オープンデータ通信網契約者（臨時第1種オープンデータ通信網契約者及び臨時第4種オープンデータ通信網契約者を除きます。以下11までにおいて同じとします。）がその契約に基づき支払う料金は、料金月（1の暦月の起算日（当社がオープンデータ通信網契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）に従って計算します。
- 8 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定められている料金（以下この通則において「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 料金月の初日以外の日にオープンデータ通信網サービス又は端末設備若しくは付加機能の提供の開始があったとき。
 - (2) 料金月の初日以外の日にオープンデータ通信網サービスの解除又は端末設備若しくは付加機能の廃止があったとき（第97条（定額利用料の支払義務）第1項ただし書の規定に該当する場合、事業者変更指定日が料金月の初日以外のときとします。）。
 - (3) 料金月の初日にオープンデータ通信網サービス又は端末設備若しくは付加機能の提供を開始し、その日にそのオープンデータ通信網サービスの解除又は端末設備若しくは付加機能の廃止があったとき。
 - (4) 料金月の初日以外の日に月額料金の額の改定があったとき。この場合改定後の月額料金は、その改定があった日から適用します。
 - (5) 料金月の初日以外の日にオープンデータ通信網サービスの品目の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき（この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。）
 - (6) 第97条（定額利用料の支払義務）第2項第3号の表、第3項第2号の表及び第4項第2号の表の規定に該当するとき。
 - (7) 11の規定に基づく起算日の変更があったとき。
- 9 当社は、オープンデータ通信網契約者（他社接続回線型に係るものに限り、）が別に定める方法により品目等の変更を行った場合は、8の規定にかかわらず次の通り取り扱います。
 - (1) 品目等の変更により月額料金の額が増加又は減少したときは、変更があった日（以下9において「変更日」といいます。）について、その日のうちで最も高い額の月額料金を適用します。
 - (2) 変更日における変更後の品目等（変更が複数回行われた場合は、最後の変更に係るものとします。）に係る月額料金を変更日の翌日から適用します。ただし、翌日に品目等の変更が行われた場合はこの限りではありません。
 - (3) (1)及び(2)の規定により、1の料金月において異なる月額料金を適用するときは、その利用日数に応じて日割りします。
- 10 8及び9の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。
- 11 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、7に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 12 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 13 オープンデータ通信網契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が別に定める期日までに、当社が指定する金融機関又はオープンデータ通信網サービス取扱所等において支払っていただきます。

(注) 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

14 当社は、当社に特別の事情がある場合は、13の規定にかかわらず、オープンデータ通信網契約者（臨時第1種オープンデータ通信網契約者及び臨時第4種オープンデータ通信網契約者を除きます。）の承諾を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

15 当社は、オープンデータ通信網契約者の1月の支払額（この約款（オープンデータ通信網契約者が電話サービス等契約約款に定める電話等契約者又はIP電話サービス契約約款に定めるIP電話契約者である場合は、当該約款に定める料金を含みます。）のうち、当社が別に定める料金に係るものに限り）が5,000円に満たないときは、2又は3月分の料金を当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

ただし、あらかじめオープンデータ通信網契約者から、当社がこの取扱いを行うことについて承諾しない旨の申出があったときは、この限りではありません。

(前受金)

16 当社は、料金又は工事に関する費用について、オープンデータ通信網契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 当社が定める条件とは、前受金には利息を付さないことをいいます。

(消費税相当額の加算)

17 第97条（定額利用料の支払義務）から第101条の3（設備費の支払義務）まで及び第105条（特定他社接続回線等の料金等）の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額（税抜価額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。））とします。）に消費税相当額を加算した額とし、その算出方法については、当社が別に定めるところによります。

この場合において、当社は消費税法第63条に定めるところにより、必要に応じて税込価額（税抜価額に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）を併記します。

(注) 当社は、税込価額を併記する場合、括弧内にその額を記載するものとします。

18 17の場合に、消費税相当額の算出方法によっては、オープンデータ通信網契約者への請求額とこの約款に定める税込価額が異なる場合があります。

(料金等の臨時減免)

19 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、第1表（料金）、第2表（工事に関する費用）並びに第97条（定額利用料の支払義務）から第101条の3（設備費の支払義務）及び第105条（特定他社接続回線等の料金等）までの規定にかかわらず、臨時にその料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のオープンデータ通信網サービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことを周知します。

第1表 料金

第1 第1種オープンデータ通信網サービスに係るもの

1 適用

第1種オープンデータ通信網サービスに係る料金の適用については、第97条（定額利用料の支払義務）の規定によるほか次のとおりとします。

料 金 の 適 用																																										
(1) 区分及び品目に係る料金の適用	<p>当社は、料金表を適用するにあたって、第1種オープンデータ通信網サービスについて、次表のとおり、加入契約回線等の区分及び品目を定めます。</p> <p>ア 第1種オープンデータ通信網サービスに係る区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イーサネット型</td> <td>別表 1 (1)に定める技術的条件に係る契約者回線又は他社接続回線（別紙1、別紙2の1の(1)に定める協定事業者の電気通信サービスに係る契約に基づき提供するものに限り。）を使用するもの</td> </tr> <tr> <td>特定接続回線型</td> <td>特定接続回線を使用するもの</td> </tr> <tr> <td>他社卸回線型</td> <td>他社卸回線を使用するもの</td> </tr> <tr> <td>他社接続回線型 【商品名：Suite Ether】</td> <td>他社接続回線（別紙2の1の(3)に定める協定事業者の電気通信サービスに係る契約に基づき提供するものに限り。）を使用するものであって、接続契約者回線をAS17676に係る取扱所交換設備に収容するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備 考</p> <p>1 第1種オープンデータ通信網契約者は、第16条（品目等の変更）の規定にかかわらず、区分相互間の変更を請求することはできません。</p> <p>2 イーサネット型（特定他社接続回線を使用するものに限り。）、特定接続回線型、他社卸回線型及び他社接続回線型に係るものについては、第10条（契約の種類）の規定にかかわらず、臨時第1種オープンデータ通信網契約は締結しません。</p> <p>3 他社卸回線型については、品目はありません。</p> <p>4 他社卸回線型は、当社のIP電話サービス契約約款に規定する第7種IP電話契約及び別に定める当社の端末機器に係る契約を締結していることを条件に提供します。</p>	区 分	内 容	イーサネット型	別表 1 (1)に定める技術的条件に係る契約者回線又は他社接続回線（別紙1、別紙2の1の(1)に定める協定事業者の電気通信サービスに係る契約に基づき提供するものに限り。）を使用するもの	特定接続回線型	特定接続回線を使用するもの	他社卸回線型	他社卸回線を使用するもの	他社接続回線型 【商品名：Suite Ether】	他社接続回線（別紙2の1の(3)に定める協定事業者の電気通信サービスに係る契約に基づき提供するものに限り。）を使用するものであって、接続契約者回線をAS17676に係る取扱所交換設備に収容するもの																															
	区 分	内 容																																								
	イーサネット型	別表 1 (1)に定める技術的条件に係る契約者回線又は他社接続回線（別紙1、別紙2の1の(1)に定める協定事業者の電気通信サービスに係る契約に基づき提供するものに限り。）を使用するもの																																								
	特定接続回線型	特定接続回線を使用するもの																																								
	他社卸回線型	他社卸回線を使用するもの																																								
	他社接続回線型 【商品名：Suite Ether】	他社接続回線（別紙2の1の(3)に定める協定事業者の電気通信サービスに係る契約に基づき提供するものに限り。）を使用するものであって、接続契約者回線をAS17676に係る取扱所交換設備に収容するもの																																								
	イ イーサネット型に係る品目	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 Mb/s</td> <td>1. 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>2 Mb/s</td> <td>2. 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>3 Mb/s</td> <td>3. 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>4 Mb/s</td> <td>4. 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>5 Mb/s</td> <td>5. 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>10 Mb/s</td> <td>10. 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>30 Mb/s</td> <td>30. 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>100 Mb/s</td> <td>100. 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>200 Mb/s</td> <td>200. 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>300 Mb/s</td> <td>300. 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>400 Mb/s</td> <td>400. 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>500 Mb/s</td> <td>500. 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>600 Mb/s</td> <td>600. 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>700 Mb/s</td> <td>700. 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>800 Mb/s</td> <td>800. 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>900 Mb/s</td> <td>900. 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>1 Gb/s</td> <td>1. 0ギガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>10 Gb/s</td> <td>10. 0ギガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>100 Gb/s</td> <td>100. 0ギガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備 考</p> <p>1 イーサネット型であって（2）欄アに規定する予備型のものについては、品目はありません。</p> <p>2 1 Mb/s、2 Mb/s、3 Mb/s、4 Mb/s、5 Mb/s 及び10 Mb/s の品目については、ユーザ・網インタフェースは10BASE-T又は100BASE-TXのものに限ります。</p>	品 目	内 容	1 Mb/s	1. 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	2 Mb/s	2. 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	3 Mb/s	3. 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	4 Mb/s	4. 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	5 Mb/s	5. 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	10 Mb/s	10. 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	30 Mb/s	30. 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	100 Mb/s	100. 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	200 Mb/s	200. 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	300 Mb/s	300. 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	400 Mb/s	400. 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	500 Mb/s	500. 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	600 Mb/s	600. 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	700 Mb/s	700. 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	800 Mb/s	800. 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	900 Mb/s	900. 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	1 Gb/s	1. 0ギガビット/秒の符号伝送が可能なもの	10 Gb/s	10. 0ギガビット/秒の符号伝送が可能なもの	100 Gb/s	100. 0ギガビット/秒の符号伝送が可能なもの
	品 目	内 容																																								
	1 Mb/s	1. 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																								
	2 Mb/s	2. 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																								
3 Mb/s	3. 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																									
4 Mb/s	4. 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																									
5 Mb/s	5. 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																									
10 Mb/s	10. 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																									
30 Mb/s	30. 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																									
100 Mb/s	100. 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																									
200 Mb/s	200. 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																									
300 Mb/s	300. 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																									
400 Mb/s	400. 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																									
500 Mb/s	500. 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																									
600 Mb/s	600. 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																									
700 Mb/s	700. 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																									
800 Mb/s	800. 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																									
900 Mb/s	900. 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																									
1 Gb/s	1. 0ギガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																									
10 Gb/s	10. 0ギガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																									
100 Gb/s	100. 0ギガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																									

- 3 30Mb/s及び100Mb/sの品目については、ユーザ・網インタフェースは100BASE-TXのものに限ります。
- 4 200Mb/s、300Mb/s、400Mb/s、500Mb/s、600Mb/s、700Mb/s、800Mb/s、900Mb/s及び1Gb/sの品目については、ユーザ・網インタフェースは1000BASE-T、1000BASE-LX又は1000BASE-SXのものに限り、1000BASE-Tに係るものは接続契約者回線を使用するものには提供しません。
- 5 10Gb/sの品目については、ユーザ・網インタフェースは10GBASE-LRのものに限ります。
- 6 100Gb/sの品目については、ユーザ・網インタフェースは100GBASE-LR4のものに限ります。
- 7 30Mb/s、200Mb/s、400Mb/s、500Mb/s、700Mb/s、800Mb/s、900Mb/s、10Gb/s及び100Gb/sの品目については、契約者回線を使用するものに限って提供します。
- 8 第1種オープンデータ通信網契約者は、第16条（品目等の変更）の規定にかかわらず、加入契約回線等の変更（接続契約者回線を除く加入契約回線等に係る第1種オープンデータ通信網サービスから接続契約者回線に係る第1種オープンデータ通信網サービスへの変更をいいます。）を伴う品目等の変更を請求することはできません。
- 9 当社は、契約者回線（契約者回線の終端の設置場所が加入区域にないもの、(2)欄アに規定する特定終端型のもの又は100Mb/sの品目であって(2)欄アに規定するタイプ5のものに限ります。）の終端又は(6)欄に規定する区分3に係る特定他社接続回線の終端の場所に当社の回線終端装置を設置します。

ウ 特定接続回線型に係る品目

品目	内容
100Mb/s	最大100.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
1Gb/s	最大1.0ギガビット/秒の符号伝送が可能なもの
10Gb/s	最大10.0ギガビット/秒の符号伝送が可能なもの
100Gb/s	最大100.0ギガビット/秒の符号伝送が可能なもの
備考 特定接続回線型のものに係る接続契約者回線等使用料、特定接続回線の料金（別紙2の1の(2)に定める電気通信サービスに係る回線終端装置に係るものを含みます。）は、2（料金額）(1)イ(ア)に規定する基本料に含みます。	

エ 削除

オ 他社接続回線型に係る品目

品目	内容
10Mb/s	最大10.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
20Mb/s	最大20.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
30Mb/s	最大30.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
40Mb/s	最大40.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
50Mb/s	最大50.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
60Mb/s	最大60.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
70Mb/s	最大70.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
80Mb/s	最大80.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
90Mb/s	最大90.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
100Mb/s	最大100.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
200Mb/s	最大200.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
300Mb/s	最大300.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
400Mb/s	最大400.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
500Mb/s	最大500.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
600Mb/s	最大600.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
700Mb/s	最大700.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
800Mb/s	最大800.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
900Mb/s	最大900.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
1Gb/s	最大1.0ギガビット/秒の符号伝送が可能なもの
2Gb/s	最大2.0ギガビット/秒の符号伝送が可能なもの
3Gb/s	最大3.0ギガビット/秒の符号伝送が可能なもの

備考
他社接続回線型のものに係る接続契約者回線使用料及び加算額（回線終端装置に係るものに限り。）は、2（料金額）(1)に規定する利用料に含まれます。

(2) 細目に係る料金の適用
ア 第1種オープンデータ通信網サービス（(1)欄イに規定するものに限り。）には、次の通信若しくは設備の態様による細目又はインターネットプロトコルに係る細目があります。

(ア) 通信の態様による細目1

区分	内容
半二重方式	契約者回線の終端若しくは接続契約者回線の終端の場所からオープンデータ通信網への伝送方向又は他の伝送方向の一方ごとに、当該品目に規定する速度までの符号伝送が可能なもの
全二重方式	契約者回線の終端若しくは接続契約者回線の終端の場所からオープンデータ通信網への伝送方向及び他の伝送方向について、同時に当該品目に規定する速度までの符号伝送が可能なもの

備考
1 通信の態様による細目1の区分は、1Mb/s、2Mb/s、3Mb/s、4Mb/s、5Mb/s、10Mb/s、30Mb/s若しくは100Mb/sの品目のもの又は(イ)に規定する予備型であってユーザ・網インタフェースが10BASE-T若しくは100BASE-TXのものにあります。
2 半二重方式に係るものは、ユーザ・網インタフェースが100BASE-TXのもの（(オ)に規定する特定終端型であって(カ)に規定するタイプ5に係るものを除きます。）は提供しません。

(イ) 通信の態様による細目2

区分	内容
一般型	予備型以外のもの
予備型	一般型に係る第1種オープンデータ通信網契約を締結していることを条件とするものであって、その一般型に係る第1種オープンデータ通信網サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に限り利用することができるもの

備考
1 予備型については、ユーザ・網インタフェースが10GBASE-LR及び100GBASE-LR4のものは提供しません。
2 予備型に係る第1種オープンデータ通信網契約と、予備型に対応する一般型に係る第1種オープンデータ通信網契約（以下「対応一般型契約」といいます。）は、いずれも(エ)に規定する特定取扱所型のものであって(ウ)に規定するIPv4型のもの又はいずれも特定取扱所型以外のIPv4型のものであって、(3)欄アに規定するプランが同一のものに限り、次の組み合わせの条件を満たすものに限り。

区分	予備型に係る細目等	対応一般型契約に係る細目等
(エ)に規定する特定取扱所型以外のものであって(3)欄アに規定するプラン2のもの	ユーザ・網インタフェースが10BASE-T又は100BASE-TXのもの	1Mb/s、2Mb/s、3Mb/s、4Mb/s、5Mb/s、10Mb/s、30Mb/s又は100Mb/sの品目に係るものであって、(カ)に規定するタイプ1又はタイプ2のもの
	ユーザ・網インタフェースが1000BASE-T、1000BASE-SX又は1000BASE-LXのもの	200Mb/s、300Mb/s、400Mb/s、500Mb/s、600Mb/s、700Mb/s、800Mb/s、900Mb/s又は1Gb/sの品目に係るものであって、(カ)に規定するタイプ5以外のもの

(エ)に規定する特定取扱所型であって(3)欄アに規定するプラン1又はプラン2のもの	ユーザ・網インタフェースが10BASE-Tのもの	10Mb/sの品目に係るものであってユーザ・網インタフェースが10BASE-Tのもの
	ユーザ・網インタフェースが100BASE-TXのもの	10Mb/sの品目に係るものであってユーザ・網インタフェースが100BASE-TXのもの又は100Mb/sの品目に係るものであって、(カ)に規定するタイプ5以外のもの
	ユーザ・網インタフェースが1000BASE-SX又は1000BASE-LXのもの	1Gb/sの品目に係るものであって、(カ)に規定するタイプ5以外のもの

- 3 予備型については、第10条(契約の種別)の規定にかかわらず、臨時第1種オープンデータ通信網契約は締結しません。
- 4 当社は、予備型((3)欄アに規定するプラン1に係るものに限り、)に係る第1種オープンデータ通信網契約者がその条件を満たさなくなったときは、その予備型に係る第1種オープンデータ通信網契約について、第23条(第1種オープンデータ通信網契約者が行う第1種オープンデータ通信網契約の解除)の解除の通知があったものとして取り扱います。
- 5 当社は、予備型((3)欄アに規定するプラン2に係るものに限り、)に係る第1種オープンデータ通信網契約者がその条件を満たさなくなった場合であって、一般型への細目の変更の請求を行わないときは、その予備型に係る第1種オープンデータ通信網契約について、第23条(第1種オープンデータ通信網契約者が行う第1種オープンデータ通信網契約の解除)の解除の通知があったものとして取り扱います。
- 6 予備型((エ)に規定する特定取扱所型であって(3)欄アに規定するプラン1のものに限り、)以下6において同じとします。)に対応する対応一般型契約に係る第1種オープンデータ通信網サービスについては、予備型に係る第1種オープンデータ通信網サービスが利用できる状態であるときは、当該対応一般型契約に係る第1種オープンデータ通信網サービスを利用できるものとみなし、第97条(定額利用料の支払義務)第2項第3号の表の規定を適用しません。
- 7 予備型については、第97条(定額利用料の支払義務)第2項第3号の表中に規定する「オープンデータ通信網サービスを全く利用できない状態」に、対応一般型契約に係る第1種オープンデータ通信網サービスが利用できる状態であるため予備型に係る第1種オープンデータ通信網サービスを利用できない状態を含みません。

(ウ) インターネットプロトコルに係る細目

区 分	内 容
IPv4型	インターネットプロトコルバージョン4(以下「IPv4」といいます。)を使用して通信を行うものであって、IPv6併用型以外のもの
IPv6型【商品名: IPv6タイプ】	インターネットプロトコルバージョン6(以下「IPv6」といいます。)を使用して通信を行うものであって、IPv6併用型以外のもの
IPv6併用型【商品名: IPv6デュアルスタック】	1の加入契約回線等において、IPv4及びIPv6を同時に使用して通信を行うことが可能なもの

備考

- 1 IPv6型については、1Mb/s、2Mb/s、3Mb/s、4Mb/s、5Mb/s及び100Mb/sの品目に限り提供し、予備型のものとは提供しません。
- 2 IPv6併用型については、1Mb/s、2Mb/s、3Mb/s、4Mb/s、5Mb/s、100Mb/s、1000Mb/s、1Gb/s、10Gb/s及び1000Gb/sの品目に限り提供し、予備型のものとは提供しません。
- 3 IPv6併用型に係る第1種オープンデータ通信網サービスについては、第97条(定額利用料の支払義務)第2項第3号の表中に規定する「オープンデータ通信網サービスを全く利用できない状態」に、IPv4を使用して行う通信又はIPv6を使用して行う通信のいずれかが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるIPv4を使用して行う通信又はIPv6を使用して行う通信のいずれかの通信に著しい

支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合を含みます。

(エ) 設備の態様による細目 1

区 分	内 容
一般取扱所型	特定取扱所型以外のもの
特定取扱所型【商品名：DC コネクト／DC コネクト(S)】	別に定める収容オープンデータ通信網サービス取扱所に契約者回線が終端するもの

備考

- 1 設備の態様による細目 1 の区分は、契約者回線を使用するものにあります。
- 2 一般取扱所型に係るものは、10Gb/s 及び100Gb/s の品目のものは提供しません。
- 3 特定取扱所型に係るものは、10Mb/s、100Mb/s、1Gb/s、10Gb/s 及び100Gb/s の品目並びに予備型のものに限り提供し、IPv6型のもの又はユーザ・網インタフェースが1000BASE-Tのものは提供しません。
- 4 第1種オープンデータ通信網契約者は、第16条(品目等の変更)の規定にかかわらず、細目の変更を請求することはできません。
- 5 予備型であって特定取扱所型のもの(3)欄アに規定するプラン1のものに限り、)に係る契約者回線使用料は、2(料金額)(1)に規定する利用料に含みます。
- 6 特定取扱所型(カ)に規定するタイプ5のものに限り、)に係るものは、第3条(用語の定義)の規定にかかわらず、「収容オープンデータ通信網サービス取扱所」に、当社が交換設備を設置している別に定める建物を含みます。

(オ) 設備の態様による細目 2

区 分	内 容
一般終端型	特定終端型以外のもの
特定終端型【商品名：データセンターアクセス／データセンターアクセス(S)】	契約者回線が、当社が別に定める建物内の第1種オープンデータ通信網契約者が指定する場所で終端するもの

備考

- 1 設備の態様による細目 2 の区分は、一般取扱所型のものにあります。
- 2 一般終端型に係るものは、1Mb/s、2Mb/s、3Mb/s、4Mb/s、5Mb/s、10Mb/s、100Mb/s 及び1Gb/s の品目のもの並びに予備型のものに限り提供し、ユーザ・網インタフェースが1000BASE-Tのものは提供しません。
- 3 特定終端型に係るものは、第10条(契約の種別)の規定にかかわらず、臨時第1種オープンデータ通信網契約は締結しません。
- 4 第1種オープンデータ通信網契約者は、第16条(品目等の変更)の規定にかかわらず、細目の変更を請求することはできません。

(カ) 設備の態様による細目 3

区 分	内 容
タイプ1【商品名：イーサネットアクセス／イーサネットアクセス BGP コネクト／DC コネクト／データセンターアクセス】	タイプ2 及びタイプ5 以外のもの
タイプ2【商品名：イーサネットアクセス／イーサネットアクセス BGP コネクト／DC コネクト／データセンターアクセス】	契約者回線の終端又は接続契約者回線の終端の場所への伝送方向については固定伝送速度(あらかじめ設定された符号伝送速度をいいます。以下第1において同じとします。)までの符号伝送が可能なもの
タイプ5【商品名：DC コネクト(S)／データセンターアクセス(S)】	別に定める取扱所交換設備に契約者回線を収容するもの

備 考

- 1 設備の態様による細目3の区分は、一般型のものにあります。
- 2 タイプ1については、1Gb/sの品目は、IPv4型のもの及びIPv6併用型であって特定取扱所型のものに限り提供し、特定取扱所型であって10Mb/s、10Gb/s又は100Gb/sの品目のものは提供しません。
- 3 タイプ2については、特定取扱所型以外のものはIPv4型のものであって100Mb/sの品目に限り、特定取扱所型のものは10Mb/s又は100Mb/sの品目に限り提供します。
- 4 タイプ5については、100Mb/s若しくは1Gb/sの品目であって特定終端型のもの（IPv4型のものに限ります。）又は100Mb/s、1Gb/s、10Gb/s若しくは100Gb/sの品目であって特定取扱所型のものに限り提供し、特定取扱所型のものはユーザ・網インタフェースが1000BASE-LXのものは提供しません。
- 5 タイプ2（特定取扱所型以外のものに限ります。）に係る固定伝送速度には、次の細目があります。

固定伝送速度の細目	内 容
5 Mb/s	5.0メガビット/秒
10 Mb/s	10.0メガビット/秒
15 Mb/s	15.0メガビット/秒
20 Mb/s	20.0メガビット/秒
25 Mb/s	25.0メガビット/秒
30 Mb/s	30.0メガビット/秒
35 Mb/s	35.0メガビット/秒
40 Mb/s	40.0メガビット/秒
45 Mb/s	45.0メガビット/秒
50 Mb/s	50.0メガビット/秒
60 Mb/s	60.0メガビット/秒
70 Mb/s	70.0メガビット/秒
80 Mb/s	80.0メガビット/秒

- 6 タイプ2（特定取扱所型のものに限ります。）に係る固定伝送速度には、次の細目があります。

品目	固定伝送速度の細目	内 容
10 Mb/s	1 Mb/s	1.0メガビット/秒
	2 Mb/s	2.0メガビット/秒
	3 Mb/s	3.0メガビット/秒
	4 Mb/s	4.0メガビット/秒
100 Mb/s	5 Mb/s	5.0メガビット/秒
	6 Mb/s	6.0メガビット/秒
	7 Mb/s	7.0メガビット/秒
	8 Mb/s	8.0メガビット/秒
	9 Mb/s	9.0メガビット/秒
	10 Mb/s	10.0メガビット/秒
	15 Mb/s	15.0メガビット/秒
	20 Mb/s	20.0メガビット/秒
	25 Mb/s	25.0メガビット/秒
	30 Mb/s	30.0メガビット/秒
	35 Mb/s	35.0メガビット/秒
	40 Mb/s	40.0メガビット/秒
	45 Mb/s	45.0メガビット/秒
	50 Mb/s	50.0メガビット/秒
	60 Mb/s	60.0メガビット/秒
	70 Mb/s	70.0メガビット/秒
80 Mb/s	80.0メガビット/秒	

- 7 タイプ5については、第10条（契約の種別）の規定にかかわらず、臨時第1種オープンデータ通信網契約は締結しません。

- 8 タイプ5に係る第1種オープンデータ通信網契約者は、第16条（品目等の変更）の規定にかかわらず、品目及びインターネットプロトコルに係る細目の変更を請求することはできません。
- 9 第1種オープンデータ通信網契約者は、第16条（品目等の変更）の規定にかかわらず、細目の変更（タイプ5に係るものに限り。）を請求することはできません。
- 10 タイプ5（特定取扱所型のものに限り。）に係る第1種オープンデータ通信網契約者は、第17条（加入契約回線等の移転）の規定にかかわらず、移転の請求をすることはできません。
- 11 タイプ5に係る契約者回線使用料（基本料に係るものに限り。）及び100Mb/sの品目（特定取扱所型のものに限り。）に係る回線終端装置の料金は、2（料金額）(1)に規定する利用料に含みます。

(キ) 設備の態様による細目4

区 分	内 容
クラス1	クラス2以外のも
クラス2	契約者回線において、その品目に係る符号伝送の速度を保証しないものであって、概ねその品目に係る符号伝送速度による通信を行うことができるもの

備考

- 1 設備の態様による細目4の区分は、契約者回線に係るものであって特定終端型のものにあります。
- 2 クラス1に係るものは、タイプ5のものは提供しません。
- 3 クラス2に係るものは、1Mb/s、2Mb/s、3Mb/s、4Mb/s、5Mb/sの品目のもの及びタイプ2のものは提供しません。

イ 第1種オープンデータ通信網サービス((1)欄ウに規定するものに限り。)には、次の使用する特定接続回線又はインターネットプロトコルに係る細目があります。

(ア) 特定接続回線に係る細目

区 分	内 容
タイプ8【商品名：インターネットアクセス(S)】	法人向けBBサービス利用規約に規定する第3種光回線インターネット接続サービスI型に係る特定接続回線を使用するもの
タイプ14【商品名：インターネットアクセス(S) BGPコネク】	法人向けBBサービス利用規約に規定するBGPインターネット接続サービスに係る特定接続回線を使用するもの

備 考

- 1 タイプ8に係るものは1Gb/s、10Gb/s又は100Gb/sの品目に限り提供します。
- 2 タイプ14に係るものは、動的経路選択を行うものに限り提供します。
- 3 第1種オープンデータ通信網契約者は、第16条（品目等の変更）の規定にかかわらず、細目の変更を請求することはできません。

(イ) インターネットプロトコルに係る細目

区 分	内 容
IPv4型	IPv4を使用して通信を行うものであって、IPv6併用型以外のも
IPv6併用型【商品名：IPv6デュアルスタック】	1の加入契約回線において、IPv4及びIPv6を同時に使用して通信を行うことが可能なもの

備 考

- 1 削除
- 2 IPv6併用型については、1Gb/s、10Gb/s及び100Gb/sの品目に限り提供します。
- 3 第1種オープンデータ通信網契約者は、第16条（品目等の変更）の規定にかかわらず、細目の変更を請求することはできません。
- 4 IPv6併用型に係る第1種オープンデータ通信網サービスについては、第97条（定額利用料の支払義務）第2項第3号の表中に規定する「オープンデータ通信網サービスを全く利用できない状態」に、IPv4を使用して行う通信又はIPv6を使用して行う通信のいずれかが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるIPv4を使用して行う通信又はIPv6を使用して行う通信のいずれかの通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合を含みます。

ウ 削除

エ 第1種オープンデータ通信網サービス((1)欄に規定する他社卸回線型に係るものに限ります。)には、次の設備又は保守の態様による細目があります。

(ア) 設備の態様による細目

区 分	内 容
戸建型 【商品名：光アクセス プランF IPoE ボイス タイプ Biz コラボ (戸 建)】	東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-1に相当する他社卸回線に係るもの
集合型 【商品名：光アクセス プランF IPoE ボイス タイプ Biz コラボ (マンション)】	東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-2に相当する他社卸回線に係るもの
備 考 第1種オープンデータ通信網契約者は、第16条(品目等の変更)の規定にかかわらず、細目の変更を請求することはできません。	

(イ) 保守の態様による細目

区 分	内 容
タイプ1	他社卸回線及び当社が提供する別に定める端末機器について、午前9時から午後5時までの時間帯以外の時刻に修理又は復旧の請求を受け付けたときに、午前9時から午後5時までの時間帯(その受け付けた時刻以後の直近のものとしします。)においてその修理又は復旧を行うもの
タイプ2 【商品名：保守パックA】	他社卸回線について、午前9時から午後5時までの時間帯以外の時刻に修理又は復旧の請求を受け付けたときに、午前9時から午後5時までの時間帯(その受け付けた時刻以後の直近のものとしします。)においてその修理又は復旧を行い、当社が提供する別に定める端末機器について、修理又は復旧の請求を受け付けたときに、24時間その修理又は復旧を行うもの
タイプ3 【商品名：保守パックB】	他社卸回線及び当社が提供する別に定める端末機器について、修理又は復旧の請求を受け付けたときに、24時間その修理又は復旧を行うもの
備 考 タイプ1は、(1)欄において条件として規定する第7種IP電話契約がメニュー1、メニュー2又はメニュー3であって、別に定める当社の端末機器の契約に係る端末機器が1の場合に限り、提供します。	

オ 第1種オープンデータ通信網サービス((1)欄に規定する他社接続回線型に係るものに限ります。)には、次の通信の態様による細目があります。

区 分	内 容
タイプ1 (商品名：スタンダードタイプ)	接続契約者回線において、品目に係る符号伝送の速度を上限とする通信が可能なもの
タイプ2 (商品名：ギャランティタイプ)	接続契約者回線において、品目に係る符号伝送の速度を保証しないものであって、概ねその品目に係る符号伝送の速度による通信が可能なもの
備 考 1 タイプ1に係るものは100Mb/s、200Mb/s、300Mb/s、500Mb/s、1Gb/s、2Gb/s及び3Gb/sの品目に限り提供します。 2 タイプ2に係るものは2Gb/s及び3Gb/sの品目は提供しません。	

(3) 第1種オープンデータ通信網サービスに係るプラン等	ア 第1種オープンデータ通信網サービス（(1)欄イに規定するイーサネット型のものに限ります。）には、経路選択の方式により、次のプランがあります。					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン1</td> <td>プラン2以外のもの</td> </tr> <tr> <td>プラン2</td> <td>動的経路選択を行うもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備 考</p> <ol style="list-style-type: none"> イーサネット型に係る第1種オープンデータ通信網サービス（IP v 6併用型に係るものに限ります。）は、IP v 4を使用して行う通信及びIP v 6を使用して行う通信のそれぞれにプランがあります。 プラン1に係るものは、予備型であって、特定取扱所型以外のものは提供しません。 	区 分	内 容	プラン1	プラン2以外のもの	プラン2
区 分	内 容					
プラン1	プラン2以外のもの					
プラン2	動的経路選択を行うもの					
	イ 第1種オープンデータ通信網サービス（(2)欄アに規定するタイプ1又はタイプ5に係るものに限ります。）には、料金の適用の方法により、次のコースがあります。					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コース1</td> <td>コース2以外のもの</td> </tr> <tr> <td>コース2</td> <td>当社が(5)欄の規定により測定した利用速度に基づいて算定した利用料を適用するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備 考</p> <ol style="list-style-type: none"> コース1（IP v 6併用型であってタイプ1に係るものに限ります。）に係るものは、1 Mb/s、2 Mb/s、3 Mb/s、4 Mb/s、5 Mb/s、10 Mb/s 又は100 Mb/s の品目に限り提供します。 コース1（IP v 6型に係るものに限ります。）に係るものは、1 Mb/s、2 Mb/s、3 Mb/s、4 Mb/s 又は5 Mb/s の品目に限り提供します。 コース1（特定終端型であってタイプ5に係るものに限ります。）に係るものは、100 Mb/s 又は1 Gb/s の品目に限り提供します。 コース1（特定取扱所型であってタイプ1に係るものに限ります。）に係るものは、100 Mb/s の品目に限り提供します。 コース1（特定取扱所型であってタイプ5に係るものに限ります。）に係るものは、100 Mb/s、1 Gb/s、10 Gb/s 又は100 Gb/s の品目に限り提供します。 コース2（特定終端型であってタイプ1に係るものに限ります。）に係るものは、100 Mb/s 又は1 Gb/s の品目に限り提供し、クラス2に係るものは提供しません。 コース2（特定終端型であってタイプ5に係るものに限ります。）に係るものは、1 Gb/s の品目に限り提供します。 コース2（特定終端型以外のものであってタイプ1に係るものに限ります。）に係るものは、100 Mb/s、300 Mb/s、600 Mb/s 又は1 Gb/s の品目に限り提供します。 コース2（特定取扱所型であってタイプ5に係るものに限ります。）に係るものは、1 Gb/s、10 Gb/s 又は100 Gb/s の品目に限り提供します。 	区 分	内 容	コース1	コース2以外のもの	コース2
区 分	内 容					
コース1	コース2以外のもの					
コース2	当社が(5)欄の規定により測定した利用速度に基づいて算定した利用料を適用するもの					
	ウ 第1種オープンデータ通信網サービス（(2)欄イに規定するタイプ14のものに限ります。）には、動的経路選択における情報の提供方法により、次のプランがあります。					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン1</td> <td>すべての経路情報を伝達するもの</td> </tr> <tr> <td>プラン2</td> <td>特定の経路情報のみを伝達するもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	プラン1	すべての経路情報を伝達するもの	プラン2
区 分	内 容					
プラン1	すべての経路情報を伝達するもの					
プラン2	特定の経路情報のみを伝達するもの					
	エ 第1種オープンデータ通信網サービス（(1)欄アに規定する特定接続回線型のものに限ります。）には、料金の適用方法により、次のコースがあります。					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コース1</td> <td>コース2以外のもの</td> </tr> <tr> <td>コース2</td> <td>当社が(5)欄の規定により測定した利用速度に基づいて算定した利用料を適用するもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	コース1	コース2以外のもの	コース2
区 分	内 容					
コース1	コース2以外のもの					
コース2	当社が(5)欄の規定により測定した利用速度に基づいて算定した利用料を適用するもの					
	オ 第1種オープンデータ通信網契約者は、アに規定するプランの変更（(2)欄アに規定する予備型であって特定取扱所型に係る第1種オープンデータ通信網契約者又は(2)欄アに規定する特定取扱所型であってタイプ5に係る第1種オープンデータ通信網契約者によるアに規定するプランの変更を除きます。）及びイに規定するコースの変更の請求をすることができます。					
	カ 当社は、オの請求があったときは、第14条（第1種オープンデータ通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。					
(4) 利用速度に係る料金の適用	ア 第1種オープンデータ通信網サービス（(1)欄イに規定する100 Mb/s の品目であって、(3)欄イに規定するコース2に係るものに限ります。）は、2(料金額) (1)アに規定する基					

本料を適用し、(5)欄の規定により測定した利用速度が5 Mb/s を超える場合、その利用速度に対応する2(料金額)(1)アに規定する加算料を加算して適用します。

イ 第1種オープンデータ通信網サービス((1)欄イに規定する300 Mb/s の品目であって、(3)欄イに規定するコース2に係るものに限り、)は、2(料金額)(1)アに規定する基本料を適用し、(5)欄の規定により測定した最大受信速度が100 Mb/s を超える場合、その最大受信速度に対応する2(料金額)(1)アに規定する加算料を加算して適用します。

ウ 第1種オープンデータ通信網サービス((1)欄イに規定する600 Mb/s 又は1 Gb/s の品目であって、(2)欄アに規定するタイプ5に係るものを除き、(3)欄イに規定するコース2に係るものに限り、)は、2(料金額)(1)アに規定する基本料を適用し、(5)欄の規定により測定した最大受信速度が100 Mb/s を超える場合又は最大送信速度が400 Mb/s を超える場合、その最大受信速度及び最大送信速度に対応する2(料金額)(1)アに規定するそれぞれの加算料のうち、大きい額を加算して、当該料金月の料金額として適用します。

エ 第1種オープンデータ通信網サービス((1)欄イに規定する1 Gb/s、1.0 Gb/s 若しくは1.0 Gb/s の品目に係るもの((2)欄アに規定するタイプ5に係るものに限り、)又は(3)欄エに規定するコース2に係るものに限り、)は、2(料金額)(1)ア又は(1)イに規定する基本料を適用し、(5)欄の規定により測定した最大受信速度又は最大送信速度のうち大きい値のものが、当社と第1種オープンデータ通信網契約者((1)欄イに規定する1 Gb/s、1.0 Gb/s 又は1.0 Gb/s の品目に係るもの((2)欄アに規定するタイプ5に係るものに限り、)又は(3)欄エに規定するコース2に係るものに限り、)の間で予定した値を越えた場合は、その最大受信速度又は最大送信速度のうち大きい値のものに対応する2(料金額)(1)ア又は(1)イに規定する加算料を加算して、当該料金月の料金額として適用します。

(5) 利用速度の測定等

ア 第1種オープンデータ通信網サービス((1)欄イに規定する100 Mb/s の品目であって、(3)欄イに規定するコース2に係るものに限り、)に係る利用速度は、最大受信速度(契約者回線の終端又は接続契約者回線の終端の場所への伝送方向についての通信速度を一定時間ごとに測定し、その料金月における全ての測定値の中から、その値の高い上位5%の測定値を除いて得た残りの測定値の最大の値をいいます。以下同じとします。)とし、当社の機器により測定します。

イ 第1種オープンデータ通信網サービス((1)欄イに規定する300 Mb/s、600 Mb/s、1 Gb/s、1.0 Gb/s 若しくは1.0 Gb/s の品目であって、(3)欄イに規定するコース2に係るもの又は(3)欄エに規定するコース2に係るものに限り、)に係る利用速度は、最大受信速度又は最大送信速度(契約者回線の終端又は接続契約者回線の終端の場所からオープンデータ通信網への伝送方向についての通信速度を一定時間ごとに測定し、その料金月における全ての測定値の中から、その値の高い上位5%の測定値を除いて得た残りの測定値の最大の値をいいます。)とし、当社の機器により測定します。

ウ ア又はイの場合において、当社の機器の故障等により正しく算定できなかったときは、その正しく算定できなかった期間の測定値は、0とします。

(6) 接続契約者回線等に係る料金の適用

ア 第1種オープンデータ通信網サービス((1)欄イに規定するものに限り、)以下この欄において同じとします。)に係る接続契約者回線には、次の区分があります。

区 分	内 容
区分2	株式会社オプテージの高速イーサネット専用サービスに係る他社接続回線と接続するもの
区分3	日本電信電話株式会社等のIPルーティング網接続専用サービス(第3種サービスのタイプ2に係るものに限り、)に係る他社接続回線と接続するもの
区分4	株式会社STNetの高速イーサネット網接続サービスに係る他社接続回線と接続するもの
区分5	別に定める特定協定事業者に係る電気通信サービスに係る他社接続回線と接続するもの
区分6	北海道総合通信網株式会社のイーサネット通信網サービスに係る他社接続回線と接続するもの
区分7	株式会社トークネットの高速イーサネット網サービスに係る他社接続回線と接続するもの
区分8	株式会社エネコムイーサネット通信網サービスに係る他社接続回線と接続するもの
区分9	KDDI株式会社のパワードイーサネットサービスに係る他社接続回線と接続するもの
区分10	北陸通信ネットワーク株式会社のイーサネット通信網サービスに係る他社接続回線と接続するもの

区分1 1	株式会社Q T n e t の高速イーサネット専用サービスに係る他社接続回線と接続するもの
区分1 2	O T N e t 株式会社の高速イーサネット専用サービスに係る他社接続回線と接続するもの
区分1 3	中部テレコミュニケーション株式会社の第Ⅲ種イーサネット網サービスに係る他社接続回線と接続するもの

- イ 区分2に関する接続契約者回線に係る料金の適用
- (ア) 区分2に係る接続契約者回線については、1 Mb/s、2 Mb/s、3 Mb/s、4 Mb/s、5 Mb/s、1 0 Mb/s、1 0 0 Mb/s 若しくは1 Gb/s の品目又は予備型に限り提供します。
- (イ) 1 0 Mb/s の品目については、全二重方式のものに限り提供します。
- (ウ) 1 Mb/s、2 Mb/s、3 Mb/s、4 Mb/s、5 Mb/s 又は1 0 Mb/s の品目については、ユーザ・網インタフェースは1 0 B A S E - T のものに限り提供します。
- ウ 区分3に関する接続契約者回線及び特定他社接続回線（以下「接続契約者回線等」といいます。）に係る料金の適用
- (ア) 1 0 Mb/s の品目（(2)欄アに規定するI P v 4型であってタイプ1に係るのものに限り提供します。）については、全二重方式のものに限り提供します。
- (イ) 削除
- (ウ) 削除
- (エ) 区分3に係る第1種オープンデータ通信網契約者は、接続契約者回線等の品目の変更の請求をすることができます。
- (オ) 当社は、(エ)の請求があったときは、第14条（第1種オープンデータ通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。
- (カ) 区分3に係る接続契約者回線等について、協定事業者の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときに一時的にその経路を変更した場合の料金は、その接続契約者回線等を変更前の経路において修理又は復旧したものとみなして適用します。
- エ 区分4、区分6、区分7、区分8、区分10、区分11、区分12及び区分13に関する接続契約者回線に係る料金の適用
- (ア) 区分4、区分8、区分10、区分11、区分12及び区分13に係る接続契約者回線については、1 Mb/s、2 Mb/s、3 Mb/s、4 Mb/s、5 Mb/s、1 0 Mb/s 若しくは1 0 0 Mb/s の品目又は予備型（ユーザ・網インタフェースが1 0 B A S E - T 又は1 0 0 B A S E - T X のものに限り提供します。）に限り、区分6及び区分7に係る接続契約者回線については、1 Mb/s、2 Mb/s、3 Mb/s、4 Mb/s、5 Mb/s、1 0 Mb/s 又は1 0 0 Mb/s の品目に限り提供します。
- (イ) 1 0 Mb/s の品目については、全二重方式のものに限り提供します。
- (ウ) 1 Mb/s、2 Mb/s、3 Mb/s、4 Mb/s、5 Mb/s 又は1 0 Mb/s の品目については、ユーザ・網インタフェースは1 0 B A S E - T のものに限り提供します。
- オ 区分5に関する接続契約者回線に係る料金の適用
- (ア) 区分5に係る接続契約者回線については、1 Mb/s、2 Mb/s、3 Mb/s、4 Mb/s、5 Mb/s、1 0 Mb/s 又は1 0 0 Mb/s の品目に限り提供します。
- (イ) 1 0 Mb/s の品目については、全二重方式のものに限り提供します。
- カ 区分9に関する接続契約者回線に係る料金の適用
- (ア) 区分9に係る接続契約者回線については、1 Mb/s、2 Mb/s、3 Mb/s、4 Mb/s、5 Mb/s、1 0 Mb/s、1 0 0 Mb/s 若しくは1 Gb/s の品目又は予備型に限り提供します。
- (イ) 1 0 Mb/s の品目（(2)欄アに規定するI P v 4型であってタイプ1に係るのものに限り提供します。）については、全二重方式のものに限り提供します。
- (ウ) 1 Mb/s、2 Mb/s、3 Mb/s、4 Mb/s、5 Mb/s 又は1 0 Mb/s の品目については、ユーザ・網インタフェースは1 0 B A S E - T のものに限り提供します。

- (7) 他社卸回線型に係る料金等の適用
- ア 当社は、他社卸回線型に係る第1種オープンデータ通信網サービスについて、次の場合には、(1)欄の規定にかかわらず、一定期間に限り次の状態で提供します。
- (ア) 他社卸回線について転用を伴う第1種オープンデータ通信網契約の申込みの場合に、他社接続回線（転用後に他社卸回線として使用するものに限り提供します。）を使用する状態
- (イ) 第7種I P電話契約が一般番号ポータビリティにより解除となった場合に、当該契約がない状態
- (ウ) 第7種I P電話契約が事業者変更に先立って解除となった場合に、当該契約がない状態
- イ 他社卸回線型に係る第1種オープンデータ通信網サービスの定額利用料については、第97条（定額利用料の支払義務）に規定する支払いを要する起算の日を、「当社がオープンデータ通信網サービス又は端末設備若しくは付加機能の提供を開始した日」とあるのを「条件として規定する第7種I P電話契約に係る第7種I P電話サービスの提供が開始された日」に、通則8に規定する日割りについて「オープンデータ通信網サービス又は端末設備若しくは付加機能の提供の開始」とあるのを「条件として規定する第7種I P電話契

約に係る第7種IP電話サービスの提供の開始」に、それぞれ読み替えて適用します。
 ただし、当該第7種IP電話サービスの提供開始後に他社卸回線に係る転用が行われる場合は、「他社卸回線に係る転用が行われた日」及び「他社卸回線に係る転用」に、それぞれ読み替えるものとします。

ウ 当社は、第22条の2（他社卸回線の事業者変更）第2項各号に規定するほか、他社卸回線型に係る第1種オープンデータ通信網サービスについて、第7種IP電話契約の解除が完了していない場合、事業者変更の請求を承諾しません。

エ 当社は、第24条（当社が行う第1種オープンデータ通信網契約の解除）に規定するほか、次の場合には、他社卸回線型に係る第1種オープンデータ通信網契約を解除することがあります。

(ア) 第1種オープンデータ通信網サービスの提供を開始し、当社が別に定める期間を経過してもなお条件として規定する第7種IP電話契約に係る第7種IP電話サービスの提供が開始されないとき

(イ) 第1種オープンデータ通信網サービスの提供を開始し、当社が別に定める期間を経過してもなお他社卸回線に係る転用が行われないうとき

(ウ) ア(ア)に規定する状態の期間に、他社接続回線の移転又は他社接続回線の品目等の変更があったとき

この場合に、第1種オープンデータ通信網契約者からその移転又は品目等の変更の通知がないときは、第114条（協定事業者からの通知）の通知により第1種オープンデータ通信網契約者からの通知があったものとみなすことがあります。

(エ) ア(イ)に規定する状態が当社が別に定める期間を超えて継続したとき

(8) 長期継続利用に係る料金の適用

ア 当社は、第1種オープンデータ通信網契約者から、その第1種オープンデータ通信網契約に係る第1種オープンデータ通信網サービス（他社卸回線型に係るものに限り、）について、次表の基本期間に規定する期間の継続利用の申出があった場合には、次表に定める基本期間及び継続期間の継続利用（以下この欄において「長期継続利用」といいます。）について、当該期間における他社卸回線使用料（基本料に限り、）については、2（料金額）に規定する額に代えて同表に定める料金額を適用します。

区分	細目	継続して利用する期間	他社卸回線使用料の額（1の他社卸回線ごとに月額）
基本期間	戸建型	24か月迄	4,600円 （税込5,060円）
	集合型		3,850円 （税込4,235円）
継続期間	戸建型	基本期間経過後	4,500円 （税込4,950円）
	集合型		3,750円 （税込4,125円）

イ 長期継続利用に係る料金については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日の属する料金月の翌料金月の初日（第1種オープンデータ通信網契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、条件として規定する第7種IP電話契約に係る第7種IP電話サービスの提供が開始された日）から適用します。

ウ 継続して利用する期間は1料金月を1か月とします。ただし、基本期間開始に係る長期継続利用の適用開始日を含む料金月については、1か月に満たない場合であっても、1か月として取り扱います。

エ 長期継続利用に係る料金の適用の対象となる期間には、第1種オープンデータ通信網サービスの一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。

オ 当社は、長期継続利用に係る第1種オープンデータ通信網サービスについて、その第1種オープンデータ通信網契約の解除があった場合若しくは(1)欄に規定する条件を満たさなくなった場合（以下オにおいて解除等といいます。）又は長期継続利用の廃止の申出があった場合には、長期継続利用を廃止します。

この場合に、第1種オープンデータ通信網契約の解除等の場合はその解除等の前日まで、長期継続利用の廃止の申出の場合はその申出を当社が承諾した日の属する料金月の前料金月の末日まで、長期継続利用に係る料金を適用します。

カ 長期継続利用に係る第1種オープンデータ通信網契約者は、長期継続利用に係る料金の適用の対象となる期間（基本期間に限り、）の満了前に長期継続利用の廃止があった場合には、次表に規定する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

細目	支払いを要する額
戸建型	1,000円（税込1,100円）
集合型	

<p>(9) 最低利用期間に係る料金の適用</p>	<p>ア 第1種オープンデータ通信網サービスについては、臨時第1種オープンデータ通信網契約に係るもの及び(1)欄アに規定する他社卸回線型のものを除いて、最低利用期間があります。</p> <p>イ アに規定する最低利用期間は、第1種オープンデータ通信網サービスを提供した日から起算して次表のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="387 280 1513 459"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>最低利用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) (イ)以外のもの</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>(イ) (2)欄アに規定する予備型であって特定取扱所型のもの((3)欄アに規定するプラン1に係るものに限ります。)</td> <td>6月間</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 第1種オープンデータ通信網契約者は、最低利用期間内に第1種オープンデータ通信網契約の解除があった場合は、残余の期間に対応する料金(2(料金額)に規定する「利用料(2(料金額)(1)ア及びイに規定する加算料を除きます。）」、「契約者回線使用料」及び「接続契約者回線等使用料」を合算した額とします。以下この欄において同じとします。)に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <p>エ 第1種オープンデータ通信網契約者(他社接続回線型に係るものを除きます。)は、最低利用期間内に第1種オープンデータ通信網サービスの品目若しくは細目の変更、ユーザ・ネットワークインターフェースの変更(2)欄アに規定する予備型であって特定取扱所型(3)欄アに規定するプラン1に係るものに限ります。)に係るものを除きます。)、(3)欄に規定するプランの変更又は(6)欄に規定する区分3に係る接続契約者回線等の品目の変更若しくは移転があった場合は、その品目、細目若しくはプラン等の変更又は移転について変更前の料金額(3)欄イに規定するコース2に係るものについては、2(料金額)(1)アに規定する基本料の額とします。以下エにおいて同じとします。)から変更後の料金額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <p>オ エの場合に、品目、細目又はプラン等の変更と同時にその加入契約回線等の設置場所において、加入契約回線等の新設又は第1種オープンデータ通信網契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の加入契約回線等の料金額を合算して行います。</p>	区 分	最低利用期間	(ア) (イ)以外のもの	1年間	(イ) (2)欄アに規定する予備型であって特定取扱所型のもの((3)欄アに規定するプラン1に係るものに限ります。)	6月間
区 分	最低利用期間						
(ア) (イ)以外のもの	1年間						
(イ) (2)欄アに規定する予備型であって特定取扱所型のもの((3)欄アに規定するプラン1に係るものに限ります。)	6月間						
<p>(9)の2 他社卸回線の最低利用期間に係る料金の適用</p>	<p>ア (9)欄に規定するほか、他社卸回線については最低利用期間があります。</p> <p>イ アに規定する最低利用期間は、他社卸回線の提供を開始した日(他社卸回線が、第4種オープンデータ通信網契約又は当社の他の電気通信サービスに係る契約に基づいて提供された他社卸回線又は他社卸回線に相当する電気通信回線(当社が別に定めるものに限ります。))を継続して利用するものである場合は、当該契約に基づいて他社卸回線又は他社卸回線に相当する電気通信回線の提供を開始した日とします。)から起算して1年間とします。</p> <p>ウ 第1種オープンデータ通信網契約者は、最低利用期間内に第1種オープンデータ通信網契約の解除があった場合(第4種オープンデータ通信網契約又は当社の他の電気通信サービスに係る契約を締結することにより、他社卸回線又は他社卸回線に相当する電気通信回線(当社が別に定めるものに限ります。))を継続して利用する場合を除きます。)は、残余の期間に対応する料金(2(料金額)に規定する他社卸回線使用料の基本料に限ります。)に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p>						
<p>(10) サービス品質(月間累積故障回復時間)に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、当社が別に定める提供区間の全てにおいて、臨時第1種オープンデータ通信網契約に係るものを除く第1種オープンデータ通信網契約者(イーサネット型のものに限り、予備型(特定取扱所型であってプラン1のものに限ります。))に係るもの並びにタイプ1(IPv6型及びIPv6併用型(特定取扱所型以外のものに限ります。))に係るものに限ります。))及びタイプ5に係るものを除きます。以下この欄において同じとします。)の責めによらない理由により、その第1種オープンデータ通信網サービス(イーサネット型のものに限り、予備型(特定取扱所型であってプラン1のものに限ります。))に係るもの並びにタイプ1(IPv6型及びIPv6併用型(特定取扱所型以外のものに限ります。))に係るものに限ります。))及びタイプ5に係るものを除きます。以下この欄において同じとします。)を全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信(IPv6併用型に係るイーサネット型のものについては、IPv4を使用して行う通信又はIPv6を使用して行う通信のいずれかの通信とします。))に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度になる場合を含みます。以下この欄において同じとします。)が生じた場合(対応一般型契約に係る第1種オープンデータ通信網サービスが利用できる状態であるため、予備型に係る第1種オープンデータ通信網サービスを利用できないときを除きます。))に、その状態が連続した時間を料金月単位に累積した時間(以下「月間累積故障回復時間」といいます。))が30分以上であるときに限り、その第1種オープンデータ通信網サービスに係る料金を返還します。</p> <p>ただし、その状態が生じた場合において、その第1種オープンデータ通信網サービスについて利用中止、利用停止又は接続休止の状態であるときはこの限りではありません。</p> <p>イ 月間累積故障回復時間は、アに規定する状態が生じた場合において、そのことを当社が知</p>						

った時刻（第 107 条（オープンデータ通信網契約者の切分責任）の規定により、その第 1 種オープンデータ通信網契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。）とします。）から起算してその状態が終了するまでの時間を料金月単位に合算し、算定します。

ウ アの規定の適用にあたり、予備型（特定取扱所型であってプラン 1 のものに限ります。以下において同じとします。）に対応する対応一般型契約に係る第 1 種オープンデータ通信網サービスについては、予備型に係る第 1 種オープンデータ通信網サービスが利用できる状態であるときは、当該対応一般型契約に係る第 1 種オープンデータ通信網サービスを利用できるものとみなし、月間累積故障回復時間を算定します。

エ アの場合に返還する料金の額は、その契約に係る料金額（2（料金額）(1)に規定する利用料の額をいい、この表の(1)から(5)欄の適用による場合は、適用した後の料金額とします。）に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額（「月間累積故障回復時間返還料金額」といいます。以下この欄、(12)欄、(13)欄及び(14)欄において同じとします。）とします。

月間累積故障回復時間	料金返還率
30 分以上 240 分未満	1/30
240 分以上 1,440 分未満	1/10
1,440 分以上 4,320 分未満	1/5
4,320 分以上	1

オ アの規定による場合は、第 97 条（定額利用料の支払義務）第 2 項の表の 1 欄の規定は適用しません。

カ オまでの規定にかかわらず、オまでの適用により返還する料金額は、返還上限額（当該料金月のその契約に係る料金の額（利用料に限ります。）をいいます。以下(14)欄まで、(15)欄及び(16)欄において同じとします。）を上限とします。

(11) サービス品質（故障回復時間）に係る料金の適用

ア 当社は、当社が別に定める提供区間の全てにおいて、臨時第 1 種オープンデータ通信網契約を除く第 1 種オープンデータ通信網契約者（タイプ 1 の I P v 6 型及び I P v 6 併用型（特定取扱所型以外のものに限ります。）に係るイーサネット型のものに限ります。以下この欄において同じとします。）の責めによらない理由により、その第 1 種オープンデータ通信網サービス（タイプ 1 の I P v 6 型及び I P v 6 併用型（特定取扱所型以外のものに限ります。）に係るイーサネット型のものに限ります。以下この欄において同じとします。）を全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信（I P v 6 併用型に係るイーサネット型のものについては、I P v 4 を使用して行う通信又は I P v 6 を使用して行う通信のいずれかの通信とします。）に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度になる場合を含みます。以下この欄において同じとします。）が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻（第 107 条（オープンデータ通信網契約者の切分責任）の規定により、その第 1 種オープンデータ通信網契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。）とします。）から起算して 30 分以上その状態が連続したときに限り、その第 1 種オープンデータ通信網サービスに係る料金を返還します。

ただし、その状態が生じた場合において、その第 1 種オープンデータ通信網サービスについて利用中止、利用停止又は接続休止の状態であるときはこの限りではありません。

イ アの場合に返還する料金の額は、その契約に係る料金額（2（料金額）(1)に規定する利用料の額をいい、この表の(1)から(5)欄の適用による場合は、適用した後の料金額とします。）に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額（「故障回復時間返還料金額」といいます。以下(14)欄までにおいて同じとします。）とします。

アに規定する状態が連続した時間（故障回復時間）	料金返還率
30 分以上 60 分未満	1/90
60 分以上 720 分未満	1/30
720 分以上 1,440 分未満	1/10
1,440 分以上 4,320 分未満	1/5
4,320 分以上	1

ウ アの規定による場合は、第 97 条（定額利用料の支払義務）第 2 項の表の 1 欄の規定は適用しません。

エ アに規定する状態が 1 の料金月に複数回発生した場合は、当社は、それぞれの故障回復時間返還料金額の合計額を返還します。

オ エまでの規定にかかわらず、エまでの適用により返還する料金額は、返還上限額を上限とします。

<p>(12) サービス品質（遅延時間）に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、別に定める提供区間の全てにおいて別に定める方法により測定（I P v 6併用型に係るイーサネット型のものについては、I P v 4を使用して行う通信に係る提供区間又はI P v 6を使用して行う通信に係る提供区間のそれぞれについて測定します。）した遅延時間（その1の提供区間の一端から送信したI Pパケットのその提供区間の往復に要する時間をいいます。以下同じとします。）の料金月単位での平均時間（I P v 6併用型に係るイーサネット型のものについては、I P v 4を使用して行う通信に係る提供区間に係るもの又はI P v 6を使用して行う通信に係る提供区間に係るもののいずれかの平均時間とします。）が、2の料金月を連続して25ミリ秒を超えた場合は、その連続する2の料金月のうちの最終料金月における臨時第1種オープンデータ通信網契約に係るものを除く第1種オープンデータ通信網サービス（イーサネット型のものに限り、予備型のもの（特定取扱所型であってプラン1に係るもの）に限り、及びタイプ5に係るものを除きます。以下この欄において同じとします。）の2（料金額）(1)に規定する料金額（この表の(1)から(5)欄の適用による場合は、適用した後の料金額とします。）に30分の1を乗じて得た額（「遅延時間返還料金額」といいます。以下(14)欄までにおいて同じとします。）を、その第1種オープンデータ通信網契約者（イーサネット型のものに限り、予備型のもの（特定取扱所型であってプラン1に係るもの）に限り、及びタイプ5に係るものを除きます。）に返還します。</p> <p>この場合において、返還の対象となる第1種オープンデータ通信網サービスは、その2の料金月を連続して当社が提供しているものに限り、料金月の初日以外の日にオープンデータ通信網サービスの提供の開始若しくは解除があった場合又はその2の料金月を連続して利用中止、利用停止若しくは接続休止があった場合を除きます。</p> <p>イ この欄及び(10)欄又は(11)欄の規定による料金の返還が1の料金月において発生した場合は、月間累積故障回復時間返還料金額又は故障回復時間返還料金額及び遅延時間返還料金額の合計額を、返還上限額を上限として返還します。</p>
<p>(13) サービス品質（故障通知時間）に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、別に定める提供区間において当社の設置した第1種オープンデータ通信網サービス（イーサネット型のものに限り、予備型（特定取扱所型であってプラン1のもの）に限り、及びタイプ5に係るものを除きます。以下この欄において同じとします。）に係る電気通信設備の故障又は滅失（以下この欄において「故障等」といいます。）について当社が知った場合であって、第1種オープンデータ通信網契約者（イーサネット型のものに限り、予備型（特定取扱所型であってプラン1のもの）に限り、及びタイプ5に係るものを除きます。以下この欄において同じとします。）の責めによらない理由により、その故障等を当社が知った時刻から起算して30分以内にその故障等をその第1種オープンデータ通信網契約者があらかじめ指定した連絡先（当社と第1種オープンデータ通信網契約者の協議により定めたものに限り、）に通知しなかったときは、2（料金額）(1)に規定する料金額（この表の(1)から(5)欄の適用による場合は、適用した後の料金額とします。）に30分の1を乗じて得た額（「故障通知時間返還料金額」といいます。以下(14)欄までにおいて同じとします。）を、その第1種オープンデータ通信網契約者に返還します。</p> <p>ただし、次の場合には、この限りではありません。</p> <p>(ア) その故障等を当社が知った時点において、その第1種オープンデータ通信網サービスについて利用中止、利用停止又は接続休止をしているとき。</p> <p>(イ) 当社の責めによらない理由により、第1種オープンデータ通信網契約者が指定した連絡先に通知できないとき。</p> <p>イ アの場合において、その故障等を当社が知った時刻から起算して30分以内にその故障等をその第1種オープンデータ通信網契約者に通知しなかった場合が1の料金月に複数回発生した場合は、それぞれの故障通知時間返還料金額の合計額を返還します。</p> <p>ウ この欄、(10)欄又は(11)欄及び(12)欄の規定による料金の返還が1の料金月において発生した場合は、月間累積故障回復時間返還料金額又は故障回復時間返還料金額、遅延時間返還料金額及び故障通知時間返還料金額の合計額を、返還上限額を上限として返還します。</p>
<p>(14) サービス品質（パケット損失率）に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、別に定める提供区間の全てにおいて別に定める方法により測定したパケット損失率（その1の提供区間の一端から送信したI Pパケットのその提供区間における損失率をいいます。以下同じとします。）の料金月単位での平均パケット損失率が、2の料金月を連続して0.2%を超えた場合は、その連続する2の料金月のうちの最終料金月における臨時第1種オープンデータ通信網契約を除く第1種オープンデータ通信網サービス（イーサネット型のものに限り、予備型（特定取扱所型であってプラン1のもの）に限り、及びタイプ5に係るものを除きます。以下この欄において同じとします。）の2（料金額）(1)アに規定する料金額（この表の(1)から(5)欄の適用による場合は、適用した後の料金額とします。）に30分の1を乗じて得た額（「パケット損失率返還料金額」といいます。以下この欄において同じとします。）を、その第1</p>

種オープンデータ通信網契約者（イーサネット型のものに限り、予備型（特定取扱所型であってプラン1のものに限ります。）に係るもの、IPv6型及びIPv6併用型に係るもの及びタイプ5に係るものを除きます。）に返還します。

この場合において、返還の対象となる第1種オープンデータ通信網サービスは、その2の料金月を連続して当社が提供しているもの（に限り、料金月の初日以外の日にオープンデータ通信網サービスの提供の開始若しくは解除があった場合又はその2の料金月を連続して利用中止、利用停止若しくは接続休止があった場合を除きます。

イ この欄、(10)欄、(12)欄及び(13)欄の規定による料金の返還が1の料金月において発生した場合は、月間累積故障回復時間返還料金額、遅延時間返還料金額、故障通知時間返還料金額及びパケット損失率返還料金額の合計額を、返還上限額を上限として返還します。

(14)の2 他社接続回線型のサービス品質（故障回復時間）に係る料金の適用

ア 当社は、当社が別に定める提供区間の全てにおいて、第1種オープンデータ通信網契約者（他社接続回線型のものに限り、以下(14)の5欄までにおいて同じとします。）の責めによらない理由により、その第1種オープンデータ通信網サービス（他社接続回線型のものに限り、以下(14)の5欄までにおいて同じとします。）を全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度になる場合を含みます。以下この欄において同じとします。）が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻（第107条（オープンデータ通信網契約者の切分責任）の規定により、その第1種オープンデータ通信網契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。））とします。）から起算して60分以上その状態が連続したときに限り、その第1種オープンデータ通信網サービスに係る料金を返還します。

ただし、その状態が生じた場合において、その第1種オープンデータ通信網サービスについて利用中止、利用停止又は接続休止の状態であるときはこの限りではありません。

イ アの場合に返還する料金の額は、その契約に係る料金額（当該料金月における定額利用料の合計額をいい、2（料金額）(1)に規定する利用料及び第5（付加機能使用料）に規定する複数IPアドレス機能Ⅱの料金額を合算した額に限り、この表の(1)及び(2)欄の適用による場合は、適用した後の料金額とします。）に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額（「故障回復時間返還料金額」といいます。以下(14)の5欄までにおいて同じとします。）とします。

アに規定する状態が連続した時間 （故障回復時間）	料金返還率
60分以上 240分未満	1/30
240分以上 1,440分未満	1/10
1,440分以上 4,320分未満	1/5
4,320分以上	1

ウ アの規定による場合は、第97条（定額利用料の支払義務）第2項の表の1欄の規定は適用しません。

エ アに規定する状態が1の料金月に複数回発生した場合は、当社は、それぞれの故障回復時間返還料金額の合計額を返還します。

オ エまでの規定にかかわらず、エまでの適用により返還する料金額は、返還上限額（当該料金月のその契約に係る料金額をいいます。以下(14)の5欄までにおいて同じとします。）を上限とします。

(14)の3 他社接続回線型のサービス品質（遅延時間）に係る料金の適用

ア 当社は、別に定める提供区間の全てにおいて別に定める方法により測定した遅延時間の料金月単位での平均時間が、1の料金月において25ミリ秒を超えた場合は、その料金月における第1種オープンデータ通信網サービスの契約に係る料金額（当該料金月における定額利用料の合計額をいい、2（料金額）(1)に規定する利用料及び第5（付加機能使用料）に規定する複数IPアドレス機能Ⅱの料金額を合算した額に限り、この表の(1)及び(2)欄の適用による場合は、適用した後の料金額とします。）に30分の1を乗じて得た額（「遅延時間返還料金額」といいます。以下(14)の5欄までにおいて同じとします。）を、その第1種オープンデータ通信網契約者に返還します。

この場合において、返還の対象となる第1種オープンデータ通信網サービスは、その料金月において当社が提供しているもの（に限り、料金月の初日以外の日にオープンデータ通信網サービスの提供の開始若しくは解除があった場合又は料金月において利用中止、利用停止若しくは接続休止があった場合を除きます。

イ この欄及び(14)の2欄の規定による料金の返還が1の料金月において発生した場合は、故障回復時間返還料金額及び遅延時間返還料金額の合計額を、返還上限額を上限として返還します。

<p>(14)の4 他社接続回線型のサービス品質（故障通知時間）に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、別に定める提供区間において当社の設置した第1種オープンデータ通信網サービスに係る電気通信設備の故障又は滅失（以下この欄において「故障等」といいます。）について当社が知った場合であって、第1種オープンデータ通信網契約者の責めによらない理由により、その故障等を当社が知った時刻から起算して30分以内にその故障等をその第1種オープンデータ通信網契約者があらかじめ指定した連絡先（当社と第1種オープンデータ通信網契約者の協議により定めたものに限ります。）に通知しなかったときは、第1種オープンデータ通信網サービスに係る料金額（当該料金月における定額利用料の合計額をいい、2（料金額）（1）に規定する利用料及び第5（付加機能使用料）に規定する複数IPアドレス機能Ⅱの料金額を合算した額に限ります。この表の（1）及び（2）欄の適用による場合は、適用した後の料金額とします。）に30分の1を乗じて得た額（「故障通知時間返還料金額」といいます。以下（14）の5欄までにおいて同じとします。）を、その第1種オープンデータ通信網契約者に返還します。</p> <p>ただし、次の場合には、この限りではありません。</p> <p>（7） その故障等を当社が知った時点において、その第1種オープンデータ通信網サービスについて利用中止、利用停止又は接続休止をしているとき。</p> <p>（イ） 当社の責めによらない理由により、第1種オープンデータ通信網契約者が指定した連絡先に通知できないとき。</p> <p>（ウ） その故障等が、当社がその故障等を知った時刻から起算して3分未満のものであるとき。</p> <p>イ アの場合において、その故障等を当社が知った時刻から起算して30分以内にその故障等をその第1種オープンデータ通信網契約者に通知しなかった場合が1の料金月に複数回発生した場合は、それぞれの故障通知時間返還料金額の合計額を返還します。</p> <p>ウ この欄、（14）の2欄及び（14）の3欄の規定による料金の返還が1の料金月において発生した場合は、故障回復時間返還料金額、遅延時間返還料金額及び故障通知時間返還料金額の合計額を、返還上限額を上限として返還します。</p>
<p>(14)の5 他社接続回線型のサービス品質（パケット損失率）に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、別に定める提供区間の全てにおいて別に定める方法により測定したパケット損失率の料金月単位での平均パケット損失率が、1の料金月において0.2%を超えた場合は、その料金月における第1種オープンデータ通信網サービスに係る料金額（当該料金月における定額利用料の合計額をいい、2（料金額）（1）に規定する利用料及び第5（付加機能使用料）に規定する複数IPアドレス機能Ⅱの料金額を合算した額に限ります。この表の（1）及び（2）欄の適用による場合は、適用した後の料金額とします。）に30分の1を乗じて得た額（「パケット損失率返還料金額」といいます。以下この欄において同じとします。）を、その第1種オープンデータ通信網契約者に返還します。</p> <p>この場合において、返還の対象となる第1種オープンデータ通信網サービスは、その料金月において当社が提供しているもの限り、料金月の初日以外の日オープンデータ通信網サービスの提供の開始若しくは解除があった場合又はその料金月において利用中止、利用停止若しくは接続休止があった場合を除きます。</p> <p>イ この欄、（14）の2欄、（14）の3欄及び（14）の4欄の規定による料金の返還が1の料金月において発生した場合は、故障回復時間返還料金額、遅延時間返還料金額、故障通知時間返還料金額及びパケット損失率返還料金額の合計額を、返還上限額を上限として返還します。</p>

<p>(15) サービス品質（遅延時間）の申出に係る料金の適用</p>	<p>当社は、別に定める提供区間の全てにおいて別に定める方法により測定（I P v 6 併用型に係るイーサネット型のものについてはI P v 4 を使用して行う通信に係る提供区間について測定し、特定接続回線型のものについてはI P v 6 利用機能に係る提供区間について測定しません。）した遅延時間（その1の提供区間の一端から送信したI P パケットのその提供区間の往復に要する時間をいいます。以下同じとします。）の料金月単位での平均時間が、2の料金月を連続して25ミリ秒を超えた場合であって、当社がその測定結果を公開した日から1ヶ月以内に第1種オープンデータ通信網契約者（イーサネット型であってタイプ5に係るもの又は特定接続回線型のものに限ります。以下この欄において同じとします。）が当社に申告を行ったときに限り、その連続する2の料金月のうちの最終料金月における第1種オープンデータ通信網サービス（イーサネット型であってタイプ5に係るもの又は特定接続回線型のものに限ります。以下この欄において同じとします。）の2（料金額）(1)に規定する料金額（この表の(1)から(3)欄の適用による場合は、適用した後の料金額とします。）に30分の1を乗じて得た額（「遅延時間返還料金額」といいます。以下この欄及び(16)欄において同じとします。）を、その第1種オープンデータ通信網契約者に返還します。</p> <p>この場合において、返還の対象となる第1種オープンデータ通信網サービスは、その2の料金月を連続して当社が提供しているものに限りに、料金月の初日以外の日にオープンデータ通信網サービスの提供の開始若しくは解除があった場合又はその2の料金月を連続して利用中止、利用停止若しくは接続休止があった場合を除きます。</p>															
<p>(16) サービス品質（平均不稼働時間）の申出に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は別に定める設備の全てにおいて、別に定める方法により測定（I P v 6 併用型に係るイーサネット型のものについてはI P v 4 を使用して行う通信に係る提供区間について測定し、特定接続回線型のものについてはI P v 6 利用機能に係る提供区間について測定しません。）した平均不稼働時間（1の料金月において、それぞれの設備が稼働していなかった時間を合計し、その設備の数で除した時間をいいます。以下同じとします。）について、45分を超えた場合であって、当社がその測定結果を公開した日から1ヶ月以内に、第1種オープンデータ通信網契約者（イーサネット型であってタイプ5に係るもの又は特定接続回線型のものに限ります。）が当社に申告を行ったときに限り、その第1種オープンデータ通信網サービス（イーサネット型であってタイプ5に係るもの又は特定接続回線型のものに限ります。）に係る料金額を返還します。</p> <p>イ アの場合に返還する料金の額は、その契約に係る料金額（2（料金額）(1)に規定する利用料の額をいい、この表の(1)から(3)欄の適用による場合は、適用した後の料金額とします。）に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額（以下「平均不稼働時間返還料金額」といいます。）とします。</p> <table border="1" data-bbox="373 1220 1527 1400"> <thead> <tr> <th colspan="2">1の料金月における平均不稼働時間</th> <th>料金返還率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>45分超</td> <td>720分以内</td> <td>1/30</td> </tr> <tr> <td>720分超</td> <td>1,440分以内</td> <td>1/10</td> </tr> <tr> <td>1,440分超</td> <td>4,320分以内</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td>4,320分超</td> <td></td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ アの規定による場合は、当社は、第97条（定額利用料の支払義務）第2項第3号の表の1欄の規定は適用しません。</p> <p>エ この欄及び(15)欄の規定による料金の返還が1の料金月において発生した場合は、遅延時間返還料金額及び平均不稼働時間返還料金額のうちいずれか大きい返還料金額に限り返還します。</p>	1の料金月における平均不稼働時間		料金返還率	45分超	720分以内	1/30	720分超	1,440分以内	1/10	1,440分超	4,320分以内	1/3	4,320分超		1
1の料金月における平均不稼働時間		料金返還率														
45分超	720分以内	1/30														
720分超	1,440分以内	1/10														
1,440分超	4,320分以内	1/3														
4,320分超		1														
<p>(17) 契約者回線等の終端が加入区域外にある場合の料金の適用</p>	<p>契約者回線又は他社卸回線の終端が加入区域内にない場合の加算額は、その契約者回線の終端が収容されている収容オープンデータ通信網サービス取扱所の加入区域を超える地点から引込柱までの区域外線路について適用します。</p>															
<p>(18) 端末設備に係る料金の適用</p>	<p>当社の回線接続装置又は回線終端装置を設置した場合、回線接続装置又は回線終端装置に係る料金額を適用します。</p>															

2 料金額

(1) 利用料

ア イーサネット型のもの

(ア) 一般型

a 特定取扱所型以外のもの

(a) IPv4型のもの

① タイプ1

i プラン1

(i) コース1

1の加入契約回線等ごとに

品 目	料 金 額		
	臨時以外のもの (月額)	臨時のもの (日額)	
1 Mb/s	96,000円 (税込105,600円)	9,600円 (税込10,560円)	
2 Mb/s	191,000円 (税込210,100円)	19,100円 (税込21,010円)	
3 Mb/s	281,000円 (税込309,100円)	28,100円 (税込30,910円)	
4 Mb/s	366,000円 (税込402,600円)	36,600円 (税込40,260円)	
5 Mb/s	446,000円 (税込490,600円)	44,600円 (税込49,060円)	
10 Mb/s	半二重方式	500,000円 (税込550,000円)	50,000円 (税込55,000円)
	全二重方式	796,000円 (税込875,600円)	79,600円 (税込87,560円)
30 Mb/s	1,920,000円 (税込2,112,000円)	—	
100 Mb/s	6,800,000円 (税込7,480,000円)	680,000円 (税込748,000円)	
200 Mb/s	12,800,000円 (税込14,080,000円)	—	
300 Mb/s	19,200,000円 (税込21,120,000円)	—	
400 Mb/s	25,600,000円 (税込28,160,000円)	—	
500 Mb/s	32,000,000円 (税込35,200,000円)	—	
600 Mb/s	38,400,000円 (税込42,240,000円)	—	
700 Mb/s	44,800,000円 (税込49,280,000円)	—	
800 Mb/s	51,200,000円 (税込56,320,000円)	—	
900 Mb/s	57,600,000円 (税込63,360,000円)	—	
1 Gb/s	62,400,000円 (税込68,640,000円)	—	

(ii) コース2

(ii)-1 基本料

1の加入契約回線等ごとに

品 目	料 金 額	
	臨時以外のもの (月額)	臨時のもの (日額)

100Mb/s	550,000円 (税込605,000円)	55,000円 (税込60,500円)
300Mb/s	8,000,000円 (税込8,800,000円)	800,000円 (税込880,000円)
600Mb/s		
1Gb/s		

(ii)-2 加算料

1の加入契約回線等ごとに

品目	区分	料金額		
		臨時以外のもの (月額)	臨時のもの (日額)	
100Mb/s	利用速度が5Mb/sを超えて10Mb/sまでの場合	450,000円 (税込495,000円)	45,000円 (税込49,500円)	
	利用速度が10Mb/sを超えて15Mb/sまでの場合	900,000円 (税込990,000円)	90,000円 (税込99,000円)	
	利用速度が15Mb/sを超えて20Mb/sまでの場合	1,350,000円 (税込1,485,000円)	135,000円 (税込148,500円)	
	利用速度が20Mb/sを超えて25Mb/sまでの場合	1,800,000円 (税込1,980,000円)	180,000円 (税込198,000円)	
	利用速度が25Mb/sを超えて30Mb/sまでの場合	2,250,000円 (税込2,475,000円)	225,000円 (税込247,500円)	
	利用速度が30Mb/sを超えて35Mb/sまでの場合	2,700,000円 (税込2,970,000円)	270,000円 (税込297,000円)	
	利用速度が35Mb/sを超えて40Mb/sまでの場合	3,150,000円 (税込3,465,000円)	315,000円 (税込346,500円)	
	利用速度が40Mb/sを超えて45Mb/sまでの場合	3,600,000円 (税込3,960,000円)	360,000円 (税込396,000円)	
	利用速度が45Mb/sを超えて50Mb/sまでの場合	4,050,000円 (税込4,455,000円)	405,000円 (税込445,500円)	
	利用速度が50Mb/sを超えて55Mb/sまでの場合	4,500,000円 (税込4,950,000円)	450,000円 (税込495,000円)	
	利用速度が55Mb/sを超えて60Mb/sまでの場合	4,950,000円 (税込5,445,000円)	495,000円 (税込544,500円)	
	利用速度が60Mb/sを超えて65Mb/sまでの場合	5,400,000円 (税込5,940,000円)	540,000円 (税込594,000円)	
	利用速度が65Mb/sを超えて70Mb/sまでの場合	5,850,000円 (税込6,435,000円)	585,000円 (税込643,500円)	
	利用速度が70Mb/sを超えて75Mb/sまでの場合	6,300,000円 (税込6,930,000円)	630,000円 (税込693,000円)	
	利用速度が75Mb/sを超えて80Mb/sまでの場合	6,750,000円 (税込7,425,000円)	675,000円 (税込742,500円)	
	利用速度が80Mb/sを超えて85Mb/sまでの場合	7,200,000円 (税込7,920,000円)	720,000円 (税込792,000円)	
	利用速度が85Mb/sを超えて90Mb/sまでの場合	7,650,000円 (税込8,415,000円)	765,000円 (税込841,500円)	
	利用速度が90Mb/sを超えて100Mb/sまでの場合	8,100,000円 (税込8,910,000円)	810,000円 (税込891,000円)	
300Mb/s、 600Mb/s 又は1Gb/s	利用速度が最大受信速度である場合	利用速度が100Mb/sを超えて120Mb/sまでの場合	1,280,000円 (税込1,408,000円)	128,000円 (税込140,800円)
		利用速度が120Mb/sを超えて140Mb/sまでの場合	2,560,000円 (税込2,816,000円)	256,000円 (税込281,600円)
		利用速度が140Mb/sを超えて160Mb/sまでの場合	3,840,000円 (税込4,224,000円)	384,000円 (税込422,400円)

	利用速度が160 Mb/s を超えて180 Mb/s までの場合	5,120,000円 (税込5,632,000円)	512,000円 (税込563,200円)
	利用速度が180 Mb/s を超えて200 Mb/s までの場合	6,400,000円 (税込7,040,000円)	640,000円 (税込704,000円)
	利用速度が200 Mb/s を超えて250 Mb/s までの場合	9,600,000円 (税込10,560,000円)	960,000円 (税込1,056,000円)
	利用速度が250 Mb/s を超えて300 Mb/s までの場合	12,800,000円 (税込14,080,000円)	1,280,000円 (税込1,408,000円)
	利用速度が300 Mb/s を超えて350 Mb/s までの場合	16,000,000円 (税込17,600,000円)	1,600,000円 (税込1,760,000円)
	利用速度が350 Mb/s を超えて400 Mb/s までの場合	19,200,000円 (税込21,120,000円)	1,920,000円 (税込2,112,000円)
	利用速度が400 Mb/s を超えて450 Mb/s までの場合	22,400,000円 (税込24,640,000円)	2,240,000円 (税込2,464,000円)
	利用速度が450 Mb/s を超えて500 Mb/s までの場合	25,600,000円 (税込28,160,000円)	2,560,000円 (税込2,816,000円)
	利用速度が500 Mb/s を超えて550 Mb/s までの場合	28,800,000円 (税込31,680,000円)	2,880,000円 (税込3,168,000円)
	利用速度が550 Mb/s を超えて600 Mb/s までの場合	32,000,000円 (税込35,200,000円)	3,200,000円 (税込3,520,000円)
	利用速度が600 Mb/s を超えて650 Mb/s までの場合	35,200,000円 (税込38,720,000円)	3,520,000円 (税込3,872,000円)
	利用速度が650 Mb/s を超えて700 Mb/s までの場合	38,400,000円 (税込42,240,000円)	3,840,000円 (税込4,224,000円)
	利用速度が700 Mb/s を超えて750 Mb/s までの場合	41,600,000円 (税込45,760,000円)	4,160,000円 (税込4,576,000円)
	利用速度が750 Mb/s を超えて800 Mb/s までの場合	44,800,000円 (税込49,280,000円)	4,480,000円 (税込4,928,000円)
	利用速度が800 Mb/s を超えて850 Mb/s までの場合	48,000,000円 (税込52,800,000円)	4,800,000円 (税込5,280,000円)
	利用速度が850 Mb/s を超えて900 Mb/s までの場合	51,200,000円 (税込56,320,000円)	5,120,000円 (税込5,632,000円)
	利用速度が900 Mb/s を超えて1000 Mb/s までの場合	54,400,000円 (税込59,840,000円)	5,440,000円 (税込5,984,000円)
利用速度が最大送信速	利用速度が400 Mb/s を超えて480 Mb/s までの場合	1,280,000円 (税込1,408,000円)	128,000円 (税込140,800円)

度である場合	利用速度が480 Mb/s を超えて560 Mb/s までの場合	2,560,000円 (税込2,816,000円)	256,000円 (税込281,600円)
	利用速度が560 Mb/s を超えて640 Mb/s までの場合	3,840,000円 (税込4,224,000円)	384,000円 (税込422,400円)
	利用速度が640 Mb/s を超えて720 Mb/s までの場合	5,120,000円 (税込5,632,000円)	512,000円 (税込563,200円)
	利用速度が720 Mb/s を超えて800 Mb/s までの場合	6,400,000円 (税込7,040,000円)	640,000円 (税込704,000円)
	利用速度が800 Mb/s を超えて1000 Mb/s までの場合	9,600,000円 (税込10,560,000円)	960,000円 (税込1,056,000円)

ii プラン2
(i) コース1

1の加入契約回線等ごとに

品 目	料 金 額		
	臨時以外のもの (月額)	臨時のもの (日額)	
1 Mb/s	96,000円 (税込105,600円)	9,600円 (税込10,560円)	
2 Mb/s	191,000円 (税込210,100円)	19,100円 (税込21,010円)	
3 Mb/s	281,000円 (税込309,100円)	28,100円 (税込30,910円)	
4 Mb/s	366,000円 (税込402,600円)	36,600円 (税込40,260円)	
5 Mb/s	446,000円 (税込490,600円)	44,600円 (税込49,060円)	
10 Mb/s	半二重方式	650,000円 (税込715,000円)	65,000円 (税込71,500円)
	全二重方式	796,000円 (税込875,600円)	79,600円 (税込87,560円)
30 Mb/s	1,920,000円 (税込2,112,000円)	—	
100 Mb/s	8,800,000円 (税込9,680,000円)	880,000円 (税込968,000円)	
200 Mb/s	12,800,000円 (税込14,080,000円)	—	
300 Mb/s	19,200,000円 (税込21,120,000円)	—	
400 Mb/s	25,600,000円 (税込28,160,000円)	—	
500 Mb/s	32,000,000円 (税込35,200,000円)	—	
600 Mb/s	38,400,000円 (税込42,240,000円)	—	
700 Mb/s	1,920,000円 (税込2,112,000円)	—	
800 Mb/s	8,800,000円 (税込9,680,000円)	—	

900Mb/s	12,800,000円 (税込14,080,000円)	—
1Gb/s	19,200,000円 (税込21,120,000円)	—

(ii) コース2

1の加入契約回線等ごとに

品 目	区 分	料 金 額		
		臨時以外のもの (月額)	臨時のもの (日額)	
100Mb/s	基本料	700,000円 (税込770,000円)	70,000円 (税込77,000円)	
	加算料	利用速度が5Mb/sを超えて10Mb/sまでの場合	600,000円 (税込660,000円)	60,000円 (税込66,000円)
		利用速度が10Mb/sを超えて15Mb/sまでの場合	1,200,000円 (税込1,320,000円)	120,000円 (税込132,000円)
		利用速度が15Mb/sを超えて20Mb/sまでの場合	1,800,000円 (税込1,980,000円)	180,000円 (税込198,000円)
		利用速度が20Mb/sを超えて25Mb/sまでの場合	2,400,000円 (税込2,640,000円)	240,000円 (税込264,000円)
		利用速度が25Mb/sを超えて30Mb/sまでの場合	3,000,000円 (税込3,300,000円)	300,000円 (税込330,000円)
		利用速度が30Mb/sを超えて35Mb/sまでの場合	3,600,000円 (税込3,960,000円)	360,000円 (税込396,000円)
		利用速度が35Mb/sを超えて40Mb/sまでの場合	4,200,000円 (税込4,620,000円)	420,000円 (税込462,000円)
		利用速度が40Mb/sを超えて45Mb/sまでの場合	4,800,000円 (税込5,280,000円)	480,000円 (税込528,000円)
		利用速度が45Mb/sを超えて50Mb/sまでの場合	5,400,000円 (税込5,940,000円)	540,000円 (税込594,000円)
		利用速度が50Mb/sを超えて55Mb/sまでの場合	6,000,000円 (税込6,600,000円)	600,000円 (税込660,000円)
		利用速度が55Mb/sを超えて60Mb/sまでの場合	6,600,000円 (税込7,260,000円)	660,000円 (税込726,000円)
		利用速度が60Mb/sを超えて65Mb/sまでの場合	7,200,000円 (税込7,920,000円)	720,000円 (税込792,000円)
		利用速度が65Mb/sを超えて70Mb/sまでの場合	7,800,000円 (税込8,580,000円)	780,000円 (税込858,000円)
利用速度が70Mb/sを超えて75Mb/sまでの場合	8,400,000円 (税込9,240,000円)	840,000円 (税込924,000円)		

		利用速度が75Mb/sを超えて80Mb/sまでの場合	9,000,000円 (税込9,900,000円)	900,000円 (税込990,000円)
		利用速度が80Mb/sを超えて85Mb/sまでの場合	9,600,000円 (税込10,560,000円)	960,000円 (税込1,056,000円)
		利用速度が85Mb/sを超えて90Mb/sまでの場合	10,200,000円 (税込11,220,000円)	1,020,000円 (税込1,122,000円)
		利用速度が90Mb/sを超えて100Mb/sまでの場合	10,800,000円 (税込11,880,000円)	1,080,000円 (税込1,188,000円)
300Mb/s、 600Mb/s 又は1Gb/s	基本料及び加算料		プラン1のコース2に係るものに準じます。	

② タイプ2

1の加入契約回線等ごとに

品目	固定伝送速度の細目	料金額			
		プラン1		プラン2	
		臨時以外のもの (月額)	臨時のもの (日額)	臨時以外のもの (月額)	臨時のもの (日額)
100Mb/s	5Mb/s	450,000円 (税込495,000円)	45,000円 (税込49,500円)	600,000円 (税込660,000円)	60,000円 (税込66,000円)
	10Mb/s	800,000円 (税込880,000円)	80,000円 (税込88,000円)	1,050,000円 (税込1,155,000円)	105,000円 (税込115,500円)
	15Mb/s	1,150,000円 (税込1,265,000円)	115,000円 (税込126,500円)	1,500,000円 (税込1,650,000円)	150,000円 (税込165,000円)
	20Mb/s	1,500,000円 (税込1,650,000円)	150,000円 (税込165,000円)	1,950,000円 (税込2,145,000円)	195,000円 (税込214,500円)
	25Mb/s	1,850,000円 (税込2,035,000円)	185,000円 (税込203,500円)	2,400,000円 (税込2,640,000円)	240,000円 (税込264,000円)
	30Mb/s	2,200,000円 (税込2,420,000円)	220,000円 (税込242,000円)	2,850,000円 (税込3,135,000円)	285,000円 (税込313,500円)
	35Mb/s	2,550,000円 (税込2,805,000円)	255,000円 (税込280,500円)	3,300,000円 (税込3,630,000円)	330,000円 (税込363,000円)
	40Mb/s	2,900,000円 (税込3,190,000円)	290,000円 (税込319,000円)	3,750,000円 (税込4,125,000円)	375,000円 (税込412,500円)
	45Mb/s	3,250,000円 (税込3,575,000円)	325,000円 (税込357,500円)	4,200,000円 (税込4,620,000円)	420,000円 (税込462,000円)
	50Mb/s	3,600,000円 (税込3,960,000円)	360,000円 (税込396,000円)	4,650,000円 (税込5,115,000円)	465,000円 (税込511,500円)
	60Mb/s	4,300,000円 (税込4,730,000円)	430,000円 (税込473,000円)	5,550,000円 (税込6,105,000円)	555,000円 (税込610,500円)
	70Mb/s	5,000,000円 (税込5,500,000円)	500,000円 (税込550,000円)	6,450,000円 (税込7,095,000円)	645,000円 (税込709,500円)
	80Mb/s	5,700,000円 (税込6,270,000円)	570,000円 (税込627,000円)	7,350,000円 (税込8,085,000円)	735,000円 (税込808,500円)

③ タイプ5

i コース1

1の契約者回線ごとに

品目	料金額 (月額)
100Mb/s	198,000円 (税込217,800円)
1Gb/s	3,250,000円 (税込3,575,000円)

ii コース 2
 (i) 基本料

1の契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
1 Gb/s	当社が別に算定する額

(ii) 加算料

1の契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
1 Gb/s	当社が別に算定する額

(b) I P v 6 型のもの

① タイプ 1

i コース 1

1の加入契約回線等ごとに

品 目	料 金 額	
	臨時以外のもの (月額)	臨時のもの (日額)
1 Mb/s	100,000円 (税込110,000円)	10,000円 (税込11,000円)
2 Mb/s	200,000円 (税込220,000円)	20,000円 (税込22,000円)
3 Mb/s	300,000円 (税込330,000円)	30,000円 (税込33,000円)
4 Mb/s	400,000円 (税込440,000円)	40,000円 (税込44,000円)
5 Mb/s	500,000円 (税込550,000円)	50,000円 (税込55,000円)

ii コース 2

1の加入契約回線等ごとに

品 目	区 分	料 金 額		
		臨時以外のもの (月額)	臨時のもの (日額)	
100Mb/s	基本料	800,000円 (税込880,000円)	80,000円 (税込88,000円)	
	加算料	利用速度が5Mb/sを超えて10Mb/sまでの場合	600,000円 (税込660,000円)	60,000円 (税込66,000円)
		利用速度が10Mb/sを超えて15Mb/sまでの場合	1,200,000円 (税込1,320,000円)	120,000円 (税込132,000円)
		利用速度が15Mb/sを超えて20Mb/sまでの場合	1,800,000円 (税込1,980,000円)	180,000円 (税込198,000円)
		利用速度が20Mb/sを超えて25Mb/sまでの場合	2,400,000円 (税込2,640,000円)	240,000円 (税込264,000円)
		利用速度が25Mb/sを超えて30Mb/sまでの場合	3,000,000円 (税込3,300,000円)	300,000円 (税込330,000円)
		利用速度が30Mb/sを超えて35Mb/sまでの場合	3,600,000円 (税込3,960,000円)	360,000円 (税込396,000円)
		利用速度が35Mb/sを超えて40Mb/sまでの場合	4,200,000円 (税込4,620,000円)	420,000円 (税込462,000円)

利用速度が40Mb/sを超えて45Mb/sまでの場合	4,800,000円 (税込5,280,000円)	480,000円 (税込528,000円)
利用速度が45Mb/sを超えて50Mb/sまでの場合	5,400,000円 (税込5,940,000円)	540,000円 (税込594,000円)
利用速度が50Mb/sを超えて55Mb/sまでの場合	6,000,000円 (税込6,600,000円)	600,000円 (税込660,000円)
利用速度が55Mb/sを超えて60Mb/sまでの場合	6,600,000円 (税込7,260,000円)	660,000円 (税込726,000円)
利用速度が60Mb/sを超えて65Mb/sまでの場合	7,200,000円 (税込7,920,000円)	720,000円 (税込792,000円)
利用速度が65Mb/sを超えて70Mb/sまでの場合	7,800,000円 (税込8,580,000円)	780,000円 (税込858,000円)
利用速度が70Mb/sを超えて75Mb/sまでの場合	8,400,000円 (税込9,240,000円)	840,000円 (税込924,000円)
利用速度が75Mb/sを超えて80Mb/sまでの場合	9,000,000円 (税込9,900,000円)	900,000円 (税込990,000円)
利用速度が80Mb/sを超えて85Mb/sまでの場合	9,600,000円 (税込10,560,000円)	960,000円 (税込1,056,000円)
利用速度が85Mb/sを超えて90Mb/sまでの場合	10,200,000円(税込11,220,000円)	1,020,000円 (税込1,122,000円)
利用速度が90Mb/sを超えて100Mb/sまでの場合	10,800,000円 (税込11,880,000円)	1,080,000円 (税込1,188,000円)

(c) IPv6併用型のもの

① タイプ1

i コース1

1の加入契約回線等ごとに

品 目	料 金 額	
	臨時以外のもの(月額)	臨時のもの(日額)
1 Mb/s	96,000円 (税込105,600円)	9,600円 (税込10,560円)
2 Mb/s	191,000円 (税込210,100円)	19,100円 (税込21,010円)
3 Mb/s	281,000円 (税込309,100円)	28,100円 (税込30,910円)
4 Mb/s	366,000円 (税込402,600円)	36,600円 (税込40,260円)
5 Mb/s	446,000円 (税込490,600円)	44,600円 (税込49,060円)
10 Mb/s	796,000円 (税込875,600円)	79,600円 (税込87,560円)
100 Mb/s	6,800,000円 (税込7,480,000円)	680,000円 (税込748,000円)

品 目	区 分	料 金 額		
		臨時以外のもの (月額)	臨時のもの (日額)	
1 0 0 Mb/s	基本料	5 5 0, 0 0 0 円 (税込 6 0 5, 0 0 0 円)	5 5, 0 0 0 円 (税込 6 0, 5 0 0 円)	
	加算料	利用速度が 5 Mb/s を超えて 1 0 Mb/s までの場合	4 5 0, 0 0 0 円 (税込 4 9 5, 0 0 0 円)	4 5, 0 0 0 円 (税込 4 9, 5 0 0 円)
		利用速度が 1 0 Mb/s を超えて 1 5 Mb/s までの場合	9 0 0, 0 0 0 円 (税込 9 9 0, 0 0 0 円)	9 0, 0 0 0 円 (税込 9 9, 0 0 0 円)
		利用速度が 1 5 Mb/s を超えて 2 0 Mb/s までの場合	1, 3 5 0, 0 0 0 円 (税込 1, 4 8 5, 0 0 0 円)	1 3 5, 0 0 0 円 (税込 1 4 8, 5 0 0 円)
		利用速度が 2 0 Mb/s を超えて 2 5 Mb/s までの場合	1, 8 0 0, 0 0 0 円 (税込 1, 9 8 0, 0 0 0 円)	1 8 0, 0 0 0 円 (税込 1 9 8, 0 0 0 円)
		利用速度が 2 5 Mb/s を超えて 3 0 Mb/s までの場合	2, 2 5 0, 0 0 0 円 (税込 2, 4 7 5, 0 0 0 円)	2 2 5, 0 0 0 円 (税込 2 4 7, 5 0 0 円)
		利用速度が 3 0 Mb/s を超えて 3 5 Mb/s までの場合	2, 7 0 0, 0 0 0 円 (税込 2, 9 7 0, 0 0 0 円)	2 7 0, 0 0 0 円 (税込 2 9 7, 0 0 0 円)
		利用速度が 3 5 Mb/s を超えて 4 0 Mb/s までの場合	3, 1 5 0, 0 0 0 円 (税込 3, 4 6 5, 0 0 0 円)	3 1 5, 0 0 0 円 (税込 3 4 6, 5 0 0 円)
		利用速度が 4 0 Mb/s を超えて 4 5 Mb/s までの場合	3, 6 0 0, 0 0 0 円 (税込 3, 9 6 0, 0 0 0 円)	3 6 0, 0 0 0 円 (税込 3 9 6, 0 0 0 円)
		利用速度が 4 5 Mb/s を超えて 5 0 Mb/s までの場合	4, 0 5 0, 0 0 0 円 (税込 4, 4 5 5, 0 0 0 円)	4 0 5, 0 0 0 円 (税込 4 4 5, 5 0 0 円)
		利用速度が 5 0 Mb/s を超えて 5 5 Mb/s までの場合	4, 5 0 0, 0 0 0 円 (税込 4, 9 5 0, 0 0 0 円)	4 5 0, 0 0 0 円 (税込 4 9 5, 0 0 0 円)
		利用速度が 5 5 Mb/s を超えて 6 0 Mb/s までの場合	4, 9 5 0, 0 0 0 円 (税込 5, 4 4 5, 0 0 0 円)	4 9 5, 0 0 0 円 (税込 5 4 4, 5 0 0 円)
		利用速度が 6 0 Mb/s を超えて 6 5 Mb/s までの場合	5, 4 0 0, 0 0 0 円 (税込 5, 9 4 0, 0 0 0 円)	5 4 0, 0 0 0 円 (税込 5 9 4, 0 0 0 円)
		利用速度が 6 5 Mb/s を超えて 7 0 Mb/s までの場合	5, 8 5 0, 0 0 0 円 (税込 6, 4 3 5, 0 0 0 円)	5 8 5, 0 0 0 円 (税込 6 4 3, 5 0 0 円)
		利用速度が 7 0 Mb/s を超えて 7 5 Mb/s までの場合	6, 3 0 0, 0 0 0 円 (税込 6, 9 3 0, 0 0 0 円)	6 3 0, 0 0 0 円 (税込 6 9 3, 0 0 0 円)
		利用速度が 7 5 Mb/s を超えて 8 0 Mb/s までの場合	6, 7 5 0, 0 0 0 円 (税込 7, 4 2 5, 0 0 0 円)	6 7 5, 0 0 0 円 (税込 7 4 2, 5 0 0 円)
		利用速度が 8 0 Mb/s を超えて 8 5 Mb/s までの場合	7, 2 0 0, 0 0 0 円 (税込 7, 9 2 0, 0 0 0 円)	7 2 0, 0 0 0 円 (税込 7 9 2, 0 0 0 円)
利用速度が 8 5 Mb/s を超えて 9 0 Mb/s までの場合	7, 6 5 0, 0 0 0 円 (税込 8, 4 1 5, 0 0 0 円)	7 6 5, 0 0 0 円 (税込 8 4 1, 5 0 0 円)		

	利用速度が90Mb/sを超えて 100Mb/sまでの場合	8,100,000円 (税込8,910,000円)	810,000円 (税込891,000円)
--	---------------------------------	------------------------------	--------------------------

b 特定取扱所型のもの

(a) IPv4型及びIPv6併用型のもの

① タイプ1

i コース1

1の契約者回線ごとに

品目	料金額(月額)	
	臨時以外のもの(月額)	臨時のもの(日額)
100Mb/s	6,800,000円 (税込7,480,000円)	680,000円 (税込748,000円)

ii コース2

(i) 基本料

1の契約者回線ごとに

品目	料金額(月額)	
	臨時以外のもの(月額)	臨時のもの(日額)
100Mb/s	550,000円 (税込605,000円)	55,000円 (税込60,500円)
1Gb/s	8,000,000円 (税込8,800,000円)	800,000円 (税込880,000円)

(ii) 加算料

1の契約者回線ごとに

品目	区分	料金額(月額)	
		臨時以外のもの(月額)	臨時のもの(日額)
100Mb/s	利用速度が5Mb/sを超えて10Mb/sまでの場合	450,000円 (税込495,000円)	45,000円 (税込49,500円)
	利用速度が10Mb/sを超えて15Mb/sまでの場合	900,000円 (税込990,000円)	90,000円 (税込99,000円)
	利用速度が15Mb/sを超えて20Mb/sまでの場合	1,350,000円 (税込1,485,000円)	135,000円 (税込148,500円)
	利用速度が20Mb/sを超えて25Mb/sまでの場合	1,800,000円 (税込1,980,000円)	180,000円 (税込198,000円)
	利用速度が25Mb/sを超えて30Mb/sまでの場合	2,250,000円 (税込2,475,000円)	225,000円 (税込247,500円)
	利用速度が30Mb/sを超えて35Mb/sまでの場合	2,700,000円 (税込2,970,000円)	270,000円 (税込297,000円)
	利用速度が35Mb/sを超えて40Mb/sまでの場合	3,150,000円 (税込3,465,000円)	315,000円 (税込346,500円)
	利用速度が40Mb/sを超えて45Mb/sまでの場合	3,600,000円 (税込3,960,000円)	360,000円 (税込396,000円)
	利用速度が45Mb/sを超えて50Mb/sまでの場合	4,050,000円 (税込4,455,000円)	405,000円 (税込445,500円)
	利用速度が50Mb/sを超えて55Mb/sまでの場合	4,500,000円 (税込4,950,000円)	450,000円 (税込495,000円)
	利用速度が55Mb/sを超えて60Mb/sまでの場合	4,950,000円(税込5,445,000円)	495,000円 (税込544,500円)
	利用速度が60Mb/sを超えて65Mb/sまでの場合	5,400,000円 (税込5,940,000円)	540,000円 (税込594,000円)
	利用速度が65Mb/sを超えて70Mb/sまでの場合	5,850,000円 (税込6,435,000円)	585,000円 (税込643,500円)
	利用速度が70Mb/sを超えて75Mb/sまでの場合	6,300,000円 (税込6,930,000円)	630,000円 (税込693,000円)

	利用速度が75Mb/sを超えて80Mb/sまでの場合	6,750,000円 (税込7,425,000円)	675,000円 (税込742,500円)	
	利用速度が80Mb/sを超えて85Mb/sまでの場合	7,200,000円 (税込7,920,000円)	720,000円 (税込792,000円)	
	利用速度が85Mb/sを超えて90Mb/sまでの場合	7,650,000円 (税込8,415,000円)	765,000円 (税込841,500円)	
	利用速度が90Mb/sを超えて100Mb/sまでの場合	8,100,000円 (税込8,910,000円)	810,000円 (税込891,000円)	
1 Gb/s	利用速度が最大受信速度である場合	利用速度が100Mb/sを超えて120Mb/sまでの場合	1,280,000円 (税込1,408,000円)	128,000円 (税込140,800円)
		利用速度が120Mb/sを超えて140Mb/sまでの場合	2,560,000円 (税込2,816,000円)	256,000円 (税込281,600円)
		利用速度が140Mb/sを超えて160Mb/sまでの場合	3,840,000円 (税込4,224,000円)	384,000円 (税込422,400円)
		利用速度が160Mb/sを超えて180Mb/sまでの場合	5,120,000円 (税込5,632,000円)	512,000円 (税込563,200円)
		利用速度が180Mb/sを超えて200Mb/sまでの場合	6,400,000円 (税込7,040,000円)	640,000円 (税込704,000円)
		利用速度が200Mb/sを超えて250Mb/sまでの場合	9,600,000円 (税込10,560,000円)	960,000円 (税込1,056,000円)
		利用速度が250Mb/sを超えて300Mb/sまでの場合	12,800,000円 (税込14,080,000円)	1,280,000円 (税込1,408,000円)
		利用速度が300Mb/sを超えて350Mb/sまでの場合	16,000,000円 (税込17,600,000円)	1,600,000円 (税込1,760,000円)
		利用速度が350Mb/sを超えて400Mb/sまでの場合	19,200,000円 (税込21,120,000円)	1,920,000円 (税込2,112,000円)
		利用速度が400Mb/sを超えて450Mb/sまでの場合	22,400,000円 (税込24,640,000円)	2,240,000円 (税込2,464,000円)
		利用速度が450Mb/sを超えて500Mb/sまでの場合	25,600,000円 (税込28,160,000円)	2,560,000円 (税込2,816,000円)
		利用速度が500Mb/sを超えて550Mb/sまでの場合	28,800,000円 (税込31,680,000円)	2,880,000円 (税込3,168,000円)
		利用速度が550Mb/sを超えて600Mb/sまでの場合	32,000,000円 (税込35,200,000円)	3,200,000円 (税込3,520,000円)
		利用速度が600Mb/sを超えて650Mb/sまでの場合	35,200,000円 (税込38,720,000円)	3,520,000円 (税込3,872,000円)
		利用速度が650Mb/sを超えて700Mb/sまでの場合	38,400,000円 (税込42,240,000円)	3,840,000円 (税込4,224,000円)
		利用速度が700Mb/sを超えて750Mb/sまでの場合	41,600,000円 (税込45,760,000円)	4,160,000円 (税込4,576,000円)
		利用速度が750Mb/sを超えて800Mb/sまでの場合	44,800,000円 (税込49,280,000円)	4,480,000円 (税込4,928,000円)
		利用速度が800Mb/sを超えて850Mb/sまでの場合	48,000,000円 (税込52,800,000円)	4,800,000円 (税込5,280,000円)
		利用速度が850Mb/sを超えて900Mb/sまでの場合	51,200,000円 (税込56,320,000円)	5,120,000円 (税込5,632,000円)
		利用速度が900Mb/sを超えて1000Mb/sまでの場合	54,400,000円 (税込59,840,000円)	5,440,000円 (税込5,984,000円)
利用速度が最大送信速度である場合	利用速度が400Mb/sを超えて480Mb/sまでの場合	1,280,000円 (税込1,408,000円)	128,000円 (税込140,800円)	
	利用速度が480Mb/sを超えて560Mb/sまでの場合	2,560,000円 (税込2,816,000円)	256,000円 (税込281,600円)	
	利用速度が560Mb/sを超えて640Mb/sまでの場合	3,840,000円 (税込4,224,000円)	384,000円 (税込422,400円)	

利用速度が640Mb/sを超えて720Mb/sまでの場合	5,120,000円 (税込5,632,000円)	512,000円 (税込563,200円)
利用速度が720Mb/sを超えて800Mb/sまでの場合	6,400,000円 (税込7,040,000円)	640,000円 (税込704,000円)
利用速度が800Mb/sを超えて1000Mb/sまでの場合	9,600,000円 (税込10,560,000円)	960,000円 (税込1,056,000円)

② タイプ2

1の契約者回線ごとに

品 目	固定伝送速度の細目	料金額 (月額)	
		臨時以外のもの (月額)	臨時のもの (日額)
10Mb/s	1Mb/s	120,000円 (税込132,000円)	12,000円 (税込13,200円)
	2Mb/s	240,000円 (税込264,000円)	24,000円 (税込26,400円)
	3Mb/s	310,000円 (税込341,000円)	31,000円 (税込34,100円)
	4Mb/s	370,000円 (税込407,000円)	37,000円 (税込40,700円)
100Mb/s	5Mb/s	450,000円 (税込495,000円)	45,000円 (税込49,500円)
	6Mb/s	520,000円 (税込572,000円)	52,000円 (税込57,200円)
	7Mb/s	590,000円 (税込649,000円)	59,000円 (税込64,900円)
	8Mb/s	660,000円 (税込726,000円)	66,000円 (税込72,600円)
	9Mb/s	730,000円 (税込803,000円)	73,000円 (税込80,300円)
	10Mb/s	800,000円 (税込880,000円)	80,000円 (税込88,000円)
	15Mb/s	1,150,000円 (税込1,265,000円)	115,000円 (税込126,500円)
	20Mb/s	1,500,000円 (税込1,650,000円)	150,000円 (税込165,000円)
	25Mb/s	1,850,000円 (税込2,035,000円)	185,000円 (税込203,500円)
	30Mb/s	2,200,000円 (税込2,420,000円)	220,000円 (税込242,000円)
	35Mb/s	2,550,000円 (税込2,805,000円)	255,000円 (税込280,500円)
	40Mb/s	2,900,000円 (税込3,190,000円)	290,000円 (税込319,000円)
	45Mb/s	3,250,000円 (税込3,575,000円)	325,000円 (税込357,500円)
	50Mb/s	3,600,000円 (税込3,960,000円)	360,000円 (税込396,000円)
	60Mb/s	4,300,000円 (税込4,730,000円)	430,000円 (税込473,000円)
	70Mb/s	5,000,000円 (税込5,500,000円)	500,000円 (税込550,000円)
80Mb/s	5,700,000円 (税込6,270,000円)	570,000円 (税込627,000円)	

③ タイプ5
i コース1

1の契約者回線ごとに

品目	料金額 (月額)
100Mb/s	198,000円 (税込217,800円)
1Gb/s	3,250,000円 (税込3,575,000円)
10Gb/s	当社が別に算定する額
100Gb/s	当社が別に算定する額

ii コース2
(i) 基本料

1の契約者回線ごとに

品目	料金額 (月額)
1Gb/s	当社が別に算定する額
10Gb/s	当社が別に算定する額
100Gb/s	当社が別に算定する額

(ii) 加算料

1の契約者回線ごとに

品目	料金額 (月額)
1Gb/s	当社が別に算定する額
10Gb/s	当社が別に算定する額
100Gb/s	当社が別に算定する額

(i) 予備型
a 特定取扱所型以外のもの
(a) IPv4型のもの
① プラン2

1の加入契約回線等ごとに

区分	料金額 (月額)
ユーザ・網インタフェースが10BASE-T又は100BASE-TXのもの	50,000円 (税込55,000円)
ユーザ・網インタフェースが1000BASE-T、1000BASE-SX又は1000BASE-LXのもの	100,000円 (税込110,000円)

b 特定取扱所型のもの
(a) IPv4型のもの
① プラン1

1の契約者回線ごとに

区分	料金額 (月額)
ユーザ・網インタフェースが10BASE-T又は100BASE-TXのもの	対応一般型契約に係る第1種オープンデータ通信網サービスと契約者回線の一部を共用するもの 60,000円 (税込66,000円)
	対応一般型契約に係る第1種オープンデータ通信網サービスと契約者回線の一部を共用しないもの 70,000円 (税込77,000円)
ユーザ・網インタフェースが1000BASE-SX又は1000BASE-LXのもの	対応一般型契約に係る第1種オープンデータ通信網サービスと契約者回線の一部を共用するもの 110,000円 (税込121,000円)
	対応一般型契約に係る第1種オープンデータ通信網サービスと契約者回線の一部を共用しないもの 130,000円 (税込143,000円)

② プラン2

1の契約者回線ごとに

区 分	料金額 (月額)
ユーザ・網インタフェースが10BASE-T又は100BASE-TXのもの	50,000円 (税込55,000円)
ユーザ・網インタフェースが1000BASE-SX又は1000BASE-LXのもの	100,000円 (税込110,000円)

イ 特定接続回線型のもの

(7) 基本料

1の加入契約回線ごとに

品 目	区 分			料 金 額(月額)		
100Mb/s	タイプ14	プラン1	コース1	当社が別に算定する額		
			コース2			
		プラン2	コース1			
			コース2			
1Gb/s	タイプ8	IPv4型		コース1	7,800,000円 (税込8,580,000円)	
				コース2	当社が別に算定する額	
		IPv6併用型		コース1	7,800,000円 (税込8,580,000円)	
				コース2	当社が別に算定する額	
	タイプ14	IPv4型	プラン1	コース1	当社が別に算定する額	
				コース2		
			プラン2	コース1		
				コース2		
IPv6併用型		プラン1	コース1			
			コース2			
		プラン2	コース1			
			コース2			
10Gb/s	タイプ8	IPv4型		コース1		
				コース2		
		IPv6併用型		コース1		
				コース2		
	タイプ14	IPv4型	プラン1	コース1		
				コース2		
			プラン2	コース1		
				コース2		
		IPv6併用型	プラン1	コース1		
				コース2		
			プラン2	コース1		
				コース2		
100Gb/s	タイプ8	IPv4型		コース1		
				コース2		
		IPv6併用型		コース1		
				コース2		
	タイプ14	IPv4型	プラン1	コース1		
				コース2		
			プラン2	コース1		
				コース2		
		IPv6併用型	プラン1	コース1		
				コース2		
			プラン2	コース1		
				コース2		

(イ) 加算料

1の加入契約回線ごとに

品目	区分				料金額(月額)
100Mb/s	タイプ14		プラン1	コース2	当社が別に算定する額
			プラン2	コース2	
1Gb/s	タイプ14	IPv4型	プラン1	コース2	
			プラン2	コース2	
		IPv6併用型	プラン1	コース2	
			プラン2	コース2	
10Gb/s	タイプ14	IPv4型	プラン1	コース2	
			プラン2	コース2	
		IPv6併用型	プラン1	コース2	
			プラン2	コース2	
100Gb/s	タイプ14	IPv4型	プラン1	コース2	
			プラン2	コース2	
		IPv6併用型	プラン1	コース2	
			プラン2	コース2	

ウ 削除

エ 他社卸回線型のもの

(ア) (イ)以外のもの

1の他社卸回線ごとに

区分	料金額(月額)
利用料	2,900円(税込3,190円)

(イ) 他社卸回線使用料

a 基本料

1の他社卸回線ごとに

区分	料金額(月額)
戸建型	6,700円(税込7,370円)
集合型	5,700円(税込6,270円)

b 加算料

1の他社卸回線ごとに

区分	料金額(月額)
タイプ2	1,000円 (税込1,100円)
タイプ3	(a) (b)以外のもの 3,000円 (税込3,300円)
	(b) 第7種IP電話契約がメニュー1のもの 3,500円 (税込3,850円)

備考

タイプ3については、条件として規定する第7種IP電話契約に係る第7種IP電話サービスの細目による区分があります。

オ 他社接続回線型のもの

(ア) タイプ1

1の接続契約者回線ごとに

品目	料金額(月額)
100Mb/s	50,000円(税込55,000円)
200Mb/s	54,000円(税込59,400円)

300 Mb/s	57,000円 (税込62,700円)
500 Mb/s	64,000円 (税込70,400円)
1 Gb/s	80,000円 (税込88,000円)
2 Gb/s	156,000円 (税込171,600円)
3 Gb/s	228,000円 (税込250,800円)

(イ) タイプ2

1の接続契約者回線ごとに

品目	料金額(月額)
10 Mb/s	25,000円 (税込27,500円)
20 Mb/s	45,000円 (税込49,500円)
30 Mb/s	65,000円 (税込71,500円)
40 Mb/s	85,000円 (税込93,500円)
50 Mb/s	105,000円 (税込115,500円)
60 Mb/s	125,000円 (税込137,500円)
70 Mb/s	145,000円 (税込159,500円)
80 Mb/s	165,000円 (税込181,500円)
90 Mb/s	185,000円 (税込203,500円)
100 Mb/s	205,000円 (税込225,500円)
200 Mb/s	235,000円 (税込258,500円)
300 Mb/s	265,000円 (税込291,500円)
400 Mb/s	295,000円 (税込324,500円)
500 Mb/s	325,000円 (税込357,500円)
600 Mb/s	355,000円 (税込390,500円)
700 Mb/s	385,000円 (税込423,500円)
800 Mb/s	415,000円 (税込456,500円)
900 Mb/s	445,000円 (税込489,500円)
1 Gb/s	475,000円 (税込522,500円)

(2) 契約者回線使用料

ア イーサネット型のもの

(ア) 基本料

1の契約者回線ごとに

区分	料金額	
	臨時以外のもの(月額)	臨時のもの(日額)
契約者回線使用料	4,000円 (税込4,400円)	400円 (税込440円)

備考

取扱所交換設備に収容されている契約者回線の終端の場所が、その取扱所交換設備が設置されているフロアと同一でない場合は、当社が別に算定する額を支払っていただきます。

(イ) 加算料

a 特定終端型に係るもの

(a) クラス1に係るもの

1の契約者回線ごとに

品目	料金額(月額)
1 Mb/s	146,000円 (税込160,600円)
2 Mb/s	
3 Mb/s	
4 Mb/s	
5 Mb/s	
10 Mb/s	173,000円 (税込190,300円)
30 Mb/s	
100 Mb/s	236,000円 (税込259,600円)
200 Mb/s	373,000円 (税込410,300円)

300Mb/s	510,000円 (税込561,000円)
400Mb/s	537,000円 (税込590,700円)
500Mb/s	563,000円 (税込619,300円)
600Mb/s	590,000円 (税込649,000円)
700Mb/s	620,000円 (税込682,000円)
800Mb/s	650,000円 (税込715,000円)
900Mb/s	680,000円 (税込748,000円)
1Gb/s	710,000円 (税込781,000円)

(b) クラス2に係るもの

1の契約者回線ごとに

品目	料金額 (月額)
10Mb/s	103,000円 (税込113,300円)
30Mb/s	124,000円 (税込136,400円)
100Mb/s	165,000円 (税込181,500円)
200Mb/s	283,000円 (税込311,300円)
300Mb/s	371,000円 (税込408,100円)
400Mb/s	376,000円 (税込413,600円)
500Mb/s	380,000円 (税込418,000円)
600Mb/s	386,000円 (税込424,600円)
700Mb/s	393,000円 (税込432,300円)
800Mb/s	401,000円 (税込441,100円)
900Mb/s	408,000円 (税込448,800円)
1Gb/s	416,000円 (税込457,600円)

(3) 接続契約者回線等使用料

ア 基本料

1の接続契約者回線ごとに

区 分	料 金 額	
	臨時以外のもの (月額)	臨時のもの (日額)
接続契約者回線等使用料	4,000円 (税込4,400円)	400円 (税込440円)
備考 取扱所交換設備に收容されている加入契約回線 (区分5に係る接続契約者回線に限ります。)の終端の場所 が、その取扱所交換設備が設置されているフロアと同一でない場合は、当社が別に算定する額を支払っていただきます。		

イ 削除

(4) 加算額

種 別	単 位	区 分	料 金 額	
			臨時以外のもの (月額)	臨時のもの (日額)
(ア) 区域外線路			当社が別に算定する額	
(イ) 回線終端装置	イーサネット型のもの	回線終端装置Ⅰ型の場合	40,000円 (税込44,000円)	4,000円 (税込4,400円)
		回線終端装置Ⅱ型の場合	4,000円 (税込4,400円)	—
		回線終端装置Ⅲ型の場合	40,000円 (税込44,000円)	—

(ウ) 特別な電気通信設備	当社が別に算定する額
---------------	------------

第1の2 第1種オープンデータ通信網サービスに係る特定他社接続回線（別紙2の1の(1)のア（別紙2の1の(1)のアの(イ)を除きます。））、別紙2の1の(1)のイ（別紙2の1の(1)のイの(イ)を除きます。）又は別紙2の1の(1)のウ（別紙2の1の(1)のウの(イ)を除きます。）に定める特定事業者の電気通信サービスに係るものに限ります。以下第1の2において同じとします。）に関する料金

1 適用

第1種オープンデータ通信網サービスに係る特定他社接続回線に係る料金の適用については、第105条（特定他社接続回線等の料金等）の規定によるほか、次のとおりとします。

料 金 の 適 用	
(1) 特定事業者の電気通信サービスに係る料金表の適用	次に掲げる事項については、別紙2の1の(1)のア（別紙2の1の(1)のアの(イ)を除きます。））、別紙2の1の(1)のイ（別紙2の1の(1)のイの(イ)を除きます。）又は別紙2の1の(1)のウ（別紙2の1の(1)のウの(イ)を除きます。）に定める特定事業者の電気通信サービスに係る料金表の規定を準用します。 ア 特定他社接続回線の品目に係る料金の適用（品目については、当社が別に定めるものに限ります。） イ 特定他社接続回線の回線距離の測定 ウ 収容区域及び加入区域の設定 エ 特定他社接続回線の回線距離測定局の変更があった場合の料金の適用 オ 復旧等に伴い特定他社接続回線の経路を変更した場合の料金の適用
(2) 特定他社接続回線の最低利用期間に係る料金の適用	ア 第1種オープンデータ通信網サービスに係る特定他社接続回線については、最低利用期間があります。 イ アに規定する最低利用期間は、特定事業者が特定他社接続回線の提供を開始した日から起算して1年間とします。 ウ 第1種オープンデータ通信網契約者（別紙2の1の(1)のア（別紙2の1の(1)のアの(イ)を除きます。））、別紙2の1の(1)のイ（別紙2の1の(1)のイの(イ)を除きます。）又は別紙2の1の(1)のウ（別紙2の1の(1)のウの(イ)を除きます。）に定める特定事業者の電気通信サービスに関する契約を締結している第1種オープンデータ通信網契約者（以下この欄において同じとします。）は、最低利用期間内に特定他社接続回線に係る契約（別紙2の1の(1)のア（別紙2の1の(1)のアの(イ)を除きます。））、別紙2の1の(1)のイ（別紙2の1の(1)のイの(イ)を除きます。）又は別紙2の1の(1)のウ（別紙2の1の(1)のウの(イ)を除きます。）に定める特定事業者の電気通信サービスに関する契約をいいます。以下この欄において同じとします。）の解除があった場合は、残余の期間に対応する料金（2（料金額）に規定する「利用料」の額とします。以下この欄において同じとします。）に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。 エ 第1種オープンデータ通信網契約者は、最低利用期間内に特定他社接続回線の品目の変更又は移転があった場合は、その変更について変更前の料金額から変更後の料金額を控除し残余があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。 オ エの場合に、特定他社接続回線の品目の変更と同時にその特定他社接続回線の設置場所において、特定他社接続回線の新設又は特定他社接続回線に係る契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の特定他社接続回線の金額を合算して行います。

2 料金額

(1) 利用料

- ア 株式会社オプテージに係るもの
- (ア) (イ)以外のもの

1の特定他社接続回線ごとに

品 目	料金額（月額）	
	区域内	区域外
1 Mb/s	50,400円（税込55,440円）	70,200円（税込77,220円）
2 Mb/s	62,100円（税込68,310円）	86,600円（税込95,260円）
3 Mb/s	79,600円（税込87,560円）	110,000円（税込121,000円）
4 Mb/s	97,200円（税込106,920円）	133,400円（税込146,740円）
5 Mb/s	126,400円（税込139,040円）	173,200円（税込190,520円）
10 Mb/s	211,800円（税込232,980円）	449,300円（税込494,230円）
100 Mb/s	351,000円（税込386,100円）	786,300円（税込864,930円）

備考

特定他社接続回線の終端（相互接続点に係るものを除きます。）が、別紙3に定める都道府県に所属する場合は「区域内」に係る料金を適用し、所属しない場合は「区域外」に係る料金を適用します。

(イ) 1Gb/sのもの

1の特定他社接続回線ごとに

距離区分		料金額（月額）
回 線 距 離	15キロメートルまでのもの	1,365,600円（税込1,502,160円）
	30キロメートルまでのもの	2,535,600円（税込2,789,160円）
	40キロメートルまでのもの	2,800,800円（税込3,080,880円）
	50キロメートルまでのもの	3,034,800円（税込3,338,280円）
	60キロメートルまでのもの	3,220,800円（税込3,542,880円）
	70キロメートルまでのもの	3,370,800円（税込3,707,880円）
	80キロメートルまでのもの	3,501,600円（税込3,851,760円）
	90キロメートルまでのもの	3,626,400円（税込3,989,040円）
	100キロメートルまでのもの	3,747,600円（税込4,122,360円）
	120キロメートルまでのもの	3,865,200円（税込4,251,720円）
	120キロメートルを超えるもの	3,979,200円（税込4,377,120円）

イ 株式会社STNetに係るもの

1の特定他社接続回線ごとに

品目	料金額（月額）	
	区域内	区域外
1 Mb/s	54,000円（税込59,400円）	54,000円（税込59,400円）
2 Mb/s	75,600円（税込83,160円）	75,600円（税込83,160円）
3 Mb/s	92,400円（税込101,640円）	92,400円（税込101,640円）
4 Mb/s	111,600円（税込122,760円）	111,600円（税込122,760円）
5 Mb/s	130,800円（税込143,880円）	130,800円（税込143,880円）
10 Mb/s	168,000円（税込184,800円）	168,000円（税込184,800円）
100 Mb/s	372,000円（税込409,200円）	372,000円（税込409,200円）

備考

特定他社接続回線の終端（相互接続点に係るものを除きます。）が、別紙3に定める都道府県に所属する場合は「区域内」に係る料金を適用し、所属しない場合は「区域外」に係る料金を適用します。

ウ 北海道総合通信網株式会社に係るもの

1の特定他社接続回線ごとに

品目	料金額（月額）	
	区域内	区域外
1 Mb/s	56,500円（税込62,150円）	56,500円（税込62,150円）
2 Mb/s	65,900円（税込72,490円）	65,900円（税込72,490円）
3 Mb/s	82,400円（税込90,640円）	82,400円（税込90,640円）
4 Mb/s	96,500円（税込106,150円）	96,500円（税込106,150円）
5 Mb/s	109,400円（税込120,340円）	109,400円（税込120,340円）
10 Mb/s	138,800円（税込152,680円）	263,500円（税込289,850円）
100 Mb/s	391,800円（税込430,980円）	732,900円（税込806,190円）

備考

特定他社接続回線の終端（相互接続点に係るものを除きます。）が、別紙3に定める単位料金区域に所属する場合は「区域内」に係る料金を適用し、所属しない場合は「区域外」に係る料金を適用します。

エ 株式会社トークネットに係るもの

1の特定他社接続回線ごとに

品 目	料金額 (月額)	
	区域内	区域外
1 Mb/s	56,400円 (税込62,040円)	75,600円 (税込83,160円)
2 Mb/s	73,200円 (税込80,520円)	111,600円 (税込122,760円)
3 Mb/s	91,200円 (税込100,320円)	150,000円 (税込165,000円)
4 Mb/s	109,200円 (税込120,120円)	183,600円 (税込201,960円)
5 Mb/s	128,400円 (税込141,240円)	216,000円 (税込237,600円)
10 Mb/s	201,600円 (税込221,760円)	363,600円 (税込399,960円)
100 Mb/s	300,000円 (税込330,000円)	780,000円 (税込858,000円)

備考
 特定他社接続回線の終端（相互接続点に係るものを除きます。）が、別紙3に定める都道府県に所属する場合は「区域内」に係る料金を適用し、所属しない場合は「区域外」に係る料金を適用します。

オ 株式会社エネコムに係るもの

1の特定他社接続回線ごとに

品 目	料金額 (月額)	
	区域内	区域外
1 Mb/s	49,200円 (税込54,120円)	49,200円 (税込54,120円)
2 Mb/s	66,700円 (税込73,370円)	66,700円 (税込73,370円)
3 Mb/s	83,100円 (税込91,410円)	83,100円 (税込91,410円)
4 Mb/s	103,000円 (税込113,300円)	103,000円 (税込113,300円)
5 Mb/s	121,700円 (税込133,870円)	121,700円 (税込133,870円)
10 Mb/s	161,500円 (税込177,650円)	161,500円 (税込177,650円)
100 Mb/s	339,300円 (税込373,230円)	339,300円 (税込373,230円)

備考
 特定他社接続回線の終端（相互接続点に係るものを除きます。）が、別紙3に定める都道府県に所属する場合は「区域内」に係る料金を適用し、所属しない場合は「区域外」に係る料金を適用します。

カ KDDI株式会社に係るもの

(ア) (イ)以外のとき

1の特定他社接続回線ごとに

品 目	料金額 (月額)		区域外
	区域内		
	特定区域内	特定区域外	
1 Mb/s	52,900円 (税込58,190円)		73,100円 (税込80,410円)
2 Mb/s	73,800円 (税込81,180円)		97,400円 (税込107,140円)
3 Mb/s	86,100円 (税込94,710円)		121,800円 (税込133,980円)
4 Mb/s	110,600円 (税込121,660円)		146,100円 (税込160,710円)
5 Mb/s	135,200円 (税込148,720円)		170,500円 (税込187,550円)
10 Mb/s	196,600円 (税込216,260円)		267,900円 (税込294,690円)
20 Mb/s	221,400円 (税込243,540円)		332,100円 (税込365,310円)
30 Mb/s	246,000円 (税込270,600円)		393,600円 (税込432,960円)
40 Mb/s	258,300円 (税込284,130円)		442,800円 (税込487,080円)
50 Mb/s	270,600円 (税込297,660円)		492,000円 (税込541,200円)

100Mb/s	331,800円 (税込364,980円)		730,500円 (税込803,550円)
200Mb/s	922,500円 (税込1,014,750円)	984,000円 (税込1,082,400円)	1,488,300円 (税込1,637,130円)
300Mb/s	959,400円 (税込1,055,340円)	1,254,600円 (税込1,380,060円)	2,017,200円 (税込2,218,920円)
400Mb/s	1,008,600円 (税込1,109,460円)	1,537,500円 (税込1,691,250円)	2,546,100円 (税込2,800,710円)
500Mb/s	1,045,500円 (税込1,150,050円)	1,808,100円 (税込1,988,910円)	3,075,000円 (税込3,382,500円)
1Gb/s	1,217,700円 (税込1,339,470円)	3,185,700円 (税込3,504,270円)	5,707,200円 (税込6,277,920円)

備 考

特定他社接続回線の終端（相互接続点に係るものを除きます。）が、別紙3に定める都道府県に所属する場合は「区域内」に係る料金を適用し、所属しない場合は「区域外」に係る料金を適用します。

ただし、200Mb/s から 1Gb/s に係る特定他社接続回線については、区域内のうち、当社が別に定める特定の区域に所属する場合は「特定区域内」に係る料金を適用し、所属しない場合は、「特定区域外」に係る料金を適用するものとします。

(イ) ユーザ・網インタフェース接続による特定他社接続回線であるとき

1の特定他社接続回線ごとに

品 目	料金額（月額）		
	区域内		区域外
	特定区域内	特定区域外	
1 Mb/s	97,100円 (税込106,810円)		143,300円 (税込157,630円)
2 Mb/s	132,200円 (税込145,420円)		211,700円 (税込232,870円)
3 Mb/s	139,500円 (税込153,450円)		224,800円 (税込247,280円)
4 Mb/s	166,900円 (税込183,590円)		260,100円 (税込286,110円)
5 Mb/s	183,700円 (税込202,070円)		293,900円 (税込323,290円)
10 Mb/s	202,000円 (税込222,200円)		350,000円 (税込385,000円)
20 Mb/s	226,000円 (税込248,600円)		384,300円 (税込422,730円)
30 Mb/s	250,000円 (税込275,000円)		418,600円 (税込460,460円)
40 Mb/s	271,600円 (税込298,760円)		453,000円 (税込498,300円)
50 Mb/s	283,600円 (税込311,960円)		487,300円 (税込536,030円)
100 Mb/s	343,600円 (税込377,960円)		723,500円 (税込795,850円)
200 Mb/s	1,009,200円 (税込1,110,120円)	1,125,600円 (税込1,238,160円)	1,428,300円 (税込1,571,130円)

300Mb/s	1,051,200円 (税込1,156,320円)	1,444,800円 (税込1,589,280円)	1,957,200円 (税込2,152,920円)
400Mb/s	1,106,400円 (税込1,217,040円)	1,778,400円 (税込1,956,240円)	2,486,100円 (税込2,734,710円)
500Mb/s	1,148,400円 (税込1,263,240円)	2,097,600円 (税込2,307,360円)	3,015,000円 (税込3,316,500円)
1Gb/s	1,344,000円 (税込1,478,400円)	3,720,000円 (税込4,092,000円)	5,647,200円 (税込6,211,920円)

備考
 特定他社接続回線の終端（相互接続点に係るものを除きます。）が、別に定める都道府県に所属する場合は「区域内」に係る料金を適用し、所属しない場合は「区域外」に係る料金を適用します。
 ただし、200Mb/s から 1Gb/s に係る特定他社接続回線については、区域内のうち、当社が別に定める特定の区域に所属する場合は「特定区域内」に係る料金を適用し、所属しない場合は、「特定区域外」に係る料金を適用するものとします。

キ 中部テレコミュニケーション株式会社に係るもの

1の特定他社接続回線ごとに

品 目	料金額（月額）	
	区域内	区域外
1Mb/s	55,200円（税込60,720円）	79,200円（税込87,120円）
2Mb/s	79,200円（税込87,120円）	115,200円（税込126,720円）
3Mb/s	103,200円（税込113,520円）	151,200円（税込166,320円）
4Mb/s	127,200円（税込139,920円）	187,200円（税込205,920円）
5Mb/s	151,200円（税込166,320円）	223,200円（税込245,520円）
10Mb/s	175,200円（税込192,720円）	307,200円（税込337,920円）
100Mb/s	411,600円（税込452,760円）	807,600円（税込888,360円）

備考
 特定他社接続回線の終端（相互接続点に係るものを除きます。）が、別紙3に定める都道府県に所属する場合は「区域内」に係る料金を適用し、所属しない場合は「区域外」に係る料金を適用します。

ク 北陸通信ネットワーク株式会社に係るもの

1の特定他社接続回線ごとに

品 目	料金額（月額）	
	区域内	区域外
1Mb/s	54,000円（税込59,400円）	75,600円（税込83,160円）
2Mb/s	73,200円（税込80,520円）	111,600円（税込122,760円）
3Mb/s	91,200円（税込100,320円）	150,000円（税込165,000円）
4Mb/s	112,800円（税込124,080円）	186,000円（税込204,600円）
5Mb/s	133,200円（税込146,520円）	219,600円（税込241,560円）
10Mb/s	166,800円（税込183,480円）	356,400円（税込392,040円）
100Mb/s	324,000円（税込356,400円）	747,600円（税込822,360円）

備考
 特定他社接続回線の終端（相互接続点に係るものを除きます。）が、別紙3に定める都道府県に所属する場合は「区域内」に係る料金を適用し、所属しない場合は「区域外」に係る料金を適用します。

ケ 株式会社Q T n e t に係るもの

1の特定他社接続回線ごとに

品 目	料金額（月額）	
	区域内	区域外
1Mb/s	51,500円（税込56,650円）	78,400円（税込86,240円）
2Mb/s	73,800円（税込81,180円）	111,200円（税込122,320円）
3Mb/s	90,100円（税込99,110円）	146,300円（税込160,930円）

4Mb/s	108,900円 (税込119,790円)	181,400円 (税込199,540円)
5Mb/s	128,700円 (税込141,570円)	210,600円 (税込231,660円)
10Mb/s	193,100円 (税込212,410円)	312,400円 (税込343,640円)
100Mb/s	395,500円 (税込435,050円)	758,200円 (税込834,020円)

備考

特定他社接続回線の終端（相互接続点に係るものを除きます。）が、別紙3に定める都道府県に所属する場合は「区域内」に係る料金を適用し、所属しない場合は「区域外」に係る料金を適用します。

コ OTNet株式会社に係るもの

1の特定他社接続回線ごとに

品目	料金額 (月額)
1 Mb/s	69,700円 (税込76,670円)
2 Mb/s	88,200円 (税込97,020円)
3 Mb/s	105,300円 (税込115,830円)
4 Mb/s	126,900円 (税込139,590円)
5 Mb/s	144,000円 (税込158,400円)
10 Mb/s	162,500円 (税込178,750円)
100 Mb/s	1,354,000円 (税込1,489,400円)

備考

OTNet株式会社の専用サービス約款に規定する臨時専用契約に係るものは提供しません。

第3 第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの

1 適用

第4種オープンデータ通信網サービスに係る料金の適用については、第97条（定額利用料の支払義務）及び第98条（利用料金等の支払義務）の規定によるほか次のとおりとします。

料 金 の 適 用									
(1) 削除	削除								
(2) 細目に係る料金の適用	<p>ア 当社は、料金表を適用するにあたって、次表のとおり設備の態様による細目を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1</td> <td>タイプ3及びタイプ4を除くもの</td> </tr> <tr> <td>タイプ3</td> <td>2(1)ア(ア)に規定する基本料を適用するもの</td> </tr> <tr> <td>タイプ4</td> <td>あらかじめ当社が指定したIPアドレスを利用して提供するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 タイプ1及びタイプ3に係るものは、第48条の2（契約の種別）の規定にかかわらず、臨時第4種オープンデータ通信網契約は締結しません。 2 タイプ4に係るものは、別に定める協定事業者のIP通信網サービス契約約款に規定する無線アクセス機能を使用するものは提供しません。</p> <p>イ（削除） ウ タイプ4に係る第4種オープンデータ通信網契約者は、第55条（細目の変更）の規定にかかわらず、(3)欄オに規定するコース1（(3)欄エに規定するプラン1からプラン10に限り、）に係るものを除いて、タイプの変更を請求することができません。</p>	区 分	内 容	タイプ1	タイプ3及びタイプ4を除くもの	タイプ3	2(1)ア(ア)に規定する基本料を適用するもの	タイプ4	あらかじめ当社が指定したIPアドレスを利用して提供するもの
区 分	内 容								
タイプ1	タイプ3及びタイプ4を除くもの								
タイプ3	2(1)ア(ア)に規定する基本料を適用するもの								
タイプ4	あらかじめ当社が指定したIPアドレスを利用して提供するもの								
(3) 第4種オープンデータ通信網サービスに係るプラン等	<p>ア 第4種オープンデータ通信網サービス（タイプ1に係るものに限り、）には、次のプランがあります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン1【商品名：「たっぷり」コース】</td> <td>別に定める協定事業者のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー1に係るものからアクセスポイントに接続して行う通信を行うことができるもの</td> </tr> <tr> <td>プラン2【商品名：「フレッツ・ADSL」Sコース】</td> <td>利用回線（別に定める協定事業者のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー4（通信の態様による細目を規定している場合は、プラン1に係るものに限り、）に係るものに限り、）からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるものであって、IP電話サービス契約約款に規定するプラン1のコース2に係る第1種IP電話サービスの基本料を併せて、1の基本料を設定するもの</td> </tr> <tr> <td>プラン4【商品名：プロドバントアクセス「フレッツ」プラン】</td> <td>特定利用回線（別に定める協定事業者のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-1に係るものであって、同時に通信可能な1の着信先ごとに最大200メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの、メニュー5-1のプラン3に係るものであって、最大概ね1ギガビット/秒までの符号伝送が可能なもの、メニュー5-1のプラン5-1に係るものであって、最大100メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの、メニュー5-2に係るものであって、同時に通信可能な1の着信先ごとに最大200メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの又はメニュー5-2に係るものであって、同時に通信可能な1の着信先ごとに最大200メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの（オープンデータ通信網サービス提供中に、別に定める協定事業者のメニュー5-1のプラン2から変更したものに限り、）に限り、）からアクセスポイントに接続して行う通信を行うことができるもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	プラン1【商品名：「たっぷり」コース】	別に定める協定事業者のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー1に係るものからアクセスポイントに接続して行う通信を行うことができるもの	プラン2【商品名：「フレッツ・ADSL」Sコース】	利用回線（別に定める協定事業者のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー4（通信の態様による細目を規定している場合は、プラン1に係るものに限り、）に係るものに限り、）からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるものであって、IP電話サービス契約約款に規定するプラン1のコース2に係る第1種IP電話サービスの基本料を併せて、1の基本料を設定するもの	プラン4【商品名：プロドバントアクセス「フレッツ」プラン】	特定利用回線（別に定める協定事業者のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-1に係るものであって、同時に通信可能な1の着信先ごとに最大200メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの、メニュー5-1のプラン3に係るものであって、最大概ね1ギガビット/秒までの符号伝送が可能なもの、メニュー5-1のプラン5-1に係るものであって、最大100メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの、メニュー5-2に係るものであって、同時に通信可能な1の着信先ごとに最大200メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの又はメニュー5-2に係るものであって、同時に通信可能な1の着信先ごとに最大200メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの（オープンデータ通信網サービス提供中に、別に定める協定事業者のメニュー5-1のプラン2から変更したものに限り、）に限り、）からアクセスポイントに接続して行う通信を行うことができるもの
区 分	内 容								
プラン1【商品名：「たっぷり」コース】	別に定める協定事業者のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー1に係るものからアクセスポイントに接続して行う通信を行うことができるもの								
プラン2【商品名：「フレッツ・ADSL」Sコース】	利用回線（別に定める協定事業者のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー4（通信の態様による細目を規定している場合は、プラン1に係るものに限り、）に係るものに限り、）からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるものであって、IP電話サービス契約約款に規定するプラン1のコース2に係る第1種IP電話サービスの基本料を併せて、1の基本料を設定するもの								
プラン4【商品名：プロドバントアクセス「フレッツ」プラン】	特定利用回線（別に定める協定事業者のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-1に係るものであって、同時に通信可能な1の着信先ごとに最大200メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの、メニュー5-1のプラン3に係るものであって、最大概ね1ギガビット/秒までの符号伝送が可能なもの、メニュー5-1のプラン5-1に係るものであって、最大100メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの、メニュー5-2に係るものであって、同時に通信可能な1の着信先ごとに最大200メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの又はメニュー5-2に係るものであって、同時に通信可能な1の着信先ごとに最大200メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの（オープンデータ通信網サービス提供中に、別に定める協定事業者のメニュー5-1のプラン2から変更したものに限り、）に限り、）からアクセスポイントに接続して行う通信を行うことができるもの								

プラン5【商品名：「フレッツ光」コース】	特定利用回線（別に定める協定事業者のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-1又はメニュー5-2に係るもののうち、当社が別に定めるものに限ります。）からアクセスポイントに接続して行う通信を行うことができるものであって、IP電話サービス契約約款に規定するプラン1のコース2に係る第1種IP電話サービスの基本料を併せて、1の基本料を設定するもの
プラン7【商品名：「コミュ7光」コース】	特定利用回線（別に定める協定事業者の光ネットアクセスサービス契約約款に規定する光ネットアクセスサービスに係るものに限ります。）からアクセスポイントに接続して行う通信を行うことができるものであって、IP電話サービス契約約款に規定するプラン1のコース2に係る第1種IP電話サービスの基本料を併せて、1の基本料を設定するもの

備考
1 プラン1、プラン2及びプラン5に係るものは、別に定める協定事業者のIP通信網サービス契約約款に規定する無線アクセス機能を使用するものは提供しません。
2 削除
3 削除

イ 第4種オープンデータ通信網サービス（タイプ3に係るものに限ります。以下ウまでにおいて同じとします。）には、次のコースがあります。

区 分	内 容
コース6【商品名：「メール」コース】	電子メールを利用することができるもの

備考
1 削除
2 削除

ウ （削除）
エ 第4種オープンデータ通信網サービス（タイプ4に係るものに限ります。以下オまでにおいて同じとします。）には、次のプランがあります。

区 分	内 容
プラン1【商品名：「ブロードバンドアクセス「フレッツ」プラン】	主として協定事業者の契約者回線（別に定める協定事業者のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー1に係るものに限ります。）を使用するもの
プラン3【商品名：「ブロードバンドアクセス「フレッツ」プラン】	主として特定利用回線（別に定める協定事業者のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-1に係るものであって、同時に通信可能な1の着信先ごとに最大200メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの、メニュー5-1のプラン3に係るものであって、最大概ね1ギガビット/秒までの符号伝送が可能なもの、メニュー5-1のプラン5-1に係るものであって、最大100メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの、メニュー5-2に係るものであって、最大100メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの（カテゴリー3-1に係るものに限ります。）、メニュー5-2に係るものであって、同時に通信可能な1の着信先ごとに最大200メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの又はメニュー5-2に係るものであって、最大概ね1ギガビット/秒までの符号伝送が可能なもの（オープンデータ通信網サービス提供中に、別に定める協定事業者のメニュー5-1のプラン1に係るものであって、最大100メガビット/秒までの符号伝送が可能なものから変更したものに限り、）に限ります。）を使用するもの

<p>プラン4 【商品名：ブロードバンドアクセス「フレッツ」プラン】</p>	<p>主として特定利用回線（別に定める協定事業者のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-1に係るものであって、同時に通信可能な1の着信先ごとに最大200メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの、メニュー5-1のプラン3に係るものであって、最大概ね1ギガビット/秒までの符号伝送が可能なもの、メニュー5-1のプラン5-1に係るものであって、最大100メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの、メニュー5-2に係るものであって、最大100メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの（カテゴリー3-1に係るものに限ります。）、メニュー5-2に係るものであって、同時に通信可能な1の着信先ごとに最大200メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの又はメニュー5-2に係るものであって、最大概ね1ギガビット/秒までの符号伝送が可能なもの（オープンデータ通信網サービス提供中に、別に定める協定事業者のメニュー5-1のプラン2に係るものであって、最大100メガビット/秒までの符号伝送が可能なものから変更したものに限ります。）に限ります。）を使用するもの</p>
<p>プラン5 【商品名：ブロードバンドアクセス「フレッツ」プラン】</p>	<p>主として特定利用回線（別に定める協定事業者のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-1のプラン3（Ⅱ-1型（オープンデータ通信網サービス提供中に、I型（プラン3-2に係るものに限ります。）から変更したもの又は別に定める協定事業者によりI型から移行されたものに限ります。）に係るものに限ります。）に係るものであって、最大100メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの又はメニュー5-1に係るものであって、同時に通信可能な1の着信先ごとに最大200メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの、メニュー5-1のプラン3に係るものであって、最大概ね1ギガビット/秒までの符号伝送が可能なもの若しくはメニュー5-1のプラン5-1に係るものであって、最大100メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの（オープンデータ通信網サービス提供中に、別に定める協定事業者のメニュー5-1のプラン3又はプラン4に係るものであって、最大100メガビット/秒までの符号伝送が可能なものから変更したものに限ります。）に限ります。）を使用するもの</p>
<p>プラン6 【商品名：ブロードバンドアクセス「フレッツ」プラン】</p>	<p>主として特定利用回線（別に定める協定事業者のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-2に係るものであって、最大100メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの（Ⅱ-1型（オープンデータ通信網サービス提供中に、別に定める協定事業者によりI型から移行されたものに限ります。）に係るものに限ります。）又はメニュー5-2に係るものであって、最大100メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの（カテゴリー3-1に係るものに限ります。）、メニュー5-2に係るものであって、同時に通信可能な1の着信先ごとに最大200メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの若しくはメニュー5-2に係るものであって、最大概ね1ギガビット/秒までの符号伝送が可能なもの（オープンデータ通信網サービス提供中に、別に定める協定事業者のメニュー5-1に係るものであって、最大46メガビット/秒までの符号伝送速度が可能なもの又はメニュー5-2に係るものであって、最大100メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの（カテゴリー3に係るものを除きます。）から変更したものに限ります。）に限ります。）を使用するもの</p>

<p>プラン8 【商品名：ブロードバンドアクセス「フレッツ」プラン】</p>	<p>主として特定利用回線（別に定める協定事業者のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-1に係るものであって、同時に通信可能な1の着信先ごとに最大200メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの、メニュー5-1のプラン3に係るものであって、最大概ね1ギガビット/秒までの符号伝送が可能なもの、メニュー5-1のプラン5-1に係るものであって、最大100メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの、メニュー5-2に係るものであって、最大100メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの（カテゴリー3-1に係るものに限り、））、メニュー5-2に係るものであって、同時に通信可能な1の着信先ごとに最大200メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの若しくはメニュー5-2に係るものであって、最大概ね1ギガビット/秒までの符号伝送が可能なもの（オープンデータ通信網サービス提供中に、別に定める協定事業者のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-1のプラン1に係るものであって、最大概ね1ギガビット/秒までの符号伝送が可能なものから変更したものに限り、）を使用するもの</p>
<p>プラン9 【商品名：ブロードバンドアクセス「フレッツ」プラン】</p>	<p>主として特定利用回線（別に定める協定事業者のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-1のプラン3のII-1型若しくはプラン5-1に係るもの、メニュー5-1に係るものであって同時に通信可能な1の着信先ごとに最大200メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの又はメニュー5-1のプラン3に係るものであって最大概ね1ギガビット/秒までの符号伝送が可能なものに限り、）を使用するもの</p>
<p>プラン10 【商品名：ブロードバンドアクセス「フレッツ」プラン】</p>	<p>主として特定利用回線（別に定める協定事業者のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-2のII-1型若しくはカテゴリー3-1に係るもの又はメニュー5-2に係るものであって、同時に通信可能な1の着信先ごとに最大200メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの若しくは最大概ね1ギガビット/秒までの符号伝送が可能なものに限り、）を使用するもの</p>
<p>プラン11 【商品名：光アクセスプランF Bizコラボ（戸建）】</p>	<p>東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-1に相当する他社卸回線を使用するもの</p>
<p>プラン12 【商品名：光アクセスプランF Bizコラボ（マンション）】</p>	<p>東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-2に相当する他社卸回線を使用するもの</p>
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> プラン5、プラン6、プラン9及びプラン10の特定利用回線には、別に定める協定事業者より各プランに規定する特定利用回線に係るものに相当する電気通信サービスの提供を受けて当社が別に定める事業者が提供するものを含みます。 プラン5、プラン6、プラン9及びプラン10に係るものは、第52条の2（利用回線等の移転等）の規定にかかわらず、第4種オープンデータ通信網契約に係る利用回線等の移転の場合又は利用回線等に係る協定事業者との電気通信サービスに係る契約の解除の場合において、別に定めるIP通信網サービスの提供元の協定事業者（東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社をいいます。）の変更があった場合に限り、利用回線等に係る協定事業者との電気通信サービスに係る契約の解除があったものとみなし、同条第4項の規定を適用します。 	

オ 第4種オープンデータ通信網サービスには、利用することのできるIPアドレスの数により、次のコースがあります。

区分	利用できるIPアドレスの数
コース1	1まで
コース2	8まで
コース3	16まで
コース4	32まで

コース 5	6 4 まで
備 考	
1 コース 2 又はコース 3 に係るものは、プラン 1、プラン 1 1 又はプラン 1 2 に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスには提供しません。	
2 コース 4 又はコース 5 に係るものは、プラン 3 に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスに限り提供します。	
3 コース 1 に係るものは、第 48 条の 2（契約の種別）の規定にかかわらず、臨時第 4 種オープンデータ通信網契約は締結しません。	
4 削除	
5 コース 1（プラン 1 1 又はプラン 1 2 に限ります。）、コース 2、コース 3、コース 4 及びコース 5 に係るものは、第 53 条（メールアドレスの割当て）の規定にかかわらず、メールアドレスを割り当てません。	

カ 第 4 種オープンデータ通信網サービス（タイプ 4 のプラン 1 1 又はプラン 1 2 に係るものに限ります。）には、保守の態様により、次の細目があります。

区 分	内 容
通常保守型	他社卸回線について、午前 9 時から午後 5 時までの時間帯以外の時刻に修理又は復旧の請求を受け付けたときに、午前 9 時から午後 5 時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとし ます。）においてその修理又は復旧を行うもの
24 時間保守型	通常保守型以外のもの
備 考	
第 4 種オープンデータ通信網契約者は、同一月において複数回の保守の態様による細目の変更の請求を行うことは出来ません。	

キ 第 4 種オープンデータ通信網契約者は、ア若しくはエに規定するプランの変更又はオに規定するコースの変更（オに規定するコース 1 に係るものを除きます。）の請求をすることができます。

ただし、エに規定するプラン 1 1 及びプラン 1 2 については、プラン 9 及びプラン 1 0（オに規定するコース 1 に係るものに限ります。）からの変更に限ります。

ク 第 4 種オープンデータ通信網契約者は、イに規定するコースの変更の請求をすることができます。

ケ 当社は、キ又はクの請求があったときは、第 51 条（第 4 種オープンデータ通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

コ 当社は、第 4 種オープンデータ通信網サービス（タイプ 1 のプラン 2、プラン 5 及びプラン 7 に係るものに限ります。以下スまで同じとします。）について、別に定める方法により第 4 種オープンデータ通信網契約の申込みがあったときは、第 97 条（定額利用料の支払義務）第 1 項の規定の支払いを要する起算日について、オープンデータ通信網サービス又は端末設備若しくは付加機能の提供を開始した日とあるのを、特定起算日（第 4 種オープンデータ通信網契約者が当該プランに係る利用回線等からアクセスポイントに最初に接続した日の 3 日後をいいます。以下同じとします。）と読み替えて適用します。ただし、特定起算日前にプラン等の変更があったときは、変更後のプラン等の適用を開始した日と読み替えて適用します。以下「特定起算日に係る料金の適用」といいます。

サ コの規定にかかわらず、別に定める付加機能に係る定額利用料については、特定起算日に係る料金の適用を行いません。

シ 当社は、特定起算日に係る料金の適用を行うときは、通則 8 の規定にかかわらず、月額で定められている料金を特定起算日以降の利用日数に応じて日割します。

ス コの場合に、第 4 種オープンデータ通信網サービスの提供開始後、第 4 種オープンデータ通信網契約者が 6 月以上当該プランに係る利用回線等からアクセスポイントに接続して通信を行わないときは、当社は当該第 4 種オープンデータ通信網契約を解除します。

セ 当社は第 4 種オープンデータ通信網契約者から細目の変更の請求（タイプ 1 のプラン 2、プラン 5 又はプラン 7 への変更の請求であって、別に定めるものに限ります。）があったときは、当該第 4 種オープンデータ通信網契約について変更予約状態（変更前のプラン等を提供するとともに変更後のプランに係る利用回線等からアクセスポイントに接続することができる状態をいいます。以下同じとします。）とし、第 4 種オープンデータ通信網契約者が変更後のプランに係る利用回線等からアクセスポイントに接続した日の 3 日後をプランの変更があった日として取り扱います。

ソ セに規定する変更予約状態に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者が、6 月以上変更後のプランに係る利用回線等からアクセスポイントに接続して通信を行わないときは、当

	<p>社は変更予約状態の取消し（セの変更の請求がなかったものとして変更後のプランに係る利用回線等からアクセスポイントに接続することが出来ない状態にすることをいいます。）を行います。</p> <p>タ 削除 チ 削除 ツ 削除 テ 削除 ト 削除 ナ 削除 ニ 削除</p>																
(4) 第4種オープンデータ通信網サービスの利用	第4種オープンデータ通信網サービスは、当社が別に定めるところに従って、契約者識別符号及び暗証符号を送信することにより利用することができます。																
(5) 削除	削除																
(6) 削除	削除																
(7) 接続時間の測定	<p>ア 第4種オープンデータ通信網サービスに係る接続時間は、アクセスポイントから送信された契約者識別符号及び暗証符号により当社が第4種オープンデータ通信網サービスの利用者を識別した時刻から起算し、当該サービスの利用者からの通信終了の信号を受け、又は第94条（通信利用の制限）第4項の規定によりその通信をできない状態とした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。</p> <p>イ アの規定に係る接続時間には、その第4種オープンデータ通信網契約者以外の者が、その第4種オープンデータ通信網契約者に係る契約者識別符号及び暗証符号を送信して接続した場合の接続時間を含みます。</p>																
(8) 最低利用期間に係る料金の適用	<p>ア 第4種オープンデータ通信網サービスについては、臨時第4種オープンデータ通信網契約に係るものを除いて、最低利用期間があります。</p> <p>イ アに規定する最低利用期間は、第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から起算して1月間とします。</p> <p>ウ イの規定にかかわらず、タイプ1のプラン2、プラン5及びプラン7に係る第4種オープンデータ通信網サービスについては、そのプランの適用を開始した日（特定起算日に係る料金の適用を受ける場合は特定起算日とします。）から起算して、タイプ1のプラン2においては3月間、タイプ1のプラン5及びプラン7においては6月間とします。</p> <p>エ 第4種オープンデータ通信網契約者は、最低利用期間内に第4種オープンデータ通信網契約の解除があった場合は、次表に規定する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支払いを要する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) (イ)、(ウ)、(エ)及び(オ)以外のもの</td> <td>残余の期間に対応する料金(2(料金額)に規定する「利用料(基本料及び回線使用料に限りします。)」の額とします。)に相当する額</td> </tr> <tr> <td>(イ) タイプ1のプラン2に係るもの</td> <td>3,000円 (税込3,300円)</td> </tr> <tr> <td>(ウ) タイプ1のプラン5に係るもの</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>(エ) タイプ1のプラン7に係るもの</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>(オ) タイプ4のプラン11又はプラン12に係るもの</td> <td>残余の期間に対応する料金(2(料金額)に規定する「利用料(基本料に限りします。)」の額とします。)に相当する額</td> </tr> </tbody> </table> <p>オ 第4種オープンデータ通信網契約者（タイプ1のプラン2、プラン5又はプラン7に係るものに限りします。）は、最低利用期間内にタイプ又はプランの変更があった場合は、次表に規定する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支払いを要する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) タイプ1のプラン2、プラン5又はプラン7に係るもの</td> <td>3,000円 (税込3,300円)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	支払いを要する額	(ア) (イ)、(ウ)、(エ)及び(オ)以外のもの	残余の期間に対応する料金(2(料金額)に規定する「利用料(基本料及び回線使用料に限りします。)」の額とします。)に相当する額	(イ) タイプ1のプラン2に係るもの	3,000円 (税込3,300円)	(ウ) タイプ1のプラン5に係るもの	1,000円	(エ) タイプ1のプラン7に係るもの	600円	(オ) タイプ4のプラン11又はプラン12に係るもの	残余の期間に対応する料金(2(料金額)に規定する「利用料(基本料に限りします。)」の額とします。)に相当する額	区分	支払いを要する額	(ア) タイプ1のプラン2、プラン5又はプラン7に係るもの	3,000円 (税込3,300円)
区分	支払いを要する額																
(ア) (イ)、(ウ)、(エ)及び(オ)以外のもの	残余の期間に対応する料金(2(料金額)に規定する「利用料(基本料及び回線使用料に限りします。)」の額とします。)に相当する額																
(イ) タイプ1のプラン2に係るもの	3,000円 (税込3,300円)																
(ウ) タイプ1のプラン5に係るもの	1,000円																
(エ) タイプ1のプラン7に係るもの	600円																
(オ) タイプ4のプラン11又はプラン12に係るもの	残余の期間に対応する料金(2(料金額)に規定する「利用料(基本料に限りします。)」の額とします。)に相当する額																
区分	支払いを要する額																
(ア) タイプ1のプラン2、プラン5又はプラン7に係るもの	3,000円 (税込3,300円)																

(8)の2 他社卸回線の最低利用期間に係る料金の適用	<p>ア (8)欄に規定するほか、他社卸回線については最低利用期間があります。</p> <p>イ アに規定する最低利用期間は、他社卸回線の提供を開始した日（他社卸回線が、第1種オープンデータ通信網契約又は当社の他の電気通信サービスに係る契約に基づいて提供された他社卸回線又は他社卸回線に相当する電気通信回線（当社が別に定めるものに限りません。）を継続して利用するものである場合は、当該契約に基づいて他社卸回線に相当する電気通信回線の提供を開始した日とします。）から起算して1年間とします。</p> <p>ウ 第4種オープンデータ通信網契約者は、最低利用期間内に第4種オープンデータ通信網契約の解除があった場合（第4種オープンデータ通信網契約の解除と同時に、新たに第1種オープンデータ通信網契約又は当社の他の電気通信サービスに係る契約を締結することにより、他社卸回線又は当社が別に定める他社卸回線に相当する電気通信回線を継続して利用する場合を除きます。）は、残余の期間に対応する料金（2（料金額）に規定する加算料のうち回線使用料に限りません。）に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p>
----------------------------	--

2 料金額

(1) 基本額

ア 利用料

(ア) 基本料

1の契約者識別符号ごとに

区 分		料 金 額		
		臨時以外のもの（月額）	臨時のもの（日額）	
タイプ1	プラン1	1,250円 (税込1,375円)	—	
	プラン2	1,200円 (税込1,320円)	—	
	プラン4	7,480円 (税込8,228円)	—	
	プラン5	1,200円 (税込1,320円)	—	
	プラン7	1,200円 (税込1,320円)	—	
タイプ3	コース6	200円 (税込220円)	—	
タイプ4	プラン1	コース1	4,500円 (税込4,950円)	—
		コース2	78,000円 (税込85,800円)	7,800円 (税込8,580円)
	プラン3	コース1	49,000円 (税込53,900円)	—
		コース3	98,000円 (税込107,800円)	9,800円 (税込10,780円)
		コース4	160,000円 (税込176,000円)	16,000円 (税込17,600円)
	プラン4	コース1	25,500円 (税込28,050円)	—
		コース2	33,500円 (税込36,850円)	3,350円 (税込3,685円)
		コース3	53,500円 (税込58,850円)	5,350円 (税込5,885円)
	プラン5	コース1	9,500円 (税込10,450円)	—
		コース2	15,800円 (税込17,380円)	1,580円 (税込1,738円)
		コース3	35,800円 (税込39,380円)	3,580円 (税込3,938円)

プラン6	コース1	9,500円 (税込10,450円)	—
	コース2	15,800円 (税込17,380円)	1,580円 (税込1,738円)
	コース3	35,800円 (税込39,380円)	3,580円 (税込3,938円)
プラン8	コース1	30,500円 (税込33,550円)	—
	コース2	40,000円 (税込44,000円)	4,000円 (税込4,400円)
	コース3	59,000円 (税込64,900円)	5,900円 (税込6,490円)
プラン9	コース1	9,500円 (税込10,450円)	—
	コース2	15,800円 (税込17,380円)	1,580円 (税込1,738円)
	コース3	35,800円 (税込39,380円)	3,580円 (税込3,938円)
プラン10	コース1	9,500円 (税込10,450円)	—
	コース2	15,800円 (税込17,380円)	1,580円 (税込1,738円)
	コース3	35,800円 (税込39,380円)	3,580円 (税込3,938円)
プラン11	コース1	9,500円 (税込10,450円)	—
プラン12	コース1	9,500円 (税込10,450円)	—

(イ) 加算料

a 削除

b 回線使用料

1の契約者識別符号ごとに

区 分		料金額 (月額)
タイプ4	プラン11	6,700円 (税込7,370円)
	プラン12	5,700円 (税込6,270円)

c 24時間保守型に係る加算料

1の契約者識別符号ごとに

区 分		料金額 (月額)
タイプ4	プラン11	3,000円 (税込3,300円)
	プラン12	3,000円 (税込3,300円)

イ 削除

第4 削除

第5 付加機能使用料

1 適用

料 金 の 適 用	
(1) 付加機能の利用	当社に付加機能の利用を請求したオープンデータ通信網契約者（タイプ4のプラン11又はプラン12に係る第4種オープンデータ通信網契約者を除きます。以下第5において同じとします。）は、2（付加機能の種類等）に定めるところにより付加機能を利用することができます。

2 付加機能の種類等

区 分	単 位	料 金 額	
		臨時以外のもの (月額)	臨時のもの (日額)
① 削除			
② 蓄積情報量増加機能	電子メールの利用に係るもの	蓄積情報量の増加が480メガバイトにつき	500円 (税込550円)
備 考	<p>(1) 電子メールを利用しているオープンデータ通信網契約者が、当該サービスを利用する機能として、その電子メールを指定するときに限り提供します。</p> <p>(2) 電子メールの利用に係るものであって、第4種オープンデータ通信網契約者（タイプ1のプラン4及びタイプ4のコース1に係るものを除きます。）に係るものについては、(1)に規定するほか、メールウィルスチェック機能（メールアドレス単位型）及び電子メール制御機能の提供を受けることを条件に提供します。</p> <p>(3) 1の電子メールの蓄積情報量については480メガバイトの増加を限度とします。</p> <p>(4) 電子メールの利用に係る蓄積情報量増加機能の提供をするものについては、電子メールの利用に係るメール蓄積装置に情報を蓄積できる期間は、無期限とします。</p>		
③ 削除			

④ IPv6 トンネリング 機能	IPv6トンネリング装置（IPv4対応設備を介して、IPv6パケットに係る通信を行うためにIPv4対応設備とIPv6対応設備（IPv6パケットの送受信が可能な電気通信設備をいいます。以下同じとします。）との間に設置される電気通信設備であって、IPv6パケットをIPv4パケットに格納し、又は格納されたIPv6パケットをIPv4パケットから抽出することができる機能を有するものをいいます。以下同じとします。）を利用してIPv6パケットに係る通信を行うことができる機能をいいます。	第1種オープンデータ通信網サービスに係るもの	イーサネット型のもの	1の機能ごとに	200,000円 (税込220,000円)	20,000円 (税込22,000円)
		第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの	タイプ4に係るもの	プラン1に係るもの	2,500円 (税込2,750円)	-
			プラン1に係るもの	5,000円 (税込5,500円)	-	
			プラン2に係るもの	14,000円 (税込15,400円)	1,400円 (税込1,540円)	
			プラン3に係るもの	25,000円 (税込27,500円)	2,500円 (税込2,750円)	
			プラン4に係るもの	27,000円 (税込29,700円)	2,700円 (税込2,970円)	
			プラン5に係るもの	29,000円 (税込31,900円)	2,900円 (税込3,190円)	
			プラン1に係るもの	4,000円 (税込4,400円)	-	
			プラン4に係るもの	6,000円 (税込6,600円)	600円 (税込660円)	
			プラン3に係るもの	7,000円 (税込7,700円)	700円 (税込770円)	
			プラン1に係るもの	3,000円 (税込3,300円)	-	
			プラン5に係るもの	4,000円 (税込4,400円)	400円 (税込440円)	

			るもの	コース3に係るもの	5,000円 (税込5,500円)	500円 (税込550円)
			プラン6に係るもの	コース1に係るもの	3,000円 (税込3,300円)	—
				コース2に係るもの	4,000円 (税込4,400円)	400円 (税込440円)
				コース3に係るもの	5,000円 (税込5,500円)	500円 (税込550円)
備考	第1種オープンデータ通信網契約者（IPv4型であってタイプ1及びタイプ2に係るイーサネット型に係るもの（特定取扱所型に係るものを除きます。）に限り。）又は第4種オープンデータ通信網契約者（タイプ4に係るもの（プラン8、プラン9及びプラン10に係るものを除きます。）に限り。）に限り提供します。					
⑤	メールウィルスチェック機能（メールアドレス単位型）	利用者がメールアドレスを使用して送り、又は受ける電子メールにコンピュータウィルスが含まれている場合に、当社が別に定めるところにより、そのコンピュータウィルスの削除等を行う機能をいいます。	1の機能ごと		200円 (税込220円)	20円 (税込22円)
	備考	(1) 電子メールを利用しているオープンデータ通信網契約者に限り提供します。 (2) 第4種オープンデータ通信網契約者（タイプ1のプラン4及びタイプ4のコース1に係るものを除きます。）に係るものについては、(1)に規定するほか、電子メール制御機能の提供を受けることを条件に提供します。 (3) 当社は、1のメールアドレスにつき1の機能を提供します。 (4) 当社は、メールウィルスチェック機能（メールアドレス単位型）の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。				
⑥	利用速度制限機能	利用する符号伝送速度を、あらかじめ利用者が指定した符号伝送速度の値（以下この欄において「上限値」といいます。）以下に制限する機能をいいます。	1の機能ごと		—	—
		(1) イーサネット型に係る第1種オープンデータ通信網契約者（コース2に係るものに限り、予備型に係るもの、タイプ1のIPv6併用型に係るもの（特定取扱所型以外のものに限り。）及びタイプ5に係るものを除きます。）に限り提供します。 (2) 当社は、利用者の1の契約者回線等ごとに1の利用速度制限機能を提供します。 (3) 利用者が指定することのできる符号伝送速度の上限値は、次のとおりとします。				
		第1種オープンデータ通信網サービスの品目	指定することのできる符号伝送速度の上限値			
		100Mb/s	5.0メガビット/秒から5.0メガビット/秒ごとに90.0メガビット/秒まで			

備考	1 Gb/s	受信速度（契約者回線の終端又は接続契約者回線の終端の場所への伝送方向についての通信速度をいいます。以下この欄において同じとします。）が100.0メガビット/秒及び送信速度（契約者回線の終端又は接続契約者回線の終端の場所からオープンデータ通信網への伝送方向についての通信速度をいいます。以下この欄において同じとします。）が400.0メガビット/秒まで				
		受信速度が120.0メガビット/秒及び送信速度が480.0メガビット/秒まで				
		受信速度が140.0メガビット/秒及び送信速度が560.0メガビット/秒まで				
		受信速度が160.0メガビット/秒及び送信速度が640.0メガビット/秒まで				
		受信速度が180.0メガビット/秒及び送信速度が720.0メガビット/秒まで				
		受信速度が200.0メガビット/秒及び送信速度が800.0メガビット/秒まで				
		受信速度が250.0メガビット/秒から50.0メガビット/秒ごとに900.0メガビット/秒まで				
		⑦ 電子メール制御機能	次に掲げる事項について、任意に利用することができる機能をいいます。 ア 着信規制（利用者に係るメール蓄積装置に送信された電子メールについて、利用者が別に定めるところによりあらかじめ指定したものである場合に、そのメール蓄積装置への蓄積ができなくすること等をいいます。） イ 自動転送（利用者に係るメール蓄積装置に送信された電子メールについて、利用者が別に定めるところによりあらかじめ指定したメールアドレス対して、転送を行うことをいいます。）		1のメールアドレス（利用者に係るものに限ります。）ごとに	100円 （税込110円）
備考	(1) 電子メールを利用しているオープンデータ通信網契約者に限り提供します。 (2) 第4種オープンデータ通信網契約者（タイプ1のプラン4及びタイプ4のコース1に係るものを除きます。）に係るものについては、(1)に規定するほか、メールウィルスチェック機能（メールアドレス単位型）の提供を受けることを条件に提供します。 (3) 着信規制又は自動転送を同時に行う場合は、着信規制、自動転送の順に優先的に取り扱います。					
⑧ 削除	削除					
⑨ 攻撃通信検知・遮断機能	次に掲げる事項を提供する機能をいいます。 ア 攻撃通信検知（攻撃通信を検知し、第1種オープンデータ通信網契約者に通知することをいいます。） イ 攻撃通信遮断（攻撃通信を検知し、遮断することをいいます。）		基本料	1の機能ごとに	100,000円 （税込110,000円）	—
	加算料	別に定める機器を使用する場合	100Mb/sまでのとき		400,000円 （税込440,000円）	—
			1Gb/sまでのとき		1,000,000円 （税込1,100,000円）	—

		<p>(1) 第1種オープンデータ通信網契約者（イーサネット型（IP v 4型に係るものに限ります。）及び特定接続回線型に係るものに限ります。）に限り提供します。</p> <p>(2) 攻撃通信とは、第1種オープンデータ通信網契約者の設備に支障を与える又は与えるおそれのあるものとして、別に定めるところによりあらかじめ第1種オープンデータ通信網契約者が指定する通信手順及び通信量等の条件に該当する通信並びに別に定める機器を使用して別に定めるところにより設定する条件に該当する通信をいいます。</p> <p>(3) 別に定める機器を使用する場合には、加算料を適用します。</p> <p>(4) 別に定める機器を使用する場合には、イーサネット型であって10Gb/sの品目のものには提供しません。</p> <p>(5) 別に定める機器を使用する場合のうち、100Mb/sまでのときとは、第1種オープンデータ通信網サービスの品目が100Mb/sまでのとき又は予備型に係るイーサネット型であってユーザ・網インタフェースが10BASE-T若しくは100BASE-TXのときとし、1Gb/sまでのときとは、第1種オープンデータ通信網サービスの品目が100Mb/sを超えて1Gb/sまでのとき又は予備型に係るイーサネット型であってユーザ・網インタフェースが1000BASE-SX若しくは1000BASE-LXのときとします。</p> <p>(6) 別に定める機器を使用する場合においては、複数の第1種オープンデータ通信網契約者で別に定める機器を共有し、提供するものとします。</p> <p>(7) 別に定める機器を使用するものについては、機器の保守等又は攻撃通信遮断に伴い、IPパケットの損失が発生することがあります。</p> <p>(8) 当社は、攻撃通信検知・遮断機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>			
⑩	特定通信遮断機能	<p>特定通信（契約者回線の終端又は接続契約者回線の終端の場所への伝送方向の通信であって、別に定めるところにより第1種オープンデータ通信網契約者があらかじめ指定する通信手順等の条件に該当するものをいいます。）を遮断する機能をいいます。</p>	1の機能ごとに	100,000円 (税込110,000円)	—
	備考	<p>(1) 攻撃通信検知・遮断機能の提供を受ける第1種オープンデータ通信網契約者に限り提供します。</p> <p>(2) 第1種オープンデータ通信網契約者が指定することのできる特定通信の条件は、当社が別に定める数までとします。</p> <p>(3) 当社は、特定通信遮断機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>			
⑪	複数IPアドレス機能	<p>オープンデータ通信網サービスの利用に係るIPアドレスを複数提供する機能をいいます。</p>	1の機能ごとに	13,500円 (税込14,850円)	
	備考	<p>(1) 他社卸回線型に係る第1種オープンデータ通信網契約者に限り提供します。</p> <p>(2) 当社は、1の他社卸回線ごとに1の機能を提供します。</p> <p>(3) 複数IPアドレス機能で提供するIPアドレスの数は、当社が別に定めるところによります。</p>			
⑫	複数IPアドレス機能II	<p>オープンデータ通信網サービスの利用に係るIPアドレスを複数提供する機能をいいます。</p>	1の機能ごとに	<p>20,000円 (税込22,000円)</p> <p>40,000円 (税込44,000円)</p> <p>80,000円 (税込88,000円)</p> <p>160,000円 (税込176,000円)</p> <p>320,000円 (税込352,000円)</p> <p>640,000円 (税込704,000円)</p>	
	備考	<p>(1) 他社接続回線型に係る第1種オープンデータ通信網契約者に限り提供します。</p> <p>(2) 当社は、1の接続契約者回線ごとに1の機能を提供します。</p>			

第6 一時金

1 線路設置費

(1) 適用

線路設置費の適用については、第101条の2（線路設置費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

線 路 設 置 費 の 適 用	
ア 線路設置費の適用	(ア) 線路設置費は、区域外線路について適用します。 (イ) 移転後の契約者回線の終端が区域外となる場合であって、移転前の区域外線路の一部を使用するときは、その部分を除いた区域外線路の部分に限り、線路設置費を適用します。
イ 線路設置費の差額負担	(ア) オープンデータ通信網契約の申込みをする者が現に利用している当社の電気通信サービスに係る契約を解除すると同時に、新たにオープンデータ通信網契約を締結して、その場所でオープンデータ通信網サービスの提供を受ける場合の線路設置費の額は、次のとおりとします。 ただし、区域外線路の新設の工事を要するときは、この差額負担の規定は適用しません。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 新たに提供を受けるオープンデータ通信網サービスに係るオープンデータ通信網契約を締結したものとみなした場合の線路設置費の額 </div> － <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額 </div> = <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 線路設置費の額 (残額があるときに限ります。) </div> </div> (イ) オープンデータ通信網サービスの品目等の変更の場合の線路設置費の額は、次のとおりとします。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 変更後の契約者回線を新設するときの線路設置費の額 </div> － <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 変更前の契約者回線を新設するときの線路設置費の額 </div> = <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 線路設置費の額 (残額があるときに限ります。) </div> </div>

(2) 線路設置費の額

区 分	料 金 額
線路設置費の額	当社が別に算定する額

2 設備費

(1) 適用

設備費の適用については、第101条の3（設備費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

設 備 費 の 適 用	
設備費の適用	設備費は、特別な電気通信設備の部分について適用します。

(2) 設備費の額

区 分	料 金 額
設備費の額	当社が別に算定する額

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

オープンデータ通信網サービスに関する工事費の適用については、第101条（工事費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

工 事 費 の 適 用																													
(1) 工事費の算定	工事費は、工事を要することとなる加入契約回線若しくは契約者回線又はオープンデータ通信網サービス取扱所の交換機操作台等において行う1の工事ごとに算定します。																												
(2) 契約者回線等に係る品目等の変更、移転、接続変更又は他社接続回線接続変更の場合の工事費の適用	契約者回線等に係る品目、細目又はプラン等の変更の場合の工事費は、変更後の品目、細目又はプラン等に対応する設備に関する工事について、移転又は接続変更の場合の工事費は、移転先又は接続変更先の取付けに関する工事について適用します。																												
(3) 端末設備に係る種類の変更、移転又は接続変更の場合の工事費の適用	端末設備に係る種類の変更の場合の工事費は、変更後の種類に対応する設備に関する工事について、移転又は接続変更の場合の工事費は、移転先又は接続変更先の取付けに関する工事について適用します。																												
(4) 工事の適用区分	<p>ア 加入契約回線（特定接続回線及び他社接続回線型に係るものを除き、接続契約者回線と相互に接続する特定他社接続回線（区分3に係るものに限り、）を含みます。以下アにおいて同じとします。）に係る工事の区分は次のとおりとします。</p> <p>(ア) (イ)及び(ウ)に係る工事以外のもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の区分</th> <th>適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 加入契約回線の設置に係る工事</td> <td>加入契約回線の設置の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>② 加入契約回線の移転に係る工事</td> <td>加入契約回線の移転の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>③ 加入契約回線の品目の変更に係る工事</td> <td>加入契約回線の品目の変更の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>④ 加入契約回線の細目等の変更に係る工事</td> <td>加入契約回線の通信又は設備の態様による細目の変更、インターネットプロトコルに係る細目の変更又はプランの変更の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>⑤ オープンデータ通信網サービスの利用の一時中断に係る工事</td> <td>オープンデータ通信網サービスの利用の一時中断の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>⑥ 利用の一時中断をしたオープンデータ通信網サービスの再利用に係る工事</td> <td>オープンデータ通信網サービスの利用の一時中断の再利用の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>⑦ 取扱所交換設備に係る工事</td> <td>取扱所交換設備の設定の場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 他社接続回線（区分3に係る接続契約者回線と接続するものを除きます。以下(イ)において同じとします。）に係るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の区分</th> <th>適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 他社接続回線接続変更に係る工事</td> <td>他社接続回線接続変更を行う場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>② 取扱所交換設備に係る工事</td> <td>取扱所交換設備の設定の場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ウ) 接続契約者回線等（区分3に係るものに限り、以下第2表において同じとします。）に係るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の区分</th> <th>適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 接続契約者回線等の設置等に係る工事</td> <td>接続契約者回線等の設置、移転、品目の変更、利用の一時中断、再利用、回線終端装置の種類の変更又は回線相互接続等の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>② 取扱所交換設備に係る工事</td> <td>取扱所交換設備の設定の場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	工事の区分	適用	① 加入契約回線の設置に係る工事	加入契約回線の設置の場合に適用します。	② 加入契約回線の移転に係る工事	加入契約回線の移転の場合に適用します。	③ 加入契約回線の品目の変更に係る工事	加入契約回線の品目の変更の場合に適用します。	④ 加入契約回線の細目等の変更に係る工事	加入契約回線の通信又は設備の態様による細目の変更、インターネットプロトコルに係る細目の変更又はプランの変更の場合に適用します。	⑤ オープンデータ通信網サービスの利用の一時中断に係る工事	オープンデータ通信網サービスの利用の一時中断の場合に適用します。	⑥ 利用の一時中断をしたオープンデータ通信網サービスの再利用に係る工事	オープンデータ通信網サービスの利用の一時中断の再利用の場合に適用します。	⑦ 取扱所交換設備に係る工事	取扱所交換設備の設定の場合に適用します。	工事の区分	適用	① 他社接続回線接続変更に係る工事	他社接続回線接続変更を行う場合に適用します。	② 取扱所交換設備に係る工事	取扱所交換設備の設定の場合に適用します。	工事の区分	適用	① 接続契約者回線等の設置等に係る工事	接続契約者回線等の設置、移転、品目の変更、利用の一時中断、再利用、回線終端装置の種類の変更又は回線相互接続等の場合に適用します。	② 取扱所交換設備に係る工事	取扱所交換設備の設定の場合に適用します。
工事の区分	適用																												
① 加入契約回線の設置に係る工事	加入契約回線の設置の場合に適用します。																												
② 加入契約回線の移転に係る工事	加入契約回線の移転の場合に適用します。																												
③ 加入契約回線の品目の変更に係る工事	加入契約回線の品目の変更の場合に適用します。																												
④ 加入契約回線の細目等の変更に係る工事	加入契約回線の通信又は設備の態様による細目の変更、インターネットプロトコルに係る細目の変更又はプランの変更の場合に適用します。																												
⑤ オープンデータ通信網サービスの利用の一時中断に係る工事	オープンデータ通信網サービスの利用の一時中断の場合に適用します。																												
⑥ 利用の一時中断をしたオープンデータ通信網サービスの再利用に係る工事	オープンデータ通信網サービスの利用の一時中断の再利用の場合に適用します。																												
⑦ 取扱所交換設備に係る工事	取扱所交換設備の設定の場合に適用します。																												
工事の区分	適用																												
① 他社接続回線接続変更に係る工事	他社接続回線接続変更を行う場合に適用します。																												
② 取扱所交換設備に係る工事	取扱所交換設備の設定の場合に適用します。																												
工事の区分	適用																												
① 接続契約者回線等の設置等に係る工事	接続契約者回線等の設置、移転、品目の変更、利用の一時中断、再利用、回線終端装置の種類の変更又は回線相互接続等の場合に適用します。																												
② 取扱所交換設備に係る工事	取扱所交換設備の設定の場合に適用します。																												

イ 契約者回線に係る工事の区分は次のとおりとします。

工事の区分	適用
① 契約者回線の設置に係る工事	契約者回線の設置の場合に適用します。
② 契約者回線の移転に係る工事	契約者回線の移転の場合に適用します。
③ 契約者回線の変更等に係る工事	契約者回線の品目、通信又は設備の態様による細目又はプランの変更及び回線相互接続等の場合に適用します。
④ オープンデータ通信網サービスの利用の一時中断等に係る工事	オープンデータ通信網サービスの利用の一時中断等の場合に適用します。
⑤ 利用の一時中断をしたオープンデータ通信網サービスの再利用に係る工事	オープンデータ通信網サービスの利用の一時中断の再利用の場合に適用します。
⑥ 取扱所交換設備に係る工事	取扱所交換設備の設定の場合に適用します。

ウ 特定接続回線に係る工事の区分は次のとおりとします。

工事の区分	適用
① 特定接続回線の設置に係る工事	特定接続回線の設置の場合に適用します。
② 特定接続回線の変更に係る工事	使用する特定接続回線による I P v 6 利用機能の提供に係る変更等の場合に適用します。
③ 特定接続回線の移転に係る工事	特定接続回線の移転の場合に適用します。
④ 取扱所交換設備に係る工事	取扱所交換設備の設定の場合（タイプ 1 4 に係るものに限り。）に適用します。
⑤ 特定のユーザ・網インタフェースの使用に係る工事	特定のユーザ・網インタフェース（1 0 0 0 B A S E - S X に限り。）を使用する場合（タイプ 1 4 に係るものに限り。）に適用します。
⑥ オープンデータ通信網サービスの利用の一時中断に係る工事	オープンデータ通信網サービス及び端末設備の利用の一時中断の場合に適用します。
⑦ 利用の一時中断をしたオープンデータ通信網サービスの再利用に係る工事	オープンデータ通信網サービスの利用の一時中断の再利用の場合に適用します。

エ 他社卸回線に係る工事の区分は次のとおりとします。

工事の区分	適用
① 他社卸回線の設置に係る工事	他社卸回線の設置の場合に適用します。
② 他社卸回線の移転に係る工事	他社卸回線の移転の場合に適用します。
③ 他社卸回線の終端の場所の変更に係る工事	他社卸回線の終端の場所の変更（当社が別に定める場合に限り。）の場合に適用します。
④ 他社卸回線の配線ルート構築に係る工事	他社卸回線の配線ルート構築の場合に適用します。
⑤ 他社卸回線の配線保護に係る工事	他社卸回線の配線の保護の場合に適用します。
⑥ 他社卸回線の変更に係る工事	他社卸回線における、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の I P 通信網サービス契約約款に規定する品目等の変更に相当する変更の場合に適用します。

オ 加入契約回線（他社接続回線型に係るものに限ります。）に係る工事の区分は次のとおりとします。

工事の区分	適用
① 加入契約回線の設置等に係る工事	接続契約者回線及び他社接続回線の設置、移転、品目等の変更、利用の一時中断、再利用、回線終端装置の種類の変更又は回線相互接続等の場合に適用します。
② 取扱所交換設備に係る工事	取扱所交換設備の設定の場合に適用します。

(5) 時刻指定工事費等の適用

ア 他社卸回線について、第1種オープンデータ通信網契約者又は第4種オープンデータ通信網契約者から時刻指定工事費又は時刻指定調査費を支払うことを条件にその第1種オープンデータ通信網契約者又は第4種オープンデータ通信網契約者が指定する時刻（当社が別に定める時刻に限ります。以下、「指定時刻」といいます。）に工事又は調査（取扱所内工事のみの場合を除きます。）を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着したとき（その申出をした第1種オープンデータ通信網契約者又は第4種オープンデータ通信網契約者の責により当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着できなかった場合を含みます。）は、1の指定する時刻ごとに次表に規定する額を適用します。ただし、当社の責に帰すべき事由によりその工事が完了しなかった場合は、この限りではありません。

区分	指定時刻	工事費の額
(ア)時刻指定工事に係るもの	午前9時から午後4時まで	15,000円 (税込16,500円)
	午後5時から午後9時まで	30,000円 (税込33,000円)
	午後10時から翌日の午前8時まで	45,000円 (税込49,500円)
(イ)時刻指定調査に係るもの	午前9時から午後4時まで	11,000円 (税込12,100円)
	午後5時から午後9時まで	20,000円 (税込22,000円)
	午後10時から翌日の午前8時まで	30,000円 (税込33,000円)

イ 1の者からの請求により同時に2以上の工事又は調査を行う場合は、それらの工事又は調査を1の工事又は調査とみなして、時刻指定工事費又は時刻指定調査費を適用します。

ウ 当社は、当社が指定時刻に到着しなかったことに伴い発生する損害については、責任を負いません

(6) 工事の着手等に関する工事費の適用

他社卸回線の設置等に係る工事の着手等に関する調査等を行うときは、次表に規定する額を適用します。

区分	工事費の適用	単位	工事費の額
ア 配線経路の調査に係るもの	他社卸回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、配線経路の調査を行う場合に適用します。	基本額(1経路ごとに)	13,000円 (税込14,300円)
		配線経路における通線の確認に関する加算額(1経路ごとに)	3,000円 (税込3,300円)

	イ 工事の結果の報告に係るもの	当社からその第1種オープンデータ通信網契約者又は第4種オープンデータ通信網契約者が指定する者へ工事の結果の報告を行う場合に適用します。	基本額（1の他社卸回線の終端の場所等（1の他社卸回線の終端の場所等における他社卸回線の数は3までとします。）ごと） 加算額（1の他社卸回線の終端の場所等における他社卸回線の数が3を超える1の他社卸回線ごとに）	6,000円 (税込6,600円) 1,800円 (税込1,980円)
(7) 割増工事費の適用	<p>ア 他社卸回線について、第1種オープンデータ通信網契約者又は第4種オープンデータ通信網契約者から工事（他社卸回線の変更に係る工事のうち取扱所内工事のみの場合、工事の着手等に関する工事のうち工事の結果の報告に係るものを除きます。）を土曜日、日曜日及び祝日に行ってほしい旨の申込があった場合（他社卸回線の配線ルート構築及び他社卸回線の配線保護に係る工事については、他社卸回線の設置に係る工事と同日に施工する場合に限ります。）であって、その申出を当社が承諾した場合、その工事に関する工事費の合計額に、1の工事ごとに3,000円(税込3,300円)を加算して適用します。</p> <p>イ 他社接続回線型について、第1種オープンデータ通信網契約者から工事（工事のための調査を含みます。）を平日（土曜日・日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに当社が別に定める休日をいいます。以下同じとします。）以外の日をいいます。）の午前9時から午後5時までを除く時間に開始してほしい旨の申込があった場合であって、その申出を当社が承諾した場合、その工事に関する工事費の合計額に、1の工事又は調査ごとに12,000円(税込13,200円)を加算して適用します。</p>			
(8) 工事費の減額等の適用	<p>ア 他社接続回線に係る回線の設置等に係る工事と同時に複数IPアドレス機能Ⅱに係る付加機能の利用開始に関する工事を行う場合は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、付加機能に係る工事費の支払いを要しません。</p> <p>イ オープンデータ通信網契約者（他社接続回線型に係るものに限ります。）が別に定める方法により次の変更等を行った場合は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、その変更等に係る工事費の支払いを要しません。</p> <p>(ア) 加入契約回線の品目等の変更</p>			

2 工事費の額

(1) 付加機能に係るもの

区 分	単 位	工事費の額	
付加機能の利用開始に関する工事			
	I P v 6 トンネリング機能	1 の工事ごとに	2,000円 (税込2,200円)
	利用速度制限機能	1 の工事ごとに	3,000円 (税込3,300円)
	攻撃通信検知・遮断機能	1 の工事ごとに	98,000円 (税込107,800円)
	複数 I P アドレス機能	1 の工事ごとに	2,000円 (税込2,200円)
	複数 IP アドレス機能Ⅱ	1 の工事ごとに	3,000円 (税込3,300円)
付加機能の変更に 関する工事	利用速度制限機能	1 の工事ごとに	3,000円 (税込3,300円)
	複数 IP アドレス機能Ⅱ	1 の工事ごとに	3,000円 (税込3,300円)
付加機能の利用の一時中断に関する工事	1 の工事ごとに	100円 (税込110円)	

(2) 加入契約回線（特定接続回線及び他社接続回線型のものを除きます。以下(2)において同じとします。）に係るもの ア イ及びウに係る工事以外のもの

区 分	工事費の種別	単 位	工事費の額
加入契約回線の設置に係る工事	取扱所内工事費	相互接続点1箇所ごとに	1,000円 (税込1,100円)
加入契約回線の移転に係る工事	取扱所内工事費	相互接続点1箇所ごとに	1,000円 (税込1,100円)
加入契約回線の品目の変更に係る工事	取扱所内工事費	相互接続点1箇所ごとに	1,000円 (税込1,100円)
加入契約回線の細目等の変更に係る工事	取扱所内工事費	相互接続点1箇所ごとに	1,000円 (税込1,100円)
オープンデータ通信網サービスの利用の一時中断に係る工事	取扱所内工事費	相互接続点1箇所ごとに	1,000円 (税込1,100円)
取扱所交換設備に係る工事	取扱所内工事費	相互接続点1箇所ごとに	2,000円 (税込2,200円)
備 考 オープンデータ通信網サービスの利用の一時中断に関する工事に係る取扱所内工事費については、再利用に係る取扱所内工事費を含むものとします。			

イ 他社接続回線に係るもの

区 分	工事費の種別	単 位	工事費の額
他社接続回線接続変更に係る工事	取扱所内工事費	相互接続点1箇所ごとに	1,000円 (税込1,100円)
取扱所交換設備に係る工事	取扱所内工事費	相互接続点1箇所ごとに	2,000円 (税込2,200円)

ウ 接続契約者回線等に係るもの

区 分	工事費の種別	単 位	工事費の額
接続契約者回線等の設置等に係る工事	取扱所内工事費	相互接続点1箇所ごとに	3,000円 (税込3,300円)
	回線終端装置工事費	相互接続点1箇所ごとに	30,000円 (税込33,000円)
	屋内配線等工事費	1の工事ごとに	51,000円 (税込56,100円)
取扱所交換設備に係る工事	取扱所内工事費	相互接続点1箇所ごとに	2,000円 (税込2,200円)

備 考

オープンデータ通信網サービスの利用の一時中断に関する工事に係る取扱所内工事費については、再利用に係る取扱所内工事費を含むものとします。

(3) 契約者回線に係るもの

1の工事ごとに

区 分			工事費の種別	工事費の額
契約者回線の設置、移転、変更及び一時中断に係る工事	特定終端型以外のもの	タイプ5以外	取扱所内工事費	1,000円(税込1,100円)
			回線終端装置工事費	30,000円(税込33,000円)
		タイプ5	取扱所内工事費	198,000円 (税込217,800円)
	特定終端型のもの		契約者回線工事費	12,000円(税込13,200円)
			契約者回線設定工事費	1,000円(税込1,100円)
			回線終端装置工事費	30,000円(税込33,000円)
取扱所交換設備に係る工事	タイプ5以外		12,000円(税込13,200円)	
	タイプ5		1,000円(税込1,100円)	

備 考

オープンデータ通信網サービスの利用の一時中断に関する工事に係る工事費については、再利用に係る取扱所内工事費を含むものとします。

(4) 特定接続回線に係るもの

ア 別紙2の1の(2)に定める電気通信サービスに関する契約に基づいて設置されるもの

区 分	工事費の種別	単 位	工事費の額
特定接続回線の設置に係る工事	取扱所内工事費	サービス接続点1箇所ごとに	50,000円 (税込55,000円)
		サービス接続点1箇所ごとに	98,000円 (税込107,800円)
特定接続回線の変更に係る工事	取扱所内工事費	サービス接続点1箇所ごとに	50,000円 (税込55,000円)
特定接続回線の移転に係る工事	取扱所内工事費	サービス接続点1箇所ごとに	50,000円 (税込55,000円)
		サービス接続点1箇所ごとに	98,000円 (税込107,800円)
取扱所交換設備に係る工事	取扱所内工事費	サービス接続点1箇所ごとに	3,000円 (税込3,300円)
		サービス接続点1箇所ごとに	100,000円 (税込110,000円)
特定のユーザ・網インタフェースの使用に係る工事	回線終端装置工事費	1の工事ごとに	98,000円 (税込107,800円)
オープンデータ通信網サービスの利用の一時中断に係る工事	取扱所内工事費	サービス接続点1箇所ごとに	1,000円 (税込1,100円)

備 考

オープンデータ通信網サービスの利用の一時中断に関する工事に係る取扱所内工事費については、再利用に係る取扱所内工事費を含むものとします。

(5) 他社卸回線（第4種オープンデータ通信網サービスに係るものを除きます。）に係るもの

区 分	工事費の種別	単 位	工事費の額
他社卸回線の設置に係る工事	屋内配線工事費等	1の工事ごとに	28,800円 (税込31,680円)
他社卸回線の移転に係る工事	屋内配線工事費等	1の工事ごとに	28,800円 (税込31,680円)
他社卸回線の終端の場所の変更に係る工事	屋内配線工事費等	1の工事ごとに	28,800円 (税込31,680円)
他社卸回線の配線ルート構築に係る工事	① ②以外の場合	1の工事ごとに	14,000円 (税込15,400円)
	② 第1種オープンデータ通信網契約者の申込み又は請求により、他社卸回線の設置に係る工事	1の工事ごとに	27,000円 (税込29,700円)
他社卸回線の配線保護に係る工事	屋内配線工事費等	1の工事ごとに	当社が別に算定する額
他社卸回線の変更に係る工事	① 取扱所内工事のみの場合	1の工事ごとに	4,200円 (税込4,620円)
	② ①以外の場合	1の工事ごとに	28,800円 (税込31,680円)

(6) 他社接続回線型に係るもの

区 分	工事費の種別	単 位	工事費の額
他社接続回線の設置等に係る工事	取扱所内工事費	1の工事ごとに	3,000円 (税込3,300円)
	屋内配線工事費等	1の工事ごとに	37,000円 (税込40,700円)
	回線終端装置工事費	1の工事ごとに	30,000円 (税込33,000円)
取扱所交換設備に係る工事	取扱所内工事費	1の工事ごとに	5,000円 (税込5,500円)
備 考 取扱所交換設備に係る工事は、オープンデータ通信網サービス取扱所に設置するドメイン名変換装置に、逆引き権限移譲（IPアドレスを、対応するドメイン名変換する権限を第1種オープンデータ通信網契約者に委譲することをいいます。）の設定を行う場合に適用します。設定後の変更及び廃止の場合には適用しません。			

(7) 第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの

ア タイプ4に係るもの

区 分	単 位	工事費の額
取扱所内交換設備に係る工事	1の工事ごとに	2,000円 (税込2,200円)
備 考 取扱所内交換設備に係る工事は、タイプ4に係る第4種オープンデータ通信網サービスの利用開始又は移転の場合に適用します。		

イ タイプ4のプラン11又はプラン12に係るもの

区 分	工事費の種別	単 位	工事費の額
他社卸回線の設置に係る工事	屋内配線工事費等	1の工事ごとに	28,800円 (税込31,680円)
他社卸回線の終端の場所の変更に係る工事	屋内配線工事費等	1の工事ごとに	28,800円 (税込31,680円)

他社卸回線の配線ルート構築に係る工事	① ②以外の場合	屋内配線工事費等	1の工事ごとに	14,000円 (税込15,400円)
	② 第4種オープンデータ通信網契約者の申込み又は請求により、他社卸回線の設置に係る工事と別日に施工する場合	屋内配線工事費等	1の工事ごとに	27,000円 (税込29,700円)
他社卸回線の配線保護に係る工事		屋内配線工事費等	1の工事ごとに	当社が別に算定する額
他社卸回線の変更に係る工事	① 取扱所内工事のみの場合	取扱所内工事費	1の工事ごとに	4,200円 (税込4,620円)
	② ①以外の場合	屋内配線工事費等	1の工事ごとに	28,800円 (税込31,680円)

(8) 削除

第3表 手続きに関する費用

手続きに関する費用の額

1 削除

2 第1種オープンデータ通信網サービス又は第4種オープンデータ通信網サービス(他社卸回線に係るものに限ります。)に係るもの

区 分	単 位	手続きに関する費用の額
手続きに関する費用	1のオープンデータ通信網契約ごとに	3,000円 (税込3,300円)
事業者変更手数料	1の事業者変更に係る手続きごとに	3,000円 (税込3,300円)
備 考		
1 手続きに関する費用については、他社卸回線に係る第1種オープンデータ通信網契約又は第4種オープンデータ通信網契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要します。		
2 事業者変更手数料については、事業者変更の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要します。		

第4表 附帯サービスに関する料金

料金額

1 申請手数料

(1) IPアドレスに係るもの

ア イ以外のもの

区 分	単 位	料 金 額
申請手数料	1の申請ごとに	5,500円 (税込6,050円)

イ IPv6に係るもの

区 分	単 位	料 金 額
申請手数料	1の申請ごとに	1,000円 (税込1,100円)

(2) ドメイン名に係るもの

区 分	単 位	料 金 額
申請手数料	ア イ以外のもの	6,000円 (税込6,600円)
	イ DNSSECに関する登録に係るもの	3,000円 (税込3,300円)

備 考

アに係る申請手数料は、ドメイン名の登録若しくは移転又はドメインに関する変更（別に定めるものに限ります。）に係る申請の場合に適用します。

2 ドメイン名維持管理料

区 分	単 位	料金額（年額）
ドメイン名維持管理料	1ドメイン名ごとに	5,000円 (税込5,500円)

備 考

ドメイン名を登録した日の属する月（以下この欄において「起算月」といいます。）から翌年の起算月の末日までの期間は適用しません。

3 請求書等発行手数料

区 分	単 位	料 金 額
請求書等発行手数料	1の請求書又は請求額通知書発行について送付1回ごとに	200円 (税込220円)

4 支払証明書発行手数料

区 分	単 位	料 金 額
支払証明書発行手数料	1の支払証明書発行について送付1回ごとに	200円 (税込220円)

別表 オープンデータ通信網サービスにおける基本的な技術的事項

1 第1種オープンデータ通信網サービスの場合

(1) イーサネット型のもの

ア 10Mイーサネット

品目等	物理的条件	送出電力
10Mイーサネット	・ 10BASE-T (ISO/IEC 8802-3 準拠) ISO8877 RJ-45 8極モジュラ	100Ωの負荷抵抗に対して6.2V(P-P)以下

イ 100Mイーサネット

品目等	物理的条件	送出電力
100Mイーサネット	・ 100BASE-TX (IEEE 802.3u 準拠) ISO8877 RJ-45 8極モジュラ	100Ωの負荷抵抗に対して2.1V(P-P)以下

ウ 1Gイーサネット

品目等	物理的条件	光出力等
1Gイーサネット	・ 1000BASE-T (IEEE 802.3ab 準拠) ISO8877 RJ-45 8極モジュラ	100Ωの負荷抵抗に対して3.1V(0-P)以下
	・ 1000BASE-LX (IEEE 802.3z 準拠) F04形単心光ファイバコネクタ (JIS規格 C5973 準拠) 又は2芯光ファイバコネクタ	光出力 -3dBm以下(平均レベル) 使用中心波長 1.31μm
	・ 1000BASE-SX (IEEE 802.3z 準拠) F04形単心光ファイバコネクタ (JIS規格 C5973 準拠) 又は2芯光ファイバコネクタ	光出力 0dBm以下(平均レベル) 使用中心波長 0.85μm

エ 10Gイーサネット

品目等	物理的条件	光出力等
10Gイーサネット	・ 10GBASE-LR (IEEE 802.3ae 準拠) F04形単芯光ファイバコネクタ (JIS規格 C5973 準拠) 又は2芯光ファイバコネクタ	光出力 -3.9dBm以下(平均レベル) 使用中心波長 1.31μm

オ 100Gイーサネット

品目等	物理的条件	光出力等
100Gイーサネット	・ 100GBASE-LR4 (IEEE 802.3ba 準拠) F04形単心光ファイバコネクタ (JIS規格 C5973 準拠) 又はLC形単心光ファイバコネクタ (TIA/EIA-604-10 準拠)	(各 lane) 光出力 4.5dBm以下(平均レベル) 使用波長 1294.53nm~1296.59nm 1299.02nm~1301.09nm 1303.54nm~1305.63nm 1308.09nm~1310.19nm (合計) 光出力 10.5dBm以下(平均レベル)

附 則

(実施期日)

1 この約款は、平成9年4月1日から実施します。

(その他)

2 第3種オープンデータ通信網サービスのうち、100Mb/sの品目に係るものについては平成9年10月1日から提供するものとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成9年5月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成9年8月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成9年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成9年11月17日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成10年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成10年4月1日から実施します。

(インターネット国際ゲートウェイサービス契約約款の廃止)

2 インターネット国際ゲートウェイサービス契約約款(以下「旧インターネット国際ゲートウェイサービス契約約款」といいます。)は、廃止します。

(旧インターネット国際ゲートウェイサービス契約約款に規定する加入契約に関する経過措置)

3 この改正規定実施の際現に、旧インターネット国際ゲートウェイサービス契約約款の規定により締結している加入契約は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により当社と第5種オープンデータ通信網契約を締結したものとみなします。

(第1種オープンデータ通信網サービス及び第3種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

4 この改正規定実施の際現に、改正前の約款の規定により提供している第1種オープンデータ通信網サービス及び第3種オープンデータ通信網サービスは、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後のこの約款の規定による通常クラスの第1種オープンデータ通信網サービス及び第3種オープンデータ通信網サービスと読み替えるものとします。

(この改正規定実施前に行った手続きの効力等)

5 この改正規定実施前に、旧インターネット国際ゲートウェイサービス契約約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて行ったものとみなします。

6 この改正規定実施の際現に、旧インターネット国際ゲートウェイサービス契約約款の規定により提供しているインターネット国際ゲートウェイサービスは、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて提供しているものとみなします。

(料金等の支払に関する経過措置)

7 この改正規定実施前に支払いまたは支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(旧インターネット国際ゲートウェイサービス契約約款に規定する定期使用に係る加入契約に関する経過措置)

8 この改正規定実施の際現に、旧インターネット国際ゲートウェイサービス契約約款の規定により当社が締結している定期使用に係る加入契約に関する料金その他の取扱いは、この改正規定実施の日において、改正後の規定による長期継続利用に係る料金額の適用とします。この場合において、その長期継続利用期間は、旧インターネット国際ゲートウェイサービス契約約款の規定による定期使用の使用期間とします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成10年6月1日から実施します。
(工事に関する費用の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった工事に関する費用については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成10年6月25日から実施します。
(インターネット接続事業者との相互接続利用契約に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している国際電信電話株式会社及びグローバルワンコミュニケーションズ株式会社との相互接続利用契約は、この改正規定実施の日において解除したこととなります。
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成10年7月31日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成10年9月3日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成10年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成10年11月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成10年12月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成11年1月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成11年2月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成11年4月1日から実施します。
(第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際限に、改正前の約款の規定により提供している第4種オープンデータ通信網サービスは、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定による第4種オープンデータ通信網サービスのサービスクラス1と読み替えるものとします。
(料金等の支払に関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払われなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 11 年 4 月 1 日から実施します。
(第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際限に、改正前の約款の規定により提供している第 4 種オープンデータ通信網サービスに係る下表左欄のサービスクラスは、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後のこの約款の規定により提供する第 4 種オープンデータ通信網サービスに係る下表右欄のプランとみなします。

クラス 1	プラン 1
クラス 2	プラン 2

(料金等の支払に関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払われなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 11 年 4 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 11 年 4 月 8 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 11 年 5 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 11 年 6 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 11 年 7 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 11 年 7 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 11 年 8 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 11 年 9 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 11 年 10 月 13 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 11 年 10 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際限に、オープンデータ通信網契約者から要請のあった特定他社接続回線については、当社が別に定める日までの間、改正後のこの約款の規定（第 82 条（定額利用料の日割）及び第 85 条（料金の計算方法等）の規定を除きます。）は適用がないものとし、その特定他社接続回線については、なお従前のおり取り扱います。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 11 年 11 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 11 年 11 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 11 年 12 月 24 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 12 年 1 月 15 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 12 年 2 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 12 年 2 月 5 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとしします。
- 3 この改正規定実施の際現に通信中の第 6 種オープンデータ通信網サービスに係る通信（本邦内での利用に係るものに限ります。）については、その通信の開始にさかのぼって、改正規定実施後の利用料金を適用します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 12 年 3 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 12 年 3 月 22 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 12 年 3 月 27 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 12 年 4 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 12 年 4 月 11 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 12 年 5 月 1 日から実施します。ただし、通則及び料金表第 1 表第 4 (第 4 種オープンデータ通信網サービスに係るもの) の変更に関する部分については、平成 12 年 5 月 15 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 12 年 5 月 15 日から実施します。ただし、第 8 (第 8 種オープンデータ通信網サービスに係るもの) 及び第 9 (付加機能使用料) の変更に関する部分については、平成 12 年 5 月 25 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 12 年 5 月 24 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 12 年 6 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社と締結している通常クラスに係る第 3 種オープンデータ通信網契約については、この改正規定実施の日において、改正後の規定によるタイプ 1 に係る第 3 種オープンデータ通信網契約に移行したものとみなします。

4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているエコノミークラスに係る第 3 種オープンデータ通信網サービスに関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとしします。

(1) 利用料及び契約者回線使用料については、次に定める額に消費税相当額を加算した額としします。

ア 臨時オープンデータ通信網契約以外の契約に関するもの

(ア) 利用料

月額

単 位	料 金 額
契約者回線 1 回線ごとに	200,000円

(イ) 契約者回線使用料

月額

単 位	料 金 額
契約者回線 1 回線ごとに	4,000円

備 考

取扱所交換設備に收容されている契約者回線の終端の場所が、その取扱所交換設備が設置されているフロアと同一でない場合は、別に算定する実費を支払っていただきます。

イ 臨時オープンデータ通信網契約に関するもの

(ア) 利用料

日額

単 位	料 金 額
契約者回線 1 回線ごとに	20,000円

(イ) 契約者回線使用料

日額

単 位	料 金 額
契約者回線 1 回線ごとに	400円

備 考

取扱所交換設備に收容されている契約者回線の終端の場所が、その取扱所交換設備が設置されているフロアと同一でない場合は、別に算定する実費を支払っていただきます。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 12 年 6 月 27 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 12 年 7 月 1 日から実施します。
- 2 前項の規定にかかわらず、エコノミークラスに係る第 1 種オープンデータ通信網サービス (1.5Mb/s の品目のものに限ります。) 及び第 2 種オープンデータ通信網サービス (1.5Mb/s 及び 6Mb/s の品目のものに限ります。) に関する変更については、平成 12 年 11 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
(第 1 種オープンデータ通信網サービス及び第 2 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- 4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社と締結している通常クラスに係る第 1 種オープンデータ通信網契約 (1.5Mb/s の品目のものに限ります。) については、この改正規定実施の日において、改正後の規定による通常クラスのタイプ 1 に係る第 1 種オープンデータ通信網契約に移行したものとみなします。
- 5 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているエコノミークラスに係る第 1 種オープンデータ通信網サービス (1.5Mb/s の品目のものに限ります。) 及び第 2 種オープンデータ通信網サービス (1.5Mb/s 及び 6Mb/s の品目のものに限ります。) に関する料金その他の取扱いについては、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとしします。

(1) 利用料及び端末回線に係る料金については、次に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

ア 第 1 種オープンデータ通信網サービスのエコノミークラス

(ア) 臨時オープンデータ通信網契約以外の契約に関するもの

a 利用料

月額

品 目	単 位	料 金 額
1.5Mb/s	加入契約回線 1 回線ごとに	148,000円

b 端末回線使用料

月額

品 目	単 位	料 金 額
1.5Mb/s	端末回線 1 回線ごとに	138,000円

(イ) 臨時オープンデータ通信網契約に関するもの

a 利用料

日額

品 目	単 位	料 金 額
1.5Mb/s	加入契約回線 1 回線ごとに	14,800円

b 端末回線使用料

日額

品 目	単 位	料 金 額
1.5Mb/s	端末回線 1 回線ごとに	13,800円

イ 第 2 種オープンデータ通信網サービス

(イ) 臨時オープンデータ通信網契約以外の契約に関するもの

a 利用料

月額

品 目	単 位	料 金 額
1.5Mb/s	加入契約回線 1 回線ごとに	148,000円
6 Mb/s		781,000円

(イ) 臨時オープンデータ通信網契約に関するもの

a 利用料

日額

品 目	単 位	料 金 額
1.5Mb/s	加入契約回線 1 回線ごとに	14,800円
6 Mb/s		78,100円

(端末無線回線利用型オープンデータ通信網試験サービス契約約款による端末無線回線利用型オープンデータ通信網契約に関する経過措置)

- 6 この改正規定実施の際現に、当社が端末無線回線利用型オープンデータ通信網試験サービス契約約款により提供している端末無線回線利用型オープンデータ通信網契約は、この改正規定実施の日において、改正後の規定による通常クラスのタイプ 3 に係る第 1 種オープンデータ通信網契約に移行したものとみなします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 7 この改正規定実施前に端末無線回線利用型オープンデータ通信網試験サービス契約約款の規定により支払い又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 12 年 8 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施の際現に通信中の第 4 種オープンデータ通信網サービスに係る通信（タイプ 3 に係るものに限ります。）については、その通信の開始にさかのぼって、改正後の規定を適用します。
(I P 通信網利用型オープンデータ通信網試験サービス契約約款による I P 通信網利用型オープンデータ通信網契約に関する経過措置)
- 4 この改正規定実施の際現に、当社が I P 通信網利用型オープンデータ通信網試験サービス契約約款により提供している I P 通信網利用型オープンデータ通信網契約は、この改正規定実施の日において、改正後の規定によるタイプ 1 のプラン 1 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約に移行したものとみなします。
- 5 この改正規定実施前に I P 通信網利用型オープンデータ通信網試験サービス契約約款の規定により支払い又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(特定他社接続回線に関する経過措置)
- 6 この改正規定実施の際現に、オープンデータ通信網契約者から要請のあった特定他社接続回線（東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に係るものを除きます。）については、当社が別に定める日までの間、改正後のこの約款の規定は適用がないものとし、その特定他社接続回線については、なお従前のとおり取り扱います。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 12 年 9 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施の際現に通信中の第 4 種オープンデータ通信網サービスに係る通信（タイプ 3 に係るものに限ります。）については、その通信の開始にさかのぼって、改正後の規定を適用します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 12 年 10 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 12 年 10 月 25 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 12 年 11 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 12 年 12 月 1 日から実施します。
- 2 前項の規定にかかわらず、タイプ 2 に係る第 1 種オープンデータ通信網サービスに関する変更については、平成 12 年 12 月 15 日から、第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する変更（情報料回収代行に係るものを除きます。）については、平成 13 年 1 月 10 日から実施します。
(経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社と締結しているタイプ 2 に係る第 1 種オープンデータ通信網契約については、この改正規定実施の日において、改正後の規定によるタイプ 2 のプラン 1 に係る第 1 種オープンデータ通信網契約に移行したものとみなします。

- 5 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社と締結している第7種オープンデータ通信網契約については、この改正規定実施の日において、改正後の規定によるタイプ1に係る第7種オープンデータ通信網契約に移行したものとみなします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成13年1月10日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改定前の規定により提供しているタイプ3に係る第4種オープンデータ通信網サービスの次の表の左欄のプランは、この改正規定実施の日において、それぞれ改定後のこの約款の規定により提供するタイプ3に係る第4種オープンデータ通信網サービスの右欄のプランとみなします。

プラン1	プラン2
プラン2	プラン3
プラン3	プラン4
プラン4	プラン5

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成13年1月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成13年2月1日から実施します。

(ADSL利用型オープンデータ通信網試験サービス契約約款による第2種契約に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、当社がADSL利用型オープンデータ通信網試験サービス契約約款により提供している第2種契約は、この改正規定実施の日において、改正後の規定による第4種オープンデータ通信網契約に移行したものとみなします。

- 3 この改正規定実施の際現に、当社がADSL利用型オープンデータ通信網試験サービス契約約款により提供している第2種ADSL利用型オープンデータ通信網サービスの次の表の左欄のプランは、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後のこの約款の規定により提供するタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網サービスの右欄のプランとみなします。

プラン1	プラン1
プラン2	プラン2

(経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成13年2月10日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成13年2月22日から実施します。

(事前登録に係る申請手数料に関する経過措置)

- 2 この改正規定にかかわらず、JPRSの規定する事前登録に係る申請手数料については、次に定める料金を加算した額としします。

区 分		単 位	料 金 額
申請手数料	第1区分	1の申請ごとに	3,000円
	第2区分	1の申請ごとに	10,000円
	第3区分	1の申請ごとに	1,500円

備 考

第1区分、第2区分、第3区分は、それぞれJPRSが定める第1区分、第2区分、第3区分をいいます。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 13 年 3 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 13 年 4 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定の際現に、改正前の規定により締結している下表左欄の第 1 種オープンデータ通信網契約及び第 3 種オープンデータ通信網契約は、この改正規定実施の日において、それぞれ改定後のこの約款の規定により提供する下表右欄の第 1 種オープンデータ通信網契約に移行したものとみなします。

通常クラス（タイプ 2 及びタイプ 3 を除きます。）に係る第 1 種オープンデータ通信網契約を締結していて動的経路選択を行っていないもの	通常クラス（タイプ 2 及びタイプ 3 を除きます。）のプラン 1 に係る第 1 種オープンデータ通信網契約
通常クラス（タイプ 2 及びタイプ 3 を除きます。）に係る第 1 種オープンデータ通信網契約を締結していて動的経路選択を行っているもの	通常クラス（タイプ 2 及びタイプ 3 を除きます。）のプラン 2 に係る第 1 種オープンデータ通信網契約
A T M 専用相当回線を利用するものに係る第 1 種オープンデータ通信網契約を締結していて動的経路選択を行っていないもの	A T M 型のプラン 1 に係る第 1 種オープンデータ通信網契約
A T M 専用相当回線を利用するものに係る第 1 種オープンデータ通信網契約を締結していて動的経路選択を行っているもの	A T M 型のプラン 2 に係る第 1 種オープンデータ通信網契約
タイプ 1 に係る第 3 種オープンデータ通信網契約を締結していて動的経路選択を行っていないもの	イーサネット型のタイプ 1 のプラン 1 に係る第 1 種オープンデータ通信網契約
タイプ 1 に係る第 3 種オープンデータ通信網契約を締結していて動的経路選択を行っているもの	イーサネット型のタイプ 1 のプラン 2 に係る第 1 種オープンデータ通信網契約
タイプ 2 に係る第 3 種オープンデータ通信網契約を締結していて、固定伝送速度の細目が 1Mb/s のもの	イーサネット型のタイプ 2 であって 1Mb/s の品目に係る第 1 種オープンデータ通信網契約
タイプ 2 に係る第 3 種オープンデータ通信網契約を締結していて、固定伝送速度の細目が 2Mb/s のもの	イーサネット型のタイプ 2 であって 2Mb/s の品目に係る第 1 種オープンデータ通信網契約

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 13 年 5 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 13 年 6 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 13 年 7 月 1 日から実施します。ただし、第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する変更については、平成 13 年 7 月 13 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定の際現に、改正前の規定により提供しているタイプ 3 に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスの次の表の左欄のプランは、この改正規定実施の日において、それぞれ改定後のこの料金表の規定により提供するタイプ 3 に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスの次の表の右欄のプラン 1 に係るコースとみなします。

プラン 1	プラン 1 に係るコース 1
プラン 2	プラン 1 に係るコース 2
プラン 3	プラン 1 に係るコース 3
プラン 4	プラン 1 に係るコース 4
プラン 5	プラン 1 に係るコース 5

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 13 年 8 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定の実施の際現に、改正前の約款の規定により提供しているオープンデータ通信網サービスについて、次の表の左欄の付加機能を利用するものは、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定により提供するオープンデータ通信網サービスの右欄の付加機能を利用するものとみなします。

情報ページ公開機能を利用するものであって、蓄積情報量増加機能（5 メガバイトの蓄積情報量を増加するものに限ります。）を利用するもの	情報ページ公開機能を利用するもの
情報ページ公開機能を利用するものであって、蓄積情報量増加機能（10 メガバイトの蓄積情報量を増加するものに限ります。）を利用するもの	情報ページ公開機能を利用するもの

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 13 年 8 月 20 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 13 年 9 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているタイプ 3 に係る第 1 種オープンデータ通信網サービス（1.5Mb/s に係るものに限ります。）に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとしします。

(1) 利用料及び端末設備に係る料金については、次に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

ア 第 1 種オープンデータ通信網サービス（ATM 型のもの及びイーサネット型のもの以外のもの）の通常クラス

(ア) 利用料

a タイプ3に係るもの

1の端末無線回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
1. 5Mb/s	99,000円
備 考	
1 タイプ3のものについては、端末無線回線及び回線終端装置の部分を併せて1の料金を定めるものとします。	
2 利用することのできるIPアドレスの数は、8までとします。	

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成13年10月1日から実施します。ただし、タイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網サービスに関する変更については、平成13年11月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社と締結しているタイプ1のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網契約については、この改正規定実施の日において、改正後の規定によるタイプ1に係る第4種オープンデータ通信網契約に移行したものとみなします。

4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているタイプ1に係る第4種オープンデータ通信網サービス（プラン2に係るものに限り。）に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとします。

(1) 利用料については、次に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

ア 第4種オープンデータ通信網サービス

(7) 臨時オープンデータ通信網契約以外の契約に関するもの

a 利用料

(a) 基本料

1の契約者識別符号ごとに

区 分		料 金 額 (月額)
タイプ1	プラン2	1,300円

(1) 臨時オープンデータ通信網契約に関するもの

a 利用料

(a) 基本料

1の契約者識別符号ごとに

区 分		料 金 額 (日額)
タイプ1	プラン2	130円

5 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社と締結しているタイプ4に係る第4種オープンデータ通信網契約については、この改正規定実施の日において、改正後の規定によるタイプ4の64Kb/sの品目に係る第4種オープンデータ通信網契約に移行したものとみなします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成13年10月2日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成13年11月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定の実施の際現に、改正前の規定により当社と締結しているタイプ1に係る第4種オープンデータ通信網契約については、この改正規定実施の日において、改正後の規定によるタイプ1のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網契約に移行したものとみなします。

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成13年11月20日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 13 年 12 月 7 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 13 年 12 月 15 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 13 年 12 月 25 日から実施します。ただし、タイプ 4 のプラン 2 に係る第 4 種オープンデータサービスに関する料金額の変更については、平成 14 年 1 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社と締結しているタイプ 4 に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスの次の表の左欄の品目のものは、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後のこの料金表の規定により提供するタイプ 4 に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスの次の表の右欄のプランとみなします。

64Kb/s のもの	プラン 1
1.5Mb/s のもの	プラン 2

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 14 年 1 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 14 年 2 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 タイプ 5 のプラン 1 に係る第 4 種オープンデータ通信網サービス及びタイプ 3 に係る第 7 種オープンデータ通信網サービスの回線使用料について、日本電信電話株式会社等の接続約款に規定する端末回線伝送機能（接続約款第 5 条（標準的な接続箇所）第 1 項の表中第 1 - 2 欄で接続する場合に適用する日本電信電話株式会社等の局内スプリッタを利用しない場合に限り。）の基本料の額及びDSL回線管理機能の料金額の改定に係る認可があった場合は、その認可のあった日の属する料金月の翌料金月（その認可のあった日が料金月の初日である場合は、その認可のあった日の属する料金月とします。）の初日からその認可のあった料金額を適用するものとします。

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 14 年 2 月 15 日から実施します。ただし、第 5 種オープンデータ通信網サービスに関する変更については、平成 14 年 4 月 1 日から実施します。

(第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているタイプ 1 に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスの次の表の左欄のプラン 1 のものは、この改正規定実施の日において、それぞれ改定後のこの料金表の規定により提供するタイプ 1 に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスの次の表の右欄のプラン 1 に係るコースのものとみなします。

ダイヤルアップ回線等を使用するタイプ 1 のプラン 1 に係る第 4 種オープンデータ通信網サービス	プラン 1 のコース 1 に係る第 4 種オープンデータ通信網サービス
主として利用回線（別に定める協定事業者の IP 通信網サービス契約約款に規定するメニュー 4 に係るもの	プラン 1 のコース 2 に係る第 4 種オープンデータ通信網サービス

に限ります。) を使用するものであって、別に定めるダイヤルアップ回線等からアクセスポイントに接続して通信を行うことのできるタイプ1のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網サービス

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成14年3月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成14年3月15日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成14年4月1日から実施します。ただし、ウイルスチェック機能に関する変更については、平成14年5月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(損害賠償に関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

(旧第1種オープンデータ通信網サービス、旧第2種オープンデータ通信網サービス及び旧第3種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

- 4 この改正規定実施の際現に、平成12年5月24日付届出(経企第12-0042号)の附則に定める改正前の規定により提供しているエコノミークラスに係る第3種オープンデータ通信網サービス(1.5Mb/sの品目のもの)に限り、以下4において「旧第3種オープンデータ通信網サービス」といいます。)、平成12年6月13日付認可申請(経企第12-0063号)に関する改正前の規定により提供しているエコノミークラスに係る第1種オープンデータ通信網サービス(1.5Mb/sの品目のもの)に限り、以下4において「旧第1種オープンデータ通信網サービス」といいます。)及び第2種オープンデータ通信網サービス(1.5Mb/s及び6Mb/sの品目のもの)に限り、以下4において「旧第2種オープンデータ通信網サービス」といいます。)並びに平成13年8月21日付届出(経企第13-0115号)の附則に定める改正前の規定により提供しているタイプ3に係る第1種オープンデータ通信網サービス(1.5Mb/sに係るもの)に限り、以下「旧タイプ3に係る第1種オープンデータ通信網サービス」といいます。)に関する料金その他の取扱いについては、次に掲げる付加機能をのぞいて、なお従前のおりとしします。

(1) IPv6トンネリング機能に係る料金については、次に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

ア 旧第3種オープンデータ通信網サービスに係るもの

(ア) 付加機能使用料

単 位	料 金 額 (月額)
1の機能ごとに	20,000円

イ 旧第1種オープンデータ通信網サービスに係るもの

(ア) 付加機能使用料

品 目	単 位	料 金 額 (月額)
1.5 Mb/s	1の機能ごとに	14,000円

ウ 旧第2種オープンデータ通信網サービスに係るもの

(ア) 付加機能使用料

品 目	単 位	料 金 額 (月額)
1.5 Mb/s	1の機能ごとに	14,000円
6 Mb/s		50,000円

エ 旧タイプ3に係る第1種オープンデータ通信網サービスに係るもの

(ア) 付加機能使用料

品 目	単 位	料 金 額 (月額)
1.5 Mb/s	1の機能ごとに	14,000円

附 則

(実施期日)

- この改正規定は、平成14年4月15日から実施します。
(第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社と締結しているタイプ4に係る第4種オープンデータ通信網サービスの次の表の左欄のプランは、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後のこの料金表の規定により提供するタイプ4に係る第4種オープンデータ通信網サービスの次の表の右欄のプランに係るコースとみなします。

プラン1	プラン1のコース1
プラン2	プラン1のコース2

(料金等の支払いに関する経過措置)

- この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- この改正規定は、平成14年6月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- この改正規定は、平成14年6月1日から実施します。
(第1種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社と締結しているイーサネット型のタイプ1に係る第1種オープンデータ通信網サービスの次の表の左欄のプランは、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後のこの料金表の規定により提供するイーサネット型のタイプ1に係る第1種オープンデータ通信網サービスの次の表の右欄のプランに係るコースとみなします。

プラン1	プラン1のコース1
プラン2	プラン2のコース1

(料金等の支払いに関する経過措置)

- この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- この改正規定は、平成14年6月7日から実施します。
(第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社と締結しているタイプ5のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網サービスは、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後のこの料金表の規定により提供するタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網サービスとみなします。
- この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているタイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網サービスに関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとしします。

(1) 利用料については、次に定める額に消費税相当額を加算した額としします。

ア 利用料

(ア) 基本料

区 分	月間累積接続通信時間	単 位	料金額 (月額)
プラン2	利用回線が、利用回線型サービスに係るものであるとき	1の契約者識別符号ごとに	51,600円
	利用回線が、契約者回線型サービスに係るものであるとき		53,500円

プラン3	利用回線が、利用回線型サービスに係るものであるとき	29,600円
	利用回線が、契約者回線型サービスに係るものであるとき	31,500円

(2) IPv6トンネリング機能に係る料金については、次に定める額に消費税相当額を加算した額とします。
ア 付加機能使用料

単 位	料金額 (月額)
1の機能ごとに	5,000円

(3) ウィルスチェック機能(タイプ1に係るものに限ります。)に係る料金については、次に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

ア 付加機能使用料

単 位	料金額 (月額)
1のドメイン名(サブドメイン名を使用している場合は、サブドメイン名とします。以下アにおいて同じとします。)に係るメールアドレスの数が10個までのもの	6,000円
1のドメイン名に係るメールアドレスの数が10個を超え25個までのもの	15,000円
1のドメイン名に係るメールアドレスの数が25個を超え50個までのもの	30,000円
1のドメイン名に係るメールアドレスの数が50個を超え100個までのもの	40,000円
1のドメイン名に係るメールアドレスの数が100個を超え200個までのもの	62,000円
1のドメイン名に係るメールアドレスの数が200個を超え300個までのもの	80,000円
1のドメイン名に係るメールアドレスの数が300個を超え400個までのもの	96,000円
1のドメイン名に係るメールアドレスの数が400個を超え500個までのもの	110,000円
1のドメイン名に係るメールアドレスの数が500個を超え100個ごとに900個までのもの	そのメールアドレスの数が500個のものと同みなした場合に適用される額に、500個を超える100個ごとに20,000円を加算した額
1のドメイン名に係るメールアドレスの数が900個を超え1,000個までのもの	200,000円
1のドメイン名に係るメールアドレスの数が1,000個を超え1,000個ごとに10,000個までのもの	そのメールアドレスの数が1,000個のものと同みなした場合に適用される額に、1,000個を超える1,000個ごとに120,000円を加算した額

(料金等の支払いに関する経過措置)

4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしてします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成14年6月14日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定の実施の際現に、改正前の約款の規定により協定事業者のDSL等接続専用サービスに関する契約を締結し利用回線を利用している者は、この改正規定実施の日において、協定事業者のDSL等接続専用サービスに関する契約のほか、協定事業者のブロードバンド通信ネットワークサービスに関する契約を締結し利用回線を利用している者とみなします。

(料金等支払に関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしてします。

(損害賠償に関する経過措置)

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしてします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 14 年 6 月 30 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- この改正規定は、平成 14 年 7 月 1 日から実施します。
(第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているタイプ 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスの次の表の左欄のものは、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後のこの料金表の規定により提供するタイプ 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスの右欄のプランとみなします。

網ふくそうが発生していない状態で利用回線の終端の場所への伝送方向については最大 1.5 Mb/s まで、他の伝送方向については最大 512 Kb/s までの符号伝送が可能なものを利用しているもの	プラン 1
網ふくそうが発生していない状態で利用回線の終端の場所への伝送方向については最大 8 Mb/s まで、他の伝送方向については最大 1 Mb/s までの符号伝送が可能なものを利用しているもの	プラン 2

- この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているタイプ 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスに係るものは、改正後のこの約款の規定にかかわらず、移転及びプランの変更の請求はできません。
- この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているタイプ 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者から請求があった場合の工事費その他の取扱いは、当社が別に定める日までの間、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとしします。

(1) 工事に関する費用については、次に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

ア 工事費の額

(ア) 利用回線(協定事業者の IP 通信網サービスに係る契約に基づいて設置されるものを除きます。以下(ア)において同じとします。)に係るもの

区 分	工事費の種別	単 位	工事費の額	
利用回線の設置又は移転に係る工事	取扱所内工事費	相互接続点 1 箇所ごとに	1,000 円	
他社接続回線接続変更に係る工事	取扱所内工事費	相互接続点 1 箇所ごとに	1,000 円	
利用回線の一時中断に係る工事	取扱所内工事費	相互接続点 1 箇所ごとに	1,000 円	
取扱所交換設備に係る工事	取扱所内工事費	相互接続点 1 箇所ごとに	2,000 円	
回線調整に関する工事	基本工事費	回線調整工事費	1 の工事ごとに	11,400 円
	回線収容替えを行う場合	回線調整工事費	1 の工事ごとに	9,600 円
	ブリッジタップはずしを行う場合	回線調整工事費	1 の工事ごとに	10,800 円
保安器の交換に係る工事	保安器交換工事費	1 の工事ごとに	7,300 円	

(料金等支払に関する経過措置)

- この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
(損害賠償に関する経過措置)
- この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- この改正規定は、平成 14 年 8 月 1 日から実施します。ただし、タイプ 1 に係る第 7 種オープンデータ通信網サービスに関する変更については、平成 14 年 7 月 15 日から実施します。
(料金等支払に関する経過措置)
- この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- この改正規定は、平成 14 年 9 月 1 日から実施します。ただし、タイプ 4 のプラン 3 に係る第 4 種オープンデ

ータ通信網サービス（コース4又はコース5に係るものに限り。）及びその付加機能（IPv6トンネリング機能）に関する変更については、平成14年8月15日から実施します。

（料金等支払に関する経過措置）

- この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

（実施期日）

- この改正規定は、平成14年9月1日から実施します。ただし、付加機能に関する変更については、平成14年8月31日から実施します。

（料金等支払に関する経過措置）

- この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成14年9月1日から実施します。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成14年9月2日から実施します。

附 則

（実施期日）

- この改正規定は、平成14年10月1日から実施します。ただし、第4種オープンデータ通信網サービスに関するタイプ5のプラン3に係るプランの変更の取扱いについては当社が別に定める日から、第4種オープンデータ通信網サービス（タイプ4のプラン1からプラン6のコース1に係るものを除きます。）に係る付加機能（メールウィルスチェック機能（メールアドレス単位型））に関する変更については平成14年10月2日から、第1種オープンデータ通信網サービス、第2種オープンデータ通信網サービス又は第4種オープンデータ通信網サービス（タイプ4のプラン1からプラン6のコース1に係るものに限り。）に係る付加機能（メールウィルスチェック機能（メールアドレス単位型））に関する変更については平成14年10月16日から実施します。

（第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置）

- タイプ5のプラン3に係る第4種オープンデータサービスについては、平成14年10月1日から平成15年3月31日までの間において、料金表第1表第3 2(1)アに規定する基本料の額（通則の規定により、料金を日割する場合は、日割する前の額とします。）から200円を減じて得た月額を適用します。

（付加機能に関する経過措置）

- この改正規定の実施の際現に、改正前の規定により提供しているオープンデータ通信網サービスの次の表の左欄の付加機能は、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後のこの料金表の規定により提供するオープンデータ通信網サービスの次の表の右欄の付加機能とみなします。

タイプ1に係るウィルスチェック機能	タイプ1に係るメールウィルスチェック機能（ドメイン単位型）
タイプ2に係るウィルスチェック機能	タイプ2に係るメールウィルスチェック機能（ドメイン単位型）

（料金等の支払いに関する経過措置）

- この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

（実施期日）

- この改正規定は、平成14年11月1日から実施します。

（経過措置）

- この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成14年11月21日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 14 年 12 月 1 日から実施します。ただし、電子メールに係る取扱いに関する変更については、平成 15 年 2 月 1 日から実施します。

(第 2 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第 2 種オープンデータ通信網サービスは、この改正規定実施の日において、「旧第 2 種オープンデータ通信網サービス」とし、当該サービスに関する提供条件は、次に掲げるもののほか、第 1 種オープンデータ通信網サービスの場合（第 1 種オープンデータ通信網利用契約に係るものを除きます。）に準ずるものとします。

(1) 旧第 2 種オープンデータ通信網サービスについては、最低利用期間があります。

(2) (1)の最低利用期間の取扱いについては、第 4 種オープンデータ通信網サービスの場合に準ずるものとします。

3 旧第 2 種オープンデータ通信網サービスに関する料金その他の取扱いは、次に掲げるもののほか、第 1 種オープンデータ通信網サービスの場合（通則の部分に限ります。）に準ずるものとします。

(1) 旧第 2 種オープンデータ通信網サービスに関する適用

旧第 2 種オープンデータ通信網サービスに係る料金の適用については、第 97 条（定額利用料の支払義務）の規定によるほか次のとおりとします。

料 金 の 適 用							
ア 品目に係る料金の適用	<p>当社は、料金表を適用するにあたって、次表のとおり、品目を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>128Kb/s</td> <td>1 2 8 キロビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td>加入契約回線は、I インタフェースに係るものに限ります。</td> </tr> </tbody> </table>	品 目	内 容	128Kb/s	1 2 8 キロビット/秒の符号伝送が可能なもの	備 考	加入契約回線は、I インタフェースに係るものに限ります。
品 目	内 容						
128Kb/s	1 2 8 キロビット/秒の符号伝送が可能なもの						
備 考	加入契約回線は、I インタフェースに係るものに限ります。						
イ 最低利用期間に係る料金の適用	<p>(ア) 旧第 2 種オープンデータ通信網サービスについては、臨時オープンデータ通信網契約（旧第 2 種オープンデータ通信網サービスに係るものに限ります。以下この附則において同じとします。）に係るものを除いて、最低利用期間があります。</p> <p>(イ) 旧第 2 種オープンデータ通信網契約者は、最低利用期間内に旧第 2 種オープンデータ通信網契約の解除があった場合は、残余の期間に対応する料金（この附則 3 (2) ア (ア) に規定する「利用料」の額とします。以下この欄において同じとします。）に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p>						

(2) 旧第 2 種オープンデータ通信網サービスに関する利用料については、次のとおりとします。

ア 臨時オープンデータ通信網契約以外の契約に関するもの

(ア) 利用料

品 目	単 位	料 金 額 (月額)
1 2 8 Kb/s	1 の加入契約回線ごとに	2 2 , 0 0 0 円

イ 臨時オープンデータ通信網契約に関するもの

(ア) 利用料

日額

そのオープンデータ通信網サービスを臨時オープンデータ通信網契約以外の契約に係るものとみなした場合に適用される料金額の 10 分の 1
--

(3) 旧第 2 種オープンデータ通信網サービスに関する付加機能に係る料金は、次のとおりとします。

ア IPv6 トンネリング機能に係るもの

(ア) 臨時オープンデータ通信網契約以外の契約に関するもの

単 位	料金額 (月額)
1 の機能ごとに	2 , 5 0 0 円

(イ) 臨時オープンデータ通信網契約に関するもの

単 位	料金額 (月額)
1 の機能ごとに	2 5 0 円

(料金等支払に関する経過措置)

4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(損害賠償に関する経過措置)

5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 14 年 12 月 20 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 1 月 10 日から実施します。ただし、料金表第 1 表第 2 の 1 (適用) に規定する細目に係る料金の適用に関する変更については、平成 15 年 1 月 1 日から実施します。

(第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社と締結しているタイプ 1 のプラン 1 に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスの次の表の左欄のコースは、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後のこの料金表の規定により提供するタイプ 1 のプラン 1 に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスの次の表の右欄のコースとみなします。

コース 1 及びコース 2	コース 1
コース 3	コース 4
コース 4	コース 5

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 1 月 28 日から実施します。ただし、優先接続との複合利用に係る料金の取扱いに関する変更については、平成 15 年 2 月 1 日から、第 4 種オープンデータ通信サービスの細目又はプラン等の変更の請求に関する変更については、平成 15 年 2 月 3 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 3 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

- 3 平成 14 年 6 月 24 日付届出 (経本第 14-0082 号) の附則に定める第 4 種オープンデータサービスに関する経過措置について、この改正規定実施の日において、「移転及びプランの変更の請求はできません。」を「移転及びプランの変更の請求ができます。」に改めます。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 3 月 31 日から実施します。ただし、イーサネット型に係る第 1 種オープンデータ通信網サービス (区分 4 に係る接続契約者回線等を使用するものに限り、) に関する変更については、平成 15 年 5 月 1 日から実施します。

(オープンデータ通信網契約に関する経過措置)

- 2 この改正規定の実施の際現に、改正前の約款の規定により当社と締結している他社接続回線 (別に定める協定事業者の電気通信サービスに係るものに限り、) を利用する第 1 種オープンデータ通信網契約、臨時第 1 種オープンデータ通信網契約、第 4 種オープンデータ通信網契約、臨時第 4 種オープンデータ通信網契約又は第 7 種オープンデータ通信網契約については、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定による接続契約者回線を利用する第 1 種オープンデータ通信網契約、臨時第 1 種オープンデータ通信網契約、第 4 種オープンデータ通信網契約、臨時第 4 種オープンデータ通信網契約又は第 7 種オープンデータ通信網契約に移行したものとみなします。

(第 1 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているイーサネット型に係る第 1 種オープンデータ通信網サービスの次の表の左欄の他社接続回線を使用するものは、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後のこの料金表の規定により提供するイーサネット型に係る第 1 種オープンデータ通信網サービスの次の表の

右欄の区分に係る接続契約者回線等を使用するものとみなします。

日本電信電話株式会社等のLAN型通信網サービスに係る他社接続回線を使用するもの	区分1に係る接続契約者回線等を使用するもの
大阪メディアポート株式会社の高速度イーサネット専用サービスに係る他社接続回線を使用するもの	区分2に係る接続契約者回線等を使用するもの
別に定める特定協定事業者に係る電気通信サービスに係る他社接続回線を使用するもの	区分5に係る接続契約者回線等を使用するもの

- 4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第1種オープンデータ通信網サービスのイーサネット型に係る回線終端装置は、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後のこの料金表の規定により提供する第1種オープンデータ通信網サービスのイーサネット型に係る回線終端装置I型とみなします。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年3月24日から実施します。ただし、タイプ6に係る第4種オープンデータ通信網サービスに関する変更については、平成15年3月26日から、イーサネット型に係る第1種オープンデータ通信網サービス(区分3に係る接続契約者回線の300Mb/s又は600Mb/sの品目を使用するものに限り、)に関する変更については、平成15年3月31日から、イーサネット型に係る第1種オープンデータ通信網サービス(区分3(300Mb/s又は600Mb/sの品目のものに限り、)及び区分4に係る接続契約者回線に係るものを除き、)に関する変更については、平成15年4月1日から、イーサネット型に係る第1種オープンデータ通信網サービス(区分4に係る接続契約者回線に係るものに限り、)に関する変更については、平成15年5月1日から、実施します。

(第1種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているイーサネット型に係る第1種オープンデータ通信網サービスの次の表の左欄のものは、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後のこの料金表の規定により提供するイーサネット型に係る第1種オープンデータ通信網サービスの次の表の右欄の品目等のものとみなします。

1Gb/sの品目を使用するものであって、その接続契約者回線等に係る品目が300Mb/sのもの	300Mb/sの品目
1Gb/sの品目を使用するものであって、その接続契約者回線等に係る品目が600Mb/sのもの	600Mb/sの品目

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているイーサネット型に係る第1種オープンデータ通信網サービスの次の表の左欄のものは、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後のこの料金表の規定により提供するイーサネット型に係る第1種オープンデータ通信網サービスの次の表の右欄のタイプの品目等のものとみなします。

タイプ2の1Mb/s	タイプ1の1Mb/sの半二重方式のもの
タイプ2の2Mb/s	タイプ1の2Mb/sの半二重方式のもの
タイプ1の10Mb/s	タイプ1の10Mb/sの半二重方式のもの

- 4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているイーサネット型のタイプ3に係る第1種オープンデータ通信網サービスは、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後のこの料金表の規定により提供するイーサネット型のタイプ2に係る第1種オープンデータ通信網サービスとみなします。

(第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

- 5 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第4種オープンデータ通信網サービスに係る優先接続利用割引は、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後のこの料金表の規定により提供する第4種オープンデータ通信網サービスに係る複合利用割引とみなします。
- 6 タイプ6に係る第4種オープンデータ通信網サービスについては、この改正規定実施の日から平成15年6月30日までの間において、第101条(工事費の支払義務)及び第105条(特定他社接続回線の料金等)の規定にかかわらず、料金表第3表(工事に関する費用)に規定する特定利用回線の設置に係る工事費及び料金表第4表(手続きに関する費用)に規定する手続きに関する費用について、その支払いを要しません。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 7 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 6 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 4 月 15 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 5 月 1 日から実施します。ただし、イーサネット型に係る第 1 種オープンデータ通信網サービス（区分 7 及び区分 8 のものに限ります。）の変更については、平成 15 年 6 月 23 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 15 年 4 月 21 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 6 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 6 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 8 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 7 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 7 月 1 日から実施します。
(第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

- 2 平成 15 年 3 月 26 日実施の附則第 6 項に定めるタイプ 6 に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、「平成 15 年 6 月 30 日」を「平成 15 年 9 月 30 日」に改めます。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 15 年 7 月 10 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 7 月 14 日から実施します。ただし、イーサネット型に係る第 1 種オープンデータ通信網サービス（区分 9 の接続契約者回線（100Mb/s の品目を使用するものに限りします。）に限りします。）に関する変更については、平成 15 年 8 月 8 日から、イーサネット型に係る第 1 種オープンデータ通信網サービス（区分 9 の接続契約者回線（100Mb/s の品目を除きます。）に限りします。）に関する変更については、平成 15 年 9 月 16 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 7 月 15 日から実施します。
(第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- 2 平成 14 年 7 月 1 日実施の附則第 4 項の(1)のアの(ア)に定める利用回線に係る工事費の額については、料金表第 3 表(工事に関する費用)に定める利用回線に係る工事費の額を適用することとします。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 8 月 1 日から実施します。
(第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社と締結しているタイプ 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスの次の表の左欄のプランは、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後のこの料金表の規定により提供するタイプ 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスの次の表の右欄のプランとみなします。

プラン 2	プラン 1
プラン 3	プラン 2

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているタイプ 5 のプラン 1 に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとしします。
- (1) 利用料については、次に定める額に消費税相当額を加算した額とします。
- ア 利用料
(ア) 基本料

1 の契約者識別符号ごとに

区 分		料 金 額
タイプ 5	プラン 1	2, 880 円
		2, 880 円

- (2) 工事に関する費用及び手続きに関する費用については、以下の場合において第 101 条（工事費の支払義務）及び第 105 条（特定他社接続回線の料金等）の規定にかかわらず、料金表第 3 表（工事に関する費用）に規定するプランの変更に係る工事費及び料金表第 4 表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用について、その支払いを要しないこととします。

ア 改正前の規定により提供しているタイプ5のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網契約者が、移転及びプラン等の変更（改正後の規定によるタイプ5に係るものへの変更に限り。）を同時に請求した場合

- 4 第4種オープンデータ通信網契約者（タイプ1のプラン2、タイプ3のプラン1のコース1（協定事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続を提供条件としているものを除きます。）及びタイプ4（コース1に係るものを除きます。）に係るものを除きます。）は、この改正規定実施の日から平成16年3月31日までの間、株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー及び東海旅客鉄道株式会社が実施する別に定める実験に係る設備から契約者識別機能を利用して通信を行うことができます。この場合の利用料金の適用については、第98条（利用料金等の支払義務）の規定によるほか次表のとおりとします。

区分	単位	料金額
利用料金	1の契約者識別番号につき1日ごとに	200円
備考		
1 契約者識別機能を利用した日に限り適用します。		
2 複数の日にわたる1の通信については、切断した日の通信として取り扱います。		
3 契約者識別機能の利用に係る接続通信時間は、料金表第1表第2（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する月間累積接続通信時間には含みません。		

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年9月1日から実施します。ただし、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網サービスにおける回線使用料の料金額に関する変更については、平成15年10月1日から実施します。（第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網サービスの次の表の左欄のプランは、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後のこの料金表の規定により提供するタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網サービスの次の表の右欄のプラン等とみなします。

プラン1	プラン1のコース1
プラン2	プラン1のコース2

- 3 この改正規定実施の日から平成16年1月31日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求（「申込等」といいます。以下この附則において同じとします。）を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む3料金月について、第97条（定額利用料の支払義務）及び第105条（特定他社接続回線の料金等）の規定にかかわらず、料金表第1表第2（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限り。）の支払いを要しないほか、料金表第4表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限り。）の支払いを要しません。

- (1) タイプ1のプラン1（コース2、コース4又はコース5に係るものに限り。）、タイプ5又はタイプ6に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込
- (2) タイプ1のプラン1（コース1又は平成13年11月1日の改正規定実施前のプラン2に係るものに限り。）、タイプ1のプラン2、タイプ2又はタイプ3のプラン1（指定メールアドレス機能を利用しているものを除きます。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ1のプラン1（コース2、コース4又はコース5に係るものに限り。）、タイプ5又はタイプ6に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (3) タイプ1のプラン1のコース2に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ1のプラン1（コース4又はコース5に係るものに限り。）以下エまでにおいて同じとします。）、タイプ5又はタイプ6に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (4) タイプ5（平成15年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものを含みます。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ1のプラン1又はタイプ6に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

- 4 この改正規定実施の日から平成16年1月31日までの間、次に掲げる変更の請求を行ったタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約者（平成15年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものを含みます。）は、当社がその変更の請求を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始したときは、第101条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第3表（工事に関する費用）に規定する利用回線のプラン又はコースの変更に係る工事費及び料金表第4表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限り。）について、その支払いを要しません。

- (1) 平成15年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、プラン

- 1 又はプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (2) プラン1のコース1に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、プラン1のコース2又はプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (3) プラン1のコース2に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、プラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- 5 平成15年8月1日実施の附則第4項に定める第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、この改正規定実施の日から、タイプ5のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者は、別に定める実験に係る設備から契約者識別機能を利用して通信を行うことはできません。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 6 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年8月29日から実施します。ただし、イーサネット型に係る第1種オープンデータ通信網サービス(区分10の接続契約者回線を使用するものに限り、)に関する変更については、平成15年9月1日から実施します。
(第1種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により適用している次の第1種オープンデータ通信網サービス(イーサネット型に限り、)に係る接続契約者回線等使用料(加算料に限り、)は、この改正規定実施の日において、特定他社接続回線に関する利用料とみなします。
- (1) 株式会社S T N e tの高速イーサネット網サービスに係る特定他社接続回線を使用するもの
- (2) 北海道総合通信網株式会社のイーサネット通信網サービスに係る特定他社接続回線を使用するもの
- (3) 東北インテリジェント通信株式会社の高速イーサネット網サービスに係る特定他社接続回線を使用するもの
- (4) 株式会社エネルギー・コミュニケーションズのイーサネット通信網サービスに係る特定他社接続回線を使用するもの
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年9月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成15年9月12日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年9月18日から実施します。ただし、イーサネット型に係る第1種オープンデータ通信網サービス(区分4の接続契約者回線を使用するものに限り、)及び第6種オープンデータ通信網サービスに関する変更については、平成15年10月1日から、イーサネット型に係る第1種オープンデータ通信網サービス(区分3の接続契約者回線等を使用するものに限り、)に関する変更については、平成15年10月15日から、イーサネット型に係る第1種オープンデータ通信網サービス(区分11の接続契約者回線を使用するものに限り、)に関する変更については、平成15年11月1日から実施します。
(第1種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているイーサネット型に係る第1種オープンデータ通信網サービス(区分3の接続契約者回線等を使用するものであって、ユーザ・網インタフェースが10BASE-Tに係るものに限り、)に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとしします。
- (1) 接続契約者回線等使用料のうち加算料については、次に定める額に消費税相当額を加算した額とし、
1の接続契約者回線等ごとに

品 目	料金額（月額）	
	区域内	
1 Mb/s	146,000円	
2 Mb/s		
3 Mb/s		
4 Mb/s		
5 Mb/s		
10 Mb/s		
備考 「区域内」（特定他社接続回線の終端が、別に定める単位料金区域に所属する場合をいいます。）のものに限り提供します。		

（第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置）

- 平成15年7月1日実施の附則第2項に定めるタイプ6に係る第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、「平成15年9月30日」を「平成16年1月31日」に改めます。
- 平成15年3月26日実施の附則第6項及び平成15年9月1日実施の附則第3項並びに第4項に定める第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、「料金表第3表」を「料金表第2表」に改めるほか、「料金表第4表」を「料金表第3表」と改めます。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

（実施期日）

- この改正規定は、平成15年9月19日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

（実施期日）

- この改正規定は、平成15年10月6日から実施します。ただし、タイプ1のプラン1のコース7、タイプ4のプラン7のコース1及びタイプ5のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網サービスに関する変更については、平成15年11月1日から実施します。
（第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置）
- この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網サービスの次の表の左欄のプラン等は、この改正規定実施の日において、改正後のこの料金表の規定により提供するタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網サービスの次の表の右欄のプラン等とみなします。

プラン2のコース1	プラン2のコース2
-----------	-----------

- 平成15年10月16日から平成16年1月31日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求（「申込等」といいます。以下この附則において同じとします。）を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金を含む3料金月について、第97条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第1表第2（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。）の支払いを要しません。
 - タイプ1のプラン1のコース6に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込
 - タイプ1のプラン1（コース1、コース2又は平成13年11月1日の改正規定実施前のプラン2に係るものに限ります。）、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1（指定メールアドレス機能を利用しているものを除きます。）又はタイプ5（平成15年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものを含みます。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ1のプラン1のコース6に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- 平成15年9月1日実施の附則第4項に定めるタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、「プラン2」を「プラン2のコース2」に改めます。
- 平成15年11月1日から平成16年1月31日までの間、次に掲げる変更の請求を行ったタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその変更の請求を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始したときは、第101条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する利用回線のプラン又はコースの変更に係る工事費及び料金表第3表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。

- (1) プラン2のコース1に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、プラン1又はプラン2のコース2に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 6 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年10月27日から実施します。
(第1種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているイーサネット型に係る第1種オープンデータ通信網サービス(区分3の接続契約者回線等を使用するものに限り、)の次の表の左欄の品目に使用している接続契約者回線等は、この改正規定実施の日において、改正後のこの料金表の規定により提供するイーサネット型に係る第1種オープンデータ通信網サービスに使用する区分3の接続契約者回線等の次の表の右欄の品目のものとみなします。
ただし、次の表以外のユーザ・網インタフェースのものについては、それぞれ同じ値の品目のものに移行したものとみなします。

(1) ユーザ・網インタフェースが100BASE-TXのもの

1 Mb/s	100 Mb/s
2 Mb/s	
3 Mb/s	
4 Mb/s	
5 Mb/s	
10 Mb/s	
100 Mb/s	

- (料金等の支払いに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年11月14日から実施します。ただし、付加機能に関する変更については、平成15年11月17日から、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網サービスにおける回線使用料の料金額に関する変更については、平成15年12月1日から実施します。
(第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の日から平成16年1月31日までの間、次に掲げる変更の請求を行ったタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約者(平成15年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものを含みます。)は、当社がその変更の請求を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始したときは、第101条(工事費の支払義務)の規定にかかわらず、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する利用回線のプラン又はコースの変更に係る工事費及び料金表第3表(手続きに関する費用)に規定する手続きに関する費用(利用回線に係るものに限り、)について、その支払いを要しません。
(1) プラン1(平成15年8月1日の改正規定実施前のプラン1を含みます。)又はプラン2のコース1若しくはコース2に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、プラン2のコース3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成15年12月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年12月24日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務について

ては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 1 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 2 月 1 日から実施します。ただし、第 1 種オープンデータ通信網サービスに関する変更については、平成 16 年 2 月 2 日から実施します。
(第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているタイプ 5 のプラン 2 に係る第 4 種オープンデータ通信網サービス（コース 2 又はコース 3 に係るものに限ります。）に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いてなお従前のおりとしします。
(1) 利用料については、次に定める額に消費税相当を加算した額とします。

1 の契約者識別符号ごとに

区 分			料 金 額
タイプ 5	プラン 2	コース 2	2, 6 8 0 円
		コース 3	2, 8 8 0 円

- 3 2にかかわらず、この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているタイプ 5 のプラン 2 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者（コース 2 又はコース 3 に係るものに限ります。）が、当社 I P 電話サービス約款に規定するタイプ 1 に係る第 1 種 I P 電話サービス契約者である場合、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後のこの料金表の規定により提供しているタイプ 5 のプラン 2 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者（コース 2 又はコース 3 に係るものに限ります。）とみなします。
- 4 この改正規定実施の日から平成 16 年 3 月 31 日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求（「申込等」といいます。以下この附則において同じとします。）を行った申込者又は第 4 種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し第 4 種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む 3 料金月について、第 97 条（定額利用料の支払義務）及び第 105 条（特定他社接続回線の料金等）の規定にかかわらず、料金表第 1 表第 2（第 4 種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。）の支払いを要しないほか、第 101 条（工事費の支払義務）及び第 105 条（特定他社接続回線の料金等）の規定にかかわらず、料金表第 2 表（工事に関する費用）に規定する特定利用回線の設置に係る工事費、収容局の設定に関する工事費及び料金表第 3 表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線及び特定利用回線に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。
 - (1) タイプ 1 のプラン 1 のコース 6、タイプ 5 のプラン 2 のコース 3 又はタイプ 6 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約の申込
 - (2) タイプ 1 のプラン 1（コース 1、コース 2 又は平成 13 年 11 月 1 日の改正規定実施前のプラン 2 に係るものに限ります。）、タイプ 1 のプラン 2、タイプ 2 又はタイプ 3 のプラン 1（指定メールアドレス機能を利用しているものを除きます。）に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者による、タイプ 1 のプラン 1 のコース 6 又はタイプ 5 のプラン 2 のコース 3 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (3) タイプ 5（平成 15 年 8 月 1 日の改正規定実施前のプラン 1 に係るものを含みます。）に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者による、タイプ 1 のプラン 1 のコース 6 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- 5 この改正規定実施の日から平成 16 年 3 月 31 日までの間、次に掲げる申込等を行った申込者又は第 4 種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し第 4 種オープンデータ通信網サービスの提供を開始したときは、第 101 条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第 2 表（工事に関する費用）に規定する利用回線のプラン又はコースの変更に係る工事費、及び料金表第 3 表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。
 - (1) タイプ 5 のプラン 2 のコース 1 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約の申込
 - (2) タイプ 1 のプラン 1（コース 1、コース 2 又は平成 13 年 11 月 1 日の改正規定実施前のコース 2 に係るものに限ります。）、タイプ 1 のプラン 2、タイプ 2 又はタイプ 3 のプラン 1（指定メールアドレス機能を利用しているものを除きます。）に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者による、タイプ 5 のプラン 2 のコース 1 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (3) タイプ 5 のプラン 1（平成 15 年 8 月 1 日の改正規定実施前のプラン 1 を含みます。）又はタイプ 5 のプラン 2（コース 3 に係るものを除きます。）に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者による、タイプ 5 のプ

ラン2のコース3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

- 6 平成15年8月1日実施の附則第4項に定める第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、「株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー及び東海旅客鉄道株式会社」を「株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー」に改めます。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 7 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

- 1 平成16年2月10日から平成16年3月31日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求(「申込等」といいます。以下この附則において同じとします。)を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む3料金月について、第97条(定額利用料の支払義務)の規定にかかわらず、料金表第1表第2(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する利用料(基本料の部分に限ります。)の支払いを要しません。

(1) タイプ1のプラン1(コース4又はコース5に係るものに限ります。)に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込

(2) タイプ1のプラン1(コース1、コース2又は平成13年11月1日の改正規定実施前のプラン2に係るものに限ります。)、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1(指定メールアドレス機能を利用しているものを除きます。)又はタイプ5(平成15年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものを含みます。)に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ1のプラン1(コース4又はコース5に係るものに限ります。)に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年3月1日から実施します。ただし、イーサネット型に係る第1種オープンデータ通信網サービス(区分12の接続契約者回線を使用するものに限ります。)に関する変更については、平成16年4月1日から実施します。

(第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から平成16年3月31日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求(「申込等」といいます。以下この附則において同じとします。)を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む3料金月について、第97条(定額利用料の支払義務)の規定にかかわらず、料金表第1表第2(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する利用料(基本料の部分に限ります。)の支払いを要しません。

(1) タイプ1のプラン1のコース8に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込

(2) タイプ1のプラン1(コース1、コース2又は平成13年11月1日の改正規定実施前のプラン2に係るものに限ります。)、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1(指定メールアドレス機能を利用しているものを除きます。)又はタイプ5(平成15年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものを含みます。)に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ1のプラン1のコース8に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年3月15日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 4 月 1 日から実施します。
(第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の日から平成 16 年 5 月 31 日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求（「申込等」といいます。以下この附則において同じとします。）を行った申込者又は第 4 種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し第 4 種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む 3 料金月について、第 97 条（定額利用料の支払義務）及び第 105 条（特定他社接続回線の料金等）の規定にかかわらず、料金表第 1 表第 2（第 4 種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。）の支払いを要しないほか、第 101 条（工事費の支払義務）及び第 105 条（特定他社接続回線の料金等）の規定にかかわらず、料金表第 2 表（工事に関する費用）に規定する特定利用回線の設置に係る工事費、収容局の設定に関する工事費及び料金表第 3 表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線及び特定利用回線に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。
 - (1) タイプ 1 のプラン 1（コース 1、コース 3 又はコース 7 に係るものを除きます。）、タイプ 5 のプラン 2 又はタイプ 6 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約の申込
 - (2) タイプ 1 のプラン 1（コース 1 又は平成 13 年 11 月 1 日の改正規定実施前のプラン 2 に係るものに限ります。）、タイプ 1 のプラン 2、タイプ 2 又はタイプ 3 のプラン 1（指定メールアドレス機能を利用しているものを除きます。）に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者による、タイプ 1 のプラン 1（コース 1、コース 3 又はコース 7 に係るものを除きます。）又はタイプ 5 のプラン 2 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (3) タイプ 1 のプラン 1 のコース 2 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者による、タイプ 1 のプラン 1（コース 4、コース 5、コース 6 又はコース 8 に係るものに限ります。）又はタイプ 5 のプラン 2 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (4) タイプ 5（平成 15 年 8 月 1 日の改正規定実施前のプラン 1 に係るものを含みます。）に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者による、タイプ 1 のプラン 1（コース 4、コース 5、コース 6 又はコース 8 に係るものに限ります。）に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- 3 この改正規定実施の日から平成 16 年 5 月 31 日までの間、次に掲げる変更の請求を行った第 4 種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し第 4 種オープンデータ通信網サービスの提供を開始したときは、第 101 条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第 2 表（工事に関する費用）に規定する利用回線のプラン又はコースの変更に係る工事費、及び料金表第 3 表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。
 - (1) タイプ 5 のプラン 1（平成 15 年 8 月 1 日の改正規定実施前のプラン 1 を含みます。）又はタイプ 5 のプラン 2 のコース 1 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者による、タイプ 5 のプラン 2（コース 2 又はコース 3 に係るものに限ります。）に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更請求
 - (2) タイプ 5 のプラン 2 のコース 2 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者による、タイプ 5 のプラン 2 のコース 3 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更請求
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 4 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 4 月 1 日から実施します。
(第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- 2 次に掲げる第 4 種オープンデータ通信網契約者は、この改正規定実施の日から平成 16 年 5 月 31 日までの間、別に定める無線基地局設備を利用して通信を行うことができます。
 - (1) タイプ 1（平成 13 年 11 月 1 日の改正規定実施前のプラン 1 のプラン 2 に係るものを含みます。）に係るもの
 - (2) タイプ 2 に係るもの
 - (3) タイプ 3 のプラン 1（指定メールアドレス機能を利用するもの及びその申込を承諾した日から起算して 90

日間に限り提供するものを除きます。)に係るもの

(4) タイプ5(平成15年8月1日の改正規定実施前のプラン1を含みます。)に係るもの

(5) タイプ6に係るもの

3 前項の場合における接続通信時間は、料金表第1表第2(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する月間累積接続通信時間には含みません。

(付加機能に関する経過措置)

4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているオープンデータ通信網サービスの次の表の左欄の付加機能は、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後のこの規定により提供するオープンデータ通信網サービスの次の表の右欄の付加機能とみなします。

情報ページウイルスチェック等機能	タイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能
------------------	-------------------------

(料金等の支払いに関する経過措置)

5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成16年4月12日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成16年4月15日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成16年5月1日から実施します。

(料金前払いに伴う料金の減額に関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により適用している料金前払いに伴う料金の減額の取扱いについては、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとしします。

(1) オープンデータ通信網契約者は、オープンデータ通信網サービスに関する月額料金について、当該月分を含む6か月分又は1年分の料金を一時に支払うことができます。

ただし、当該月分の料金が日割によるものであるとき、又は当該月分の料金の支払期日までに支払いがないときは、この限りではありません。

(2) オープンデータ通信網契約者が、(1)の規定により一時払いにより料金を支払う場合は、その料金を次の割引率で減額します。

区 分	割 引 率
6か月分の月額料金を一時払いにより支払う場合	1.3パーセント
1年分の月額料金を一時払いにより支払う場合	3パーセント

(3) 一時払いにより料金が支払われたオープンデータ通信網サービスについて、支払いを受けた料金の対象期間の終了前に次の場合が生じたときは、(2)にかかわらず、その料金はそれぞれ次のとおりとしします。

区 別	料 金 の 取 扱 い
品目の変更又はオープンデータ通信網サービスの料金の改定等月額料金の変更があったとき。	月額料金の額が増加したとき。 支払いを受けた料金の対象期間中の料金を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額を料金支払時に適用した割引率で減額した額と支払いを受けた料金額との差額を支払っていただきます。
	月額料金の額が減少したとき。 支払いを受けた料金の対象期間中の料金を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額を料金支払時に適用した割引率で減額した額と支払いを受けた料金額との差額を返還します。

<p>オープンデータ通信網契約者が現に利用しているオープンデータ通信網サービスに係る契約（臨時オープンデータ通信網契約を除きます。）を解除すると同時に、新たにオープンデータ通信網契約を締結してその場所でオープンデータ通信網サービスの提供を受けるとき。</p>	<p>新たに提供を受けるオープンデータ通信網サービスの月額料金の額が、解除するオープンデータ通信網サービスの月額料金の額より多いとき。</p>	<p>支払いを受けた料金の対象期間の初日からオープンデータ通信網契約の解除があった日の前日までの解除されたオープンデータ通信網サービスの料金及びオープンデータ通信網契約の解除があった日から支払いを受けた料金の対象期間の終日までの新たに提供を受けるサービスの料金を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額を料金支払時に適用した割引率で減額した額と支払いを受けた料金額との差額を支払っていただきます。</p>
	<p>新たに提供を受けるオープンデータ通信網サービスの月額料金の額が、解除するオープンデータ通信網サービスの月額料金の額より少ないとき。</p>	<p>支払いを受けた料金の対象期間の初日からオープンデータ通信網契約の解除があった日の前日までの解除されたオープンデータ通信網サービスの料金及びオープンデータ通信網契約の解除があった日から支払いを受けた料金の対象期間の終日までの新たに提供を受けるサービスの料金を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額を料金支払時に適用した割引率で減額した額と支払いを受けた料金額との差額を返還します。</p>
<p>接続休止があったとき。</p>		<p>支払いを受けた料金の対象期間の初日から接続休止があった日の前日までの料金を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額を料金支払時に適用した割引率で減額した額と支払いを受けた料金額との差額を返還します。</p>
<p>オープンデータ通信網契約の解除があったとき。</p>		<p>支払いを受けた料金の対象期間の初日からオープンデータ通信網契約の解除があった日の前日までの料金を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額と支払いを受けた料金額との差額を返還します。</p>

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 16 年 5 月 10 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 16 年 5 月 20 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 16 年 6 月 1 日から実施します。

（第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第 4 種オープンデータ通信網サービスの次の表の左欄のプラン等は、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後のこの料金表第 1 表第 2（第 4 種オープンデータ通信網サービスに係るもの）の規定により提供する第 4 種オープンデータ通信網サービスの次の表の右欄のプラン等とみなします。

タイプ 1 のプラン 1 のコース 3	タイプ 1 のプラン 4
タイプ 1 のプラン 1 のコース 7	タイプ 1 のプラン 3
タイプ 4 のプラン 1 のコース 1	タイプ 4 のプラン 1 のコース 1 の通常型
タイプ 4 のプラン 2 のコース 1	タイプ 4 のプラン 2 のコース 1 の通常型
タイプ 4 のプラン 3 のコース 1	タイプ 4 のプラン 3 のコース 1 の通常型
タイプ 4 のプラン 4 のコース 1	タイプ 4 のプラン 4 のコース 1 の通常型

タイプ4のプラン5のコース1	タイプ4のプラン5のコース1の通常型
タイプ4のプラン6のコース1	タイプ4のプラン6のコース1の通常型
タイプ4のプラン7のコース1	タイプ4のプラン7のコース1の通常型
タイプ5のプラン2のコース2	タイプ5のプラン2
タイプ5のプラン2のコース3	タイプ5のプラン3

3 この改正規定実施の際現に、第4種オープンデータ通信網契約者（改正前の規定により提供しているタイプ1（平成13年11月1日の改正規定実施前のプラン2に係るものを含みます。）、タイプ2、タイプ3のプラン1、タイプ4のコース1、タイプ5（平成15年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものを含みます。）及びタイプ6に係るものに限ります。）が提供を受けているメールアドレス追加機能は、この改正規定実施の日において、メールアドレス追加機能に係る1のメールアドレスごとに、改正後のこの料金表第1表第2（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）の規定による1の第4種オープンデータ通信網契約（タイプ3のプラン1のコース6に係るものに限ります。）に移行したものとします。この場合において、その第4種オープンデータ通信網契約者は、改正後のこの約款の規定にかかわらず、最低利用期間の適用を受けないものとします。

4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次の表に掲げるプラン等に係る第4種オープンデータ通信網サービスに関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとしします。

(1) 利用料については、次に定める額とします。

ア 基本料

1の契約者識別符号ごとに

区 分			料 金 額	
			臨時オープンデータ通信網契約以外の契約に関するもの（月額）	臨時オープンデータ通信網契約に関するもの（月額）
タイプ1	プラン1	コース1	1,950円 (税込2,047.5円)	195円 (税込204.75円)
		コース2	1,380円 (税込1,449円)	138円 (税込144.9円)
		コース4	1,980円 (税込2,079円)	—
		コース5	1,980円 (税込2,079円)	—
		コース6	1,980円 (税込2,079円)	—
		コース8	1,580円 (税込1,659円)	—
プラン2			420円 (税込441円)	—
タイプ2			780円 (税込819円)	78円 (税込81.9円)
タイプ3	プラン1	コース5	4,700円 (税込4,935円)	—
タイプ5	プラン1	コース1	2,880円 (税込3,024円)	—
		コース2	2,880円 (税込3,024円)	—
	プラン2	コース1	1,850円 (税込1,942.5円)	—
タイプ6			6,480円 (税込6,804円)	—

イ 加算料

(7) 利用料金

区 分		単 位	料 金 額
タイプ1	プラン2	1の契約者識別符号につき 通信時間1分までごとに	3円(税込3.15円)

5 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第4種オープンデータ通信網サービス（タイプ3のプラン1のコース1に係るものであって、別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続を条件として提供するものに限ります。以下この項において同じと

します。)に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとしします。

(1) 第4種オープンデータ通信網契約(タイプ3のプラン1のコース1に係るものであって、別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続を条件として提供するものに限り、以下この項において同じとしします。)に係る適用

ア 当社は、第4種オープンデータ通信網契約について、第51条(第4種オープンデータ通信網契約申込の承諾)の規定にかかわらず、次のことを条件としてその申込を承諾し、提供します。

(ア) 申込者が、電話サービス等契約約款に規定する第1種中継電話等契約者であるとき。

(イ) 申込者が、別に定める協定事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別番号(電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。)を指定しているとき。

イ 当社は、次の場合には、第56条(当社が行う第4種オープンデータ通信網契約の解除)の規定にかかわらず、その第4種オープンデータ通信網契約を解除します。

(ア) その第4種オープンデータ通信網契約者が、1の各号の規定に該当しなくなったとき。

(イ) その第4種オープンデータ通信網契約者が、180日間連続して第4種オープンデータ通信網サービスを利用しなかったとき。

6 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している指定メールアドレス機能に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとしします。

区分	単位	料金額	
		臨時以外のもの (月額)	臨時のもの (日額)
指定メールアドレス機能	1のメールアドレスごとに	—	—
備考	(1) 電子メールを利用している改正前の規定によるタイプ3のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網契約者に限り提供します。 (2) 当社は、1のメールアドレスにつき1の機能を提供します。 (3) 利用者は、当社に指定メールアドレスを登録していただきます。 (4) 利用者は、指定メールアドレスに係るドメイン名の変更を請求することはできません。 (5) 当社は、この付加機能の廃止の申出があったときは、第57条(その他の提供条件)に規定する第4種オープンデータ通信網契約者が行う第4種オープンデータ通信網契約の解除の通知があったものとして取り扱います。 (6) 当社は、指定メールアドレスに係るドメイン名の取扱いを廃止することがあります。 (7) (6)の規定により、指定メールアドレスに係るドメイン名の取扱いを廃止する場合には、あらかじめそのことをオープンデータ通信網契約者にお知らせします		

7 第4種オープンデータ通信網契約者(平成15年8月1日の改正前の規定により提供しているタイプ5のプラン1に係るものに限り、以下この項において同じとしします。)は、利用回線の移転と同時に請求する場合に限り、次のプラン等への変更をすることができます。

(1) 改正前の規定によるタイプ5のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網サービス

(2) 改正前の規定によるタイプ5のプラン2のコース1に係る第4種オープンデータ通信網サービス

この場合において、第4種オープンデータ通信網契約者は、第101条(工事費の支払義務)の規定にかかわらず、料金表第2表(工事に関する費用)に規定するプランの変更及びコースの変更に係る工事費並びに料金表第3表(手続きに関する費用)に規定する手続きに関する費用の支払い(利用回線に係るものに限り、)を要しません。

8 料金表第1表第2(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)の規定にかかわらず、第4種オープンデータ通信網契約者(改正前の規定により提供しているタイプ6に係る第4種オープンデータ通信網契約を締結しているものに限り、)は、タイプ6のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網サービスへのプランの変更を請求することができます。この場合において、第101条(工事費の支払義務)の規定にかかわらず、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する特定利用回線の設置に係る工事費、收容局の設定に関する工事費及び料金表第3表(手続きに関する費用)に規定する手続きに関する費用(特定利用回線に係るものに限り、)について、その支払いを要しません。

9 この改正規定実施の日から平成16年9月30日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求(「申込等」といいます。以下この附則において同じとしします。)を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、当社

がその申込等を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日が属する料金月を含む3料金月について、第97条（定額利用料の支払義務）及び第105条（特定他社接続回線の料金等）の規定にかかわらず、料金表第1表第2（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。）の支払いを要しないほか、第101条（工事費の支払義務）及び第105条（特定他社接続回線の料金等）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する特定利用回線の設置に係る工事費、收容局の設定に関する工事費、配線設備多重装置の設定に関する工事費及び料金表第3表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線及び特定利用回線に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。

- (1) タイプ1（プラン2、プラン5又はプラン6に係るものに限ります。）、タイプ5又はタイプ6に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込
 - (2) タイプ1のプラン1又はタイプ3のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ1（プラン2、プラン5又はプラン6に係るものに限ります。）又はタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (3) 第4種オープンデータ通信網契約者（改正前の規定により提供しているタイプ1のプラン1のコース1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものを除きます。）、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1（コース1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続を条件として提供するものに限ります。）又はコース5に係るものに限ります。）又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係るものに限ります。）による、タイプ1（プラン2、プラン5又はプラン6に係るものに限ります。）又はタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (4) タイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ1（プラン5又はプラン6に係るものに限ります。）又はタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (5) 第4種オープンデータ通信網契約者（改正前の規定により提供しているタイプ1のプラン1のコース1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものに限ります。）又はタイプ1のプラン1のコース2に係るものに限ります。）による、タイプ1（プラン5又はプラン6に係るものに限ります。）又はタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (6) タイプ5（改正前の規定により提供しているプラン1、プラン2のコース1又は平成15年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものを含みます。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ1のプラン5又はタイプ1のプラン6に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- 10 この改正規定実施の日から平成16年9月30日までの間、次の表に掲げる申込等を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日が属する料金月を含む12料金月において、料金表第1表第2（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。）について、料金月単位に次の表に掲げる料金額を減額します。この場合において、申込等を行った第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日が、その料金月の初日以外の日であったとき又はこの規定の適用を受けている期間において、料金月の初日以外の日に変更を請求若しくは第4種オープンデータ通信網サービスの解除を行ったときは、減額する料金額をその利用日数に応じて日割りします。

申 込 等 の 内 容	減額する料金額
(1) タイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込	880円
(2) タイプ1（プラン1又はプラン2に係るものに限ります。）、タイプ3のプラン1又はタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求	
(3) 第4種オープンデータ通信網契約者（改正前の規定により提供しているタイプ1のプラン1（コース1又はコース2に係るものに限ります。）、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1（コース1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続を条件として提供するものに限ります。）又はコース5に係るものに限ります。）、タイプ5（改正前の規定により提供しているプラン1、プラン2のコース1又は平成15年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限ります。）又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係るものに限ります。）による、タイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求	
(4) タイプ1のプラン8に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込	790円
(5) (2)又は(3)に規定する第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ1のプラン8に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求	

- 11 この改正規定実施の日から平成16年9月30日までの間、次に掲げる変更の請求を行った第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその変更の請求を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始したとき

は、第 101 条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第 2 表（工事に関する費用）に規定する利用回線のプランの変更に係る工事費及び料金表第 3 表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。

- (1) タイプ 5 のプラン 1 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者による、タイプ 5 のプラン 2 又はプラン 3 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (2) タイプ 5 のプラン 2 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者による、タイプ 5 のプラン 3 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (3) タイプ 5（改正前の規定により提供しているプラン 1、プラン 2 のコース 1 又は平成 15 年 8 月 1 日の改正規定実施前のプラン 1 に係るものに限ります。）に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者による、タイプ 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- 12 平成 15 年 9 月 1 日から平成 16 年 4 月 1 日の実施の附則により、3 料金月の利用料金について、その支払いを要しない取扱い（「当該取扱」といいます。以下この項において同じとします。）を受けた次の表の左欄のプラン等に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者が、この改正規定実施の日から平成 16 年 9 月 30 日までの間、次の表の右欄のプラン等に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求を行い、当社がその変更の請求を承諾し第 4 種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した場合であって、その提供を開始した日において、当該取扱に残余の料金月があるときは、第 97 条（定額利用料の支払義務）及び第 105 条（特定他社接続回線の料金等）の規定にかかわらず、第 4 種オープンデータ通信網契約者はその残余の料金月に相当する第 4 種オープンデータ通信網サービスの料金表第 1 表第 2（第 4 種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。）について、その支払いを要しません。

タイプ 1 のプラン 1 のコース 2	タイプ 1 のプラン 2
タイプ 1 のプラン 1 のコース 4	タイプ 1 のプラン 5
タイプ 1 のプラン 1 のコース 5	タイプ 1 のプラン 6
タイプ 5 のプラン 2 のコース 1	タイプ 5 のプラン 1
タイプ 5 のプラン 2 のコース 3	タイプ 5 のプラン 2
タイプ 6	タイプ 6 のプラン 1

- 13 この附則の第 9 項、第 10 項及び第 12 項の規定（タイプ 1（プラン 2、プラン 5、プラン 6、プラン 7 及びプラン 8 に係るものに限ります。）に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への申込等に限ります。）の適用を受けた第 4 種オープンデータ通信網契約者においては、その規定の適用が終了したときから 1 2 料金月においては、第 9 項及び第 10 項の規定を適用しません。
- 14 この改正規定実施の日から平成 16 年 9 月 30 日までの間、契約者識別機能（公衆無線基地局設備から利用する通信に係るものに限ります。）を利用した第 4 種オープンデータ通信網契約者は、第 98 条（利用料金等の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第 1 表第 2（第 4 種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する契約者識別機能使用料（公衆無線基地局設備から利用する通信に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。
- 15 この改正規定実施の日から平成 16 年 9 月 30 日までの間、タイプ 1 に係る情報ページウィルスチェック等機能の提供を請求した第 4 種オープンデータ通信網契約者は、当社がそのタイプ 1 に係る情報ページウィルスチェック等機能の提供を開始した日から、その提供を開始した日が属する料金月を含む 3 料金月について、第 97 条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第 1 表第 5（付加機能使用料）に規定する付加機能使用料（タイプ 1 に係る情報ページウィルスチェック等機能に係るものに限ります。）の支払いを要しないほか、第 101 条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第 2 表（工事に関する費用）に規定する付加機能の利用開始に関する工事費（タイプ 1 に係る情報ページウィルスチェック等機能に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。この場合において、1 の第 4 種オープンデータ通信網契約に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者は、タイプ 1 に係る情報ページウィルスチェック等機能の廃止を行い、再び提供を請求したものについてはこの項の規定を適用しません。
- 16 この改正規定実施の日から平成 16 年 9 月 30 日までの間、タイプ 1（プラン 3 又はプラン 4 に係るものを除きます。）、タイプ 3 のプラン 1、タイプ 5 又はタイプ 6 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約の申込を行う申込者は、その申込と同時にタイプ 3 のプラン 1 のコース 6 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約の申込を行った場合には、当社がその申込を承諾しタイプ 3 のプラン 1 のコース 6 に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日が属する料金月を含む 3 料金月について、第 97 条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第 1 表第 2（第 4 種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（第 4 種オープンデータ通信網サービス（タイプ 3 のプラン 1 のコース 6 に係るものに限ります。）に係る基本料の部分に限ります。）の支払いを要しません。
- 17 この改正規定実施の日から平成 16 年 9 月 30 日までの間、タイプ 1（プラン 3 又はプラン 4 に係るものを除きます。）、タイプ 3 のプラン 1、タイプ 5 又はタイプ 6 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約の申込者は、その申込と同時にメールウィルスチェック機能（メールアドレス単位型）又は電子メール制御機能の提供を請求した場合には、当社がそのメールウィルスチェック機能（メールアドレス単位型）又は電子メール制御機能の提供を開始した日から、その提供を開始した日が属する料金月を含む 3 料金月について、第 97 条（定額利用料の支

払義務)の規定にかかわらず、料金表第1表第5(付加機能使用料)に規定する付加機能使用料(メールウィルスチェック機能(メールアドレス単位型)又は電子メール制御機能に係るもの)に限り、支払いを要しません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 18 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおとりとします。

附 則

(実施期日)

- この改正規定は、平成16年7月8日から実施します。
(旧第2種オープンデータ通信網サービスの廃止)
- 平成14年12月1日実施の附則(経本第14-0225号)第2項及び第3項に定める旧第2種オープンデータ通信網サービスについては、平成16年10月1日をもって廃止します。
(第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第4種オープンデータ通信網サービスの次の表の左欄のプラン等は、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後のこの料金表第1表第2(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)の規定により提供する第4種オープンデータ通信網サービスの次の表の右欄のプラン等とみなします。

タイプ3のプラン1のコース6	タイプ3のプラン1のコース6の通常型
----------------	--------------------

- 平成16年6月1日実施の附則(涉外第16-0116号)第16項に定める第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、「タイプ3のプラン1のコース6」を「タイプ3のプラン1のコース6の通常型」に改めます。
- 当社は、第55条(細目の変更)の規定にかかわらず、料金表第1表第2(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定したプラン等のほか、次に掲げるプラン等に係る第4種オープンデータ通信網契約者に限り、タイプ3のプラン1のコース6の同時利用条件型に係る第4種オープンデータ通信網契約へのプラン等の変更を請求することができます。
(1) 平成16年6月1日改正前の規定により提供しているタイプ1(プラン1のコース1又はプラン2に係るもの)に限り、タイプ2又はタイプ3(プラン1のコース1(別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続を条件として提供するもの)に限り、)又はプラン1のコース5に係るものに限り、)
(2) 平成13年11月1日改正前の規定により提供しているタイプ1のプラン2
- この改正規定実施の日から平成16年7月31日までの間、第4種オープンデータ通信網契約者がソフトバンクBB株式会社の提供するソフトバンクBBサービスの会員であるときには、タイプ3のプラン1のコース6の同時利用条件型に係る第4種オープンデータ通信網契約へのプラン等の変更を請求することはできません。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおとりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成16年7月16日から実施します。

附 則

(実施期日)

- この改正規定は、平成16年8月9日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおとりとします。

附 則

(実施期日)

- この改正規定は、平成16年10月1日から実施します。
(第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- 平成16年6月1日実施の附則(涉外第16-0116号)第9項から第12項及び第15項から第17項に規定する第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、「平成16年9月30日」を「平成16年12月31日」に改めます。
- 平成16年6月1日実施の附則(涉外第16-0116号)第9項により、3料金月の利用料金について、その支払

いを要しない取扱い（「当該取扱」といいます。以下この項において同じとします。）を受けた次の表の左欄のプラン等に係る第4種オープンデータ通信網契約者が、平成16年10月1日から平成16年12月31日までの間、次の表の右欄のプラン等に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求を行い、当社がその変更の請求を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した場合であって、その提供を開始した日において、当該取扱に残余の料金月があるときは、第97条（定額利用料の支払義務）及び第105条（特定他社接続回線の料金等）の規定にかかわらず、第4種オープンデータ通信網契約者はその残余の料金月に相当する第4種オープンデータ通信網サービスの料金表第1表第2（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。）について、その支払いを要しません。

タイプ5のプラン3	タイプ5のプラン2
-----------	-----------

- 4 平成16年10月14日から平成16年12月31日までの間、タイプ3のプラン1のコース6の同時利用条件型に係る第4種オープンデータ通信網契約者が、タイプ1（プラン2、プラン5又はプラン6に係るものに限ります。）又はタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求を行い、当社がその変更の請求を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始したときには、その提供を開始した日から、その提供を開始した日が属する料金月を含む3料金月について、第97条（定額利用料の支払義務）及び第105条（特定他社接続回線の料金等）の規定にかかわらず、料金表第1表第2（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。）の支払いを要しません。
- 5 平成16年10月14日から平成16年12月31日までの間、次の表に掲げる変更の請求を行った第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその変更の請求を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日を含む12料金月について、料金表第1表第2（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。）について、料金月単位に次に掲げる料金額を減額します。この場合において、変更の請求を行った第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日が、その料金月の初日以外の日であったとき又はこの規定の適用を受けている期間において、料金月の初日以外の日によりプラン等の変更を請求若しくは第4種オープンデータ通信網サービスの解除を行ったときは、減額する料金額をその利用日数に応じて日割りします。

変 更 の 請 求 の 内 容	減額する料金額
(1) タイプ3のプラン1のコース6の同時利用条件型に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求	880円
(2) タイプ3のプラン1のコース6の同時利用条件型に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ1のプラン8に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求	790円

- 6 前2項の規定を受けたタイプ1に係る第4種オープンデータ通信網契約者は、その規定の適用が終了したときから12料金月について、2度以上の変更の請求により、再びタイプ1（前2項の規定を受けたプランに限ります。）に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求を行った場合、期間を限定した利用料の支払いを要しない適用又は利用料を減額する適用を受けることはできません。
- 7 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社との相互接続点におけるアクセスポイント（タイプ3に係る第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの、移動体通信設備との通信に係るもの、日本電信電話株式会社等のIP通信網サービスとの通信に係るもの及び特定アクセスポイントを除きます。）については、平成17年3月1日をもって廃止します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 8 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年10月20日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年11月1日から実施します。
（第1種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置）
- 2 この改正規定の際現に、改正前の規定により提供している高速デジタル伝送型の通常クラスのタイプ1に係る第1種オープンデータ通信網サービスは、この改正規定実施の日において、改正後のこの料金表の高速デジタル伝送型に係る第1種オープンデータ通信網サービスとみなします。

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次に掲げる第1種オープンデータ通信網サービスに関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとしします。

(1) 利用料については、次に定める額とします。

ア 高速デジタル伝送型のもの

(ア) 通常クラス

a タイプ2のもの（あらかじめ利用できるIPアドレスの数を制限するもの）

1の加入契約回線ごとに

品目	区分	料金額（月額）
1. 5Mb/s	プラン1（利用できるIPアドレスの数が8までのもの）	96,000円（税込100,800円）
	プラン2（利用できるIPアドレスの数が16までのものであって、プラン3を除くもの）	125,000円（税込131,250円）
	プラン3（利用できるIPアドレスの数が16までのものであって、その品目に係る符号伝送速度の値が384キロビット/秒以上となるもの）	75,000円（税込78,750円）

b タイプ3のもの（端末無線回線を使用するもの）

1の端末無線回線ごとに

品目	料金額（月額）
3Mb/s	99,000円（税込103,950円）

備考

1 タイプ3のものについては、端末無線回線及び回線終端装置の部分を併せて1の料金を定めるものとします。

2 利用することのできるIPアドレスの数は、8までとします。

(イ) エコノミークラス（加入契約回線（その加入契約回線に接続される設備等を含みます。）においてその品目に係る符号伝送の速度を保証しないもの）

1の加入契約回線ごとに

品目	料金額（月額）
64Kb/s	10,900円（税込11,445円）
128Kb/s	22,000円（税込23,100円）

(2) 端末回線使用料については、次に定める額とします。

ア エコノミークラス

1の端末回線ごとに

品目	料金額	
	臨時以外のもの（月額）	臨時のもの（日額）
64Kb/s	18,000円（税込18,900円）	1,800円（税込1,890円）
128Kb/s	28,000円（税込29,400円）	2,800円（税込2,940円）

（料金等の支払いに関する経過措置）

4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成16年11月15日から実施します。

（第1種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置）

2 この改正規定の際現に、改正前の規定により提供している利用回線型に係る第1種オープンデータ通信網サービスの次の表の左欄の細目は、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後のこの料金表の規定により提供する利用回線型に係る第1種オープンデータ通信網サービスの次の表の右欄のプラン等とみなします。

タイプ1	タイプ1のプラン1のコース1
タイプ2	タイプ1のプラン2のコース1

（料金等の支払いに関する経過措置）

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 12 月 1 日から実施します。
(第 1 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、特定事業者の A T M データ通信網サービスに関する契約約款及び料金表の規定により提供を受けている A T M データ論理チャネル (特定事業者が提供を開始した日から 1 年未満のものに限ります。) については、改正後のこの約款の規定による特定他社接続回線に係る最低利用期間の適用を受けるものとし、その最低利用期間は、特定事業者がその A T M データ論理チャネルの提供を開始した日から起算するものとします。
- 3 この改正規定実施の際現に、特定事業者の A T M データ通信網サービスに関する契約約款及び料金表の規定により最低利用期間の適用を受けている A T M データ契約者回線については、改正後のこの約款の規定による特定他社接続回線に係る最低利用期間の適用を受けるものとし、その最低利用期間は、特定事業者がその A T M データ契約者回線の提供を開始した日から起算するものとします。
- 4 この改正規定の際現に改正前の規定により提供しているイーサネット型に係る第 1 種オープンデータ通信網サービス (改正前の規定により提供している区分 1 0 に係る接続契約者回線を使用するものに限ります。) に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとしします。
(1) 特定他社接続回線に係る利用料については、次に定める額とします。

1 の特定他社接続回線ごとに

品 目	料金額 (月額)	
	区域内	区域外
1 Mb/s	5 5, 2 0 0 円 (税込 57, 960 円)	7 9, 2 0 0 円 (税込 83, 160 円)
2 Mb/s	7 9, 2 0 0 円 (税込 83, 160 円)	1 1 5, 2 0 0 円 (税込 120, 960 円)
3 Mb/s	1 0 3, 2 0 0 円 (税込 108, 360 円)	1 5 1, 2 0 0 円 (税込 158, 760 円)
4 Mb/s	1 2 7, 2 0 0 円 (税込 133, 560 円)	1 8 7, 2 0 0 円 (税込 196, 560 円)
5 Mb/s	1 5 1, 2 0 0 円 (税込 158, 760 円)	2 2 3, 2 0 0 円 (税込 234, 360 円)
1 0 Mb/s	1 7 5, 2 0 0 円 (税込 183, 960 円)	3 0 7, 2 0 0 円 (税込 322, 560 円)

備 考

特定他社接続回線の終端 (相互接続点に係るものを除きます。) が、愛知県に所属する場合は「区域内」に係る料金を適用し、所属しない場合は「区域外」に係る料金を適用します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
(損害賠償に関する経過措置)
- 6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 16 年 12 月 15 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 12 月 14 日から実施します。ただし、タイプ 3 (プラン 1 のコース 6 の特定利用限定型に係るものに限ります。) に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する変更については、平成 16 年 12 月 16 日より実施します。
(第 1 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定の際現に、改正前の規定により提供している特定利用回線型に係る第 1 種オープンデータ通信網サービスの次の表の左欄の細目は、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後のこの料金表の規定により提供する特定利用回線型に係る第 1 種オープンデータ通信網サービスの次の表の右欄の細目とみなします。

タイプ 1	タイプ 2
タイプ 2	タイプ 3
タイプ 3	タイプ 4
タイプ 4	タイプ 5
タイプ 5	タイプ 6

- 3 第 1 種オープンデータ通信網サービス (タイプ 1 に係る特定利用回線型のものに限ります。以下第 4 項までにおいて同じとしします。) について、平成 16 年 12 月 31 日までの間に、その申込を行った申込者は、当社がその申込を承諾し第 1 種オープンデータ通信網サービスを提供開始した日から、その提供を開始した日の属する料金

月を含む2料金月において、第97条(定額利用料の支払義務)及び第105条(特定他社接続回線の料金等)の規定にかかわらず、料金表第1表第1(第1種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する利用料(基本料の部分に限ります。)の支払いを要しないほか、第101条(工事費の支払い義務)及び第105条(特定他社接続回線の料金等)の規定にかかわらず、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する特定利用回線の設置に係る工事費に関するについて、その支払いを要しません。

- 4 第3項の適用を受ける第1種オープンデータ通信網契約(タイプ1に係る特定利用回線型のものに限り、以下第5項までにおいて同じとします。)の申込者が、電話サービス等契約約款に規定する加入電話契約等に係る申込を同時に行った場合は、第3項に規定する支払いを要しない料金月に続く10料金月について、第97条(定額利用料の支払義務)及び第105条(特定他社接続回線の料金等)の規定にかかわらず、料金表第1表第1(第1種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する利用料(基本料の部分に限ります。)の支払いを要しません。ただし、第1種オープンデータ通信網サービス及び電話サービス等契約約款に定める加入電話サービス等の提供を受ける住所は同一のものに限り、その住所において電話サービス等契約約款に定める加入電話サービス等の解除があった場合は、その解除を行った日よりこの項の規定を適用しません。
- 5 この附則の第3項及び第4項の規定の適用を受けた1の第1種オープンデータ通信網契約に係る第1種オープンデータ通信網契約者は、その第1種オープンデータ通信網契約を解除し再び申込を行ったものについては、この附則の第3項及び第4項を適用しません。
(第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- 6 平成16年10月1日実施の附則(涉外第16-0277号)第2項から第5項に規定する第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、「平成16年12月31日」を「平成17年2月28日」に改めます。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 7 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年3月1日から実施します。
(第1種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している特定利用回線型に係る第1種オープンデータ通信網サービスの次の表の左欄の細目は、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後のこの料金表の規定により提供する特定利用回線型に係る第1種オープンデータ通信網サービスの次の表の右欄の細目とみなします。

タイプ2	タイプ1
タイプ3	タイプ2
タイプ4	タイプ3
タイプ5	タイプ4
タイプ6	タイプ5

(第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

- 3 第4種オープンデータ通信網契約者(平成16年6月1日の改正規定実施前のプラン等に係るものに限り、以下、この項において同じとします。)が、この改正規定実施の日以降IP電話サービス契約約款に規定する第1種IP電話契約(プラン1に係るものに限り、)を当社と締結することにより、当社が、平成16年6月1日の改正規定実施前の規定に係る料金表に規定する優先接続等との複合利用に係る料金の取扱いの適用を行う場合は、平成16年6月1日の改正規定実施前の規定にかかわらず、第4種オープンデータ通信網契約者からの申出を要するものとしします。
- 4 平成16年12月14日実施の附則(涉外第16-0407号)第6項に規定する第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、「平成17年2月28日」を「平成17年4月30日」に改めます。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

- 1 平成17年3月15日から平成17年4月30日までの間、次に掲げる変更の請求を行った第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始したときは、第101条(工事費の支払義務)の規定にかかわらず、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する利用回線のプランの変更に係る工事費及び料金表第3表(手続きに関する費用)に規定する手続きに関する費用(利用回線に係るものに限り、)について、その支払いを要しません。
(1) タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 17 年 4 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 17 年 4 月 1 日から実施します。ただし、この附則の第 2 項に規定するストリーミング機能及びストリーミングライブ機能の廃止に関する変更については、平成 17 年 7 月 1 日から実施します。
(付加機能の廃止)
- 2 この改正規定実施前の料金表第 1 表第 5 (付加機能使用料) に規定するストリーミング機能及びストリーミングライブ機能については、平成 17 年 7 月 1 日をもって廃止します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(オープンデータ通信網サービスにおける基本機能の一部廃止)

- 1 オープンデータ通信網サービスにおける基本機能であるアノニマス F T P 機能及びキャッシュ機能については平成 17 年 8 月 1 日をもって、ネットニュース機能については平成 17 年 10 月 1 日をもって、それぞれ廃止します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 17 年 5 月 1 日から実施します。ただし、この改正規定実施前の料金表第 1 表第 5 (付加機能使用料) に規定するメーリングリスト機能及びメーリングリスト S 機能の廃止に関する変更については、平成 17 年 8 月 1 日から実施します。
(第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- 2 平成 17 年 3 月 1 日実施の附則 (渉外第 16-0498 号) 第 4 項及び平成 17 年 3 月 15 日実施の附則第 1 項に規定する第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、「平成 17 年 4 月 30 日」を「平成 17 年 5 月 31 日」に改めます。
(付加機能の廃止に関する経過措置)
- 3 平成 17 年 6 月 1 日から平成 17 年 7 月 31 日までの間、第 97 条 (定額利用料の支払義務) の規定にかかわらず、この改正規定実施前の料金表第 1 表第 5 (付加機能使用料) に規定するメーリングリスト機能及びメーリングリスト S 機能に係る付加機能使用料の支払いを要しません。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 17 年 6 月 1 日から実施します。
(第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- 2 平成 17 年 5 月 1 日実施の附則 (渉外第 17-0033 号) 第 2 項に規定する第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、「平成 17 年 5 月 31 日」を「平成 17 年 8 月 31 日」に改めます。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- この改正規定は、平成 17 年 7 月 1 日から実施します。ただし、第 4 種オープンデータ通信網サービスにおける通信料に関する変更については、平成 17 年 9 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおとりとします。

附 則

(実施期日)

- この改正規定は、平成 17 年 7 月 6 日から実施します。
(第 2 種オープンデータ通信網サービスに係る経過措置)
- この改正規定実施の際現に、当社の電話サービス等契約約款に規定する加入電話契約等を締結している者は、この改正規定実施の日において、第 2 種オープンデータ通信網契約を締結したものとします。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおとりとします。

附 則

(実施期日)

- この改正規定は、平成 17 年 9 月 1 日から実施します。
(第 1 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している利用回線型に係る第 1 種オープンデータ通信網サービスの次の表の左欄の細目及びプラン等は、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後のこの料金表の規定により提供する利用回線に係る第 1 種オープンデータ通信網サービスの次の表の細目及びプランとみなします。

タイプ 2 のプラン 1 のコース 1	タイプ 1 のプラン 1
タイプ 2 のプラン 1 のコース 2	タイプ 1 のプラン 2
タイプ 2 のプラン 2 のコース 1	タイプ 2 のプラン 1
タイプ 2 のプラン 2 のコース 2	タイプ 2 のプラン 2

- この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第 1 種オープンデータ通信網サービス（高速デジタル型、A T M 型、A T M データ伝送 1 型、A T M データ伝送 2 型及び利用回線型（タイプ 1 に係るものに限ります。）に係るものに限ります。以下 3 において同じとします。）に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のおとりとします。

(1) 利用料については次に定める額とします。

ア 高速デジタル型のもの

1 の加入契約回線ごとに

品 目	料 金 額			
	プラン 1（プラン 2 以外のもの）		プラン 2（動的経路選択を行うもの）	
	臨時以外のもの （月額）	臨時のもの （日額）	臨時以外のもの （月額）	臨時のもの （日額）
6 4 Kb/s	4 5, 0 0 0 円 (税込 47, 250 円)	4, 5 0 0 円 (税込 4, 725 円)	4 5, 0 0 0 円 (税込 47, 250 円)	4, 5 0 0 円 (税込 4, 725 円)
1 2 8 Kb/s	5 1, 0 0 0 円 (税込 53, 550 円)	5, 1 0 0 円 (税込 5, 355 円)	5 1, 0 0 0 円 (税込 53, 550 円)	5, 1 0 0 円 (税込 5, 355 円)
1 9 2 Kb/s	1 5 8, 0 0 0 円 (税込 165, 900 円)	1 5, 8 0 0 円 (税込 16, 590 円)	1 5 8, 0 0 0 円 (税込 165, 900 円)	1 5, 8 0 0 円 (税込 16, 590 円)
2 5 6 Kb/s	1 9 6, 0 0 0 円 (税込 205, 800 円)	1 9, 6 0 0 円 (税込 20, 580 円)	1 9 6, 0 0 0 円 (税込 205, 800 円)	1 9, 6 0 0 円 (税込 20, 580 円)
3 8 4 Kb/s	2 7 3, 0 0 0 円 (税込 286, 650 円)	2 7, 3 0 0 円 (税込 28, 665 円)	2 7 3, 0 0 0 円 (税込 286, 650 円)	2 7, 3 0 0 円 (税込 28, 665 円)
5 1 2 Kb/s	2 9 9, 0 0 0 円 (税込 313, 950 円)	2 9, 9 0 0 円 (税込 31, 395 円)	3 1 9, 0 0 0 円 (税込 334, 950 円)	3 1, 9 0 0 円 (税込 33, 495 円)
7 6 8 Kb/s	3 5 4, 0 0 0 円 (税込 371, 700 円)	3 5, 4 0 0 円 (税込 37, 170 円)	4 2 2, 0 0 0 円 (税込 443, 100 円)	4 2, 2 0 0 円 (税込 44, 310 円)

1 Mb/s	382,000円 (税込401,100円)	38,200円 (税込40,110円)	480,000円 (税込504,000円)	48,000円 (税込50,400円)
1. 5 Mb/s	399,000円 (税込418,950円)	39,900円 (税込41,895円)	505,000円 (税込530,250円)	50,500円 (税込53,025円)
3 Mb/s	728,000円 (税込764,400円)	72,800円 (税込76,440円)	930,000円 (税込976,500円)	93,000円 (税込97,650円)
4. 5 Mb/s	1,012,000円 (税込1,062,600円)	101,200円 (税込106,260円)	1,340,000円 (税込1,407,000円)	134,000円 (税込140,700円)
6 Mb/s	1,302,000円 (税込1,367,100円)	130,200円 (税込136,710円)	1,725,000円 (税込1,811,250円)	172,500円 (税込181,125円)

イ ATM型のもの

1の加入契約回線等ごとに

品 目	料 金 額			
	プラン1 (プラン2以外のもの)		プラン2 (動的経路選択を行うもの)	
	臨時以外のもの (月額)	臨時のもの (日額)	臨時以外のもの (月額)	臨時のもの (日額)
0. 5 Mb/s	198,000円 (税込207,900円)	19,800円 (税込20,790円)	298,000円 (税込312,900円)	29,800円 (税込31,290円)
1 Mb/s	279,000円 (税込292,950円)	27,900円 (税込29,295円)	382,000円 (税込401,100円)	38,200円 (税込40,110円)
2 Mb/s	433,000円 (税込454,650円)	43,300円 (税込45,465円)	610,000円 (税込640,500円)	61,000円 (税込64,050円)
3 Mb/s	587,000円 (税込616,350円)	58,700円 (税込61,635円)	840,000円 (税込882,000円)	84,000円 (税込88,200円)
4 Mb/s	745,000円 (税込782,250円)	74,500円 (税込78,225円)	1,070,000円 (税込1,123,500円)	107,000円 (税込112,350円)
5 Mb/s	903,000円 (税込948,150円)	90,300円 (税込94,815円)	1,300,000円 (税込1,365,000円)	130,000円 (税込136,500円)
6 Mb/s	1,061,000円 (税込1,114,050円)	106,100円 (税込111,405円)	1,550,000円 (税込1,627,500円)	155,000円 (税込162,750円)
7 Mb/s	1,243,000円 (税込1,305,150円)	124,300円 (税込130,515円)	1,794,000円 (税込1,883,700円)	179,400円 (税込188,370円)
8 Mb/s	1,425,000円 (税込1,496,250円)	142,500円 (税込149,625円)	2,037,000円 (税込2,138,850円)	203,700円 (税込213,885円)
9 Mb/s	1,607,000円 (税込1,687,350円)	160,700円 (税込168,735円)	2,260,000円 (税込2,373,000円)	226,000円 (税込237,300円)
10 Mb/s	1,789,000円 (税込1,878,450円)	178,900円 (税込187,845円)	2,430,000円 (税込2,551,500円)	243,000円 (税込255,150円)
11 Mb/s	1,971,000円 (税込2,069,550円)	197,100円 (税込206,955円)	2,725,000円 (税込2,861,250円)	272,500円 (税込286,125円)
12 Mb/s	2,153,000円 (税込2,260,650円)	215,300円 (税込226,065円)	2,958,000円 (税込3,105,900円)	295,800円 (税込310,590円)
13 Mb/s	2,335,000円 (税込2,451,750円)	233,500円 (税込245,175円)	3,191,000円 (税込3,350,550円)	319,100円 (税込335,055円)
14 Mb/s	2,517,000円 (税込2,642,850円)	251,700円 (税込264,285円)	3,414,000円 (税込3,584,700円)	341,400円 (税込358,470円)
15 Mb/s	2,699,000円 (税込2,833,950円)	269,900円 (税込283,395円)	3,647,000円 (税込3,829,350円)	364,700円 (税込382,935円)
16 Mb/s	2,851,000円 (税込2,993,550円)	285,100円 (税込299,355円)	3,870,000円 (税込4,063,500円)	387,000円 (税込406,350円)
17 Mb/s	3,003,000円 (税込3,153,150円)	300,300円 (税込315,315円)	4,093,000円 (税込4,297,650円)	409,300円 (税込429,765円)
18 Mb/s	3,155,000円 (税込3,312,750円)	315,500円 (税込331,275円)	4,326,000円 (税込4,542,300円)	432,600円 (税込454,230円)
19 Mb/s	3,307,000円 (税込3,472,350円)	330,700円 (税込347,235円)	4,539,000円 (税込4,765,950円)	453,900円 (税込476,595円)

20 Mb/s	3,459,000円 (税込3,631,950円)	345,900円 (税込363,195円)	4,753,000円 (税込4,990,650円)	475,300円 (税込499,065円)
21 Mb/s	3,581,000円 (税込3,760,050円)	358,100円 (税込376,005円)	4,966,000円 (税込5,214,300円)	496,600円 (税込521,430円)

ウ ATMデータ伝送1型のもの

(ア) タイプ1 (タイプ2以外のもの)

1の加入契約回線等ごとに

品目	料金額 (月額)	
	プラン1 (プラン2以外のもの)	プラン2 (動的経路選択を行うもの)
0.5 Mb/s	198,000円 (税込207,900円)	298,000円 (税込312,900円)
1 Mb/s	279,000円 (税込292,950円)	382,000円 (税込401,100円)
2 Mb/s	433,000円 (税込454,650円)	610,000円 (税込640,500円)

(イ) タイプ2 (あらかじめ利用できるIPアドレスの数を16までに制限するもの)

1の加入契約回線等ごとに

品目	料金額 (月額)
0.5 Mb/s	75,000円 (税込78,750円)
1 Mb/s	96,000円 (税込100,800円)
2 Mb/s	138,000円 (税込144,900円)

エ ATMデータ伝送2型のもの

(ア) タイプ1 (タイプ2以外のもの)

1の加入契約回線等ごとに

品目	料金額 (月額)	
	プラン1 (プラン2以外のもの)	プラン2 (動的経路選択を行うもの)
最低伝送品目		
3 Mb/s	587,000円 (税込616,350円)	840,000円 (税込882,000円)
4 Mb/s	745,000円 (税込782,250円)	1,070,000円 (税込1,123,500円)
5 Mb/s	903,000円 (税込948,150円)	1,300,000円 (税込1,365,000円)

(イ) タイプ2 (あらかじめ利用できるIPアドレスの数を16までに制限するもの)

1の加入契約回線等ごとに

品目		料金額 (月額)
上限伝送品目	最低伝送品目	
0.5 Mb/s	0.1 Mb/s	58,000円 (税込60,900円)
0.5 Mb/s	0.3 Mb/s	71,000円 (税込74,550円)
1 Mb/s	0.1 Mb/s	61,000円 (税込64,050円)
1 Mb/s	0.5 Mb/s	80,000円 (税込84,000円)
2 Mb/s	0.2 Mb/s	70,000円 (税込73,500円)
2 Mb/s	1 Mb/s	104,000円 (税込109,200円)
3 Mb/s	0.3 Mb/s	79,000円 (税込82,950円)
3 Mb/s	1.5 Mb/s	128,000円 (税込134,400円)
4 Mb/s	0.4 Mb/s	88,000円 (税込92,400円)
4 Mb/s	2 Mb/s	152,000円 (税込159,600円)
5 Mb/s	0.5 Mb/s	97,000円 (税込101,850円)
5 Mb/s	2.5 Mb/s	176,000円 (税込184,800円)
6 Mb/s	0.6 Mb/s	106,000円 (税込111,300円)
6 Mb/s	3 Mb/s	200,000円 (税込210,000円)
7 Mb/s	0.7 Mb/s	115,000円 (税込120,750円)
7 Mb/s	3.5 Mb/s	224,000円 (税込235,200円)
8 Mb/s	0.8 Mb/s	124,000円 (税込130,200円)
8 Mb/s	4 Mb/s	248,000円 (税込260,400円)
9 Mb/s	0.9 Mb/s	133,000円 (税込139,650円)
9 Mb/s	4.5 Mb/s	272,000円 (税込285,600円)
10 Mb/s	1 Mb/s	142,000円 (税込149,100円)
10 Mb/s	5 Mb/s	296,000円 (税込310,800円)

オ 利用回線型のもの

(ア) タイプ1 (株式会社アッカ・ネットワークスのDSLアクセスサービスに係る利用回線を使用するもの)

1の加入契約回線ごとに

品目	区分		料金額(月額)
1 2 Mb/s	プラン1 (利用回線が、利用回線型サービスに係るもの)	コース1 (利用することのできるIPアドレスの数が1のもの)	8,700円(税込9,135円)
	プラン2 (利用回線が、契約者回線型サービスに係るもの)	コース1 (利用することのできるIPアドレスの数が1のもの)	10,400円(税込10,920円)

(2) 端末回線使用料については、次に定める額とします。

1の端末回線ごとに

品目	料金額	
	臨時以外のもの(月額)	臨時のもの(日額)
6 4 Kb/s	35,000円(税込36,750円)	3,500円(税込3,675円)
1 2 8 Kb/s	50,000円(税込52,500円)	5,000円(税込5,250円)
1 9 2 Kb/s	72,000円(税込75,600円)	7,200円(税込7,560円)
2 5 6 Kb/s	89,000円(税込93,450円)	8,900円(税込9,345円)
3 8 4 Kb/s	110,000円(税込115,500円)	11,000円(税込11,550円)
5 1 2 Kb/s	136,000円(税込142,800円)	13,600円(税込14,280円)
7 6 8 Kb/s	176,000円(税込184,800円)	17,600円(税込18,480円)
1 Mb/s	215,000円(税込225,750円)	21,500円(税込22,575円)
1. 5 Mb/s	220,000円(税込231,000円)	22,000円(税込23,100円)
3 Mb/s	442,000円(税込464,100円)	44,200円(税込46,410円)
4. 5 Mb/s	581,000円(税込610,050円)	58,100円(税込61,005円)
6 Mb/s	707,000円(税込742,350円)	70,700円(税込74,235円)

(3) 契約者回線使用料については、次に定める額とします。

ア ATM型のもの

1の契約者回線ごとに

区分	料金額	
	臨時以外のもの(月額)	臨時のもの(日額)
同軸ケーブルのもの	25,000円(税込26,250円)	2,500円(税込2,625円)
光ケーブルのもの	40,000円(税込42,000円)	4,000円(税込4,200円)

(4) 加算額については、次に定める額とします。

種別	単位	区分	料金額			
			臨時以外のもの(月額)	臨時のもの(日額)		
ア 回線接続装置：取扱局伝送設備との間で信号の送受信及び変換の機能を有するもの	(ア) (イ)以外のもの	回線接続装置I型の場合	1台ごとに	64Kb/s 又は 128Kb/s 用のもの	1,700円(税込1,785円)	170円(税込178.5円)
				192Kb/s、256Kb/s、384Kb/s、512Kb/s、768Kb/s、1 Mb/s 又は 1.5Mb/s 用のもの	19,000円(税込19,950円)	1,900円(税込1,995円)
				3 Mb/s、4.5Mb/s 又は 6 Mb/s 用のもの	21,000円(税込22,050円)	2,100円(税込2,205円)

	回線接続装置Ⅱ型の場合	1台ごとに	64Kb/s 又は 128Kb/s 用のもの	4,000円 (税込 4,200円)	400円 (税込 420円)
			192Kb/s、256Kb/s、384Kb/s、512Kb/s、768Kb/s、1Mb/s 又は 1.5Mb/s、3Mb/s、4.5Mb/s 又は 6Mb/s 用のもの	20,000円 (税込 21,000円)	2,000円 (税込 2,100円)
備考 I インタフェースに係るものに限り提供します。					
(イ) ATM型のもの	回線接続装置Ⅲ型の場合	1台ごとに	同軸ケーブルのもの	53,000円 (税込 55,650円)	5,300円 (税込 5,565円)
			光ケーブルのもの	58,000円 (税込 60,900円)	5,800円 (税込 6,090円)
	回線接続装置Ⅳ型の場合	1台ごとに		29,000円 (税込 30,450円)	2,900円 (税込 3,045円)
	回線接続装置Ⅴ型の場合	1台ごとに		33,000円 (税込 34,650円)	3,300円 (税込 3,465円)
	回線接続装置Ⅵ型の場合	1台ごとに		30,000円 (税込 31,500円)	3,000円 (税込 3,150円)
	回線接続装置Ⅶ型の場合	1台ごとに		11,000円 (税込 11,550円)	1,100円 (税込 1,155円)

(5) 第1種オープンデータ通信網サービスに係る付加機能に係るものについては、次に定める額とします。

ア IPv6 トンネリング機能に係るもの

区分	単位	料金額	
		臨時以外のもの (月額)	臨時のもの (日額)
(7) (イ)、(ウ)及び(エ)以外のもの	64 Kb/s	5,000円 (税込 5,250円)	500円 (税込 525円)
	128 Kb/s	6,000円 (税込 6,300円)	600円 (税込 630円)
	192 kb/s	9,000円 (税込 9,450円)	900円 (税込 945円)
	256 Kb/s	12,000円 (税込 12,600円)	1,200円 (税込 1,260円)
	384 Kb/s	18,000円 (税込 18,900円)	1,800円 (税込 1,890円)
	512 Kb/s	24,000円 (税込 25,200円)	2,400円 (税込 2,520円)
	768 Kb/s	35,000円 (税込 36,750円)	3,500円 (税込 3,675円)
	1 Mb/s	47,000円 (税込 49,350円)	4,700円 (税込 4,935円)
	1.5 Mb/s	70,000円 (税込 73,500円)	7,000円 (税込 7,350円)
	3 Mb/s	140,000円 (税込 147,000円)	14,000円 (税込 14,700円)
	4.5 Mb/s	200,000円 (税込 210,000円)	20,000円 (税込 21,000円)
6 Mb/s	200,000円 (税込 210,000円)	20,000円 (税込 21,000円)	

(イ) ATM型のもの		0.5 Mb/s		20,000円 (税込 21,000円)	2,000円 (税込 2,100円)	
		1 Mb/s		40,000円 (税込 42,000円)	4,000円 (税込 4,200円)	
		2 Mb/s		80,000円 (税込 84,000円)	8,000円 (税込 8,400円)	
		3 Mb/s		120,000円 (税込 126,000円)	12,000円 (税込 12,600円)	
		4 Mb/s		160,000円 (税込 168,000円)	16,000円 (税込 16,800円)	
		5 Mb/s から 120 Mb/s までのもの			200,000円 (税込 210,000円)	20,000円 (税込 21,000円)
(ウ) ATMデータ伝送1型のもの	タイプ1のもの	0.5 Mb/s		20,000円 (税込 21,000円)	—	
		1 Mb/s		40,000円 (税込 42,000円)	—	
		2 Mb/s		80,000円 (税込 84,000円)	—	
	タイプ2のもの			14,000円 (税込 14,700円)	—	
(エ) ATMデータ伝送2型のもの	タイプ1のもの (最低伝送品目)	0.5 Mb/s		20,000円 (税込 21,000円)	—	
		1 Mb/s		40,000円 (税込 42,000円)	—	
		2 Mb/s		80,000円 (税込 84,000円)	—	
		3 Mb/s		120,000円 (税込 126,000円)	—	
		4 Mb/s		160,000円 (税込 168,000円)	—	
		5 Mb/s		200,000円 (税込 210,000円)	—	
	タイプ2のもの	上限伝送品目	最低伝送品目		***	***
		0.5 Mb/s	0.1 Mb/s		8,000円 (税込 8,400円)	—
		0.5 Mb/s	0.3 Mb/s		14,000円 (税込 14,700円)	—
		1 Mb/s	0.1 Mb/s		8,000円 (税込 8,400円)	—
		1 Mb/s	0.5 Mb/s		14,000円 (税込 14,700円)	—
		2 Mb/s	0.2 Mb/s		10,000円 (税込 10,500円)	—
		2 Mb/s	1 Mb/s		14,000円 (税込 14,700円)	—
		3 Mb/s	0.3 Mb/s		14,000円 (税込 14,700円)	—
3 Mb/s	1.5 Mb/s		14,000円 (税込 14,700円)	—		
4 Mb/s	0.4 Mb/s		14,000円 (税込 14,700円)	—		
4 Mb/s	2 Mb/s		14,000円 (税込 14,700円)	—		
5 Mb/s	0.5 Mb/s		14,000円 (税込 14,700円)	—		

	5 Mb/s	2.5 Mb/s	17,000円 (税込17,850円)	—
	6 Mb/s	0.6 Mb/s	14,000円 (税込14,700円)	—
	6 Mb/s	3 Mb/s	20,000円 (税込21,000円)	—
	7 Mb/s	0.7 Mb/s	14,000円 (税込14,700円)	—
	7 Mb/s	3.5 Mb/s	25,000円 (税込26,250円)	—
	8 Mb/s	0.8 Mb/s	14,000円 (税込14,700円)	—
	8 Mb/s	4 Mb/s	30,000円 (税込31,500円)	—
	9 Mb/s	0.9 Mb/s	14,000円 (税込14,700円)	—
	9 Mb/s	4.5 Mb/s	35,000円 (税込36,750円)	—
	10 Mb/s	1 Mb/s	14,000円 (税込14,700円)	—
	10 Mb/s	5 Mb/s	40,000円 (税込42,000円)	—

(6) 高速デジタル型、ATM型、ATMデータ伝送1型及びATMデータ伝送2型に係る第1種オープンデータ通信網契約者は、改正前の規定にかかわらず、品目等の変更を請求することはできません。

4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているATMデータ伝送1型及びATMデータ伝送2型に係る第1種オープンデータ通信網サービスに関する特定他社接続回線に係る料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとしします。

(1) 利用料については、次に定める額とします。

ア 基本料

(ア) ATMデータ伝送1型に係るもの

1のATMデータ論理チャネルごとに

品目	料金額(月額)
0. 5 Mb/s	17,900円(税込18,795円)
1 Mb/s	35,800円(税込37,590円)
2 Mb/s	64,800円(税込68,040円)

(イ) ATMデータ伝送2型に係るもの

1のATMデータ論理チャネルごとに

品目		料金額(月額)
上限伝送品目	最低伝送品目	
0. 5 Mb/s	0. 1 Mb/s	4,100円(税込4,305円)
0. 5 Mb/s	0. 3 Mb/s	10,700円(税込11,235円)
1 Mb/s	0. 1 Mb/s	4,800円(税込5,040円)
1 Mb/s	0. 5 Mb/s	18,500円(税込19,425円)
2 Mb/s	0. 2 Mb/s	9,300円(税込9,765円)
2 Mb/s	1 Mb/s	37,000円(税込38,850円)
3 Mb/s	0. 3 Mb/s	13,900円(税込14,595円)
3 Mb/s	1. 5 Mb/s	52,200円(税込54,810円)
4 Mb/s	0. 4 Mb/s	18,500円(税込19,425円)
4 Mb/s	2 Mb/s	67,400円(税込70,770円)
5 Mb/s	0. 5 Mb/s	23,600円(税込24,780円)
5 Mb/s	2. 5 Mb/s	84,800円(税込89,040円)
6 Mb/s	0. 6 Mb/s	27,800円(税込29,190円)
6 Mb/s	3 Mb/s	102,200円(税込107,310円)
7 Mb/s	0. 7 Mb/s	32,500円(税込34,125円)
7 Mb/s	3. 5 Mb/s	117,300円(税込123,165円)

8 Mb/s	0. 8 Mb/s	37, 100円(税込 38,955円)
8 Mb/s	4 Mb/s	132, 500円(税込 139,125円)
9 Mb/s	0. 9 Mb/s	41, 700円(税込 43,785円)
9 Mb/s	4. 5 Mb/s	146, 500円(税込 153,825円)
10 Mb/s	1 Mb/s	47, 200円(税込 49,560円)
10 Mb/s	5 Mb/s	160, 600円(税込 168,630円)

イ 加算料

1のATMデータ契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
3 Mb/s	12, 500円(税込 13,125円)
6 Mb/s	14, 900円(税込 15,645円)
9 Mb/s	16, 100円(税込 16,905円)
12 Mb/s	17, 300円(税込 18,165円)
15 Mb/s	18, 600円(税込 19,530円)
18 Mb/s	19, 900円(税込 20,895円)
21 Mb/s	21, 100円(税込 22,155円)
24 Mb/s	22, 300円(税込 23,415円)
27 Mb/s	23, 700円(税込 24,885円)
30 Mb/s	24, 900円(税込 26,145円)
33 Mb/s	26, 200円(税込 27,510円)
36 Mb/s	27, 400円(税込 28,770円)
39 Mb/s	28, 700円(税込 30,135円)
42 Mb/s	30, 000円(税込 31,500円)

(第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

- 5 平成17年6月1日実施の附則(涉外第17-0061号)第2項に規定する第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、「平成17年8月31日」を「平成17年11月30日」に改めます。
- 6 この附則5に係る、平成16年6月1日実施の附則(涉外第16-0116号)第9項及び第15項から第17項並びに平成16年10月1日実施の附則(涉外第16-0277号)第4項に規定する第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、この改正規定実施の日において、「3料金月」を「2料金月」に改めます。
- 7 この附則5に係る、平成16年6月1日実施の附則(涉外第16-0116号)第9項に規定する第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、この改正規定実施の日において、「料金表第1表第2(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する利用料(基本料の部分に限ります。)の支払いを要しません。」を「料金表第1表第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する利用料(基本料の部分に限ります。)及び端末設備使用料の支払いを要しません。」に改めます。

(付加機能に関する経過措置)

- 8 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次に掲げる付加機能に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとしします。

① オリジナルメールアドレス機能	利用者にあらかじめ指定されたオリジナルメールアドレス(あらかじめ利用者が所有するドメイン名を利用したメールアドレスをいいます。以下同じとします。)に対して送られた電子メールを、あらかじめ利用者に割り当てたメールアドレスに着信させる機能をいいます。	1のメールアドレスごとに	400円 (税込 420円)	40円 (税込 42円)
備考	(1) 電子メールを利用しているオープンデータ通信網契約者(改正前の規定によるタイプ3のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者及び第8種オープンデータ通信網契約者を除きます。)に限り提供します。 (2) 当社は、1のメールアドレスにつき1の機能を提供します。 (3) 利用者は、当社にオリジナルメールアドレス(サブドメイン名(ドメイン名を階層構造的に分割するために、ドメイン名に付加した名称をいいます。以下同じとします。))を利用したメールアドレスを含みます。)を登録していただきます。			
想② ドメ仮	利用者にあらかじめ指定された仮想ドメイン名(あらかじめ利用者が所有するドメイン名をいいます。以下同じとします。)により、情報ページを使用してオープンデータ通信網サービス	蓄積できる情報ページの量が10メガ以内まで	10,000円 (税込 10,500円)	1,000円 (税込 1,050円)

取扱所に設置する情報蓄積装置により情報の蓄積及び公開を行う機能をいいます。	蓄積できる情報ページの量が20メガバイトまで	15,000円 (税込15,750円)	1,500円 (税込1,575円)
	蓄積できる情報ページの量が50メガバイトまで	27,000円 (税込28,350円)	2,700円 (税込2,835円)
	蓄積できる情報ページの量が100メガバイトまで	36,000円 (税込37,800円)	3,600円 (税込3,780円)
	蓄積できる情報ページの量が200メガバイトまで	45,000円 (税込47,250円)	4,500円 (税込4,725円)
	蓄積できる情報ページの量が500メガバイトまで	63,000円 (税込66,150円)	6,300円 (税込6,615円)
	蓄積できる情報ページの量が1ギガバイトまで	90,000円 (税込94,500円)	9,000円 (税込9,450円)
	蓄積できる情報ページの量が2ギガバイトまで	126,000円 (税込132,300円)	12,600円 (税込13,230円)

備考 (1) 契約者回線等を設置しているオープンデータ通信網契約者（改正前の規定によるタイプ3のプラン1のコース6の公衆無線接続型及びプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者、第7種オープンデータ通信網契約者並びに第8種オープンデータ通信網契約者を除きます。）が、当該サービスを利用する回線として、その契約者回線等を指定するときに限り提供します。
(2) 当社は、利用者の1の契約者回線等につき1の機能を提供します。

③ メールウイルスチェック機能（ドメイン	利用者がオリジナルメールアドレス（サブドメイン名を利用したメールアドレスを含みます。以下この欄において同じとします。）を使用して送り、又は受けるIPパケット（利用者があらかじめ指定したIPアドレスに係るものに限ります。）にコンピュータウイルス（通信やコンピュータ等の機能に妨害を与えるためのプログラムであって、当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。）が含まれている場合に、当社が別に定めるところにより、そのコンピュータウイルスの削除等を行う機能をいいます。	タイプ1	1のドメイン名（サブドメイン名を使用している場合は、サブドメイン名とします。以下この欄において同じとします。）に係るメールアドレスの数が10個までのもの	6,000円 (税込6,300円)	—
-------------------------	--	------	--	----------------------	---

ン単位型)

1のドメイン名に係るメールアドレスの数が10個を超え25個までのもの	15,000円 (税込15,750円)	—
1のドメイン名に係るメールアドレスの数が25個を超え50個までのもの	30,000円 (税込31,500円)	—
1のドメイン名に係るメールアドレスの数が50個を超え100個までのもの	40,000円 (税込42,000円)	—
1のドメイン名に係るメールアドレスの数が100個を超え200個までのもの	62,000円 (税込65,100円)	—
1のドメイン名に係るメールアドレスの数が200個を超え300個までのもの	80,000円 (税込84,000円)	—
1のドメイン名に係るメールアドレスの数が300個を超え400個までのもの	96,000円 (税込100,800円)	—
1のドメイン名に係るメールアドレスの数が400個を超え500個までのもの	110,000円 (税込115,500円)	—

	1 のドメイン名に係るメールアドレスの数が 500 個を超え 100 個までごとに 900 個までのもの	そのメールアドレスの数が 500 個のものとみなした場合に適用される額に、500 個を超える 100 個までごとに 20,000 円 (税込 21,000 円) を加算した額	—
	1 のドメイン名に係るメールアドレスの数が 900 個を超え 1,000 個までのもの	200,000 円 (税込 210,000 円)	—
	1 のドメイン名に係るメールアドレスの数が 1,000 個を超え 1,000 個までごとに 10,000 個までのもの	そのメールアドレスの数が 1,000 個のものとみなした場合に適用される額に、1,000 個を超える 1,000 個までごとに 120,000 円 (税込 126,000 円) を加算した額	—
タイプ 2	1 のドメイン名に係るメールアドレスの数が 50 個までのもの	40,000 円 (税込 42,000 円)	—
	1 のドメイン名に係るメールアドレスの数が 50 個を超え 100 個までのもの	50,000 円 (税込 52,500 円)	—
	1 のドメイン名に係るメールアドレスの数が 100 個を超え 200 個までのもの	72,000 円 (税込 75,600 円)	—
	1 のドメイン名に係るメールアドレスの数が 200 個を超え 300 個までのもの	90,000 円 (税込 94,500 円)	—

	1 のドメイン名に係るメールアドレスの数が300 個を超え400 個までのもの	106,000 円 (税込 111,300 円)	—
	1 のドメイン名に係るメールアドレスの数が400 個を超え500 個までのもの	130,000 円 (税込 136,500 円)	—
	1 のドメイン名に係るメールアドレスの数が500 個を超え100 個までごとに900 個までのもの	そのメールアドレスの数が500 個のもの とみなした場合に適用される額 に、500 個を超える100 個までごとに20,000 円 (税込 21,000 円)を加算した額	—
	1 のドメイン名に係るメールアドレスの数が900 個を超え1,000 個までのもの	220,000 円 (税込 231,000 円)	—
	1 のドメイン名に係るメールアドレスの数が1,000 個を超えるもの	そのメールアドレスの数が1,000 個のもの とみなした場合に適用される額 に、1,000 個を超える1,000 個までごとに 200,000 円(税込 210,000 円)を加算した額	—
備考	<p>(1) タイプ1に係るメールウィルスチェック機能(ドメイン単位型)は、改正前の規定による第1種オープンデータ通信網契約者(イーサネット型に係るもの(タイプ3に係るものに限ります。))を除きます。)又はタイプ4に係る第4種オープンデータ通信網契約者に限り提供します。 ただし、改正前の規定によるオリジナルメールアドレス機能に係るものを除きます。</p> <p>(2) タイプ2に係るメールウィルスチェック機能(ドメイン単位型)は、電気通信事業法に定める電気通信事業者である改正前の規定による第1種オープンデータ通信網契約者(イーサネット型に係るもの(タイプ3に係るものに限ります。))を除きます。)に限り提供します。 ただし、改正前の規定によるオリジナルメールアドレス機能に係るものを除きます。</p> <p>(3) (1)の場合において、オープンデータ通信網契約者は、その保有する電気通信設備を用いて他人の通信を媒介しその他電気通信設備を他人の通信の用に供するために、本機能を利用することはできません。</p> <p>(4) 当社は、1のドメイン名につき1の機能を提供します。</p> <p>(5) 利用者は、当社にオリジナルメールアドレス及びオリジナルメールアドレスに対応したIPアドレスを登録していただきます。</p> <p>(6) 当社は、メールウィルスチェック機能(ドメイン単位型)の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>		

(料金等の支払いに関する経過措置)

9 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務について

ては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 17 年 10 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

- 1 平成 17 年 9 月 1 日実施の附則(涉外第 17-0146 号)第 5 項から第 7 項に規定する第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、「平成 17 年 11 月 30 日」を「平成 17 年 9 月 30 日」に改めます。
- 2 平成 17 年 10 月 1 日から平成 17 年 11 月 30 日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求(「申込等」といいます。以下この附則において同じとします。)を行った申込者又は第 4 種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し、第 4 種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む 3 料金月について、第 97 条(定額利用料の支払義務)及び第 105 条(特定他社接続回線の料金等)の規定にかかわらず、料金表第 1 表第 3(第 4 種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する利用料(基本料の部分に限ります。)及び端末設備使用料の支払いを要しないほか、第 101 条(工事費の支払義務)及び第 105 条(特定他社接続回線の料金等)の規定にかかわらず、料金表第 2 表(工事に関する費用)に規定する特定利用回線の設置に係る工事費、収容局の設定に関する工事費、配線設備多重装置の設定に関する工事費及び料金表第 3 表(手続きに関する費用)に規定する手続きに関する費用(利用回線及び特定利用回線に係るものに限ります。)について、その支払いを要しません。
 - (1) タイプ 1(プラン 2、プラン 5 又はプラン 6 に係るものに限ります。)、タイプ 5 又はタイプ 6 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約の申込
 - (2) タイプ 1 のプラン 1 又はタイプ 3 のプラン 1 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者による、タイプ 1(プラン 2、プラン 5 又はプラン 6 に係るものに限ります。)又はタイプ 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (3) 第 4 種オープンデータ通信網契約者(平成 16 年 6 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 1 のコース 1(平成 15 年 1 月 1 日の改正規定実施前にタイプ 1 のプラン 1 のコース 2 として締結したものを除きます。)、タイプ 1 のプラン 2、タイプ 2、タイプ 3 のプラン 1(コース 1(別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号(電気通信番号規則第 5 条に規定する電気通信番号をいいます。)を指定している場合に提供するものに限ります。)又はコース 5 に係るものに限ります。)又は平成 13 年 11 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 2 に係るものに限ります。)による、タイプ 1(プラン 2、プラン 5 又はプラン 6 に係るものに限ります。)又はタイプ 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (4) タイプ 1 のプラン 2 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者による、タイプ 1(プラン 5 又はプラン 6 に係るものに限ります。)又はタイプ 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (5) 第 4 種オープンデータ通信網契約者(平成 16 年 6 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 1 のコース 1(平成 15 年 1 月 1 日の改正規定実施前にタイプ 1 のプラン 1 のコース 2 として締結したものに限りします。)又はタイプ 1 のプラン 1 のコース 2 に係るものに限ります。)による、タイプ 1(プラン 5 又はプラン 6 に係るものに限ります。)又はタイプ 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (6) タイプ 5(平成 16 年 6 月 1 日の改正規定実施前のプラン 1、プラン 2 のコース 1 又は平成 15 年 8 月 1 日の改正規定実施前のプラン 1 に係るものを含みます。)に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者による、タイプ 1 のプラン 5 又はタイプ 1 のプラン 6 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- 3 平成 17 年 10 月 1 日から平成 17 年 11 月 30 日までの間、次の表に掲げる申込等を行った申込者又は第 4 種オープンデータ通信網契約者に対して当社は、当社がその申込等を承諾し第 4 種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む 1 2 料金月について、料金表第 1 表第 3(第 4 種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する利用料(基本料の部分に限ります。)を、料金月単位に次の表に掲げる料金額につき減額します。この場合において、申込等を行った第 4 種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日が、その料金月の初日以外の日であったとき又はこの規定の適用を受けている期間において、料金月の初日以外の日プランの変更等を請求若しくは第 4 種オープンデータ通信網サービスの解除を行ったときは、減額する料金額をその利用日数に応じて日割りします。

申 込 等 の 内 容	減額する料金額
(1) タイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込	880円
(2) タイプ1（プラン1又はプラン2に係るものに限ります。）、タイプ3のプラン1又はタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求	
(3) 第4種オープンデータ通信網契約者（平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1（コース1又はコース2に係るものに限ります。）、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1（コース1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。）を指定している場合に提供するものに限ります。）又はコース5に係るものに限ります。）、タイプ5（平成16年6月1日の改正規定実施前のプラン1、プラン2のコース1又は平成15年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限ります。）又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係るものに限ります。）による、タイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求	
(4) タイプ1のプラン8に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込	790円
(5) (2)又は(3)に規定する第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ1のプラン8に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求	

4 平成17年10月1日から平成17年11月30日までの間、次に掲げる変更の請求を行った第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその変更の請求を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始したときは、第101条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する利用回線のプランの変更に係る工事費及び料金表第3表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。

- (1) タイプ5のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (2) タイプ5のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (3) タイプ5のプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (4) タイプ5（平成16年6月1日の改正規定実施前のプラン1、プラン2のコース1又は平成15年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限ります。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

5 この附則第2項及び第3項の規定の適用を受けたタイプ1に係る第4種オープンデータ通信網契約者は、その規定の適用が終了したときから12料金月について、二度以上の変更の請求により、再びタイプ1（前2項の規定を受けたプランに限ります。）に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求を行った場合、期間を限定した利用料の支払いを要しない適用又は利用料を減額する適用を受けることはできません。

6 この附則第2項により、3料金月の利用料金について、その支払いを要しない取扱い（「当該取扱」といいます。以下この項において同じとします。）を受けた次の表の左欄のプラン等に係る第4種オープンデータ通信網契約者が、平成17年10月1日から平成17年11月30日までの間、次の表の右欄のプラン等に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求を行い、当社がその変更の請求を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した場合であって、その提供を開始した日において、当該取扱に残余の料金月があるときは、第97条（定額利用料の支払義務）及び第105条（特定他社接続回線の料金等）の規定にかかわらず、第4種オープンデータ通信網契約者はその残余の料金月に相当する第4種オープンデータ通信網サービスの料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。）について、その支払いを要しません。

タイプ5のプラン3	タイプ5のプラン2
-----------	-----------

7 平成17年10月1日から平成17年11月30日までの間、タイプ1に係る情報ページウィルスチェック等機能の提供を請求した第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がそのタイプ1に係る情報ページウィルスチェック等機能の提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む3料金月について、第97条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第1表第6（付加機能使用料）に規定する付加機能使用料（タイプ1に係る情報ページウィルスチェック等機能に係るものに限ります。）の支払いを要しないほか、第101条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する付加機能の利用開始に関する工事費（タイプ1に係る情報ページウィルスチェック等機能に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。この場合において、1の第4種オープンデータ通信網契約に係る第4種オープンデー

タ通信網契約者は、タイプ1に係る情報ページウィルスチェック等機能の廃止を行い、再び提供を請求したものについてはこの項の規定を適用しません。

8 平成17年10月1日から平成17年11月30日までの間、タイプ1（プラン3又はプラン4に係るものを除きます。）、タイプ3のプラン1、タイプ5又はタイプ6に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込を行う申込者は、その申込と同時にタイプ3のプラン1のコース6の通常型に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込を行った場合には、当社がその申込を承諾しタイプ3のプラン1のコース6の通常型に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む3料金月について、第97条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（第4種オープンデータ通信網サービス（タイプ3のプラン1のコース6の通常型に係るもの）に限り、）の支払いを要しません。

9 平成17年10月1日から平成17年11月30日までの間、タイプ1（プラン3又はプラン4に係るものを除きます。）、タイプ3のプラン1、タイプ5又はタイプ6に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込を行う申込者は、その申込と同時にメールウィルスチェック機能（メールアドレス単位型）又は電子メール制御機能の提供を請求した場合には、当社がそのメールウィルスチェック機能（メールアドレス単位型）又は電子メール制御機能の提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む3料金月について、第97条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第1表第6（付加機能使用料）に規定する付加機能使用料（メールウィルスチェック機能（メールアドレス単位型）又は電子メール制御機能に係るもの）に限り、）の支払いを要しません。

（料金等の支払いに関する経過措置）

10 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成17年10月3日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成17年12月1日から実施します。

（第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているタイプ1のプラン7及びプラン8に係る第4種オープンデータ通信網サービスに関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとしします。

(1) 利用料については次に定める額としします。

ア 基本料

1の契約者識別符号ごとに

区 分		料 金 額 (月額)
タイプ1	プラン7	1, 880円 (税込1,974円)
	プラン8	1, 580円 (税込1,659円)

3 平成17年12月1日から平成18年3月31日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求（「申込等」といいます。以下この附則において同じとしします。）を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し、第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月について、第97条（定額利用料の支払義務）及び第105条（特定他社接続回線の料金等）の規定にかかわらず、料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限り、）の支払いを要しないほか、料金表第3表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るもの）に限り、）について、その支払いを要しません。

(1) タイプ1のプラン2又はタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み

(2) タイプ1のプラン1又はタイプ3のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ1のプラン2又はタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(3) 第4種オープンデータ通信網契約者（平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものを除きま

す。)、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1(コース1(別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号(電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この附則において同じとします。))を指定している場合に提供するものに限り。))又はコース5に係るものに限り。))又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係るものに限り。))による、タイプ1のプラン2又はタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

- (4) タイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (5) 第4種オープンデータ通信網契約者(平成16年6月1日の改定規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1(平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものに限り。))又はタイプ1のプラン1のコース2に係るものに限り。))による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

4 平成17年12月1日から平成18年1月31日までの間、次に掲げる申込等を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者について、当社は次表に掲げる料金減額の取扱いを行います。

この場合において、当該申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、第101条(工事費の支払義務)及び第105条(特定他社接続回線の料金等)の規定にかかわらず、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する特定利用回線の設置に係る工事費、収容局の設定に関する工事費、配線設備多重装置の設定に係る工事費及び料金表第3表(手続きに関する費用)に規定する手続きに関する費用(特定利用回線に係るものに限り。))について、その支払いを要しません。

- (1) 次の第4種オープンデータ通信網契約の申込み
 - ア タイプ1のプラン5及びプラン6に係る第4種オープンデータ通信網契約
 - イ タイプ1のプラン7及びプラン8に係る第4種オープンデータ通信網契約
 - ウ タイプ6に係る第4種オープンデータ通信網契約

(2) 次の第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ1のプラン5、プラン6、プラン7若しくはプラン8又はタイプ6に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

ア タイプ1(プラン1又はプラン2に係るものに限り。)、タイプ3のプラン1又はタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約者

イ 平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1、タイプ1のプラン1のコース2、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1(コース1(別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際電話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号を指定している場合に提供するものに限り。))又はコース5に係るものに限り。))若しくはタイプ5(プラン1又はプラン2のコース1に係るものに限り。))、平成15年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者

区分	減額する期間	減額する額
(1)のアの申込又は(2)の変更等のうちタイプ1のプラン5又はプラン6に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るもの	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む4料金月	それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額(料金表第1表第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する利用料(基本料の部分に限り。))及び端末設備使用料に限り。))に2分の1を乗じて得た額
(1)のイの申込又は(2)の変更等のうちタイプ1のプラン7又はプラン8に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るもの	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む12料金月	それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額(料金表第1表第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する利用料(基本料の部分に限り。))及び端末設備使用料に限り。))に2分の1を乗じて得た額
(1)のウの申込又は(2)の変更等のうちタイプ6に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るもの	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む8料金月	それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額(料金表第1表第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する利用料(基本料の部分に限り。))及び端末設備使用料に限り。))に2分の1を乗じて得た額

5 平成17年12月1日から平成18年3月31日までの間、次に掲げる変更の請求を行った第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその変更の請求を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始したときは、第101条(工事費の支払義務)の規定にかかわらず、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する利用回線のプランの変更に係る工事費及び料金表第3表(手続きに関する費用)に規定する手続きに関する費用(利用回線に係るものに限り。))について、その支払いを要しません。

- (1) タイプ5のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (2) タイプ5のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン

3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

- (3) タイプ5のプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (4) タイプ5（平成16年6月1日改正規定実施前のプラン1、プラン2のコース1又は平成15年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限ります。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- 6 この附則第3項又は第4項の規定の適用を受けたタイプ1に係る第4種オープンデータ通信網契約者は、二度以上の変更の請求により、再びこの附則第3項又は第4項の規定の適用を受けることはできません。
- 7 この附則第3項により、2料金月の利用料金について、その支払いを要しない取扱い（「当該取扱」といいます。以下この項において同じとします。）を受けた次の表の左欄のプラン等に係る第4種オープンデータ通信網契約者が、平成17年12月1日から平成18年3月31日までの間において次の表の右欄のプラン等に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求を行い、当社がその変更の請求を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した場合であって、その提供を開始した日において当該取扱に残余の料金月があるときは、第97条（定額利用料の支払義務）及び第105条（特定他社接続回線の料金等）の規定にかかわらず、第4種オープンデータ通信網契約者はその残余の料金月に相当する第4種オープンデータ通信網サービスの料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。）について、その支払いを要しません。

タイプ5のプラン3	タイプ5のプラン2
-----------	-----------

- 8 平成17年12月1日から平成18年3月31日までの間、タイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の提供を請求した第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がそのタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月について、第97条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第1表第6（付加機能使用料）に規定する付加機能使用料（タイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限ります。）の支払いを要しないほか、第101条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する付加機能の利用開始に関する工事費（タイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。この場合において、1の第4種オープンデータ通信網契約に係る第4種オープンデータ通信網契約者は、タイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の廃止を行い、再び提供を請求したもののについてはこの項の規定を適用しません。
- 9 平成17年12月1日から平成18年3月31日までの間、タイプ1（プラン3又はプラン4に係るものを除きます。）タイプ3のプラン1（コース6に係るものを除きます。）タイプ5又はタイプ6に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込を行う申込者は、その申込と同時にタイプ3のプラン1のコース6の通常型に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込を行った場合には、当社がその申込を承諾しタイプ3のプラン1のコース6の通常型に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月について、第97条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（第4種オープンデータ通信網サービス（タイプ3のプラン1のコース6の通常型に係るものに限ります。）に係る基本料の部分に限ります。）の支払いを要しません。
- 10 平成17年12月1日から平成18年3月31日までの間、タイプ1（プラン3又はプラン4に係るものを除きます。）タイプ3のプラン1（コース6については、通常型に係るものに限ります。）タイプ5又はタイプ6に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込を行う申込者は、その申込と同時にメールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）又は電子メール制御機能の提供を請求した場合には、当社がそのメールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）又は電子メール制御機能の提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月について、第97条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第1表第6（付加機能使用料）に規定する付加機能使用料（メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）又は電子メール制御機能に係るものに限ります。）の支払いを要しません。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 11 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成17年12月1日から実施します。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成18年1月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 18 年 2 月 1 日から実施します。ただし、タイプ 5 のプラン 3 に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する変更については、平成 18 年 2 月 15 日から実施します。

(第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているタイプ 1 のプラン 5 及びプラン 6 並びにタイプ 5 のプラン 3 に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとしします。

(1) 利用料については次に定める額としします。

ア タイプ 1 のプラン 5 及びプラン 6 に係るもの

(ア) 基本料

1 の契約者識別符号ごとに

区 分		料 金 額 (月額)
タイプ 1	プラン 5	1, 8 8 0 円 (税込 1, 974 円)
	プラン 6	1, 5 8 0 円 (税込 1, 659 円)

イ タイプ 5 のプラン 3 に係るもの

(イ) 基本料

1 の契約者識別符号ごとに

区 分		料 金 額 (月額)
タイプ 5	プラン 3 (網ふくそうが発生していない状態で利用回線の終端の場所への伝送方向については最大 40 メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大 1 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの)	2, 8 8 0 円 (税込 3, 024 円)

3 平成 17 年 12 月 1 日実施の附則 (涉外第 17-0255 号及び涉外第 17-0262 号) 第 4 項に規定する第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、「平成 18 年 1 月 31 日」を「平成 18 年 3 月 31 日」に改めます。

この場合において、タイプ 1 のプラン 5 及びプラン 6 に係るものについては、改正後のこの約款の規定によるタイプ 1 のプラン 5 及びプラン 6 に係るものと読み替え、タイプ 5 のプラン 3 に係るものについては、この改正規定実施前のタイプ 5 のプラン 3 に係るもの又は改正後のこの約款の規定によるタイプ 5 のプラン 3 に係るものと読み替えて適用します。

4 平成 17 年 12 月 1 日実施の附則 (涉外第 17-0255 号及び涉外第 17-0262 号) 第 3 項に規定する第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、タイプ 5 のプラン 3 に係るものについては、改正後のこの約款の規定によるタイプ 5 のプラン 3 に係るものと読み替えて適用します。

5 平成 17 年 12 月 1 日実施の附則 (涉外第 17-0255 号及び涉外第 17-0262 号) 第 5 項に規定する第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、タイプ 5 のプラン 3 に係るものについては、改正後のこの約款の規定によるタイプ 5 のプラン 3 と読み替えて適用し、当該附則第 5 項に次に掲げる各号を加えます。

(1) 改正後のこの約款の規定によるタイプ 5 のプラン 3 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者による、タイプ 5 のプラン 2 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(2) 改正規定実施前のタイプ 5 のプラン 3 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者による、改正後のこの約款の規定によるタイプ 5 のプラン 1 又はプラン 3 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求

6 この附則第 3 項又は第 4 項の規定の適用を受けたタイプ 1 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者は、二度以上の変更の請求により、再びこの附則第 3 項又は第 4 項の規定の適用を受けることはできません。

7 平成 17 年 12 月 1 日実施の附則 (涉外第 17-0255 号及び涉外第 17-0262 号) 第 9 項及び第 10 項に規定する第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、タイプ 1 のプラン 5 及びプラン 6 並びにタイプ 5 のプラン 3 に係るものについては、改正後のこの約款の規定によるタイプ 1 のプラン 5 及びプラン 6 並びにタイプ 5 のプラン 3 と読み替えて適用します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

8 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 18 年 2 月 15 日から実施します。
(第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- 2 平成 18 年 2 月 15 日から平成 18 年 3 月 31 日までの間、利用回線の移転に係る請求又は利用回線の移転に係る請求と同時にプランの変更の請求(タイプ 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更に限ります。)を行った第 4 種オープンデータ通信網契約者(タイプ 5、平成 18 年 2 月 15 日の改正規定実施前のタイプ 5 のプラン 3、平成 16 年 6 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 5 のプラン 1 のコース 1 若しくはコース 2 又は平成 15 年 8 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 5 のプラン 1 に係るもの)に限ります。)は、平成 18 年 5 月 31 日までにその移転に係る工事が完了したときは、移転に係る工事の完了した日(移転に係る請求と同時にプランの変更の請求を行った場合は、変更後のプランに係る第 4 種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日とします。)の属する料金月の翌料金月について、第 97 条(定額利用料の支払義務)及び第 105 条(特定他社接続回線の料金等)の規定にかかわらず、料金表第 1 表第 3 (第 4 種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する当該プランに係る利用料(基本料の部分に限ります。)について、その支払いを要しません。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 18 年 3 月 1 日から実施します。
(第 1 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているイーサネット型に係る第 1 種オープンデータ通信網サービスは、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定により提供する一般型のイーサネット型に係る第 1 種オープンデータ通信網サービスとみなします。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 18 年 4 月 1 日から実施します。
(第 1 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している特定利用回線型に係る第 1 種オープンデータ通信網サービスは、この改正規定実施の日において、特定接続回線型に係る第 1 種オープンデータ通信網サービスとみなし、改正前の規定により特定利用回線型に係る第 1 種オープンデータ通信網サービスで使用している特定利用回線は、この改正規定実施の日において、特定接続回線型に係る第 1 種オープンデータ通信網サービスで使用する特定接続回線とみなします。
(第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- 3 平成 17 年 12 月 1 日実施の附則(涉外第 17-0255 号及び涉外第 17-0262 号)第 3 項、第 5 項及び第 8 項から第 10 項に規定する第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、「平成 18 年 3 月 31 日」を「平成 18 年 5 月 31 日」に改めます。ただし、平成 18 年 4 月 1 日から平成 18 年 5 月 31 日までの間に次に掲げる変更の請求を行った第 4 種オープンデータ通信網契約者については、当該附則第 3 項の規定のうち 2 料金月の料金表第 1 表第 3 (第 4 種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する利用料の支払いを要しない規定は適用しません。
 - (1) タイプ 1 のプラン 2 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者による、タイプ 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (2) 第 4 種オープンデータ通信網契約者(平成 16 年 6 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 1 のコース 1 (平成 15 年 1 月 1 日の改正規定実施前にタイプ 1 のプラン 1 のコース 2 として締結したものに限り)又はタイプ 1 のプラン 1 のコース 2 に係るもの)に限ります。)による、タイプ 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- 4 平成 17 年 12 月 1 日実施の附則(涉外第 17-0255 号及び涉外第 17-0262 号)第 3 項の規定により、2 料金月の利用料金について、その支払いを要しない取扱い(「当該取扱」といいます。以下この項において同じとします。)を受けた次の表の左欄のプラン等に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者が、平成 18 年 4 月 1 日から平成 18 年 5 月 31 日までの間において次の表の右欄のプラン等に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求を行い、当社がその変更の請求を承諾し第 4 種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した

場合であって、その提供を開始した日において、当該取扱に残余の料金月があるときは、第 97 条（定額利用料の支払義務）及び第 105 条（特定他社接続回線等の料金等）の規定にかかわらず、第 4 種オープンデータ通信網契約者はその残余の料金月に相当する第 4 種オープンデータ通信網サービスの平成 18 年 2 月 15 日実施の附則（涉外第 17-0308 号）第 2 項に規定する利用料（基本料の部分に限ります。）について、その支払いを要しません。

タイプ 5 のプラン 3（平成 18 年 2 月 15 日の改正規定実施前のものに限ります。）	タイプ 5 のプラン 2
---	--------------

- 5 平成 18 年 2 月 1 日実施の附則（涉外第 17-0308 号）第 3 項に規定する第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、「平成 18 年 3 月 31 日」を「平成 18 年 5 月 31 日」に改めます。
- 6 平成 18 年 2 月 15 日実施の附則（涉外第 17-0337 号）第 2 項に規定する第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、「平成 18 年 3 月 31 日」を「平成 18 年 5 月 31 日」に、「平成 18 年 5 月 31 日」を「平成 18 年 7 月 31 日」に改めます。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 7 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 18 年 5 月 20 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 18 年 6 月 1 日から実施します。
（第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置）
- 2 平成 18 年 4 月 1 日実施の附則（涉外第 17-0394 号）第 3 項に規定する第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、「平成 18 年 5 月 31 日」を「平成 18 年 8 月 31 日」に改めます。
- 3 平成 18 年 4 月 1 日実施の附則（涉外第 17-0394 号）第 5 項に規定する第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、「平成 18 年 5 月 31 日」を「平成 18 年 6 月 30 日」に改めます。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 18 年 7 月 1 日から実施します。
（第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置）
- 2 平成 18 年 6 月 1 日実施の附則（涉外第 2006-0063 号）第 3 項に規定する第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、「平成 18 年 6 月 30 日」を「平成 18 年 8 月 31 日」に改めます。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成 18 年 7 月 3 日から実施します。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成 18 年 7 月 6 日から実施します。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成 18 年 7 月 12 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 18 年 8 月 1 日から実施します。
(第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているタイプ 5 のプラン 1 に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとしします。
 - (1) 利用料については次に定める額としします。
 - ア 基本料

1 の契約者識別符号ごとに

区 分		料 金 額 (月額)
タイプ 5	プラン 1 (網ふくそうが発生していない状態で利用回線の終端の場所への伝送方向については最大 1, 0 2 4 キロビット/秒まで、他の伝送方向については最大 5 1 2 キロビット/秒までの符号伝送が可能なもの)	1, 8 5 0 円 (税込 1, 942. 5 円)

- (2) 工事に関する費用及び手続きに関する費用の適用除外
 タイプ 5 のプラン 1 (この改正規定実施前のものに限ります。) に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者がタイプ 5 のプラン 1 (この改正規定実施後のものに限ります。) に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更を請求する場合は、第 101 条 (工事費の支払義務) の規定にかかわらず、料金表第 2 表 (工事に関する費用) に規定する利用回線の変更に係る工事費及び料金表第 3 表 (手続きに関する費用) に規定する手続きに関する費用 (利用回線の変更に係るものに限ります。) について、その支払いを要しません。
- 3 平成 16 年 6 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 5 のプラン 2 のコース 1 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者が、タイプ 5 のプラン 1 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更を請求する場合は、第 101 条 (工事費の支払義務) の規定にかかわらず、料金表第 2 表 (工事に関する費用) に規定する利用回線の変更に係る工事費及び料金表第 3 表 (手続きに関する費用) に規定する手続きに関する費用 (利用回線に係るものに限ります。) について、その支払いを要しません。
- 4 平成 17 年 12 月 1 日実施の附則 (涉外第 17-0255 号及び涉外第 17-0262 号) 第 3 項及び第 8 項から第 10 項に規定する第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、タイプ 5 のプラン 1 に係るものについては、改正後のこの約款の規定によるタイプ 5 のプラン 1 に係るものと読み替えて適用します。
- 5 平成 17 年 12 月 1 日実施の附則 (涉外第 17-0255 号及び涉外第 17-0262 号) 第 4 項に規定する第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、タイプ 5 のプラン 1 に係るものについては、この改正規定実施前のタイプ 5 のプラン 1 に係るもの又は改正後のこの約款の規定によるタイプ 5 のプラン 1 に係るものと読み替えて適用します。
- 6 平成 17 年 12 月 1 日実施の附則 (涉外第 17-0255 号及び涉外第 17-0262 号) 第 5 項に規定する第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、タイプ 5 のプラン 1 に係るものについては、改正後のこの約款の規定によるタイプ 5 のプラン 1 と読み替えて適用し、当該附則第 5 項に次に掲げる号を加えます。
 - (1) この改正規定実施前のタイプ 5 のプラン 1 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者による、タイプ 5 のプラン 2 又はプラン 3 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- 7 平成 17 年 12 月 1 日実施の附則 (涉外第 17-0255 号及び涉外第 17-0262 号) 第 3 項の規定により、2 料金月の利用料金について、その支払いを要しない取扱い (「当該取扱」といいます。以下この項において同じとします。) を受けた次の表の左欄のプラン等に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者が、平成 18 年 8 月 1 日から平成 18 年 8 月 31 日までの間において次の表の右欄のプラン等に係る第 4 種オープンデータ通信網契約の変更の請求を行い、当社がその変更の請求を承諾し第 4 種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した場合であって、その提供を開始した日において当該取扱に残余の料金月があるときは、第 97 条 (定額利用料の支払義務) 及び第 105 条 (特定他社接続回線の料金等) の規定にかかわらず、第 4 種オープンデータ通信網契約者はその残余の料金月に相当する第 4 種オープンデータ通信網サービスの料金表第 1 表第 3 (第 4 種オープンデータ通信網サービスに係るもの) に規定する利用料 (基本料の部分に限ります。) について、その支払いを要しません。

タイプ 5 のプラン 1 (この改正規定実施前のものに限ります。)	タイプ 5 のプラン 1 (この改正規定実施後のものに限ります。)
-----------------------------------	-----------------------------------

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 8 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 18 年 9 月 1 日から実施します。
(第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- 2 平成 18 年 6 月 1 日実施の附則（涉外第 2006-0063 号）第 2 項に規定する第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、「平成 18 年 8 月 31 日」を「平成 18 年 10 月 31 日」に改めます。
- 3 平成 18 年 7 月 1 日実施の附則（涉外第 2006-0099 号）第 2 項に規定する第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、「平成 18 年 8 月 31 日」を「平成 18 年 10 月 31 日」に改めます。
- 4 平成 17 年 12 月 1 日実施の附則（涉外第 17-0255 号及び涉外第 17-0262 号）第 3 項の規定により、2 料金月の利用料金について、その支払いを要しない取扱い（「当該取扱」といいます。以下この項において同じとします。）を受けた次の表の左欄のプラン等に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者が、平成 18 年 9 月 1 日から平成 18 年 9 月 30 日までの間において次の表の右欄のプラン等に係る第 4 種オープンデータ通信網契約の変更の請求を行い、当社がその変更の請求を承諾し第 4 種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した場合であって、その提供を開始した日において当該取扱に残余の料金月があるときは、第 97 条（定額利用料の支払義務）及び第 105 条（特定他社接続回線の料金等）の規定にかかわらず、第 4 種オープンデータ通信網契約者はその残余の料金月に相当する第 4 種オープンデータ通信網サービスの料金表第 1 表第 3（第 4 種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。）について、その支払いを要しません。

タイプ 5 のプラン 1（平成 18 年 8 月 1 日の改正規定実施前のものに限り。）	タイプ 5 のプラン 1
--	--------------

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 18 年 9 月 28 日から実施します。
(第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているタイプ 1 のプラン 2 に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとしします。
(1) 利用料については次に定める額としします。
ア 基本料

1 の契約者識別符号ごとに

区 分		料 金 額 (月額)
タイプ 1	プラン 2	1,250 円 (1,312.5 円)

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているタイプ 1 に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスの次の表の左欄のプランは、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後のこの約款の規定により提供するタイプ 1 に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスの次の表の右欄のプランとみなします。

プラン 6	プラン 5
プラン 8	プラン 7

- 4 平成 17 年 12 月 1 日実施の附則（涉外第 17-0255 号及び涉外第 17-0262 号）第 3 項及び第 4 項並びに平成 18 年 4 月 1 日実施の附則（涉外第 17-0394 号）第 3 項に規定する第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、タイプ 1 のプラン 2 に係るものについては、この改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 2 に係るもの又は改正後のこの約款の規定によるタイプ 1 のプラン 2 に係るものと読み替えて適用します。
- 5 平成 17 年 12 月 1 日実施の附則（涉外第 17-0255 号及び涉外第 17-0262 号）第 9 項及び第 10 項に規定する第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、タイプ 1 のプラン 2 に係るものについては、この改正規定実施後のこの約款の規定によるタイプ 1 のプラン 2 に係るものと読み替えて適用します。
- 6 平成 17 年 12 月 1 日実施の附則（涉外第 17-0255 号及び涉外第 17-0262 号）第 3 項、第 4 項及び第 10 項に規定する第 4 種オープンデータ通信網契約の申込みのうち、特定起算日に係る料金の取扱いを適用するものは、当該附則第 3 項、第 4 項及び第 10 項の規定のうち「提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む」とあるのを「特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む」と読み替えて適用します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 7 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 18 年 10 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 18 年 10 月 1 日から実施します。ただし、この附則の第 2 項に規定するタイプ 3 のプラン 2 に係る第 4 種オープンデータ通信網サービス、第 8 種オープンデータ通信網サービス及び付加機能の廃止に関する変更は、平成 19 年 9 月 1 日から実施します。
(第 8 種オープンデータ通信網サービス等の廃止)
- 2 この改正規定実施前のタイプ 3 のプラン 2 に係る第 4 種オープンデータ通信網サービス、第 8 種オープンデータ通信網サービス及び電子メール着信通知機能については、平成 19 年 9 月 1 日をもって廃止します。
(第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているタイプ 3 のプラン 2 に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する料金その他の取扱いは、平成 19 年 9 月 1 日までの間、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとしします。
 - (1) 利用料については次に定める額としします。

ア 基本料

1 の契約者識別符号ごとに

区 分			料 金 額 (月額)
タイプ 3	プラン 2 (別に定める端末機器 (以下「特定端末」といいます。) を使用するもの)	コース 2	4 0 0 円 (税込 420 円)
		コース 3	1, 4 0 0 円 (税込 1,470 円)
		コース 4	2, 3 5 0 円 (税込 2,467.5 円)
		コース 5	4, 7 0 0 円 (税込 4,935 円)

イ 加算料

区 分	単 位	料 金 額
タイプ 3 プラン 2	1 の契約者識別符号につき通信時間 1 分までごとに	1 0 円 (税込 10.5 円)

(2) 第 4 種オープンデータ通信網契約者は、コースの変更の請求をすることはできません。

- 4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているタイプ 3 のプラン 1 に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスは、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定により提供するタイプ 3 に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスとみなします。
(第 8 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- 5 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第 8 種オープンデータ通信網サービスに関する料金その他の取扱いは、平成 19 年 9 月 1 日までの間、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとしします。
 - (1) 利用料については次に定める額としします。

区 分	単 位	料 金 額
利用料金	1 の通信につき通信時間 1 分までごとに	1 0 円 (税込 10.5 円)

(付加機能に関する経過措置)

- 6 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次に掲げる付加機能に関する料金その他の取扱いは、平成 19 年 9 月 1 日までの間、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとしします。

区 分		単 位	料金額
⑧ 電子メール着信通知機能	あらかじめ利用者に割り当てたメールアドレスに対して送られた電子メールが、メール蓄積装置に着信したことを別に定める方法により利用者に通知する機能をいいます。	1の通知ごとに	5円(税込5.25円)
	備考 (1) タイプ3のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者又は第8種オープンデータ通信網サービスに係る契約者に限り提供します。 (2) 当社は1のメールアドレスにつき1の機能を提供します。		

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 7 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成18年11月16日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(第2種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

- 1 平成18年10月23日から平成18年11月30日までの間、第2種オープンデータ通信網サービスを利用した第2種オープンデータ通信網契約者は、第98条(利用料金等の支払義務)の規定にかかわらず、料金表第1表第2(第2種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する利用料について、その支払いを要しません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成18年11月1日から実施します。ただし、電子メール制御機能の自動返信に係る変更は、平成18年11月7日から実施します。

(第1種オープンデータ通信網サービスに係る電子メールの利用に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第1種オープンデータ通信網サービスに係る電子メールに関する取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとしします。

(1) 第1種オープンデータ通信網契約者が電子メールの利用にあたり蓄積できる情報量は5メガバイトまでとし、蓄積できる期間は90日間とします。

(第4種オープンデータ通信網サービスに係る電子メールの利用に関する経過措置)

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第4種オープンデータ通信網サービス(タイプ4のコース2、コース3、コース4及びコース5に係るものに限り)に係る電子メールに関する取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとしします。

(1) 第4種オープンデータ通信網契約者(タイプ4のコース2、コース3、コース4及びコース5に係るものに限り)が電子メールの利用にあたり蓄積できる情報量は5メガバイトまでとし、蓄積できる期間は90日間とします。

(付加機能に関する経過措置)

- 4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定によりオープンデータ通信網契約者(第1種オープンデータ通信網契約者又はタイプ4のコース2、コース3、コース4若しくはコース5に係る第4種オープンデータ通信網契約者に限り)に提供している次に掲げる付加機能に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとしします。

区 分	単 位	料 金 額			
		臨時以外のもの (月額)	臨時のもの(日 額)		
メ ー ル ア ド レ ス 追 加 機 能	あらかじめ利用者（付加機能の提供を受けるオープンデータ通信網契約者をいいます。以下同じとします。）に割り当てたメールアドレスの他にメールアドレスを追加する機能をいいます。	1のメール アドレスご とに	200円 (税込210円)	20円 (税込21円)	
	備 考	(1) 電子メールを利用しているオープンデータ通信網契約者に限り提供します。 (2) 当社は、利用者の1の契約者回線等につき当社が別に定める数までのメールアドレスを提供します。 (3) 1のメールアドレスにつき蓄積できる通信の情報量は5メガバイトまでとし、蓄積できる期間は90日間とします。 (4) 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、メールアドレスを変更することがあります。 (5) (4)の規定により、メールアドレスを変更する場合には、あらかじめそのことをオープンデータ通信網契約者にお知らせします。			
蓄 積 情 報 量 増 加 機 能	利用者が、電子メールの利用に係るメール蓄積装置の利用に係る情報蓄積装置に蓄積できる情報量（以下この欄において「蓄積情報量」といいます。）を増加させる機能をいいます。	電子メールの 利用に係るも の	蓄積情報量 の増加が1 5メガバイ トまでであ って、5メ ガバイトご とに	0円	0円
			蓄積情報量 の増加が2 5メガバイ トまでのも の	500円 (税込525円)	50円 (税込52.5円)
			蓄積情報量 の増加が4 5メガバイ トまでのも の	500円 (税込525円)	50円 (税込52.5円)
			蓄積情報量 の増加が9 5メガバイ トまでのも の	500円 (税込525円)	50円 (税込52.5円)
			蓄積情報量 の増加が1 45メガバ イトまでの もの	500円 (税込525円)	50円 (税込52.5円)
			蓄積情報量 の増加が1 95メガバ イトまでの もの	500円 (税込525円)	50円 (税込52.5円)
			蓄積情報量 の増加が2 45メガバ イトまでの もの	500円 (税込525円)	50円 (税込52.5円)

		蓄積情報量の増加が295メガバイトまでのもの	500円 (税込 525円)	50円 (税込 52.5円)
備考	(1) 電子メールを利用しているオープンデータ通信網契約者が、当該サービスを利用する機能として、その電子メール又はメールアドレス追加機能を指定するときに限り提供します。 (2) 1の電子メール又はメールアドレス追加機能の蓄積情報量については295メガバイトの増加を限度とします。			
(メールウィルスチェック機能)	利用者がメールアドレスを使用して送り、又は受ける電子メールにコンピュータウィルスが含まれている場合に、当社が別に定めるところにより、そのコンピュータウィルスの削除等を行う機能をいいます。	1の機能ごとに	200円 (税込 210円)	20円 (税込 21円)
	備考	(1) 電子メールを利用しているオープンデータ通信網契約者に限り提供します。 (2) 当社は、1のメールアドレスにつき1の機能を提供します。 (3) 当社は、メールウィルスチェック機能（メールアドレス単位型）の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。		
電子メール制御機能	次に掲げる事項について、任意に利用することができる機能をいいます。 ア 着信規制（利用者に係るメール蓄積装置に送信された電子メールについて、利用者が別に定めるところによりあらかじめ指定したものである場合に、そのメール蓄積装置への蓄積ができなくすることをいいます。） イ 自動転送（利用者に係るメール蓄積装置に送信された電子メールについて、利用者が別に定めるところによりあらかじめ指定したメールアドレス対して、転送を行うことをいいます。）	1のメールアドレス（利用者に係るもの）に限ります。）ごとに	100円 (税込 105円)	10円 (税込 10.5円)
	備考	(1) 電子メールを利用しているオープンデータ通信網契約者に限り提供します。 (2) 着信規制又は自動転送を同時に行う場合は、着信規制、自動転送の順に優先的に取り扱います。		

(第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

- 5 平成18年9月1日実施の附則（J06001303）第3項に規定する第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、「平成18年10月31日」を「平成18年12月31日」に改めます。
- 6 平成18年11月1日から平成18年12月31日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求（「申込等」といいます。以下この附則において同じとします。）を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し、第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月（タイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込みであって特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む2料金月とします。）について、第97条（定額利用料の支払義務）及び第105条（特定他社接続回線の料金等）の規定にかかわらず、料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。）の支払いを要しないほか、料金表第3表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。
- (1) タイプ1のプラン2又はタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み
 - (2) タイプ1のプラン1若しくはタイプ3又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ1のプラン5若しくはプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ1のプラン2又はタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (3) 特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (4) 第4種オープンデータ通信網契約者（平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコー

- ス1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものを除きます。）、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1（コース1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この附則において同じとします。）を指定している場合に提供するものに限り。）又はコース5に係るものに限り。）又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係るものに限り。）による、タイプ1のプラン2又はタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- 7 平成18年11月1日から平成18年12月31日までの間、次に掲げる変更の請求を行った第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその変更の請求を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始したときは、第101条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する利用回線のプランの変更に係る工事費及び料金表第3表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限り。）について、その支払いを要しません。
- (1) タイプ5のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (2) タイプ5のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (3) タイプ5のプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (4) タイプ1のプラン2（特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のものを除きます。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (5) タイプ5（平成16年6月1日改正規定実施前のプラン1又は平成15年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限り。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (6) タイプ5（平成16年6月1日改正規定実施前のプラン2のコース1又は平成18年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限り。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (7) タイプ5（平成18年2月15日の改正規定実施前のプラン3に係るものに限り。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (8) 第4種オープンデータ通信網契約者（平成18年9月28日改正規定実施前のタイプ1のプラン2又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものに限り。）若しくはコース2に係るものに限り。）による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- 8 この附則第6項の規定の適用を受けたタイプ1に係る第4種オープンデータ通信網契約者は、二度以上の変更の請求により、再びこの附則第6項の規定の適用を受けることはできません。
- 9 平成18年11月1日から平成18年12月31日までの間、タイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の提供を請求した第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がそのタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月（タイプ1のプラン2、プラン5又はプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るものであって付加機能使用料について特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む2料金月とします。）について、第97条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第1表第6（付加機能使用料）に規定する付加機能使用料（タイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限り。）の支払いを要しないほか、第101条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する付加機能の利用開始に関する工事費（タイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限り。）について、その支払いを要しません。この場合において、1の第4種オープンデータ通信網契約に係る第4種オープンデータ通信網契約者は、タイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の廃止を行い、再び提供を請求したものについてはこの項の規定を適用しません。
- 10 平成18年11月1日から平成18年12月31日までの間、タイプ1（プラン3又はプラン4に係るものを除きます。）、タイプ3（コース6に係るものを除きます。）、タイプ5又はタイプ6に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込を行う申込者は、その申込と同時にタイプ3のコース6の通常型に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込を行った場合には、当社がその申込を承諾しタイプ3のコース6の通常型に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月について、第97条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（第4種オープンデータ通信網サービス（タイプ3のコース6の通常型に係るものに限り。）に係る基本料の部分に限り。）の支払いを要しません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

11 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 18 年 11 月 15 日から実施します。

(第 1 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次の表の左欄の第 1 種オープンデータ通信網サービスは、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後のこの約款の規定により提供する右欄の第 1 種オープンデータ通信網サービスとみなします。

特定接続回線型のタイプ 7 のもの	特定接続回線型のタイプ 7 のプラン 1 のもの
特定契約者回線型の 1 0 0 Mb/s 品目のタイプ 1 のもの	特定契約者回線型の 1 0 0 Mb/s 品目のタイプ 1 のプラン 1 のもの

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 18 年 11 月 20 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 18 年 12 月 7 日から実施します。

(電子メール及び付加機能に関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第 4 種オープンデータ通信網契約者に提供している電子メール及び当該電子メールにおいて提供する蓄積情報量増加機能に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとしします。

(1) オープンデータ通信網契約者が電子メールの利用にあたり蓄積できる通信の情報量（蓄積情報量増加機能の提供を受けるものについては、当該機能の提供を受けない場合の情報量とします。）は 5 メガバイトまでとし、蓄積できる期間は 9 0 日間とします。

(2) 付加機能使用料については次に定める額とします。

ア 蓄積情報量増加機能に係るもの

区 分	単 位	料金額	
		臨時以外のもの（月額）	臨時のもの（日額）
電子メールの利用に係るもの	蓄積情報量の増加が 5 メガバイトまでのもの	0 円	0 円
	蓄積情報量の増加が 1 0 メガバイトまでのもの	0 円	0 円
	蓄積情報量の増加が 1 5 メガバイトまでのもの	0 円	0 円
	蓄積情報量の増加が 2 5 メガバイトまでのもの	5 0 0 円 (税込 525 円)	5 0 円 (税込 52.5 円)
	蓄積情報量の増加が 4 5 メガバイトまでのもの	5 0 0 円 (税込 525 円)	5 0 円 (税込 52.5 円)
	蓄積情報量の増加が 9 5 メガバイトまでのもの	5 0 0 円 (税込 525 円)	5 0 円 (税込 52.5 円)
	蓄積情報量の増加が 1 4 5 メガバイトまでのもの	5 0 0 円 (税込 525 円)	5 0 円 (税込 52.5 円)
	蓄積情報量の増加が 1 9 5 メガバイトまでのもの	5 0 0 円 (税込 525 円)	5 0 円 (税込 52.5 円)
	蓄積情報量の増加が 2 4 5 メガバイトまでのもの	5 0 0 円 (税込 525 円)	5 0 円 (税込 52.5 円)
	蓄積情報量の増加が 2 4 5 メガバイトまでのもの	5 0 0 円 (税込 525 円)	5 0 円 (税込 52.5 円)

	蓄積情報量の増加が29 5メガバイトまでのもの	500円 (税込525円)	50円 (税込52.5円)
--	----------------------------	------------------	------------------

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定によりメールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）又は電子メール制御機能のうち1の機能の提供を受けている第4種オープンデータ通信網契約者（タイプ1のプラン3及びプラン4並びにタイプ4のコース1に係るものを除きます。）について、当該付加機能に関する料金その他の取扱いは、なお従前のおりとしします。
- 4 この附則の第2項及び第3項の適用を受ける第4種オープンデータ通信網契約者（タイプ1のプラン3及びプラン4並びにタイプ4のコース1に係るものを除きます。）が、電子メールの利用にあたり蓄積できる通信の情報量を20メガバイトまでに変更する請求若しくは蓄積情報量増加機能（電子メールに係るものに限りません。）、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）若しくは電子メール制御機能の申込、変更若しくは廃止に係る請求をするとき又は第4種オープンデータ通信網契約者（タイプ1のプラン3及びプラン4並びにタイプ4のコース1に係るものに限りません。）が、電子メールの利用にあたり蓄積できる通信の情報量を20メガバイトまでに変更する請求若しくは蓄積情報量増加機能（電子メールに係るものに限りません。）の申込、変更若しくは廃止に係る請求をするときは、この附則の第2項及び第3項の規定は適用しません。（第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置）
- 5 平成18年12月7日から平成18年12月31日までの間、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）又は電子メール制御機能の提供を請求した第4種オープンデータ通信網契約者は、当社が当該機能の提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月（タイプ1のプラン2、プラン5又はプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るものであって付加機能使用料について特定起算日に係る料金の適用を受けるものは、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む2料金月とします。）について、約款の規定にかかわらず、料金表第1表第6（付加機能使用料）に規定する付加機能使用料（メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）又は電子メール制御機能に係るものに限りません。）の支払いを要しません。この場合において、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）又は電子メール制御機能の廃止を行い、再び提供の請求があったものについては、この項の規定を適用しません。（料金等の支払いに関する経過措置）
- 6 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成19年1月1日から実施します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年12月20日から実施します。（第1種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次の表の左欄の第1種オープンデータ通信網サービスは、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定により提供する右欄の第1種オープンデータ通信網サービスとみなします。

特定サービス型のもの	特定サービス型のタイプ1のもの
------------	-----------------

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年1月1日から実施します。（第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置）
- 2 平成18年11月1日実施の附則（J06006611）第5項から第7項、第9項及び第10項並びに平成18年12月7日実施の附則（J06010984及びJ06011037）第5項に規定する第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、「平成18年12月31日」を「平成19年3月31日」に改めます。（料金等の支払いに関する経過措置）
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 19 年 1 月 28 日から実施します。ただし、第 4 種オープンデータ通信網サービス及びイーサネット型に係る第 1 種オープンデータ通信網サービス（区分 1 の接続契約者回線を使用するものに限ります。）に係る変更については、平成 19 年 2 月 1 日から実施します。

（第 1 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次の表の左欄の第 1 種オープンデータ通信網サービスは、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後のこの約款の規定により提供する右欄の第 1 種オープンデータ通信網サービスとみなします。

契約者回線を使用するものであってイーサネット型のもの（当社が別に定めるオープンデータ通信網サービス取扱所に契約者回線が終端するものを除きます。）	契約者回線を使用するものであってイーサネット型の一般取扱所型のもの
--	-----------------------------------

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているイーサネット型に係る第 1 種オープンデータ通信網サービス（契約者回線を使用するものであって、当社が別に定めるオープンデータ通信網サービス取扱所に契約者回線が終端するものに限ります。）に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとしします。

(1) 利用料については、次に定める額とします。

イーサネット型の一般取扱所型に係るものと同額

(2) 契約者回線使用料については、次に定める額とします。

1 の契約者回線ごとに

区 分	料金額（月額）
契約者回線使用料	4, 0 0 0 円（税込 4, 200 円）
備 考	取扱所交換設備に收容されている契約者回線の終端の場所が、その取扱所交換設備が設置されているフロアと同一でない場合は、別に算定する実費を支払っていただきます。

4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているイーサネット型に係る第 1 種オープンデータ通信網サービス（区分 1 の接続契約者回線を使用するものであって、東日本電信電話株式会社に係るものに限ります。）に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとしします。

(1) 利用料については、次に定める額とします。

イーサネット型の接続契約者回線を使用するものと同額

(2) 接続契約者回線使用料については、次に定める額とします。

1 の接続契約者回線ごとに

区 分	料金額（月額）
接続契約者回線使用料	4, 0 0 0 円（税込 4, 200 円）

（料金等の支払いに関する経過措置）

5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 19 年 2 月 15 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 19 年 3 月 15 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成 19 年 3 月 31 日から実施します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 19 年 4 月 1 日から実施します。
(第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- 2 平成 19 年 1 月 1 日実施の附則 (JJ06013587) 第 2 項に規定する第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、「平成 19 年 3 月 31 日」を「平成 19 年 6 月 30 日」に改めます。ただし、平成 17 年 1 月 2 日 1 日実施の附則 (渉外第 17-0255 号及び渉外第 17-0262 号) 第 4 項第 2 号イの表中「(1)のウの申込又は(2)の変更等のうちタイプ 6 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約に係るもの」の減額する期間について、「8 料金月」を「4 料金月」と読み替えて適用します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 19 年 4 月 23 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 19 年 6 月 21 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 19 年 7 月 1 日から実施します。
(第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- 2 平成 19 年 4 月 1 日実施の附則 (J06023761) 第 2 項に規定する第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、「平成 19 年 6 月 30 日」を「平成 19 年 9 月 30 日」に改めます。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 19 年 10 月 1 日から実施します。
(第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- 2 平成 19 年 7 月 1 日実施の附則 (J07010168) 第 2 項に規定する第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、「平成 19 年 9 月 30 日」を「平成 19 年 12 月 31 日」に改めます。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 19 年 11 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 20 年 1 月 1 日から実施します。ただし、第 1 種オープンデータ通信網サービスの加入契約回線等の移転に係る変更については、平成 20 年 1 月 7 日から実施します。
(第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- 2 平成 19 年 10 月 1 日実施の附則 (J07019913) 第 2 項に規定する第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、「平成 19 年 12 月 31 日」を「平成 20 年 3 月 31 日」に改めます。
(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 20 年 2 月 19 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 20 年 3 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 20 年 3 月 7 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 20 年 4 月 1 日から実施します。

(第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

2 平成 20 年 4 月 1 日から平成 20 年 6 月 30 日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求（「申込等」といいます。以下この附則において同じとします。）を行った申込者又は第 4 種オープンデータ通信網契約者について、当社は次表に掲げる料金減額の取扱いを行います。

この場合において、当該申込者又は第 4 種オープンデータ通信網契約者は、第 101 条（工事費の支払義務）及び第 105 条（特定他社接続回線等の料金等）の規定にかかわらず、料金表第 2 表（工事に関する費用）に規定する特定利用回線の設置に係る工事費、収容局の設定に関する工事費、配線設備多重装置の設定に係る工事費及び料金表第 3 表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（特定利用回線に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。

(1) 次の第 4 種オープンデータ通信網契約の申込み

ア タイプ 1 のプラン 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約

イ タイプ 1 のプラン 7 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約

ウ タイプ 6 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約

(2) 次の第 4 種オープンデータ通信網契約者による、タイプ 1 のプラン 5 若しくはプラン 7 又はタイプ 6 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者への変更の請求

ア タイプ 1 のプラン 1 若しくはプラン 2、タイプ 3、タイプ 5 又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ 1 のプラン 5 若しくはプラン 7 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者

イ 平成 18 年 9 月 28 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 2、平成 18 年 8 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 5 のプラン 1、平成 18 年 2 月 15 日の改正規定実施前のタイプ 5 のプラン 3、平成 16 年 6 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 1 のコース 1、タイプ 1 のプラン 1 のコース 2、タイプ 1 のプラン 2、タイプ 2、タイプ 3 のプラン 1（コース 1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際電話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号を指定している場合に提供するものに限ります。）又はコース 5 に係るものに限ります。）若しくはタイプ 5（プラン 1 又はプラン 2 のコース 1 に係るものに限ります。）、平成 15 年 8 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 5 のプラン 1 又は平成 13 年 11 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 2 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者

区分	減額する期間	減額する額
----	--------	-------

(1) のアの申込又は(2) の変更等のうちタイプ1 のプラン5 に係る第4 種オープンデータ通信網契約に係るもの	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4 種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む4 料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む4 料金月とします。）	それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1 表第3（第4 種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限りません。）及び端末設備使用料に限りません。）に2分の1 を乗じて得た額
(1) のイの申込又は(2) の変更等のうちタイプ1 のプラン7 に係る第4 種オープンデータ通信網契約に係るもの	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4 種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む1 2 料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む1 2 料金月とします。）	
(1) のウの申込又は(2) の変更等のうちタイプ6 に係る第4 種オープンデータ通信網契約に係るもの	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4 種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む4 料金月	

3 平成20年4月1日から平成20年6月30日までの間、次に掲げる申込等を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し、第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月（タイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込みであって特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む2料金月とします。）について、第97条（定額利用料の支払義務）及び第105条（特定他社接続回線等の料金等）の規定にかかわらず、料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限りません。）の支払いを要しないほか、料金表第3表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限りません。）について、その支払いを要しません。

- (1) タイプ1のプラン2又はタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み
- (2) タイプ1のプラン1若しくはタイプ3又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ1のプラン2、プラン5若しくはプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ1のプラン2又はタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (3) 第4種オープンデータ通信網契約者（平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものを除きます。）、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1（コース1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この附則において同じとします。）を指定している場合に提供するものに限りません。）又はコース5に係るものに限りません。）又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係るものに限りません。）による、タイプ1のプラン2又はタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

4 平成20年4月1日から平成20年6月30日までの間、次に掲げる変更の請求を行った第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその変更の請求を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始したときは、第101条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する利用回線のプランの変更に係る工事費及び料金表第3表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限りません。）について、その支払いを要しません。

- (1) タイプ5のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (2) タイプ5のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (3) タイプ5のプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (4) タイプ1のプラン2（特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のものを除きます。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (5) タイプ5（平成16年6月1日改正規定実施前のプラン1又は平成15年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限りません。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種

オープンデータ通信網契約への変更の請求

- (6) タイプ5（平成16年6月1日改正規定実施前のプラン2のコース1又は平成18年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限ります。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (7) タイプ5（平成18年2月15日の改正規定実施前のプラン3に係るものに限ります。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (8) 第4種オープンデータ通信網契約者（平成18年9月28日改正規定実施前のタイプ1のプラン2又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものに限り、）若しくはコース2に係るものに限ります。）による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- 5 この附則第2項又は第3項の規定の適用を受けたタイプ1に係る第4種オープンデータ通信網契約者は、二度以上の変更の請求により、再びこの附則第2項又は第3項の規定の適用を受けることはできません。
- 6 平成20年4月1日から平成20年6月30日までの間、タイプ1（プラン3又はプラン4に係るものを除きます。）、タイプ3（コース6に係るものを除きます。）、タイプ5又はタイプ6に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込を行う申込者は、その申込と同時にタイプ3のコース6の通常型に係る第4種オープンデータ通信網サービスの申込を行った場合には、当社がその申込を承諾しタイプ3のコース6の通常型に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月について、第97条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（第4種オープンデータ通信網サービス（タイプ3のコース6の通常型に係るもの）に限ります。）に係る基本料の部分に限ります。）の支払いを要しません。
- 7 平成20年4月1日から平成20年6月30日までの間、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の提供を請求した第4種オープンデータ通信網契約者は、当社が当該機能の提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月（タイプ1のプラン2、プラン5又はプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るものであって付加機能使用料について特定起算日に係る料金の適用を受けるものは、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む2料金月とします。）について、第97条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第1表第6（付加機能使用料）に規定する付加機能使用料（メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限ります。）の支払いを要しないほか、第101条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する付加機能の利用開始に関する工事費（タイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。この場合において、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の廃止を行い、再び提供の請求があったものについては、この項の規定を適用しません。（料金等の支払いに関する経過措置）
- 8 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成20年5月8日から実施します。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成20年5月9日から実施します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年7月1日から実施します。
（第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次の表の左欄の第4種オープンデータ通信網サービスは、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定により提供する右欄の第4種オープンデータ通信網サービスとみなします。

タイプ4のコース1の通常型	タイプ4のコース1
---------------	-----------

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているタイプ4のコース1の音声通信限定利用型に係る第4種オープンデータ通信網サービスに関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとしします。

(1) 利用料については、次に定める額とします。

ア 基本料

1の契約者識別符号ごとに

区 分				料 金 額 (月額)
タイプ4	プラン2	コース1	音声通信限定利用型	1, 600円(税込1,680円)
	プラン4	コース1	音声通信限定利用型	8, 200円(税込8,610円)
	プラン5	コース1	音声通信限定利用型	3, 130円(税込3,286.5円)

4 平成20年7月1日から平成20年9月30日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求（「申込等」といいます。以下この附則において同じとします。）を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者について、当社は次表に掲げる料金減額の取扱いを行います。

この場合において、当該申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、第101条（工事費の支払義務）及び第105条（特定他社接続回線等の料金等）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する特定利用回線の設置に係る工事費、収容局の設定に関する工事費、配線設備多重装置の設定に係る工事費及び料金表第3表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（特定利用回線に係るものに限りません。）について、その支払いを要しません。

(1) 次の第4種オープンデータ通信網契約の申込み

- ア タイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約
- イ タイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約
- ウ タイプ6に係る第4種オープンデータ通信網契約

(2) 次の第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ1のプラン5若しくはプラン7又はタイプ6に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

ア タイプ1のプラン1若しくはプラン2、タイプ3、タイプ5又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ1のプラン5若しくはプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者

イ 平成18年9月28日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2、平成18年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1、平成18年2月15日の改正規定実施前のタイプ5のプラン3、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1、タイプ1のプラン1のコース2、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1（コース1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際電話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号を指定している場合に提供するものに限りません。）又はコース5に係るものに限りません。）若しくはタイプ5（プラン1又はプラン2のコース1に係るものに限りません。）、平成15年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者

区分	減額する期間	減額する額
(1)のアの申込又は(2)の変更等のうちタイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るもの	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む4料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む4料金月とします。）	それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限りません。）及び端末設備使用料に限りません。）に2分の1を乗じて得た額
(1)のイの申込又は(2)の変更等のうちタイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るもの	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む12料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む12料金月とします。）	それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限りません。）及び端末設備使用料に限りません。）に2分の1を乗じて得た額
(1)のウの申込又は(2)の変更等のうちタイプ6に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るもの	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む4料金月	それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限りません。）及び端末設備使用料に限りません。）に2分の1を乗じて得た額

5 平成20年7月1日から平成20年9月30日までの間、次に掲げる申込等を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、第97条（定額利用料の支払義務）及び第105条（特定他社接続回線等の料金等）の規定にかかわらず、次表に規定するとおり料金の支払いを要しないほか、料金表第3表（手続きに関する費

用)に規定する手続きに関する費用(利用回線に係るものに限りません。)について、その支払いを要しません。

(1) 次の第4種オープンデータ通信網契約の申込み

ア タイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約

イ タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約

(2) 次の第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ1のプラン2又はタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

ア タイプ1のプラン1若しくはタイプ3又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ1のプラン2、プラン5若しくはプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者

イ 平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1(平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものを除きます。)、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1(コース1(別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号(電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この附則において同じとします。))を指定している場合に提供するものに限りません。))又はコース5に係るものに限りません。))又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者

区分	支払を要しない期間	支払を要しない料金
(1)のアの申込又は(2)の変更等のうちタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るもの	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む1料金月(特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む1料金月とします。))	当該料金月における当該申込等に係るプランの料金額(料金表第1表第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する利用料(基本料の部分に限りません。))
(1)のイの申込又は(2)の変更等のうちタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るもの	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月	それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額(料金表第1表第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する利用料(基本料の部分に限りません。))

6 この附則第4項又は第5項の規定の適用を受けたタイプ1に係る第4種オープンデータ通信網契約者は、二度以上の変更の請求により、再びこの附則第4項又は第5項の規定の適用を受けることはできません。

7 平成20年7月1日から平成20年9月30日までの間、次に掲げる変更の請求を行った第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその変更の請求を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始したときは、第101条(工事費の支払義務)の規定にかかわらず、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する利用回線のプランの変更に係る工事費及び料金表第3表(手続きに関する費用)に規定する手続きに関する費用(利用回線に係るものに限りません。))について、その支払いを要しません。

(1) タイプ5のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(2) タイプ5のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(3) タイプ5のプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(4) タイプ1のプラン2(特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のものを除きます。))に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(5) タイプ5(平成16年6月1日改正規定実施前のプラン1又は平成15年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限りません。))に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(6) タイプ5(平成16年6月1日改正規定実施前のプラン2のコース1又は平成18年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限りません。))に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

- (7) タイプ5（平成18年2月15日の改正規定実施前のプラン3に係るものに限ります。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (8) 第4種オープンデータ通信網契約者（平成18年9月28日改正規定実施前のタイプ1のプラン2又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものに限ります。）若しくはコース2に係るものに限ります。）による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- 8 平成20年7月1日から平成20年9月30日までの間、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の提供を請求した第4種オープンデータ通信網契約者は、当社が当該機能の提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月（タイプ1のプラン2、プラン5又はプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るものであって付加機能使用料について特定起算日に係る料金の適用を受けるものは、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む2料金月とします。）について、第97条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第1表第6（付加機能使用料）に規定する付加機能使用料（メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限ります。）の支払いを要しないほか、第101条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する付加機能の利用開始に関する工事費（タイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。この場合において、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の廃止を行い、再び提供の請求があったものについては、この項の規定を適用しません。（料金等の支払いに関する経過措置）
- 9 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年8月8日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成20年10月1日から実施します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年8月29日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

（第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置）

- 1 平成20年10月1日から平成20年12月31日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求（「申込等」といいます。以下この附則において同じとします。）を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者について、当社は次表に掲げる料金減額の取扱いを行います。
この場合において、当該申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、第101条（工事費の支払義務）及び第105条（特定他社接続回線等の料金等）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する特定利用回線の設置に係る工事費、收容局の設定に関する工事費、配線設備多重装置の設定に係る工事費及び料金表第3表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（特定利用回線に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。
- (1) 次の第4種オープンデータ通信網契約の申込み
- ア タイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約
 - イ タイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約
 - ウ タイプ6に係る第4種オープンデータ通信網契約
- (2) 次の第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ1のプラン5若しくはプラン7又はタイプ6に係る

る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

ア タイプ1のプラン1若しくはプラン2、タイプ3、タイプ5又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ1のプラン5若しくはプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者

イ 平成18年9月28日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2、平成18年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1、平成18年2月15日の改正規定実施前のタイプ5のプラン3、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1、タイプ1のプラン1のコース2、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1（コース1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際電話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この附則において同じとします。）を指定している場合に提供するものに限りません。）又はコース5に係るものに限りません。）若しくはタイプ5（プラン1又はプラン2のコース1に係るものに限りません。）、平成15年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者

区分	減額する期間	減額する額
(1)のアの申込又は(2)の変更等のうちタイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るもの	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む4料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む4料金月とします。）	それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限りません。）及び端末設備使用料に限りません。）に2分の1を乗じて得た額
(1)のイの申込又は(2)の変更等のうちタイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るもの	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む12料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む12料金月とします。）	それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限りません。）及び端末設備使用料に限りません。）に2分の1を乗じて得た額
(1)のウの申込又は(2)の変更等のうちタイプ6に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るもの	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む4料金月	それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限りません。）及び端末設備使用料に限りません。）に2分の1を乗じて得た額

2 平成20年10月1日から平成20年12月31日までの間、次に掲げる申込等を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、第97条（定額利用料の支払義務）及び第105条（特定他社接続回線等の料金等）の規定にかかわらず、次表に規定するとおり料金の支払いを要しないほか、料金表第3表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限りません。）について、その支払いを要しません。

(1) 次の第4種オープンデータ通信網契約の申込み

ア タイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約

イ タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約

(2) 次の第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ1のプラン2又はタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

ア タイプ1のプラン1若しくはタイプ3又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ1のプラン2、プラン5若しくはプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者

イ 平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものを除きます。）、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1（コース1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号を指定している場合に提供するものに限りません。）又はコース5に係るものに限りません。）又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者

区分	支払を要しない期間	支払を要しない料金
----	-----------	-----------

(1)のアの申込又は(2)の変更等のうちタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るもの	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む1料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む1料金月とします。）	当該料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。））
(1)のイの申込又は(2)の変更等のうちタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るもの	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月	それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。））

3 この附則第1項又は第2項の規定の適用を受けたタイプ1に係る第4種オープンデータ通信網契約者は、二度以上の変更の請求により、再びこの附則第1項又は第2項の規定の適用を受けることはできません。

4 平成20年10月1日から平成20年12月31日までの間、次に掲げる変更の請求を行った第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその変更の請求を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始したときは、第101条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する利用回線のプランの変更に係る工事費及び料金表第3表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。

(1) タイプ5のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(2) タイプ5のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(3) タイプ5のプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(4) タイプ1のプラン2（特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のものを除きます。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(5) タイプ5（平成16年6月1日改正規定実施前のプラン1又は平成15年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限ります。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(6) タイプ5（平成16年6月1日改正規定実施前のプラン2のコース1又は平成18年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限ります。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(7) タイプ5（平成18年2月15日の改正規定実施前のプラン3に係るものに限ります。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(8) 第4種オープンデータ通信網契約者（平成18年9月28日改正規定実施前のタイプ1のプラン2又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものに限ります。）若しくはコース2に係るものに限ります。）による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

5 平成20年10月1日から平成20年12月31日までの間、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の提供を請求した第4種オープンデータ通信網契約者は、当社が当該機能の提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月（タイプ1のプラン2、プラン5又はプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るものであって付加機能使用料について特定起算日に係る料金の適用を受けるものは、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む2料金月とします。）について、第97条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第1表第6（付加機能使用料）に規定する付加機能使用料（メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限ります。）の支払いを要しないほか、第101条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する付加機能の利用開始に関する工事費（タイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。この場合において、メー

ルウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の廃止を行い、再び提供の請求があったものについては、この項の規定を適用しません。（料金等の支払いに関する経過措置）

6 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成20年10月15日から実施します。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成20年12月1日から実施します。

附 則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成20年12月15日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成21年1月5日から実施します。

附 則

（第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置）

1 平成21年1月1日から平成21年3月31日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求（「申込等」といいます。以下この附則において同じとします。）を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者について、当社は次表に掲げる料金減額の取扱いを行います。

(1) 次の第4種オープンデータ通信網契約の申込み

ア タイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約

イ タイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約

ウ タイプ6に係る第4種オープンデータ通信網契約

(2) 次の第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ1のプラン5若しくはプラン7又はタイプ6に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

ア タイプ1のプラン1若しくはプラン2、タイプ3、タイプ5又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ1のプラン5若しくはプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者

イ 平成18年9月28日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2、平成18年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1、平成18年2月15日の改正規定実施前のタイプ5のプラン3、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1、タイプ1のプラン1のコース2、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1（コース1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際電話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この附則において同じとします。）を指定している場合に提供するものに限り、）又はコース5に係るものに限り、）若しくはタイプ5（プラン1又はプラン2のコース1に係るものに限り、）、平成15年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者

区分	減額する期間	減額する額
(1)のアの申込又は(2)の変更等のうちタイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るもの	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む4料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む4料金月とします。）	それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限りません。）に限りません。）に2分の1を乗じて得た額
(1)のイの申込又は(2)の変更等のうちタイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るもの	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む12料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む12料金月とします。）	
(1)のウの申込又は(2)の変更等のうちタイプ6に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るもの	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む4料金月	

2 平成21年1月1日から平成21年3月31日までの間、次に掲げる申込等を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、第97条（定額利用料の支払義務）及び第105条（特定他社接続回線等の料金等）の規定にかかわらず、次表に規定するとおり料金の支払いを要しないほか、料金表第3表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限りません。）について、その支払いを要しません。

(1) 次の第4種オープンデータ通信網契約の申込み

ア タイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約

イ タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約

(2) 次の第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ1のプラン2又はタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

ア タイプ1のプラン1若しくはタイプ3又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ1のプラン2、プラン5若しくはプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者

イ 平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものを除きます。）、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1（コース1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号を指定している場合に提供するものに限りません。）又はコース5に係るものに限りません。）又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者

区分	支払を要しない期間	支払を要しない料金
(1)のアの申込又は(2)の変更等のうちタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るもの	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む1料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む1料金月とします。）	当該料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限りません。））
(1)のイの申込又は(2)の変更等のうちタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るもの	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月	それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限りません。））

- 3 この附則第1項又は第2項の規定の適用を受けたタイプ1に係る第4種オープンデータ通信網契約者は、二度以上の変更の請求により、再びこの附則第1項又は第2項の規定の適用を受けることはできません。
- 4 平成21年1月1日から平成21年3月31日までの間、次に掲げる変更の請求を行った第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその変更の請求を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始したときは、第101条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する利用回線のプランの変更に係る工事費及び料金表第3表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限りません。）について、その支払いを要しません。
- (1) タイプ5のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (2) タイプ5のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (3) タイプ5のプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (4) タイプ1のプラン2（特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のものを除きます。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (5) タイプ5（平成16年6月1日改正規定実施前のプラン1又は平成15年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限りません。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (6) タイプ5（平成16年6月1日改正規定実施前のプラン2のコース1又は平成18年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限りません。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (7) タイプ5（平成18年2月15日の改正規定実施前のプラン3に係るものに限りません。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (8) 第4種オープンデータ通信網契約者（平成18年9月28日改正規定実施前のタイプ1のプラン2又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものに限りません。）若しくはコース2に係るものに限りません。）による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- 5 平成21年1月1日から平成21年3月31日までの間、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の提供を請求した第4種オープンデータ通信網契約者は、当社が当該機能の提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月（タイプ1のプラン2、プラン5又はプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るものであって付加機能使用料について特定起算日に係る料金の適用を受けるものは、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む2料金月とします。）について、第97条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第1表第6（付加機能使用料）に規定する付加機能使用料（メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限りません。）の支払いを要しないほか、第101条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する付加機能の利用開始に関する工事費（タイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限りません。）について、その支払いを要しません。この場合において、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の廃止を行い、再び提供の請求があったものについては、この項の規定を適用しません。（料金等の支払いに関する経過措置）
- 6 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成21年1月30日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成21年2月1日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 21 年 3 月 5 日から実施します。
(第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているタイプ 3 のコース 6 の同時利用条件型に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとしします。
- (1) 利用料については、次に定める額としします。
- ア 基本料

区 分			1 の契約者識別符号ごとに 料 金 額 (月額)
タイプ 3	コース 6	同時利用条件型 (別に定める電気通信事業者の提供する電気通信サービスに係る契約を締結していることを条件とするもの)	—

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 21 年 3 月 17 日から実施します。
(第 1 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次の表の左欄の第 1 種オープンデータ通信網サービスは、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定により提供する右欄の第 1 種オープンデータ通信網サービスとみなします。

イーサネット型の一般型のタイプ 1 であって接続契約者回線の区分が区分 3 のもの	イーサネット型の一般型のタイプ 1 のクラス 1 であって接続契約者回線の区分が区分 3 のもの
---	--

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

- 1 平成 21 年 4 月 1 日から平成 21 年 6 月 30 日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求（「申込等」といいます。以下この附則において同じとしします。）を行った申込者又は第 4 種オープンデータ通信網契約者について、当社は次表に掲げる料金減額の取扱いを行います。
- (1) 次の第 4 種オープンデータ通信網契約の申込み
- ア タイプ 1 のプラン 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約
- イ タイプ 1 のプラン 7 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約
- (2) 次の第 4 種オープンデータ通信網契約者による、タイプ 1 のプラン 5 又はプラン 7 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- ア タイプ 1 のプラン 1 若しくはプラン 2、タイプ 3、タイプ 5 又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ 1 のプラン 5 若しくはプラン 7 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者
- イ 平成 21 年 3 月 5 日の改正規定実施前のタイプ 3 のコース 6 の同時利用条件型、平成 18 年 9 月 28 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 2、平成 18 年 8 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 5 のプラン 1、平成 18 年 2 月 15 日の改正規定実施前のタイプ 5 のプラン 3、平成 16 年 6 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 1 のコース 1、タイプ 1 のプラン 1 のコース 2、タイプ 1 のプラン 2、タイプ 2、タイプ 3 のプラン 1（コース 1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際電話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号（電気通信番号規則第 5 条に規定する電気通信番号をいいます。以下この附則において同じとしします。）

を指定している場合に提供するものに限ります。)又はコース5に係るものに限ります。)若しくはタイプ5(プラン1又はプラン2のコース1に係るものに限ります。)、平成15年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者

区分	減額する期間	減額する額
(1)のアの申込又は(2)の変更等のうちタイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るもの	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む4料金月(特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む4料金月とします。)	それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額(料金表第1表第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する利用料(基本料の部分に限ります。))に限ります。)に2分の1を乗じて得た額
(1)のイの申込又は(2)の変更等のうちタイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るもの	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む12料金月(特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む12料金月とします。)	

2 平成21年4月1日から平成21年6月30日までの間、次に掲げる申込等を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月について、第97条(定額利用料の支払義務)及び第105条(特定他社接続回線等の料金等)の規定にかかわらず、それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額(料金表第1表第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する利用料(基本料の部分に限ります。))の支払いを要しないほか、料金表第3表(手続きに関する費用)に規定する手続きに関する費用(利用回線に係るものに限ります。))について、その支払いを要しませぬ。

(1) タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み

(2) 次の第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

ア タイプ1のプラン1若しくはタイプ3又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ1のプラン2、プラン5若しくはプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者

イ 平成21年3月5日の改正規定実施前のタイプ3のコース6の同時利用条件型、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1(平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものを除きます。)、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1(コース1(別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号を指定している場合に提供するものに限ります。))又はコース5に係るものに限ります。))又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者

3 この附則第1項又は第2項の規定の適用を受けたタイプ1に係る第4種オープンデータ通信網契約者は、二度以上の変更の請求により、再びこの附則第1項又は第2項の規定の適用を受けることはできません。

4 平成21年4月1日から平成21年6月30日までの間、次に掲げる変更の請求を行った第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその変更の請求を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始したときは、第101条(工事費の支払義務)の規定にかかわらず、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する利用回線のプランの変更に係る工事費及び料金表第3表(手続きに関する費用)に規定する手続きに関する費用(利用回線に係るものに限ります。))について、その支払いを要しませぬ。

(1) タイプ5のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(2) タイプ5のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(3) タイプ5のプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(4) タイプ1のプラン2(特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のものを除きます。)に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

- (5) タイプ5（平成16年6月1日改正規定実施前のプラン1又は平成15年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限ります。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (6) タイプ5（平成16年6月1日改正規定実施前のプラン2のコース1又は平成18年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限ります。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (7) タイプ5（平成18年2月15日の改正規定実施前のプラン3に係るものに限ります。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (8) 第4種オープンデータ通信網契約者（平成18年9月28日改正規定実施前のタイプ1のプラン2又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものに限ります。）若しくはコース2に係るものに限ります。）による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- 5 平成21年4月1日から平成21年6月30日までの間、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の提供を請求した第4種オープンデータ通信網契約者は、当社が当該機能の提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月（タイプ1のプラン2、プラン5又はプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るものであって付加機能使用料について特定起算日に係る料金の適用を受けるものは、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む2料金月とします。）について、第97条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第1表第6（付加機能使用料）に規定する付加機能使用料（メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限ります。）の支払いを要しないほか、第101条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する付加機能の利用開始に関する工事費（タイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。この場合において、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の廃止を行い、再び提供の請求があったものについては、この項の規定を適用しません。（料金等の支払いに関する経過措置）
- 6 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成21年4月20日から実施します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成21年7月1日から実施します。
（第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置）
- 2 平成21年7月1日から平成21年9月30日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求（「申込等」といいます。以下この附則において同じとします。）を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者について、当社は次表に掲げる料金減額の取扱いを行います。
- (1) 次の第4種オープンデータ通信網契約の申込み
- ア タイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約
- イ タイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約
- (2) 次の第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ1のプラン5又はプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- ア タイプ1のプラン1若しくはプラン2、タイプ3、タイプ5又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ1のプラン5若しくはプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者
- イ 平成21年3月5日の改正規定実施前のタイプ3のコース6の同時利用条件型、平成18年9月28日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2、平成18年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1、平成18年2月15日の改正規定実施前のタイプ5のプラン3、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1、タイプ1のプラン1のコース2、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1（コース1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際電話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この附則において同じとします。）

を指定している場合に提供するものに限ります。)又はコース5に係るものに限ります。)若しくはタイプ5(プラン1又はプラン2のコース1に係るものに限ります。)、平成15年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者

区分	減額する期間	減額する額
(1)のアの申込又は(2)の変更等のうちタイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るもの	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む4料金月(特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む4料金月とします。)	それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額(料金表第1表第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する利用料(基本料の部分に限ります。))に限ります。)に2分の1を乗じて得た額
(1)のイの申込又は(2)の変更等のうちタイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るもの	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む12料金月(特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む12料金月とします。)	

3 平成21年7月1日から平成21年9月30日までの間、次に掲げる申込等を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月について、第97条(定額利用料の支払義務)及び第105条(特定他社接続回線等の料金等)の規定にかかわらず、それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額(料金表第1表第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する利用料(基本料の部分に限ります。))に限ります。)の支払いを要しないほか、料金表第3表(手続きに関する費用)に規定する手続きに関する費用(利用回線に係るものに限ります。)について、その支払いを要しません。

(1) タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み

(2) 次の第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

ア タイプ1のプラン1若しくはタイプ3又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ1のプラン2、プラン5若しくはプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者

イ 平成21年3月5日の改正規定実施前のタイプ3のコース6の同時利用条件型、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1(平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものを除きます。)、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1(コース1(別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号を指定している場合に提供するものに限ります。))又はコース5に係るものに限ります。))又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者

4 この附則第2項又は第3項の規定の適用を受けたタイプ1に係る第4種オープンデータ通信網契約者は、二度以上の変更の請求により、再びこの附則第2項又は第3項の規定の適用を受けることはできません。

5 平成21年7月1日から平成21年9月30日までの間、次に掲げる変更の請求を行った第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその変更の請求を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始したときは、第101条(工事費の支払義務)の規定にかかわらず、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する利用回線のプランの変更に係る工事費及び料金表第3表(手続きに関する費用)に規定する手続きに関する費用(利用回線に係るものに限ります。))について、その支払いを要しません。

(1) タイプ5のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(2) タイプ5のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(3) タイプ5のプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(4) タイプ1のプラン2(特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のものを除きます。)に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

- (5) タイプ5（平成16年6月1日改正規定実施前のプラン1又は平成15年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限り。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (6) タイプ5（平成16年6月1日改正規定実施前のプラン2のコース1又は平成18年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限り。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (7) タイプ5（平成18年2月15日の改正規定実施前のプラン3に係るものに限り。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (8) 第4種オープンデータ通信網契約者（平成18年9月28日改正規定実施前のタイプ1のプラン2又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものに限り。）若しくはコース2に係るものに限り。）による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- 6 平成21年7月1日から平成21年9月30日までの間、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の提供を請求した第4種オープンデータ通信網契約者は、当社が当該機能の提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月（タイプ1のプラン2、プラン5又はプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るものであって付加機能使用料について特定起算日に係る料金の適用を受けるものは、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む2料金月とします。）について、第97条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第1表第6（付加機能使用料）に規定する付加機能使用料（メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限り。）の支払いを要しないほか、第101条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する付加機能の利用開始に関する工事費（タイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限り。）について、その支払いを要しません。この場合において、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の廃止を行い、再び提供の請求があったものについては、この項の規定を適用しません。（料金等の支払いに関する経過措置）
- 7 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成21年8月3日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成21年8月11日から実施します。
（第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置）
- 2 平成21年7月1日実施の附則（J09009794）第2項に規定する第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置における表のうち、「(1)のアの申込又は(2)の変更等のうちタイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るもの」について、次表に改めます。

区分	減額する期間	減額する額	
(1)のアの申込又は(2)の変更等のうちタイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るもの	(ア) その申込等と同時に、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスと接続する特定利用回線（東日本電信電話株式会社に係るものに限り。）について、協定事業者に対する申込み手続きを当社が代行するとき	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む8料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む8料金月とします。）	それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限り。）に限り。）に2分の1を乗じて得た額

(イ) (ア)以外のとき	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む4料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む4料金月とします。）
--------------	---

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成21年10月1日から実施します。
(第9種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第9種オープンデータ通信網サービスの次の表の左欄のプランは、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後のこの約款の規定により提供する第9種オープンデータ通信網サービスの次の表の右欄のプランとみなします。

プラン1	プラン2
プラン2	プラン3
プラン3	プラン4

(第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

- 3 平成21年10月1日から平成21年12月31日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求（「申込等」といいます。以下この附則において同じとします。）を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者について、当社は次表に掲げる料金減額の取扱いを行います。

(1) 次の第4種オープンデータ通信網契約の申込み

- ア タイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約
イ タイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約

(2) 次の第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ1のプラン5又はプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

- ア タイプ1のプラン1若しくはプラン2、タイプ3、タイプ5又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ1のプラン5若しくはプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者

- イ 平成21年3月5日の改正規定実施前のタイプ3のコース6の同時利用条件型、平成18年9月28日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2、平成18年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1、平成18年2月15日の改正規定実施前のタイプ5のプラン3、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1、タイプ1のプラン1のコース2、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1（コース1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際電話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この附則において同じとします。）を指定している場合に提供するものに限り、又はコース5に係るものに限り、若しくはタイプ5（プラン1又はプラン2のコース1に係るものに限り、平成15年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者

区分	減額する期間	減額する額	
(1)のアの申込又は(2)の変更等のうちタイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るもの	(ア) その申込等と同時に、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスと接続する特定利用回線について、協定事業者に対する申込み手続きを当社が代行するとき	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む8料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む8料金月とします。）	それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限り、
	(イ) (ア)以外のとき	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に	す。）に限り、

	き	係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む4料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む4料金月とします。）	す。）に2分の1を乗じて得た額
(1)のイの申込又は(2)の変更等のうちタイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るもの			

4 平成21年10月1日から平成21年12月31日までの間、次に掲げる申込等を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月について、第97条（定額利用料の支払義務）及び第105条（特定他社接続回線等の料金等）の規定にかかわらず、それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。）に限ります。）の支払いを要しないほか、料金表第3表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。

(1) タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み

(2) 次の第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

ア タイプ1のプラン1若しくはタイプ3又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ1のプラン2、プラン5若しくはプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者

イ 平成21年3月5日の改正規定実施前のタイプ3のコース6の同時利用条件型、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものを除きます。）、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1（コース1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号を指定している場合に提供するものに限ります。）又はコース5に係るものに限ります。）又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者

5 この附則第3項又は第4項の規定の適用を受けたタイプ1に係る第4種オープンデータ通信網契約者は、二度以上の変更の請求により、再びこの附則第3項又は第4項の規定の適用を受けることはできません。

6 平成21年10月1日から平成21年12月31日までの間、次に掲げる変更の請求を行った第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその変更の請求を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始したときは、第101条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する利用回線のプランの変更に係る工事費及び料金表第3表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。

(1) タイプ5のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(2) タイプ5のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(3) タイプ5のプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(4) タイプ1のプラン2（特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のものを除きます。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(5) タイプ5（平成16年6月1日改正規定実施前のプラン1又は平成15年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限ります。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(6) タイプ5（平成16年6月1日改正規定実施前のプラン2のコース1又は平成18年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限ります。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(7) タイプ5（平成18年2月15日の改正規定実施前のプラン3に係るものに限ります。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(8) 第4種オープンデータ通信網契約者（平成18年9月28日改正規定実施前のタイプ1のプラン2又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものに限りません。）若しくはコース2に係るものに限ります。）による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

7 平成21年10月1日から平成21年12月31日までの間、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単

位型)、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の提供を請求した第4種オープンデータ通信網契約者は、当社が当該機能の提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月(タイプ1のプラン2、プラン5又はプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るものであって付加機能使用料について特定起算日に係る料金の適用を受けるものは、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む2料金月とします。)について、第97条(定額利用料の支払義務)の規定にかかわらず、料金表第1表第6(付加機能使用料)に規定する付加機能使用料(メールウイルスチェック機能(メールアドレス単位型)、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限り、)の支払いを要しないほか、第101条(工事費の支払義務)の規定にかかわらず、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する付加機能の利用開始に関する工事費(タイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限り、)について、その支払いを要しません。この場合において、メールウイルスチェック機能(メールアドレス単位型)、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の廃止を行い、再び提供の請求があったものについては、この項の規定を適用しません。(料金等の支払いに関する経過措置)

8 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成21年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成21年12月16日から実施します。

(第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているタイプ6に係る第4種オープンデータ通信網サービスに関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 利用料については、次に定める額とします。

ア 基本料

1の契約者識別符号ごとに

区 分		料金額 (月額)	
タイプ6 (特定利用回線と接続して提供するものであって、協定事業者の電気通信サービスの提供区間及びIP電話サービス契約約款に規定するプラン2に係る第1種IP電話サービスの基本料を併せて当社が1の料金を設定するもの)	プラン1	6,380円 (税込6,699円)	
	プラン2	4,280円 (税込4,494円)	
	プラン3	4,280円 (税込4,494円)	

(2) 加算額については、次に定める額とします。

ア 端末設備使用料

区 分		単 位	料金額 (月額)
タイプ6に係る回線終端装置	プラン1に係るもの	回線終端装置1台ごとに	900円(税込945円)
	プラン3に係るもの		500円(税込525円)
タイプ6に係る配線設備多重装置		配線設備多重装置1台ごとに	500円(税込525円)

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

1 平成22年1月1日から平成22年3月31日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求(「申込等」といいます。以下この附則において同じとします。)を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者について、当社は次表に掲げる料金減額の取扱いを行います。

(1) 次の第4種オープンデータ通信網契約の申込み

ア タイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約

イ タイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約

(2) 次の第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ1のプラン5又はプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

ア タイプ1のプラン1若しくはプラン2、タイプ3、タイプ5又は特定起算日に係る料金の適用を受け

るものであって特定起算日前のタイプ1のプラン5若しくはプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者

イ 平成21年3月5日の改正規定実施前のタイプ3のコース6の同時利用条件型、平成18年9月28日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2、平成18年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1、平成18年2月15日の改正規定実施前のタイプ5のプラン3、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1、タイプ1のプラン1のコース2、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1（コース1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際電話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この附則において同じとします。）を指定している場合に提供するものに限り、又はコース5に係るものに限り、又はタイプ5（プラン1又はプラン2のコース1に係るものに限り、又は平成15年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者

区分		減額する期間	減額する額
(1)のアの申込又は(2)の変更等のうちタイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るもの	(ア) その申込等と同時に、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスと接続する特定利用回線について、協定事業者に対する申込み手続きを当社が代行するとき	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む8料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む8料金月とします。）	それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限り、又は平成15年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者）に限り、又はタイプ5（プラン1又はプラン2のコース1に係るものに限り、又は平成15年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者）に2分の1を乗じて得た額
	(イ) (ア)以外のとき	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む4料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む4料金月とします。）	
(1)のイの申込又は(2)の変更等のうちタイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るもの			

2 平成22年1月1日から平成22年3月31日までの間、次に掲げる申込等を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月について、第97条（定額利用料の支払義務）及び第105条（特定他社接続回線等の料金等）の規定にかかわらず、それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限り、又は平成15年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者）に限り、又はタイプ5（プラン1又はプラン2のコース1に係るものに限り、又は平成15年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者）に2分の1を乗じて得た額）の支払いを要しないほか、料金表第3表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限り、又は平成15年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者）について、その支払いを要しません。

(1) タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み

(2) 次の第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

ア タイプ1のプラン1若しくはタイプ3又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ1のプラン2、プラン5若しくはプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者

イ 平成21年3月5日の改正規定実施前のタイプ3のコース6の同時利用条件型、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものを除きます。）、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1（コース1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号を指定している場合に提供するものに限り、又はコース5に係るものに限り、又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者

3 この附則第1項又は第2項の規定の適用を受けたタイプ1に係る第4種オープンデータ通信網契約者は、二度以上の変更の請求により、再びこの附則第1項又は第2項の規定の適用を受けることはできません。

4 平成22年1月1日から平成22年3月31日までの間、次に掲げる変更の請求を行った第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその変更の請求を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始したと

きは、第101条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する利用回線のプランの変更に係る工事費及び料金表第3表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限りません。）について、その支払いを要しません。

- (1) タイプ5のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (2) タイプ5のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (3) タイプ5のプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (4) タイプ1のプラン2（特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のものを除きます。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (5) タイプ5（平成16年6月1日改正規定実施前のプラン1又は平成15年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限りません。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (6) タイプ5（平成16年6月1日改正規定実施前のプラン2のコース1又は平成18年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限りません。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (7) タイプ5（平成18年2月15日の改正規定実施前のプラン3に係るものに限りません。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (8) 第4種オープンデータ通信網契約者（平成18年9月28日改正規定実施前のタイプ1のプラン2又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものに限りません。）若しくはコース2に係るものに限りません。）による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- 5 平成22年1月1日から平成22年3月31日までの間、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の提供を請求した第4種オープンデータ通信網契約者は、当社が当該機能の提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月（タイプ1のプラン2、プラン5又はプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るものであって付加機能使用料について特定起算日に係る料金の適用を受けるものは、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む2料金月とします。）について、第97条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第1表第6（付加機能使用料）に規定する付加機能使用料（メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限りません。）の支払いを要しないほか、第101条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する付加機能の利用開始に関する工事費（タイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限りません。）について、その支払いを要しません。この場合において、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の廃止を行い、再び提供の請求があったものについては、この項の規定を適用しません。（料金等の支払いに関する経過措置）
- 6 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成22年1月15日から実施します。
（第1種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているイーサネット型のタイプ4のコース2に係る第1種オープンデータ通信網サービスについては、この改正規定実施の日以降の別に定める日までの間、この改正規定にかかわらず、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているイーサネット型のタイプ4のコース1に係る第1種オープンデータ通信網サービスに関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとしします。
 - (1) 利用料については、次に定める額とします。
 - ア 基本料

1の加入契約回線等ごとに

品目の組合せ	料 金 額
--------	-------

I P v 4 の品目	I P v 6 の品目	臨時以外のもの (月額)	臨時のもの (日額)
1 Mb/s	1 Mb/s	1 9 6 , 0 0 0 円(税込 205,800 円)	1 9 , 6 0 0 円(税込 20,580 円)
1 Mb/s	2 Mb/s	2 9 6 , 0 0 0 円(税込 310,800 円)	2 9 , 6 0 0 円(税込 31,080 円)
1 Mb/s	3 Mb/s	3 9 6 , 0 0 0 円(税込 415,800 円)	3 9 , 6 0 0 円(税込 41,580 円)
1 Mb/s	4 Mb/s	4 9 6 , 0 0 0 円(税込 520,800 円)	4 9 , 6 0 0 円(税込 52,080 円)
1 Mb/s	5 Mb/s	5 9 6 , 0 0 0 円(税込 625,800 円)	5 9 , 6 0 0 円(税込 62,580 円)
2 Mb/s	1 Mb/s	2 9 1 , 0 0 0 円(税込 305,550 円)	2 9 , 1 0 0 円(税込 30,555 円)
2 Mb/s	2 Mb/s	3 9 1 , 0 0 0 円(税込 410,550 円)	3 9 , 1 0 0 円(税込 41,055 円)
2 Mb/s	3 Mb/s	4 9 1 , 0 0 0 円(税込 515,550 円)	4 9 , 1 0 0 円(税込 51,555 円)
2 Mb/s	4 Mb/s	5 9 1 , 0 0 0 円(税込 620,550 円)	5 9 , 1 0 0 円(税込 62,055 円)
2 Mb/s	5 Mb/s	6 9 1 , 0 0 0 円(税込 725,550 円)	6 9 , 1 0 0 円(税込 72,555 円)
3 Mb/s	1 Mb/s	3 8 1 , 0 0 0 円(税込 400,050 円)	3 8 , 1 0 0 円(税込 40,005 円)
3 Mb/s	2 Mb/s	4 8 1 , 0 0 0 円(税込 505,050 円)	4 8 , 1 0 0 円(税込 50,505 円)
3 Mb/s	3 Mb/s	5 8 1 , 0 0 0 円(税込 610,050 円)	5 8 , 1 0 0 円(税込 61,005 円)
3 Mb/s	4 Mb/s	6 8 1 , 0 0 0 円(税込 715,050 円)	6 8 , 1 0 0 円(税込 71,505 円)
3 Mb/s	5 Mb/s	7 8 1 , 0 0 0 円(税込 820,050 円)	7 8 , 1 0 0 円(税込 82,005 円)
4 Mb/s	1 Mb/s	4 6 6 , 0 0 0 円(税込 489,300 円)	4 6 , 6 0 0 円(税込 48,930 円)
4 Mb/s	2 Mb/s	5 6 6 , 0 0 0 円(税込 594,300 円)	5 6 , 6 0 0 円(税込 59,430 円)
4 Mb/s	3 Mb/s	6 6 6 , 0 0 0 円(税込 699,300 円)	6 6 , 6 0 0 円(税込 69,930 円)
4 Mb/s	4 Mb/s	7 6 6 , 0 0 0 円(税込 804,300 円)	7 6 , 6 0 0 円(税込 80,430 円)
4 Mb/s	5 Mb/s	8 6 6 , 0 0 0 円(税込 909,300 円)	8 6 , 6 0 0 円(税込 90,930 円)
5 Mb/s	1 Mb/s	5 4 6 , 0 0 0 円(税込 573,300 円)	5 4 , 6 0 0 円(税込 57,330 円)
5 Mb/s	2 Mb/s	6 4 6 , 0 0 0 円(税込 678,300 円)	6 4 , 6 0 0 円(税込 67,830 円)
5 Mb/s	3 Mb/s	7 4 6 , 0 0 0 円(税込 783,300 円)	7 4 , 6 0 0 円(税込 78,330 円)
5 Mb/s	4 Mb/s	8 4 6 , 0 0 0 円(税込 888,300 円)	8 4 , 6 0 0 円(税込 88,830 円)
5 Mb/s	5 Mb/s	9 4 6 , 0 0 0 円(税込 993,300 円)	9 4 , 6 0 0 円(税込 99,330 円)
備考 I P v 4 を使用して行う通信に係る品目及び I P v 6 を使用して行う通信に係る品目の組合せにより、基本料を適用します。			

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 3 月 8 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 22 年 3 月 31 日の午前 2 時から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 22 年 4 月 1 日から実施します。

(第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

- 2 平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 6 月 30 日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求（「申込等」といいます。以下この附則において同じとします。）を行った申込者又は第 4 種オープンデータ通信網契約者について、当社は次表に掲げる料金減額の取扱いを行います。

(1) 次の第 4 種オープンデータ通信網契約の申込み

- ア タイプ 1 のプラン 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約
- イ タイプ 1 のプラン 7 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約

(2) 次のアからウの契約者によるタイプ 1 のプラン 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更又は

ア若しくはウの契約者によるタイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 ア タイプ1のプラン1若しくはプラン2、タイプ3、タイプ5又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ1のプラン5若しくはプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者

イ 平成21年12月16日の改正規定実施前のタイプ6又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ6に係る第4種オープンデータ通信網契約者

ウ 平成21年3月5日の改正規定実施前のタイプ3のコース6の同時利用条件型、平成18年9月28日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2、平成18年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1、平成18年2月15日の改正規定実施前のタイプ5のプラン3、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1、タイプ1のプラン1のコース2、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1（コース1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際電話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この附則において同じとします。）を指定している場合に提供するものに限り、）又はコース5に係るものに限り、）若しくはタイプ5（プラン1又はプラン2のコース1に係るものに限り、）、平成15年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者

区分		減額する期間	減額する額
(1)のアの申込又は(2)の変更等のうちタイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るもの	(ア) その申込等と同時に、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスと接続する特定利用回線について、協定事業者に対する申込み手続きを当社が代行するとき	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む8料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む8料金月とします。）	それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限り、）に限り、）に2分の1を乗じて得た額
	(イ) (ア)以外のとき	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む4料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む4料金月とします。）	
(1)のイの申込又は(2)の変更等のうちタイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るもの		当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む4料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む4料金月とします。）	

3 平成22年4月1日から平成22年6月30日までの間、次に掲げる申込等を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月について、第97条（定額利用料の支払義務）及び第105条（特定他社接続回線等の料金等）の規定にかかわらず、それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限り、）に限り、）の支払いを要しないほか、料金表第3表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限り、）について、その支払いを要しません。

(1) タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み

(2) 次の第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

ア タイプ1のプラン1若しくはタイプ3又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ1のプラン2、プラン5若しくはプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者

イ 平成21年12月16日の改正規定実施前のタイプ6、平成21年3月5日の改正規定実施前のタイプ3のコース6の同時利用条件型、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものを除きます。）、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1（コース1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号を指定している場合に提供するものに限り、）又はコース5に係るものに限り、）若しくはタイプ6又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ

1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者

- 4 この附則第2項又は第3項の規定の適用を受けたタイプ1に係る第4種オープンデータ通信網契約者は、二度以上の変更の請求により、再びこの附則第2項又は第3項の規定の適用を受けることはできません。
- 5 平成22年4月1日から平成22年6月30日までの間、次に掲げる変更の請求を行った第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその変更の請求を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始したときは、第101条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する利用回線のプランの変更に係る工事費及び料金表第3表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限りません。）について、その支払いを要しません。
- (1) タイプ5のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (2) タイプ5のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (3) タイプ5のプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (4) タイプ1のプラン2（特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のものを除きます。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (5) タイプ5（平成16年6月1日改正規定実施前のプラン1又は平成15年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限りません。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (6) タイプ5（平成16年6月1日改正規定実施前のプラン2のコース1又は平成18年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限りません。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (7) タイプ5（平成18年2月15日の改正規定実施前のプラン3に係るものに限りません。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (8) 第4種オープンデータ通信網契約者（平成18年9月28日改正規定実施前のタイプ1のプラン2又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものに限りません。）若しくはコース2に係るものに限りません。）による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- 6 平成22年4月1日から平成22年6月30日までの間、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の提供を請求した第4種オープンデータ通信網契約者は、当社が当該機能の提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月（タイプ1のプラン2、プラン5又はプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るものであって付加機能使用料について特定起算日に係る料金の適用を受けるものは、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む2料金月とします。）について、第97条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第1表第6（付加機能使用料）に規定する付加機能使用料（メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限りません。）の支払いを要しないほか、第101条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する付加機能の利用開始に関する工事費（タイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限りません。）について、その支払いを要しません。この場合において、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の廃止を行い、再び提供の請求があったものについては、この項の規定を適用しません。（料金等の支払いに関する経過措置）
- 7 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年10月1日から実施します。（第4種オープンデータ通信網契約に関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次の表の左欄の第4種オープンデータ通信網契約は、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款に規定する同表の右欄の第4種オープンデータ通信網契約に移行したものとみなします。

平成21年12月16日の改正規定実施前のタイプ6に係る第4種オープンデータ通信網契約	タイプ3のコース6の通常型に係る第4種オープンデータ通信網契約
--	---------------------------------

平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ6に係る
第4種オープンデータ通信網契約

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年5月17日から実施します。
(旧特定契約者回線型に係る第1種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している特定契約者回線型に係る第1種オープンデータ通信網サービス（以下この附則において「旧特定契約者回線型に係る第1種オープンデータ通信網サービス」といいます。）に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとしします。
(1) 利用料については、次に定める額としします。

1の特定契約者回線ごとに

品 目	区 分		料金額(月額)
50 Mb/s	タイプ1		9,110円(税込9,565円)
	タイプ2		10,910円(税込11,455円)
100 Mb/s	タイプ1	プラン1	29,800円(税込31,290円)
		プラン2	32,800円(税込34,440円)
	タイプ2		198,000円(税込207,900円)
	タイプ3		980,000円(税込1,029,000円)

(旧第1種オープンデータ通信網契約者からの申込みに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施の日以降の別に定める日までの間、旧第1種オープンデータ通信網契約者（旧特定契約者回線型に係る第1種オープンデータ通信網サービスに係るオープンデータ通信網契約者をいいます。）から、旧特定契約者回線型に係る第1種オープンデータ通信網サービスの申込みがあった場合、当社は第14条（第1種オープンデータ通信網契約申込の承諾）の規定に準じてその申込みを承諾します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成22年5月20日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成22年6月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年7月1日から実施します。
(第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- 2 平成22年7月1日から平成22年9月30日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求（「申込等」といいます。以下この附則において同じとしします。）を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者について、当社は次表に掲げる料金減額の取扱いを行います。
(1) 次の第4種オープンデータ通信網契約の申込み
ア タイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約
イ タイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約
(2) 次のアからウの契約者によるタイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更又はア若しくはウの契約者によるタイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
ア タイプ1のプラン1若しくはプラン2、タイプ3、タイプ5又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ1のプラン5若しくはプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者
イ 平成21年12月16日の改正規定実施前のタイプ6又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ6に係る第4種オープンデータ通信網契約者

ウ 平成 21 年 3 月 5 日の改正規定実施前のタイプ 3 のコース 6 の同時利用条件型、平成 18 年 9 月 28 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 2、平成 18 年 8 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 5 のプラン 1、平成 18 年 2 月 15 日の改正規定実施前のタイプ 5 のプラン 3、平成 16 年 6 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 1 のコース 1、タイプ 1 のプラン 1 のコース 2、タイプ 1 のプラン 2、タイプ 2、タイプ 3 のプラン 1（コース 1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号（電気通信番号規則第 5 条に規定する電気通信番号をいいます。以下この附則において同じとします。）を指定している場合に提供するものに限り、又はコース 5 に係るものに限り、又はタイプ 5（プラン 1 又はプラン 2 のコース 1 に係るものに限り、又はタイプ 5（プラン 1 又はプラン 2 のコース 1 に係るものに限り、又は平成 15 年 8 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 5 のプラン 1 又は平成 13 年 11 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 2 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者

区分		減額する期間	減額する額
(1) のアの申込又は (2) の変更等のうちタイプ 1 のプラン 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約に係るもの	(ア) その申込等と同時に、当該申込等に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスと接続する特定利用回線について、協定事業者に対する申込み手続きを当社が代行するとき	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む 8 料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む 8 料金月とします。）	それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第 1 表第 3（第 4 種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限り、又はタイプ 5（プラン 1 又はプラン 2 のコース 1 に係るものに限り、又は平成 15 年 8 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 5 のプラン 1 又は平成 13 年 11 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 2 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者
	(イ) (ア) 以外のとき	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む 4 料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む 4 料金月とします。）	
(1) のイの申込又は (2) の変更等のうちタイプ 1 のプラン 7 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約に係るもの			

3 平成 22 年 7 月 1 日から平成 22 年 9 月 30 日までの間、次に掲げる申込等を行った申込者又は第 4 種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む 2 料金月について、第 97 条（定額利用料の支払義務）及び第 105 条（特定他社接続回線等の料金等）の規定にかかわらず、それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第 1 表第 3（第 4 種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限り、又はタイプ 5（プラン 1 又はプラン 2 のコース 1 に係るものに限り、又は平成 15 年 8 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 5 のプラン 1 又は平成 13 年 11 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 2 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者

(1) タイプ 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約の申込み

(2) 次の第 4 種オープンデータ通信網契約者による、タイプ 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求

ア タイプ 1 のプラン 1 若しくはタイプ 3 又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ 1 のプラン 2、プラン 5 若しくはプラン 7 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者

イ 平成 21 年 12 月 16 日の改正規定実施前のタイプ 6、平成 21 年 3 月 5 日の改正規定実施前のタイプ 3 のコース 6 の同時利用条件型、平成 16 年 6 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 1 のコース 1（平成 15 年 1 月 1 日の改正規定実施前にタイプ 1 のプラン 1 のコース 2 として締結したものを除きます。）タイプ 1 のプラン 2、タイプ 2、タイプ 3 のプラン 1（コース 1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号を指定している場合に提供するものに限り、又はコース 5 に係るものに限り、又はタイプ 5（プラン 1 又はプラン 2 のコース 1 に係るものに限り、又は平成 15 年 8 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 5 のプラン 1 又は平成 13 年 11 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 2 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者

4 この附則第 2 項又は第 3 項の規定の適用を受けたタイプ 1 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者は、二度以上の変更の請求により、再びこの附則第 2 項又は第 3 項の規定の適用を受けることはできません。

5 平成 22 年 7 月 1 日から平成 22 年 9 月 30 日までの間、次に掲げる変更の請求を行った第 4 種オープンデータ通信網契約者は、当社がその変更の請求を承諾し第 4 種オープンデータ通信網サービスの提供を開始したときは、第 101 条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第 2 表（工事に関する費用）に規定する利

用回線のプランの変更に係る工事費及び料金表第3表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限りません。）について、その支払いを要しません。

- (1) タイプ5のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (2) タイプ5のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (3) タイプ5のプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (4) タイプ1のプラン2（特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のものを除きます。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (5) タイプ5（平成16年6月1日改正規定実施前のプラン1又は平成15年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限りません。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (6) タイプ5（平成16年6月1日改正規定実施前のプラン2のコース1又は平成18年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限りません。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (7) タイプ5（平成18年2月15日の改正規定実施前のプラン3に係るものに限りません。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (8) 第4種オープンデータ通信網契約者（平成18年9月28日改正規定実施前のタイプ1のプラン2又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものに限りません。）若しくはコース2に係るものに限りません。）による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- 6 平成22年7月1日から平成22年9月30日までの間、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の提供を請求した第4種オープンデータ通信網契約者は、当社が当該機能の提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月（タイプ1のプラン2、プラン5又はプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るものであって付加機能使用料について特定起算日に係る料金の適用を受けるものは、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む2料金月とします。）について、第97条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第1表第6（付加機能使用料）に規定する付加機能使用料（メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限りません。）の支払いを要しないほか、第101条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する付加機能の利用開始に関する工事費（タイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限りません。）について、その支払いを要しません。この場合において、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の廃止を行い、再び提供の請求があったものについては、この項の規定を適用しません。（料金等の支払いに関する経過措置）
- 7 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成22年8月2日から実施します。
（第4種オープンデータ通信網サービスの複合利用割引に関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している、第4種オープンデータ通信網サービスに係る優先接続との複合利用に係る料金の取扱いに関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとしします。

優先接続との複合利用に係る料金の取扱いの適用	ア 当社は、第4種オープンデータ通信網契約者（タイプ1のプラン3及びプラン4並びにタイプ3のコース3及びコース4に係るものに限りません。以下この欄において同じとします。）からの申出により優先接続との複合利用に係る料金の取扱い（以下「複合利用割引」といいます。）を行います。
------------------------	--

イ 複合利用割引とは、次の(ア)の条件を満たす場合に、第4種オープンデータ通信網サービスの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する「利用料」のうち基本料の額とします。）から、次表に規定する額を料金月及び請求書単位に割引くことをいいます。

(ア) 次の a 及び b の条件の組合せ

a 別に定める協定事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおいて、電話会社固定に係る次の通話区分又は通信区分について、当社の事業者識別番号（電話サービス等契約約款に規定する事業者識別番号をいいます。以下この欄において同じとします。）を指定していること。

(a) 次の i 及び ii の通話区分の組合せ

i 県間市外通話の通話区分

ii 市内通話、県内市外通話又は国際通話の通話区分のうち1通話区分以上

(b) 次の i 及び ii の通信区分の組合せ

i 県間市外通信の通信区分

ii 市内通信、県内市外通信又は国際通信の通信区分のうち1通信区分以上

b 第4種オープンデータ通信網契約者が、当社の電話サービス等契約約款に規定する第1種中継電話等契約者と同一のものであること。

合計料金額（電話サービス等契約約款に規定する第1種中継電話等契約に係る通話等料金（第1種移動体電話設備への着信に係るものを除き、別に定める特別課金機能又は通話等料金の取扱いの適用があったときは、その適用後の通話等料金とします。）を料金月単位に合計した額をいいます。以下この欄において同じとします。）が、4,000円未満の場合	200円
合計料金額が、4,000円以上の場合	400円

ウ 複合利用割引は、第4種オープンデータ通信網契約者からの適用の申出を当社が承諾した日（承諾した日においてその第4種オープンデータ通信網サービスの提供が開始されていない場合は、その提供開始日とし、イに規定する条件を満たしていない場合は、その条件を満たすことを当社が別に定めるところにより確認できた日とします。以下この欄において同じとします。）の属する料金月の翌料金月の初日（第4種オープンデータ通信網契約者から特に要請があり、当社のオープンデータ通信網サービスに関する業務の遂行上支障がない場合は、その承諾した日の属する料金月の初日とします。）から適用を開始することとし、その次料金月以降においても第4種オープンデータ通信網契約者から終了の申出がない限り、継続するものとして扱います。複合利用割引の終了の申出があった場合は、その終了日の属する料金月の末日まで、その複合利用割引を適用します。

エ 当社は、複合利用割引の適用を受けている第4種オープンデータ通信網契約者が、次のいずれかに該当する場合は、複合利用割引の適用は終了したものとして取り扱います。

この場合、その終了日の属する料金月の末日まで、その複合利用割引を適用します。

(ア) 複合利用割引の適用を受けている第4種オープンデータ通信網契約者に係る第4種オープンデータ通信網契約の解除があったとき。

(イ) イに規定する条件を満たさなくなったとき。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成22年8月23日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成22年9月1日から実施します。

(第1種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している特定接続回線型のタイプ8及び特定契約者回線型のタイプ2に係る第1種オープンデータ通信網サービスに関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとしします。

(1) 利用料については、次に定める額としします。

ア 特定接続回線型のもの

1の加入契約回線ごとに

品目	区分		料金額(月額)
100Mb/s	タイプ8	プラン1	29,800円(税込31,290円)
		プラン2	32,800円(税込34,440円)

イ 特定契約者回線型のもの

1の特定契約者回線ごとに

品目	区分		料金額(月額)
100Mb/s	タイプ2	プラン1	29,800円(税込31,290円)
		プラン2	32,800円(税込34,440円)

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成22年10月1日から実施します。

(第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

2 平成22年10月1日から平成22年12月31日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求(「申込等」といいます。以下この附則において同じとしします。)を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者について、当社は次表に掲げる料金減額の取扱いを行います。

(1) 次の第4種オープンデータ通信網契約の申込み

ア タイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約

イ タイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約

(2) 次のアからウの契約者によるタイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更又はア若しくはウの契約者によるタイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

ア タイプ1のプラン1若しくはプラン2、タイプ3、タイプ5又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ1のプラン5若しくはプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者

イ 平成21年12月16日の改正規定実施前のタイプ6又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ6に係る第4種オープンデータ通信網契約者

ウ 平成21年3月5日の改正規定実施前のタイプ3のコース6の同時利用条件型、平成18年9月28日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2、平成18年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1、平成18年2月15日の改正規定実施前のタイプ5のプラン3、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1、タイプ1のプラン1のコース2、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1(コース1(別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号(電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この附則において同じとしします。)を指定している場合に提供するものに限り、)又はコース5に係るものに限り、)若しくはタイプ5(プラン1又はプラン2のコース1に係るものに限り、)、平成15年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者

区分		減額する期間	減額する額
(1)のアの申込又は(2)の変更等のうちタイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るもの	(ア) その申込等と同時に、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスと接続する特定利用回線について、協定事業者に対する申込み手続きを当社が代行するとき	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む8料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む8料金月とします。）	それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。）に限ります。）に2分の1を乗じて得た額
	(イ) (ア)以外のとき	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む4料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む4料金月とします。）	
(1)のイの申込又は(2)の変更等のうちタイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るもの			

3 平成22年10月1日から平成22年12月31日までの間、次に掲げる申込等を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月について、第97条（定額利用料の支払義務）及び第105条（特定他社接続回線等の料金等）の規定にかかわらず、それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。）に限ります。）の支払いを要しないほか、料金表第3表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。

(1) タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み

(2) 次の第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

ア タイプ1のプラン1若しくはタイプ3又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ1のプラン2、プラン5若しくはプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者

イ 平成21年12月16日の改正規定実施前のタイプ6、平成21年3月5日の改正規定実施前のタイプ3のコース6の同時利用条件型、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものを除きます。）、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1（コース1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号を指定している場合に提供するものに限ります。）又はコース5に係るものに限ります。）若しくはタイプ6又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者

4 この附則第2項又は第3項の規定の適用を受けたタイプ1に係る第4種オープンデータ通信網契約者は、二度以上の変更の請求により、再びこの附則第2項又は第3項の規定の適用を受けることはできません。

5 平成22年10月1日から平成22年12月31日までの間、次に掲げる変更の請求を行った第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその変更の請求を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始したときは、第101条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する利用回線のプランの変更に係る工事費及び料金表第3表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。

(1) タイプ5のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(2) タイプ5のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(3) タイプ5のプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(4) タイプ1のプラン2（特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のものを除きます。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(5) タイプ5（平成16年6月1日改正規定実施前のプラン1又は平成15年8月1日の改正規定実施前のプ

- ラン1に係るものに限ります。)に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (6) タイプ5(平成16年6月1日改正規定実施前のプラン2のコース1又は平成18年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限ります。)に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (7) タイプ5(平成18年2月15日の改正規定実施前のプラン3に係るものに限ります。)に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (8) 第4種オープンデータ通信網契約者(平成18年9月28日改正規定実施前のタイプ1のプラン2又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1(平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものに限り、)若しくはコース2に係るものに限ります。)による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- 6 平成22年10月1日から平成22年12月31日までの間、メールウイルスチェック機能(メールアドレス単位型)、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の提供を請求した第4種オープンデータ通信網契約者は、当社が当該機能の提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月(タイプ1のプラン2、プラン5又はプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るものであって付加機能使用料について特定起算日に係る料金の適用を受けるものは、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む2料金月とします。)について、第97条(定額利用料の支払義務)の規定にかかわらず、料金表第1表第6(付加機能使用料)に規定する付加機能使用料(メールウイルスチェック機能(メールアドレス単位型)、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限ります。)の支払いを要しないほか、第101条(工事費の支払義務)の規定にかかわらず、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する付加機能の利用開始に関する工事費(タイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限ります。)について、その支払いを要しません。この場合において、メールウイルスチェック機能(メールアドレス単位型)、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の廃止を行い、再び提供の請求があったものについては、この項の規定を適用しません。(料金等の支払いに関する経過措置)
- 7 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとし、

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成22年11月1日から実施します。

附 則

(第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

- 1 平成23年1月1日から平成23年3月31日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求(「申込等」といいます。以下この附則において同じとします。)を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、第97条(定額利用料の支払義務)の規定にかかわらず、次表に規定するとおり料金の支払いを要しません。
- (1) タイプ1のプラン5又はプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み
- (2) 次のアからウの契約者によるタイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更又はア若しくはウの契約者によるタイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- ア タイプ1のプラン1若しくはプラン2、タイプ3、タイプ5又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ1のプラン5若しくはプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者
- イ 平成21年12月16日の改正規定実施前のタイプ6又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ6に係る第4種オープンデータ通信網契約者
- ウ 平成21年3月5日の改正規定実施前のタイプ3のコース6の同時利用条件型、平成18年9月28日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2、平成18年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1、平成18年2月15日の改正規定実施前のタイプ5のプラン3、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1、タイプ1のプラン1のコース2、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1(コース1(別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号(電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この附則において同じとします。))を指定している場合に提供するものに限ります。)又はコース5に係るものに限ります。)若しくはタイプ5(プラン1又はプラン2のコース1に係るものに限ります。)、平成15年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種

オープンデータ通信網契約者

区分	支払を要しない期間	支払を要しない料金
(ア) その申込等と同時に、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスと接続する特定利用回線について、協定事業者に対する申込み手続きを当社が代行するとき	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む3料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む3料金月とします。）	それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。）
(イ) (ア)以外のとき	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む2料金月とします。）	

2 平成23年1月1日から平成23年3月31日までの間、次に掲げる申込等を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月について、第97条（定額利用料の支払義務）及び第105条（特定他社接続回線等の料金等）の規定にかかわらず、それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。）に限ります。）の支払いを要しないほか、料金表第3表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。

(1) タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み

(2) 次の第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

ア タイプ1のプラン1若しくはタイプ3又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ1のプラン2、プラン5若しくはプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者

イ 平成21年12月16日の改正規定実施前のタイプ6、平成21年3月5日の改正規定実施前のタイプ3のコース6の同時利用条件型、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものを除きます。）、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1（コース1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号を指定している場合に提供するものに限ります。）又はコース5に係るものに限ります。）若しくはタイプ6又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者

3 この附則第1項又は第2項の規定の適用を受けたタイプ1に係る第4種オープンデータ通信網契約者は、二度以上の変更の請求により、再びこの附則第1項又は第2項の規定の適用を受けることはできません。

4 平成23年1月1日から平成23年3月31日までの間、次に掲げる変更の請求を行った第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその変更の請求を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始したときは、第101条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する利用回線のプランの変更に係る工事費及び料金表第3表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。

(1) タイプ5のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(2) タイプ5のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(3) タイプ5のプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(4) タイプ1のプラン2（特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のものを除きます。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(5) タイプ5（平成16年6月1日改正規定実施前のプラン1又は平成15年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限ります。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

- (6) タイプ5（平成16年6月1日改正規定実施前のプラン2のコース1又は平成18年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限ります。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (7) タイプ5（平成18年2月15日の改正規定実施前のプラン3に係るものに限ります。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (8) 第4種オープンデータ通信網契約者（平成18年9月28日改正規定実施前のタイプ1のプラン2又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものに限ります。）若しくはコース2に係るものに限ります。）による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- 5 平成23年1月1日から平成23年3月31日までの間、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の提供を請求した第4種オープンデータ通信網契約者は、当社が当該機能の提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月（タイプ1のプラン2、プラン5又はプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るものであって付加機能使用料について特定起算日に係る料金の適用を受けるものは、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む2料金月とします。）について、第97条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第1表第6（付加機能使用料）に規定する付加機能使用料（メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限ります。）の支払いを要しないほか、第101条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する付加機能の利用開始に関する工事費（タイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。この場合において、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の廃止を行い、再び提供の請求があったものについては、この項の規定を適用しません。（料金等の支払いに関する経過措置）
- 6 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

（第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置）

- 1 平成23年4月1日から平成23年5月31日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求（「申込等」といいます。以下この附則において同じとします。）を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む3料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む3料金月とします。）について、第97条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。）の支払いを要しません。
- (1) タイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み（その申込等と同時に、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスと接続する特定利用回線について、協定事業者に対する申込み手続きを当社が代行するときに限ります。）
- (2) 次のアからウの契約者によるタイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求（その申込等と同時に、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスと接続する特定利用回線について、協定事業者に対する申込み手続きを当社が代行するときに限ります。）
- ア タイプ1のプラン1若しくはプラン2、タイプ3、タイプ5又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ1のプラン5若しくはプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者
- イ 平成21年12月16日の改正規定実施前のタイプ6又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ6に係る第4種オープンデータ通信網契約者
- ウ 平成21年3月5日の改正規定実施前のタイプ3のコース6の同時利用条件型、平成18年9月28日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2、平成18年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1、平成18年2月15日の改正規定実施前のタイプ5のプラン3、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1、タイプ1のプラン1のコース2、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1（コース1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この附則において同じとします。）を指定している場合に提供するものに限ります。）又はコース5に係るものに限ります。）若しくはタ

イプ5（プラン1又はプラン2のコース1に係るものに限り。）平成15年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者

2 平成23年4月1日から平成23年6月30日までの間、次に掲げる申込等を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、第97条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、次表に規定するとおり料金の支払いを要しません。

(1) 次の第4種オープンデータ通信網契約の申込み（この附則第1項の(1)の場合を除きます。）

ア タイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約

イ タイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約

(2) この附則第1項の(2)のアからウの契約者によるタイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更（この附則第1項の(2)の場合を除きます。）又はこの附則第1項の(2)のア若しくはウの契約者によるタイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

区分		支払を要しない期間	支払を要しない料金
(1)のアの申込又は(2)の変更等のうちタイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るもの		当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金を含む2料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む2料金月とします。）	それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分）に限ります。）
(1)のイの申込又は(2)の変更等のうちタイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るもの	(ア) (イ)以外のとき	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金を含む3料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む3料金月とします。）	それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分）に限ります。）
	(イ) その申込等と同時に、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスと接続する特定利用回線について、協定事業者に対する申込み手続きを当社が代行するとき	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金を含む3料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む3料金月とします。）	

3 この附則第1項又は第2項の規定の適用を受けた第4種オープンデータ通信網契約者は、二度以上の変更の請求により、再びこの附則第1項又は第2項の規定の適用を受けることはできません。

4 平成23年4月1日から平成23年6月30日までの間、次に掲げる申込等を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金を含む2料金月について、第97条（定額利用料の支払義務）及び第105条（特定他社接続回線等の料金等）の規定にかかわらず、それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分）に限ります。）に限り。）の支払いを要しないほか、料金表第3表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。

(1) タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み

(2) 次の第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

ア タイプ1のプラン1若しくはタイプ3又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ1のプラン2、プラン5若しくはプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者

イ 平成21年12月16日の改正規定実施前のタイプ6、平成21年3月5日の改正規定実施前のタイプ3のコース6の同時利用条件型、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものを除きます。）タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1（コース1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号を指定している場合に提供するものに限ります。）又はコース5に係るものに限ります。）若しくはタイプ6又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者

5 平成23年4月1日から平成23年6月30日までの間、次に掲げる変更の請求を行った第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその変更の請求を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始したときは、第101条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する利用回線のプランの変更に係る工事費及び料金表第3表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用

(利用回線に係るものに限ります。)について、その支払いを要しません。

- (1) タイプ5のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (2) タイプ5のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (3) タイプ5のプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (4) タイプ1のプラン2(特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のものを除きます。)に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (5) タイプ5(平成16年6月1日改正規定実施前のプラン1又は平成15年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限ります。)に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (6) タイプ5(平成16年6月1日改正規定実施前のプラン2のコース1又は平成18年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限ります。)に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (7) タイプ5(平成18年2月15日の改正規定実施前のプラン3に係るものに限ります。)に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (8) 第4種オープンデータ通信網契約者(平成18年9月28日改正規定実施前のタイプ1のプラン2又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1(平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものに限ります。)若しくはコース2に係るものに限ります。)による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- 6 平成23年4月1日から平成23年6月30日までの間、メールウイルスチェック機能(メールアドレス単位型)、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の提供を請求した第4種オープンデータ通信網契約者は、当社が当該機能の提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月(タイプ1のプラン2、プラン5又はプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るものであって付加機能使用料について特定起算日に係る料金の適用を受けるものは、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む2料金月とします。)について、第97条(定額利用料の支払義務)の規定にかかわらず、料金表第1表第6(付加機能使用料)に規定する付加機能使用料(メールウイルスチェック機能(メールアドレス単位型)、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限ります。)の支払いを要しないほか、第101条(工事費の支払義務)の規定にかかわらず、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する付加機能の利用開始に関する工事費(タイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限ります。)について、その支払いを要しません。この場合において、メールウイルスチェック機能(メールアドレス単位型)、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の廃止を行い、再び提供の請求があったものについては、この項の規定を適用しません。(料金等の支払いに関する経過措置)
- 7 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成23年4月21日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年6月1日から実施します。
(第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- 2 平成23年4月1日実施の附則(J10050094)第1項に規定する第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、「平成23年5月31日」を「平成23年6月30日」に改めます。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

- 1 平成23年7月1日から平成23年9月30日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求(「申込等」といいます。

す。以下この附則において同じとします。)を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、第97条(定額利用料の支払義務)の規定にかかわらず、次表に規定するとおり料金の支払いを要しません。

- (1) タイプ1のプラン5又はプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み
- (2) 次のアからウの契約者によるタイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更又はア若しくはウの契約者によるタイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - ア タイプ1のプラン1若しくはプラン2、タイプ3、タイプ5又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ1のプラン5若しくはプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者
 - イ 平成21年12月16日の改正規定実施前のタイプ6又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ6に係る第4種オープンデータ通信網契約者
 - ウ 平成21年3月5日の改正規定実施前のタイプ3のコース6の同時利用条件型、平成18年9月28日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2、平成18年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1、平成18年2月15日の改正規定実施前のタイプ5のプラン3、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1、タイプ1のプラン1のコース2、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1(コース1(別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号(電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この附則において同じとします。)を指定している場合に提供するものに限り、)又はコース5に係るものに限り、)若しくはタイプ5(プラン1又はプラン2のコース1に係るものに限り、)、平成15年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者

区分	支払を要しない期間	支払を要しない料金
(ア) その申込等と同時に、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスと接続する特定利用回線について、協定事業者に対する申込み手続きを当社が代行するとき	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む3料金月(特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む3料金月とします。)	それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額(料金表第1表第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する利用料(基本料の部分に限り、)に限り、)
(イ) (ア)以外のとき	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月(特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む2料金月とします。)	それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額(料金表第1表第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する利用料(基本料の部分に限り、)に限り、)の支払いを要しないほか、料金表第3表(手続きに関する費用)に規定する手続きに関する費用(利用回線に係るものに限り、)について、その支払いを要しません。

2 平成23年7月1日から平成23年9月30日までの間、次に掲げる申込等を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月について、第97条(定額利用料の支払義務)及び第105条(特定他社接続回線等の料金等)の規定にかかわらず、それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額(料金表第1表第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する利用料(基本料の部分に限り、)に限り、)の支払いを要しないほか、料金表第3表(手続きに関する費用)に規定する手続きに関する費用(利用回線に係るものに限り、)について、その支払いを要しません。

- (1) タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み
- (2) 次の第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - ア タイプ1のプラン1若しくはタイプ3又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ1のプラン2、プラン5若しくはプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者
 - イ 平成21年12月16日の改正規定実施前のタイプ6、平成21年3月5日の改正規定実施前のタイプ3のコース6の同時利用条件型、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1(平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものを除きます。)、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1(コース1(別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号を指定している場合に提供するものに限り、)又は

コース5に係るものに限ります。)若しくはタイプ6又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者

- 3 この附則第1項又は第2項の規定の適用を受けたタイプ1に係る第4種オープンデータ通信網契約者は、二度以上の変更の請求により、再びこの附則第1項又は第2項の規定の適用を受けることはできません。
- 4 平成23年7月1日から平成23年9月30日までの間、次に掲げる変更の請求を行った第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその変更の請求を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始したときは、第101条(工事費の支払義務)の規定にかかわらず、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する利用回線のプランの変更に係る工事費及び料金表第3表(手続きに関する費用)に規定する手続きに関する費用(利用回線に係るものに限ります。)について、その支払いを要しません。
 - (1) タイプ5のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (2) タイプ5のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (3) タイプ5のプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (4) タイプ1のプラン2(特定起算日に係る料金の適用を受けるものであつて特定起算日前のものを除きます。)に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (5) タイプ5(平成16年6月1日改正規定実施前のプラン1又は平成15年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限ります。)に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (6) タイプ5(平成16年6月1日改正規定実施前のプラン2のコース1又は平成18年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限ります。)に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (7) タイプ5(平成18年2月15日の改正規定実施前のプラン3に係るものに限ります。)に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (8) 第4種オープンデータ通信網契約者(平成18年9月28日改正規定実施前のタイプ1のプラン2又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1(平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものに限ります。)若しくはコース2に係るものに限ります。)による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- 5 平成23年7月1日から平成23年9月30日までの間、メールウイルスチェック機能(メールアドレス単位型)、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の提供を請求した第4種オープンデータ通信網契約者は、当社が当該機能の提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月(タイプ1のプラン2、プラン5又はプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るものであつて付加機能使用料について特定起算日に係る料金の適用を受けるものは、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む2料金月とします。)について、第97条(定額利用料の支払義務)の規定にかかわらず、料金表第1表第6(付加機能使用料)に規定する付加機能使用料(メールウイルスチェック機能(メールアドレス単位型)、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限ります。)の支払いを要しないほか、第101条(工事費の支払義務)の規定にかかわらず、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する付加機能の利用開始に関する工事費(タイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限ります。)について、その支払いを要しません。この場合において、メールウイルスチェック機能(メールアドレス単位型)、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の廃止を行い、再び提供の請求があつたものについては、この項の規定を適用しません。
- 6 当社は、平成23年7月1日から平成23年9月30日までの間、公衆無線基地局設備に係る契約者識別機能を利用する第4種オープンデータ通信網契約者について、料金表第1表第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する契約者識別機能使用料の適用において、「2,000円(税込2,100円)を上限に」とあるのを「500円(税込525円)を上限に」と読み替えて適用します。

(料金等の支払いに関する経過措置)
- 7 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年8月1日から実施します。

(第1種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次の表の左欄の第1種オープンデータ通信網

サービスは、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定により提供する右欄の第1種オープンデータ通信網サービスとみなします。

特定接続回線型のタイプ6のもの	特定接続回線型のタイプ8のもの
特定接続回線型のタイプ7のもの	特定接続回線型のタイプ10のもの

(第4種オープンデータ通信網サービスの複合利用割引に関する経過措置)

3 平成22年8月2日実施の附則(J10016178)第2項に規定する第4種オープンデータ通信網サービスに係る優先接続との複合利用に係る料金の取扱いの適用は、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとしします。

優先接続との複合利用に係る料金の取扱いの適用	<p>ア 当社は、第4種オープンデータ通信網契約者(次の(ア)から(エ)に掲げるものに限ります。以下この欄において同じとします。)からの申出により優先接続との複合利用に係る料金の取扱い(以下「複合利用割引」といいます。)を行います。</p> <p>(ア) タイプ1のプラン3若しくはプラン4又はタイプ3のコース3若しくはコース4に係るもの</p> <p>(イ) 平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1、コース2、コース4、コース5若しくはコース6、タイプ3のプラン1のコース5、タイプ5のプラン1のコース1若しくはコース2又はタイプ6に係るもの</p> <p>(ウ) 平成15年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1に係るもの</p> <p>(エ) 平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係るもの</p> <p>イ 複合利用割引とは、次の(ア)又は(イ)のいずれかの条件を満たす場合に、第4種オープンデータ通信網サービスの料金額(料金表第1表第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)、平成16年6月1日実施の附則(涉外第16-0116号)第4項、平成15年8月1日実施の附則(涉外第15-0074号)第3項又は平成13年11月1日実施の附則(経企第13-0142号)第4項に規定する「利用料」のうち基本料の額とします。)から、料金月及び請求書単位に200円を減額して適用することをいいます。</p> <p>(ア) 次のa及びbの条件の組合せ</p> <p>a 別に定める協定事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおいて、電話会社固定に係る次の通話区分又は通信区分について、当社の事業者識別番号(電話サービス等契約約款に規定する事業者識別番号をいいます。以下この欄において同じとします。)を指定していること。</p> <p>(a) 次のi及びiiの通話区分の組合せ</p> <p>i 県間市外通話の通話区分</p> <p>ii 市内通話、県内市外通話又は国際通話の通話区分のうち1通話区分以上</p> <p>(b) 次のi及びiiの通信区分の組合せ</p> <p>i 県間市外通信の通信区分</p> <p>ii 市内通信、県内市外通信又は国際通信の通信区分のうち1通信区分以上</p> <p>b 第4種オープンデータ通信網契約者が、当社の電話サービス等契約約款に規定する第1種中継電話等契約者と同一のものであること。</p> <p>(イ) 申込者が、IP電話サービス契約約款に規定する第1種IP電話契約者(プラン1に係るものに限ります。)であること。</p> <p>ウ 複合利用割引は、第4種オープンデータ通信網契約者から終了の申出があった場合は、その終了日の属する料金月の末日まで適用します。</p> <p>エ 当社は、複合利用割引の適用を受けている第4種オープンデータ通信網契約者が、次のいずれかに該当する場合は、複合利用割引の適用は終了したものとして取り扱います。</p> <p>この場合、その終了日の属する料金月の末日まで、その複合利用割引を適用します。</p> <p>(ア) 複合利用割引の適用を受けている第4種オープンデータ通信網契約者に係る第4種オープンデータ通信網契約の解除があったとき。</p> <p>(イ) イに規定する条件を満たさなくなったとき。</p>
------------------------	---

(料金等の支払いに関する経過措置)

4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 23 年 10 月 1 日から実施します。ただし、イーサネット型に係る第 1 種オープンデータ通信網サービスのうち、特定取扱所型であって I P v 6 併用型に係るものの追加に関する変更及び特定終端型以外であって I P v 6 型又は I P v 6 併用型のものに係る収容オープンデータ通信網サービス取扱所に係る変更については、平成 23 年 10 月 3 日から実施します。

(第 1 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次の表の左欄の第 1 種オープンデータ通信網サービスは、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定により提供する右欄の第 1 種オープンデータ通信網サービスとみなします。

イーサネット型の一般取扱所型のもの	イーサネット型の一般取扱所型であって一般終端型のもの
-------------------	----------------------------

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次の表の左欄の第 1 種オープンデータ通信網サービスは、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定により提供する右欄の第 1 種オープンデータ通信網サービスとみなします。

イーサネット型のタイプ 1 のもの	イーサネット型の I P v 4 型であってタイプ 1 のもの
イーサネット型のタイプ 2 のもの	イーサネット型の I P v 4 型であってタイプ 2 のもの
イーサネット型のタイプ 3 のもの	イーサネット型の I P v 6 型であってタイプ 1 のもの
イーサネット型のタイプ 4 のもの	イーサネット型の I P v 6 併用型であってタイプ 1 のもの
イーサネット型のタイプ 5 のもの	イーサネット型の I P v 4 型であってタイプ 5 のもの

(第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

4 平成 23 年 10 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求（「申込等」といいます。以下この附則において同じとします。）を行った申込者又は第 4 種オープンデータ通信網契約者は、第 97 条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、次表に規定するとおり料金の支払いを要しません。

- (1) タイプ 1 のプラン 5 又はプラン 7 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約の申込み
- (2) 次のア又はイの契約者によるタイプ 1 のプラン 5 又はプラン 7 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求

ア タイプ 1 のプラン 1 若しくはプラン 2、タイプ 3、タイプ 5 又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ 1 のプラン 5 若しくはプラン 7 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者

イ 平成 21 年 3 月 5 日の改正規定実施前のタイプ 3 のコース 6 の同時利用条件型、平成 18 年 9 月 28 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 2、平成 18 年 8 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 5 のプラン 1、平成 18 年 2 月 15 日の改正規定実施前のタイプ 5 のプラン 3、平成 16 年 6 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 1 のコース 1、タイプ 1 のプラン 1 のコース 2、タイプ 1 のプラン 2、タイプ 2、タイプ 3 のプラン 1（コース 1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号（電気通信番号規則第 5 条に規定する電気通信番号をいいます。以下この附則において同じとします。）を指定している場合に提供するものに限り、）又はコース 5 に係るものに限り、）若しくはタイプ 5（プラン 1 又はプラン 2 のコース 1 に係るものに限り、）、平成 15 年 8 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 5 のプラン 1 又は平成 13 年 11 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 2 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者

区分	支払を要しない期間	支払を要しない料金
(ア) その申込等と同時に、当該申込等に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスと接続する特定利用回線について、協定事業者に対する申込み手続きを当社が代行するとき	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む 3 料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む 3 料金月とします。）	それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第 1 表第 3（第 4 種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。）

(イ) (ア)以外のとき	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む2料金月とします。）
--------------	---

- 5 平成23年10月1日から平成23年12月31日までの間、次に掲げる申込等を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月について、第97条（定額利用料の支払義務）及び第105条（特定他社接続回線等の料金等）の規定にかかわらず、それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。）に限ります。）の支払いを要しないほか、料金表第3表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。
- (1) タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み
- (2) 次の第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- ア タイプ1のプラン1若しくはタイプ3又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ1のプラン2、プラン5若しくはプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者
- イ 平成21年3月5日の改正規定実施前のタイプ3のコース6の同時利用条件型、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものを除きます。）、タイプ1のプラン2、タイプ2若しくはタイプ3のプラン1（コース1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号を指定している場合に提供するものに限ります。）又はコース5に係るものに限ります。）又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者
- 6 この附則第4項又は第5項の規定の適用を受けたタイプ1に係る第4種オープンデータ通信網契約者は、二度以上の変更の請求により、再びこの附則第4項又は第5項の規定の適用を受けることはできません。
- 7 平成23年10月1日から平成23年12月31日までの間、次に掲げる変更の請求を行った第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその変更の請求を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始したときは、第101条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する利用回線のプランの変更に係る工事費及び料金表第3表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。
- (1) タイプ5のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (2) タイプ5のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (3) タイプ5のプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (4) タイプ1のプラン2（特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のものを除きます。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (5) タイプ5（平成16年6月1日改正規定実施前のプラン1又は平成15年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限ります。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (6) タイプ5（平成16年6月1日改正規定実施前のプラン2のコース1又は平成18年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限ります。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (7) タイプ5（平成18年2月15日の改正規定実施前のプラン3に係るものに限ります。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (8) 第4種オープンデータ通信網契約者（平成18年9月28日改正規定実施前のタイプ1のプラン2又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものに限りません。）若しくはコース2に係るものに限ります。）による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

- 8 平成23年10月1日から平成23年12月31日までの間、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の提供を請求した第4種オープンデータ通信網契約者は、当社が当該機能の提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月（タイプ1のプラン2、プラン5又はプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るものであって付加機能使用料について特定起算日に係る料金の適用を受けるものは、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む2料金月とします。）について、第97条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第1表第6（付加機能使用料）に規定する付加機能使用料（メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限り、）の支払いを要しないほか、第101条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する付加機能の利用開始に関する工事費（タイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限り、）について、その支払いを要しません。この場合において、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の廃止を行い、再び提供の請求があったものについては、この項の規定を適用しません。
- 9 当社は、平成23年10月1日から平成24年1月31日までの間、公衆無線基地局設備に係る契約者識別機能を利用する第4種オープンデータ通信網契約者について、料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する契約者識別機能使用料の適用において、「2,000円（税込2,100円）を上限に」とあるのを「500円（税込525円）を上限に」と読み替えて適用します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 10 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年11月18日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

（第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置）

- 1 平成24年1月1日から平成24年1月31日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求（「申込等」といいます。以下この附則において同じとします。）を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、第97条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、次表に規定するとおり料金の支払いを要しません。
- (1) タイプ1のプラン5又はプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み
- (2) 次のア又はイの契約者によるタイプ1のプラン5又はプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- ア タイプ1のプラン1若しくはプラン2、タイプ3、タイプ5又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ1のプラン5若しくはプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者
- イ 平成21年3月5日の改正規定実施前のタイプ3のコース6の同時利用条件型、平成18年9月28日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2、平成18年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1、平成18年2月15日の改正規定実施前のタイプ5のプラン3、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1、タイプ1のプラン1のコース2、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1（コース1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この附則において同じとします。）を指定している場合に提供するものに限り、）又はコース5に係るものに限り、）若しくはタイプ5（プラン1又はプラン2のコース1に係るものに限り、）、平成15年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者

区分	支払を要しない期間	支払を要しない料金
(ア) その申込等と同時に、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスと接続する特定利用回線について、協定事業者に対する申込み手続きを当社が代行するとき	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む3料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む3料金月とします。）	それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。）
(イ) (ア)以外のとき	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む2料金月とします。）	

- 2 この附則第1項の規定の適用を受けた第4種オープンデータ通信網契約者は、二度以上の変更の請求により、再びこの附則第1項の規定の適用を受けることはできません。
- 3 平成24年1月1日から平成24年3月31日までの間、次に掲げる申込等を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月について、第97条（定額利用料の支払義務）及び第105条（特定他社接続回線等の料金等）の規定にかかわらず、それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。）に限ります。）の支払いを要しないほか、料金表第3表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。
- (1) タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み
- (2) 次の第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- ア タイプ1のプラン1若しくはタイプ3又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ1のプラン2、プラン5若しくはプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者
- イ 平成21年3月5日の改正規定実施前のタイプ3のコース6の同時利用条件型、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものを除きます。）、タイプ1のプラン2、タイプ2若しくはタイプ3のプラン1（コース1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号を指定している場合に提供するものに限ります。）又はコース5に係るものに限ります。）又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者
- 4 平成24年1月1日から平成24年3月31日までの間、次に掲げる変更の請求を行った第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその変更の請求を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始したときは、第101条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する利用回線のプランの変更に係る工事費及び料金表第3表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。
- (1) タイプ5のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (2) タイプ5のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (3) タイプ5のプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (4) タイプ1のプラン2（特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のものを除きます。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (5) タイプ5（平成16年6月1日改正規定実施前のプラン1又は平成15年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限ります。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (6) タイプ5（平成16年6月1日改正規定実施前のプラン2のコース1又は平成18年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限ります。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5の

- プラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (7) タイプ5（平成18年2月15日の改正規定実施前のプラン3に係るものに限り。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (8) 第4種オープンデータ通信網契約者（平成18年9月28日改正規定実施前のタイプ1のプラン2又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものに限り。）若しくはコース2に係るものに限り。）による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- 5 平成24年1月1日から平成24年3月31日までの間、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の提供を請求した第4種オープンデータ通信網契約者は、当社が当該機能の提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月（タイプ1のプラン2、プラン5又はプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るものであって付加機能使用料について特定起算日に係る料金の適用を受けるものは、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む2料金月とします。）について、第97条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第1表第6（付加機能使用料）に規定する付加機能使用料（メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限り。）の支払いを要しないほか、第101条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する付加機能の利用開始に関する工事費（タイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限り。）について、その支払いを要しません。この場合において、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の廃止を行い、再び提供の請求があったものについては、この項の規定を適用しません。（料金等の支払いに関する経過措置）
- 6 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成24年1月13日から実施します。

附 則

（第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置）

- 1 平成24年2月1日から平成24年3月31日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求（「申込等」といいます。以下この附則において同じとします。）を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、第97条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、次表に規定するとおり料金の支払いを要しません。
- (1) タイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み
- (2) 次のアからエの契約者によるタイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- ア タイプ1のプラン1若しくはプラン2、タイプ3又はタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約者
- イ タイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者
- ウ 平成21年3月5日の改正規定実施前のタイプ3のコース6の同時利用条件型、平成18年9月28日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2、平成18年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1、平成18年2月15日の改正規定実施前のタイプ5のプラン3、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1、タイプ1のプラン1のコース2、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1（コース1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この附則において同じとします。）を指定している場合に提供するものに限り。）又はコース5に係るものに限り。）若しくはタイプ5（プラン1又はプラン2のコース1に係るものに限り。）、平成15年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者
- エ 平成17年12月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン7若しくはプラン8又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース6若しくはコース8に係る第4種オープンデータ通信網契約者

区分	支払を要しない期間	支払を要しない料金
(ア) その申込等と同時に、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスと接続する特定利用回線について、協定事業者に対する申込み手続きを当社が代行するとき	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む3料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む3料金月とします。）	それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。）
(イ) (ア)以外のとき	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む2料金月とします。）	

2 平成24年2月1日から平成24年3月31日までの間、次に掲げる申込等を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む12料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む12料金月とします。）について、それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。）に限ります。）に2分の1を乗じて得た額を減額する取扱いを行います。

(1) タイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み

(2) この附則第1項の(2)のア若しくはウ又は次のア若しくはイの契約者によるタイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

ア タイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約者

イ 平成18年2月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン5若しくはプラン6又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース4若しくはコース5に係る第4種オープンデータ通信網契約者

3 この附則第1項又は第2項の規定の適用を受けた第4種オープンデータ通信網契約者は、二度以上の変更の請求により、再びこの附則第1項又は第2項の規定の適用を受けることはできません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成24年3月17日から実施します。

(第7種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているタイプ3に係る第7種オープンデータ通信網サービスに関する料金その他の取扱いは、なお従前のおりとしします。

3 この附則第2項の規定にかかわらず、IPデータサービス契約約款に規定する第1種IPデータ契約者（平成24年3月17日の改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している別に定める第1種IPデータ契約を締結しているものに限りします。）から、タイプ3に係る第7種オープンデータ通信網サービスの申込みがあった場合、当社は第62条（第7種オープンデータ通信網契約申込の承諾）の規定に準じてその申込みを承諾します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成24年4月1日から実施します。

(第4種オープンデータ通信網サービスの複合利用割引に関する経過措置)

2 平成23年8月1日実施の附則（J11016464）第3項に規定する第4種オープンデータ通信網サービスの複合利用割引に関する経過措置について、「料金月の末日まで」を「料金月の前料金月の末日まで」に改めます。

(第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

3 平成24年4月1日から平成24年5月31日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求（「申込等」といいます。以下この附則において同じとします。）を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、第97条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、次表に規定するとおり料金の支払いを要しません。

- (1) タイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み
- (2) 次のアからエの契約者によるタイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - ア タイプ1のプラン1若しくはプラン2、タイプ3又はタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約者
 - イ タイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者
 - ウ 平成21年3月5日の改正規定実施前のタイプ3のコース6の同時利用条件型、平成18年9月28日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2、平成18年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1、平成18年2月15日の改正規定実施前のタイプ5のプラン3、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1、タイプ1のプラン1のコース2、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1（コース1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この附則において同じとします。）を指定している場合に提供するものに限り、）又はコース5に係るものに限り、）若しくはタイプ5（プラン1又はプラン2のコース1に係るものに限り、）、平成15年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者
 - エ 平成17年12月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン7若しくはプラン8又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース6若しくはコース8に係る第4種オープンデータ通信網契約者

区分	支払を要しない期間	支払を要しない料金
(ア) その申込等と同時に、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスと接続する特定利用回線について、協定事業者に対する申込み手続きを当社が代行するとき	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む3料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む3料金月とします。）	それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限り、）
(イ) (ア)以外のとき	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む2料金月とします。）	）に限り、）に2分の1を乗じて得た額を減額する取扱いを行います。

4 平成24年4月1日から平成24年5月31日までの間、次に掲げる申込等を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む12料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む12料金月とします。）について、それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限り、）に限り、）に2分の1を乗じて得た額を減額する取扱いを行います。

- (1) タイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み
- (2) この附則第1項の(2)のア若しくはウ又は次のア若しくはイの契約者によるタイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - ア タイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約者
 - イ 平成18年2月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン5若しくはプラン6又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース4若しくはコース5に係る第4種オープンデータ通信網契約者

5 この附則第3項又は第4項の規定の適用を受けた第4種オープンデータ通信網契約者は、二度以上の変更の請求により、再びこの附則第3項又は第4項の規定の適用を受けることはできません。

6 平成24年4月1日から平成24年6月30日までの間、次に掲げる申込等を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービス

スの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月について、第97条（定額利用料の支払義務）及び第105条（特定他社接続回線等の料金等）の規定にかかわらず、それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。）に限ります。）の支払いを要しないほか、料金表第3表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。

- (1) タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み
 - (2) 次の第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - ア タイプ1のプラン1若しくはタイプ3又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ1のプラン2、プラン5若しくはプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者
 - イ 平成21年3月5日の改正規定実施前のタイプ3のコース6の同時利用条件型、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものを除きます。）、タイプ1のプラン2、タイプ2若しくはタイプ3のプラン1（コース1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号を指定している場合に提供するものに限ります。）又はコース5に係るものに限ります。）又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者
- 7 平成24年4月1日から平成24年6月30日までの間、次に掲げる変更の請求を行った第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその変更の請求を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始したときは、第101条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する利用回線のプランの変更に係る工事費及び料金表第3表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。
- (1) タイプ5のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (2) タイプ5のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (3) タイプ5のプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (4) タイプ1のプラン2（特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のものを除きます。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (5) タイプ5（平成16年6月1日改正規定実施前のプラン1又は平成15年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限ります。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (6) タイプ5（平成16年6月1日改正規定実施前のプラン2のコース1又は平成18年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限ります。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (7) タイプ5（平成18年2月15日の改正規定実施前のプラン3に係るものに限ります。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (8) 第4種オープンデータ通信網契約者（平成18年9月28日改正規定実施前のタイプ1のプラン2又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものに限ります。）若しくはコース2に係るものに限ります。）による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- 8 平成24年4月1日から平成24年6月30日までの間、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の提供を請求した第4種オープンデータ通信網契約者は、当社が当該機能の提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月（タイプ1のプラン2、プラン5又はプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るものであって付加機能使用料について特定起算日に係る料金の適用を受けるものは、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む2料金月とします。）について、第97条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第1表第6（付加機能使用料）に規定する付加機能使用料（メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限ります。）の支払いを要しないほか、第101条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する付加機能の利用開始に関する工事費（タイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。この場合において、メー

ルウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の廃止を行い、再び提供の請求があったものについては、この項の規定を適用しません。（料金等の支払いに関する経過措置）

9 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成24年4月2日から実施します。

附 則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成24年5月31日から実施します。ただし、タイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網サービスの変更については、平成24年6月1日から実施します。

（第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置）

2 平成24年6月1日から平成24年7月31日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求（「申込等」といいます。以下この附則において同じとします。）を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、第97条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、次表に規定するとおり料金の支払いを要しません。

(1) タイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み

(2) 次のアからエの契約者によるタイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

ア タイプ1のプラン1若しくはプラン2、タイプ3又はタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約者

イ タイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者

ウ 平成21年3月5日の改正規定実施前のタイプ3のコース6の同時利用条件型、平成18年9月28日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2、平成18年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1、平成18年2月15日の改正規定実施前のタイプ5のプラン3、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1、タイプ1のプラン1のコース2、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1（コース1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この附則において同じとします。）を指定している場合に提供するものに限り、）又はコース5に係るものに限り、）若しくはタイプ5（プラン1又はプラン2のコース1に係るものに限り、）、平成15年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者

エ 平成17年12月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン7若しくはプラン8又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース6若しくはコース8に係る第4種オープンデータ通信網契約者

区分	支払を要しない期間	支払を要しない料金
(ア) その申込等と同時に、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスと接続する特定利用回線について、協定事業者に対する申込み手続きを当社が代行するとき	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む3料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む3料金月とします。）	それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限り、）
(イ) (ア)以外のとき	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む2料金月とします。）	

3 平成24年6月1日から平成24年7月31日までの間、次に掲げる申込等を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む12料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む12料金月とします。）について、

それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。）に限ります。）に2分の1を乗じて得た額を減額する取扱いを行います。

- (1) タイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み
 - (2) この附則第2項の(2)のア若しくはウ又は次のア若しくはイの契約者によるタイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - ア タイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約者
 - イ 平成18年2月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン5若しくはプラン6又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース4若しくはコース5に係る第4種オープンデータ通信網契約者
- 4 この附則第2項又は第3項の規定の適用を受けた第4種オープンデータ通信網契約者は、二度以上の変更の請求により、再びこの附則第2項又は第3項の規定の適用を受けることはできません。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成24年7月1日から実施します。

附 則

(第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

- 1 平成24年7月1日から平成24年9月30日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求（「申込等」といいます。以下この附則において同じとします。）を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月について、第97条（定額利用料の支払義務）及び第105条（特定他社接続回線等の料金等）の規定にかかわらず、それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。）に限ります。）の支払いを要しないほか、料金表第3表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。
 - (1) タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み
 - (2) 次の第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - ア タイプ1のプラン1若しくはタイプ3又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ1のプラン2、プラン5若しくはプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者
 - イ 平成21年3月5日の改正規定実施前のタイプ3のコース6の同時利用条件型、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものを除きます。）、タイプ1のプラン2、タイプ2若しくはタイプ3のプラン1（コース1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通話、県間市外通話及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号を指定している場合に提供するものに限ります。）又はコース5に係るものに限ります。）又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者
- 2 平成24年7月1日から平成24年9月30日までの間、次に掲げる変更の請求を行った第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその変更の請求を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始したときは、第101条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する利用回線のプランの変更に係る工事費及び料金表第3表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。
 - (1) タイプ5のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (2) タイプ5のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (3) タイプ5のプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (4) タイプ1のプラン2（特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のものを除きます。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

- (5) タイプ5（平成16年6月1日改正規定実施前のプラン1又は平成15年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限り。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (6) タイプ5（平成16年6月1日改正規定実施前のプラン2のコース1又は平成18年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限り。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (7) タイプ5（平成18年2月15日の改正規定実施前のプラン3に係るものに限り。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (8) 第4種オープンデータ通信網契約者（平成18年9月28日改正規定実施前のタイプ1のプラン2又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものに限り。）若しくはコース2に係るものに限り。）による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- 3 平成24年7月1日から平成24年9月30日までの間、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の提供を請求した第4種オープンデータ通信網契約者は、当社が当該機能の提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月（タイプ1のプラン2、プラン5又はプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るものであって付加機能使用料について特定起算日に係る料金の適用を受けるものは、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む2料金月とします。）について、第97条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第1表第6（付加機能使用料）に規定する付加機能使用料（メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限り。）の支払いを要しないほか、第101条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する付加機能の利用開始に関する工事費（タイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限り。）について、その支払いを要しません。この場合において、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の廃止を行い、再び提供の請求があったものについては、この項の規定を適用しません。（料金等の支払いに関する経過措置）
- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

（第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置）

- 1 平成24年8月1日から平成24年9月30日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求（「申込等」といいます。以下この附則において同じとします。）を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、第97条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、次表に規定するとおり料金の支払いを要しません。
- (1) タイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み
 - (2) 次のアからエの契約者によるタイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - ア タイプ1のプラン1若しくはプラン2、タイプ3又はタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約者
 - イ タイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者
 - ウ 平成21年3月5日の改正規定実施前のタイプ3のコース6の同時利用条件型、平成18年9月28日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2、平成18年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1、平成18年2月15日の改正規定実施前のタイプ5のプラン3、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1、タイプ1のプラン1のコース2、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1（コース1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この附則において同じとします。）を指定している場合に提供するものに限り。）又はコース5に係るものに限り。）若しくはタイプ5（プラン1又はプラン2のコース1に係るものに限り。）、平成15年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者
 - エ 平成17年12月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン7若しくはプラン8又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース6若しくはコース8に係る第4種オープンデータ通信網契約者

区分	支払を要しない期間	支払を要しない料金
(ア) その申込等と同時に、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスと接続する特定利用回線について、協定事業者に対する申込み手続きを当社が代行するとき	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む3料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む3料金月とします。）	それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。）
(イ) (ア)以外のとき	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む2料金月とします。）	

2 平成24年8月1日から平成24年9月30日までの間、次に掲げる申込等を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む12料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む12料金月とします。）について、それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。）に限ります。）に2分の1を乗じて得た額を減額する取扱いを行います。

(1) タイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み

(2) この附則第1項の(2)のア若しくはウ又は次のア若しくはイの契約者によるタイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

ア タイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約者

イ 平成18年2月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン5若しくはプラン6又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース4若しくはコース5に係る第4種オープンデータ通信網契約者

3 この附則第1項又は第2項の規定の適用を受けた第4種オープンデータ通信網契約者は、二度以上の変更の請求により、再びこの附則第1項又は第2項の規定の適用を受けることはできません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成24年9月3日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成24年10月1日から実施します。

(第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

2 平成24年10月1日から平成24年11月30日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求（「申込等」といいます。以下この附則において同じとします。）を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、第97条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、次表に規定するとおり料金の支払いを要しません。

(1) タイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み

(2) 次のアからエの契約者によるタイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

ア タイプ1のプラン1若しくはプラン2、タイプ3又はタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約者

イ タイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者

ウ 平成21年3月5日の改正規定実施前のタイプ3のコース6の同時利用条件型、平成18年9月28日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2、平成18年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1、平

成 18 年 2 月 15 日の改正規定実施前のタイプ 5 のプラン 3、平成 16 年 6 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 1 のコース 1、タイプ 1 のプラン 1 のコース 2、タイプ 1 のプラン 2、タイプ 2、タイプ 3 のプラン 1（コース 1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号（電気通信番号規則第 5 条に規定する電気通信番号をいいます。以下この附則において同じとします。）を指定している場合に提供するものに限ります。）又はコース 5 に係るものに限ります。）若しくはタイプ 5（プラン 1 又はプラン 2 のコース 1 に係るものに限ります。）、平成 15 年 8 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 5 のプラン 1 又は平成 13 年 11 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 2 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者

エ 平成 17 年 12 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 7 若しくはプラン 8 又は平成 16 年 6 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 1 のコース 6 若しくはコース 8 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者

区分	支払を要しない期間	支払を要しない料金
(ア) その申込等と同時に、当該申込等に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスと接続する特定利用回線について、協定事業者に対する申込み手続きを当社が代行するとき	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む 3 料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む 3 料金月とします。）	それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第 1 表第 3（第 4 種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。）
(イ) (ア)以外のとき	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む 2 料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む 2 料金月とします。）	

3 平成 24 年 10 月 1 日から平成 24 年 11 月 30 日までの間、次に掲げる申込等を行った申込者又は第 4 種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む 12 料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む 12 料金月とします。）について、それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第 1 表第 3（第 4 種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。）に限ります。）に 2 分の 1 を乗じて得た額を減額する取扱いを行います。

(1) タイプ 1 のプラン 7 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約の申込み

(2) この附則第 2 項の(2)のア若しくはウ又は次のア若しくはイの契約者によるタイプ 1 のプラン 7 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求

ア タイプ 1 のプラン 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者

イ 平成 18 年 2 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 5 若しくはプラン 6 又は平成 16 年 6 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 1 のコース 4 若しくはコース 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者

4 この附則第 2 項又は第 3 項の規定の適用を受けた第 4 種オープンデータ通信網契約者は、二度以上の変更の請求により、再びこの附則第 2 項又は第 3 項の規定の適用を受けることはできません。

5 平成 24 年 10 月 1 日から平成 24 年 12 月 31 日までの間、次に掲げる申込等を行った申込者又は第 4 種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む 2 料金月について、第 97 条（定額利用料の支払義務）及び第 105 条（特定他社接続回線等の料金等）の規定にかかわらず、それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第 1 表第 3（第 4 種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。）に限ります。）の支払いを要しないほか、料金表第 3 表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。

(1) タイプ 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約の申込み

(2) 次の第 4 種オープンデータ通信網契約者による、タイプ 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求

ア タイプ 1 のプラン 1 若しくはタイプ 3 又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ 1 のプラン 2、プラン 5 若しくはプラン 7 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者

- イ 平成 21 年 3 月 5 日の改正規定実施前のタイプ 3 のコース 6 の同時利用条件型、平成 16 年 6 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 1 のコース 1（平成 15 年 1 月 1 日の改正規定実施前にタイプ 1 のプラン 1 のコース 2 として締結したものを除きます。）、タイプ 1 のプラン 2、タイプ 2 若しくはタイプ 3 のプラン 1（コース 1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号を指定している場合に提供するものに限ります。）又はコース 5 に係るものに限ります。）又は平成 13 年 11 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 2 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者
- 6 平成 24 年 10 月 1 日から平成 24 年 12 月 31 日までの間、次に掲げる変更の請求を行った第 4 種オープンデータ通信網契約者は、当社がその変更の請求を承諾し第 4 種オープンデータ通信網サービスの提供を開始したときは、第 101 条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第 2 表（工事に関する費用）に規定する利用回線のプランの変更に係る工事費及び料金表第 3 表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限ります。）について、その支払いを要しませぬ。
- (1) タイプ 5 のプラン 1 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者による、タイプ 5 のプラン 2 又はプラン 3 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (2) タイプ 5 のプラン 2 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者による、タイプ 5 のプラン 1 又はプラン 3 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (3) タイプ 5 のプラン 3 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者による、タイプ 5 のプラン 1 又はプラン 2 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (4) タイプ 1 のプラン 2（特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のものを除きます。）に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者による、タイプ 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (5) タイプ 5（平成 16 年 6 月 1 日改正規定実施前のプラン 1 又は平成 15 年 8 月 1 日の改正規定実施前のプラン 1 に係るものに限ります。）に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者による、タイプ 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (6) タイプ 5（平成 16 年 6 月 1 日改正規定実施前のプラン 2 のコース 1 又は平成 18 年 8 月 1 日の改正規定実施前のプラン 1 に係るものに限ります。）に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者による、タイプ 5 のプラン 2 又はプラン 3 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (7) タイプ 5（平成 18 年 2 月 15 日の改正規定実施前のプラン 3 に係るものに限ります。）に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者による、タイプ 5 のプラン 1 又はプラン 3 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (8) 第 4 種オープンデータ通信網契約者（平成 18 年 9 月 28 日改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 2 又は平成 16 年 6 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 1 のコース 1（平成 15 年 1 月 1 日の改正規定実施前にタイプ 1 のプラン 1 のコース 2 として締結したものに限ります。）若しくはコース 2 に係るものに限ります。）による、タイプ 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- 7 平成 24 年 10 月 1 日から平成 24 年 12 月 31 日までの間、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ 1 に係る情報ページウイルスチェック等機能の提供を請求した第 4 種オープンデータ通信網契約者は、当社が当該機能の提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む 2 料金月（タイプ 1 のプラン 2、プラン 5 又はプラン 7 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約に係るものであって付加機能使用料について特定起算日に係る料金の適用を受けるものは、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む 2 料金月とします。）について、第 97 条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第 1 表第 6（付加機能使用料）に規定する付加機能使用料（メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ 1 に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限ります。）の支払いを要しないほか、第 101 条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第 2 表（工事に関する費用）に規定する付加機能の利用開始に関する工事費（タイプ 1 に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限ります。）について、その支払いを要しませぬ。この場合において、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ 1 に係る情報ページウイルスチェック等機能の廃止を行い、再び提供の請求があったものについては、この項の規定を適用しませぬ。（料金等の支払いに関する経過措置）
- 8 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 24 年 10 月 10 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務につ

いては、なお従前のおりとしします。

附 則

(第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

1 平成24年12月1日から平成25年1月31日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求(「申込等」といいます。以下この附則において同じとします。)を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、第97条(定額利用料の支払義務)の規定にかかわらず、次表に規定するとおり料金の支払いを要しません。

- (1) タイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み
- (2) 次のアからエの契約者によるタイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - ア タイプ1のプラン1若しくはプラン2、タイプ3又はタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約者
 - イ タイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者
 - ウ 平成21年3月5日の改正規定実施前のタイプ3のコース6の同時利用条件型、平成18年9月28日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2、平成18年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1、平成18年2月15日の改正規定実施前のタイプ5のプラン3、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1、タイプ1のプラン1のコース2、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1(コース1(別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号(電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この附則において同じとします。)を指定している場合に提供するものに限り、)又はコース5に係るものに限り、)若しくはタイプ5(プラン1又はプラン2のコース1に係るものに限り、)、平成15年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者
 - エ 平成17年12月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン7若しくはプラン8又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース6若しくはコース8に係る第4種オープンデータ通信網契約者

区分	支払を要しない期間	支払を要しない料金
(ア) その申込等と同時に、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスと接続する特定利用回線について、協定事業者に対する申込み手続きを当社が代行するとき	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む3料金月(特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む3料金月とします。)	それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額(料金表第1表第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する利用料(基本料の部分に限り、)に限り、)
(イ) (ア)以外のとき	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月(特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む2料金月とします。)	

2 平成24年12月1日から平成25年2月28日までの間、次に掲げる申込等を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む12料金月(特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む12料金月とします。)について、それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額(料金表第1表第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する利用料(基本料の部分に限り、)に限り、)に2分の1を乗じて得た額を減額する取扱いを行います。

- (1) タイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み
- (2) この附則第1項の(2)のア若しくはウ又は次のア若しくはイの契約者によるタイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - ア タイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約者
 - イ 平成18年2月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン5若しくはプラン6又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース4若しくはコース5に係る第4種オープンデータ通信網契約者

- 3 この附則第1項又は第2項の規定の適用を受けた第4種オープンデータ通信網契約者は、二度以上の変更の請求により、再びこの附則第1項又は第2項の規定の適用を受けることはできません。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年12月3日から実施します。
(第9種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第9種オープンデータ通信網サービスの次の表の左欄のプランは、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後のこの約款の規定により提供する第9種オープンデータ通信網サービスの次の表の右欄のプランとみなします。

プラン2	プラン3
プラン3	プラン5
プラン4	プラン6

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年12月10日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

- 1 平成25年1月1日から平成25年3月31日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求（「申込等」といいます。以下この附則において同じとします。）を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月について、第97条（定額利用料の支払義務）及び第105条（特定他社接続回線等の料金等）の規定にかかわらず、それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。）に限ります。）の支払いを要しないほか、料金表第3表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。

(1) タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み

(2) 次の第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

ア タイプ1のプラン1若しくはタイプ3又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ1のプラン2、プラン5若しくはプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者

イ 平成21年3月5日の改正規定実施前のタイプ3のコース6の同時利用条件型、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものを除きます。）、タイプ1のプラン2、タイプ2若しくはタイプ3のプラン1（コース1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号を指定している場合に提供するものに限ります。）又はコース5に係るものに限ります。）又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者

- 2 平成25年1月1日から平成25年3月31日までの間、次に掲げる変更の請求を行った第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその変更の請求を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始したときは、第101条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する利用回線のプランの変更に係る工事費及び料金表第3表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。

(1) タイプ5のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

- (2) タイプ5のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (3) タイプ5のプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (4) タイプ1のプラン2（特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のものを除きます。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (5) タイプ5（平成16年6月1日改正規定実施前のプラン1又は平成15年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限り、）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (6) タイプ5（平成16年6月1日改正規定実施前のプラン2のコース1又は平成18年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限り、）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (7) タイプ5（平成18年2月15日の改正規定実施前のプラン3に係るものに限り、）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (8) 第4種オープンデータ通信網契約者（平成18年9月28日改正規定実施前のタイプ1のプラン2又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものに限り、）若しくはコース2に係るものに限り、）による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- 3 平成25年1月1日から平成25年3月31日までの間、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の提供を請求した第4種オープンデータ通信網契約者は、当社が当該機能の提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月（タイプ1のプラン2、プラン5又はプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るものであって付加機能使用料について特定起算日に係る料金の適用を受けるものは、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む2料金月とします。）について、第97条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第1表第6（付加機能使用料）に規定する付加機能使用料（メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限り、）の支払いを要しないほか、第101条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する付加機能の利用開始に関する工事費（タイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限り、）について、その支払いを要しません。この場合において、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の廃止を行い、再び提供の請求があったものについては、この項の規定を適用しません。（料金等の支払いに関する経過措置）
- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとし、

附 則

（第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置）

- 1 平成25年2月1日から平成25年3月31日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求（「申込等」といいます。以下この附則において同じとします。）を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者（その申込等と同時に、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスと接続する特定利用回線について、協定事業者に対する申込み手続きの代行を当社に請求するものに限り、）について、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む24料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む24料金月とします。）について、当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限り、）に限り、）から、料金月単位に300円（税込315円）を減額します。この場合において、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日とします。）が、その料金月の初日以外の日であったとき又はこの規定の適用を受けている期間において、料金月の初日以外の日に変更等若しくは第4種オープンデータ通信網契約の解除があったときは、減額する料金額をその利用日数に応じて日割りします。
 - (1) タイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み
 - (2) 次のア又はイの契約者によるタイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - ア タイプ1のプラン1、プラン2若しくはプラン7、タイプ3又はタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約者

イ 平成 21 年 3 月 5 日の改正規定実施前のタイプ 3 のコース 6 の同時利用条件型、平成 18 年 9 月 28 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 2、平成 18 年 8 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 5 のプラン 1、平成 18 年 2 月 15 日の改正規定実施前のタイプ 5 のプラン 3、平成 17 年 12 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 7 若しくはプラン 8、平成 16 年 6 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 1 のコース 1、コース 2、コース 6 若しくはコース 8、タイプ 1 のプラン 2、タイプ 2、タイプ 3 のプラン 1（コース 1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号（電気通信番号規則第 5 条に規定する電気通信番号をいいます。以下この附則において同じとします。）を指定している場合に提供するものに限り、）又はコース 5 に係るものに限り、）若しくはタイプ 5（プラン 1 又はプラン 2 のコース 1 に係るものに限り、）、平成 15 年 8 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 5 のプラン 1 又は平成 13 年 11 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 2 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者

- 2 平成 25 年 2 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間、この附則第 1 項の(1)又は(2)に掲げる申込等を行った申込者又は第 4 種オープンデータ通信網契約者（この附則第 1 項の規定の適用を受けるものを除きます。）は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金を含む 2 料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金を含む 2 料金月とします。）について、第 97 条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第 1 表第 3（第 4 種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限り、）に限り、）の支払いを要しません。
- 3 この附則第 1 項又は第 2 項の規定の適用を受けた第 4 種オープンデータ通信網契約者は、二度以上の変更の請求により、再びこの附則第 1 項又は第 2 項の規定の適用を受けることはできません。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとし、

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 25 年 3 月 1 日から実施します。
（第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置）
- 2 平成 25 年 3 月 1 日から平成 25 年 4 月 30 日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求（「申込等」といいます。以下この附則において同じとします。）を行った申込者又は第 4 種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金を含む 12 料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金を含む 12 料金月とします。）について、それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第 1 表第 3（第 4 種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限り、）に限り、）に 2 分の 1 を乗じて得た額を減額する取扱いを行います。
 - (1) タイプ 1 のプラン 7 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約の申込み
 - (2) 次のア又はイの契約者によるタイプ 1 のプラン 7 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - ア タイプ 1 のプラン 1、プラン 2 若しくはプラン 5、タイプ 3 又はタイプ 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者
 - イ 平成 21 年 3 月 5 日の改正規定実施前のタイプ 3 のコース 6 の同時利用条件型、平成 18 年 9 月 28 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 2、平成 18 年 8 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 5 のプラン 1、平成 18 年 2 月 15 日の改正規定実施前のタイプ 5 のプラン 3、平成 18 年 2 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 5 若しくはプラン 6、平成 16 年 6 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 1 のコース 1、コース 2、コース 4 若しくはコース 5、タイプ 1 のプラン 2、タイプ 2、タイプ 3 のプラン 1（コース 1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号（電気通信番号規則第 5 条に規定する電気通信番号をいいます。）を指定している場合に提供するものに限り、）又はコース 5 に係るものに限り、）若しくはタイプ 5（プラン 1 又はプラン 2 のコース 1 に係るものに限り、）、平成 15 年 8 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 5 のプラン 1 又は平成 13 年 11 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 2 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者
- 3 この附則第 2 項の規定の適用を受けた第 4 種オープンデータ通信網契約者は、二度以上の変更の請求によ

り、再びこの附則第2項の規定の適用を受けることはできません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成25年3月18日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成25年3月28日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

- 1 平成25年4月1日から平成25年6月30日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求(「申込等」といいます。以下この附則において同じとします。)を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者(その申込等と同時に、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスと接続する特定利用回線について、協定事業者に対する申込み手続きの代行を当社に請求するものに限ります。)について、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む24料金月(特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む24料金月とします。)について、当該申込等に係るプランの料金額(料金表第1表第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する利用料(基本料の部分に限ります。)に限ります。)から、料金月単位に300円(税込315円)を減額します。この場合において、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日(特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日とします。)が、その料金月の初日以外の日であったとき又はこの規定の適用を受けている期間において、料金月の初日以外の日に変更等若しくは第4種オープンデータ通信網契約の解除があったときは、減額する料金額をその利用日数に応じて日割りします。

(1) タイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み

(2) 次のア又はイの契約者によるタイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

ア タイプ1のプラン1、プラン2若しくはプラン7、タイプ3又はタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約者

イ 平成21年3月5日の改正規定実施前のタイプ3のコース6の同時利用条件型、平成18年9月28日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2、平成18年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1、平成18年2月15日の改正規定実施前のタイプ5のプラン3、平成17年12月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン7若しくはプラン8、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1、コース2、コース6若しくはコース8、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1(コース1(別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号(電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この附則において同じとします。)を指定している場合に提供するものに限ります。)又はコース5に係るものに限ります。)若しくはタイプ5(プラン1又はプラン2のコース1に係るものに限ります。)、平成15年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者

- 2 平成25年4月1日から平成25年6月30日までの間、この附則第1項の(1)又は(2)に掲げる申込等を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者(この附則第1項の規定の適用を受けるものを除きます。)は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月(特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む2料金月とします。)について、第97条(定額利用料の支

- 払義務)の規定にかかわらず、それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額(料金表第1表第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する利用料(基本料の部分に限ります。)に限ります。)の支払いを要しません。
- 3 この附則第1項又は第2項の規定の適用を受けた第4種オープンデータ通信網契約者は、二度以上の変更の請求により、再びこの附則第1項又は第2項の規定の適用を受けることはできません。
- 4 平成25年4月1日から平成25年6月30日までの間、次に掲げる申込等を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月について、第97条(定額利用料の支払義務)及び第105条(特定他社接続回線等の料金等)の規定にかかわらず、それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額(料金表第1表第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する利用料(基本料の部分に限ります。)に限ります。)の支払いを要しないほか、料金表第3表(手続きに関する費用)に規定する手続きに関する費用(利用回線に係るものに限ります。)について、その支払いを要しません。
- (1) タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み
- (2) 次の第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- ア タイプ1のプラン1若しくはタイプ3又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ1のプラン2、プラン5若しくはプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者
- イ 平成21年3月5日の改正規定実施前のタイプ3のコース6の同時利用条件型、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1(平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものを除きます。)、タイプ1のプラン2、タイプ2若しくはタイプ3のプラン1(コース1(別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号を指定している場合に提供するものに限ります。)又はコース5に係るものに限ります。)又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者
- 5 平成25年4月1日から平成25年6月30日までの間、次に掲げる変更の請求を行った第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその変更の請求を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始したときは、第101条(工事費の支払義務)の規定にかかわらず、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する利用回線のプランの変更に係る工事費及び料金表第3表(手続きに関する費用)に規定する手続きに関する費用(利用回線に係るものに限ります。)について、その支払いを要しません。
- (1) タイプ5のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (2) タイプ5のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (3) タイプ5のプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (4) タイプ1のプラン2(特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のものを除きます。)に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (5) タイプ5(平成16年6月1日改正規定実施前のプラン1又は平成15年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限ります。)に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (6) タイプ5(平成16年6月1日改正規定実施前のプラン2のコース1又は平成18年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限ります。)に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (7) タイプ5(平成18年2月15日の改正規定実施前のプラン3に係るものに限ります。)に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (8) 第4種オープンデータ通信網契約者(平成18年9月28日改正規定実施前のタイプ1のプラン2又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1(平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものに限ります。)若しくはコース2に係るものに限ります。)による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- 6 平成25年4月1日から平成25年6月30日までの間、メールウイルスチェック機能(メールアドレス単位型)、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の提供を請求した第4種オープンデータ通信網契約者は、当社が当該機能の提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月(タイプ1のプラン2、プラン5又はプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約に係る)

るものであって付加機能使用料について特定起算日に係る料金の適用を受けるものは、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む2料金月とします。) について、第97条(定額利用料の支払義務)の規定にかかわらず、料金表第1表第6(付加機能使用料)に規定する付加機能使用料(メールウイルスチェック機能(メールアドレス単位型)、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限ります。)の支払いを要しないほか、第101条(工事費の支払義務)の規定にかかわらず、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する付加機能の利用開始に関する工事費(タイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限ります。)について、その支払いを要しません。この場合において、メールウイルスチェック機能(メールアドレス単位型)、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の廃止を行い、再び提供の請求があったものについては、この項の規定を適用しません。(料金等の支払いに関する経過措置)

7 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成25年4月8日から実施します。

(第1種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次の表の左欄の第1種オープンデータ通信網サービスは、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定により提供する右欄の第1種オープンデータ通信網サービスとみなします。

特定接続回線型のタイプ10のもの	特定接続回線型のタイプ14のもの
------------------	------------------

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

1 平成25年5月1日から平成25年6月30日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求(「申込等」といいます。以下この附則において同じとします。)を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む12料金月(特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む12料金月とします。)について、それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額(料金表第1表第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する利用料(基本料の部分に限ります。)に限ります。)に2分の1を乗じて得た額を減額する取扱いを行います。

(1) タイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み

(2) 次のア又はイの契約者によるタイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

ア タイプ1のプラン1、プラン2若しくはプラン5、タイプ3又はタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約者

イ 平成21年3月5日の改正規定実施前のタイプ3のコース6の同時利用条件型、平成18年9月28日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2、平成18年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1、平成18年2月15日の改正規定実施前のタイプ5のプラン3、平成18年2月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン5若しくはプラン6、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1、コース2、コース4若しくはコース5、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1(コース1(別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号(電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。)を指定している場合に提供するものに限り、)又はコース5に係るものに限り、)若しくはタイプ5(プラン1又はプラン2のコース1に係るものに限り、)、平成15年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者

2 この附則第1項の規定の適用を受けた第4種オープンデータ通信網契約者は、二度以上の変更の請求により、再びこの附則第1項の規定の適用を受けることはできません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 25 年 5 月 20 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 25 年 7 月 1 日から実施します。
(第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- 2 平成 25 年 7 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求（「申込等」といいます。以下この附則において同じとします。）を行った申込者又は第 4 種オープンデータ通信網契約者（その申込等と同時に、当該申込等に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスと接続する特定利用回線について、協定事業者に対する申込み手続きの代行を当社に請求するものに限り、）について、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む 24 料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む 24 料金月とします。）について、当該申込等に係るプランの料金額（料金表第 1 表第 3（第 4 種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限り、）に限り、）から、料金月単位に 300 円（税込 315 円）を減額します。この場合において、当該申込等に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日とします。）が、その料金月の初日以外の日であったとき又はこの規定の適用を受けている期間において、料金月の初日以外の日に変更等若しくは第 4 種オープンデータ通信網契約の解除があったときは、減額する料金額をその利用日数に応じて日割りします。
 - (1) タイプ 1 のプラン 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約の申込み
 - (2) 次のアからエの契約者によるタイプ 1 のプラン 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - ア タイプ 1 のプラン 1 若しくはプラン 2、タイプ 3 又はタイプ 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者
 - イ タイプ 1 のプラン 7 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者
 - ウ 平成 21 年 3 月 5 日の改正規定実施前のタイプ 3 のコース 6 の同時利用条件型、平成 18 年 9 月 28 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 2、平成 18 年 8 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 5 のプラン 1、平成 18 年 2 月 15 日の改正規定実施前のタイプ 5 のプラン 3、平成 16 年 6 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 1 のコース 1、コース 2、タイプ 1 のプラン 2、タイプ 2、タイプ 3 のプラン 1（コース 1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号（電気通信番号規則第 5 条に規定する電気通信番号をいいます。以下この附則において同じとします。）を指定している場合に提供するものに限り、）又はコース 5 に係るものに限り、）若しくはタイプ 5（プラン 1 又はプラン 2 のコース 1 に係るものに限り、）、平成 15 年 8 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 5 のプラン 1 又は平成 13 年 11 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 2 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者
 - エ 平成 17 年 12 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 7 若しくはプラン 8 又は平成 16 年 6 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 1 のコース 6 若しくはコース 8 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者
- 3 平成 25 年 7 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日までの間、この附則第 2 項の(1)又は(2)に掲げる申込等を行った申込者又は第 4 種オープンデータ通信網契約者（この附則第 2 項の規定の適用を受けるものを除きます。）は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む 2 料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む 2 料金月とします。）について、第 97 条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第 1 表第 3（第 4 種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限り、）に限り、）の支払いを要しません。
- 4 平成 25 年 7 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日までの間、次に掲げる申込等を行った申込者又は第 4 種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む 12 料金月（特定起算日に係る料金の適

用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む12料金月とします。)について、それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額(料金表第1表第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する利用料(基本料の部分に限ります。)に限ります。)に2分の1を乗じて得た額を減額する取扱いを行います。

- (1) タイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み
 - (2) この附則第2項の(2)のア若しくはウ又は次のア若しくはイの契約者によるタイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - ア タイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約者
 - イ 平成18年2月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン5若しくはプラン6又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース4若しくはコース5に係る第4種オープンデータ通信網契約者
- 5 この附則第2項、第3項又は第4項の規定の適用を受けた第4種オープンデータ通信網契約者は、二度以上の変更の請求により、再びこの附則第2項、第3項又は第4項の規定の適用を受けることはできません。
- 6 平成25年7月1日から平成25年9月30日までの間、次に掲げる申込等を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月について、第97条(定額利用料の支払義務)及び第105条(特定他社接続回線等の料金等)の規定にかかわらず、それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額(料金表第1表第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する利用料(基本料の部分に限ります。)に限ります。)の支払いを要しないほか、料金表第3表(手続きに関する費用)に規定する手続きに関する費用(利用回線に係るものに限ります。)について、その支払いを要しません。
- (1) タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み
 - (2) 次の第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - ア タイプ1のプラン1若しくはタイプ3又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ1のプラン2、プラン5若しくはプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者
 - イ 平成21年3月5日の改正規定実施前のタイプ3のコース6の同時利用条件型、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1(平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものを除きます。)、タイプ1のプラン2、タイプ2若しくはタイプ3のプラン1(コース1(別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通話、県間市外通話及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号を指定している場合に提供するものに限ります。)又はコース5に係るものに限ります。)又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者
- 7 平成25年7月1日から平成25年9月30日までの間、次に掲げる変更の請求を行った第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその変更の請求を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始したときは、第101条(工事費の支払義務)の規定にかかわらず、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する利用回線のプランの変更に係る工事費及び料金表第3表(手続きに関する費用)に規定する手続きに関する費用(利用回線に係るものに限ります。)について、その支払いを要しません。
- (1) タイプ5のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (2) タイプ5のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (3) タイプ5のプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (4) タイプ1のプラン2(特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のものを除きます。)に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (5) タイプ5(平成16年6月1日改正規定実施前のプラン1又は平成15年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限ります。)に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (6) タイプ5(平成16年6月1日改正規定実施前のプラン2のコース1又は平成18年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限ります。)に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (7) タイプ5(平成18年2月15日の改正規定実施前のプラン3に係るものに限ります。)に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

- (8) 第4種オープンデータ通信網契約者（平成18年9月28日改正規定実施前のタイプ1のプラン2又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものに限ります。）若しくはコース2に係るものに限ります。）による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- 8 平成25年7月1日から平成25年9月30日までの間、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の提供を請求した第4種オープンデータ通信網契約者は、当社が当該機能の提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月（タイプ1のプラン2、プラン5又はプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るものであって付加機能使用料について特定起算日に係る料金の適用を受けるものは、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む2料金月とします。）について、第97条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第1表第6（付加機能使用料）に規定する付加機能使用料（メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限ります。）の支払いを要しないほか、第101条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する付加機能の利用開始に関する工事費（タイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。この場合において、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の廃止を行い、再び提供の請求があったものについては、この項の規定を適用しません。（料金等の支払いに関する経過措置）
- 9 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年7月10日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年8月1日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年10月1日から実施します。
（第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置）
- 2 平成25年10月1日から平成25年12月31日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求（「申込等」といいます。以下この附則において同じとします。）を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者（その申込等と同時に、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスと接続する特定利用回線について、協定事業者に対する申込み手続きの代行を当社に請求するものに限ります。）について、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む24料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む24料金月とします。）について、当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。）に限ります。）から、料金月単位に300円（税込315円）を減額します。この場合において、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日とします。）が、その料金月の初日以外の日であったとき又はこの規定の適用を受けている期間において、料金月の初日以外の日プランの変更等若しくは第4種オープンデータ通信網契約の解除があったときは、減額する料金額をその利用日数に応じて日割りします。
 - (1) タイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み
 - (2) 次のアからエの契約者によるタイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - ア タイプ1のプラン1若しくはプラン2、タイプ3又はタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約者

イ タイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者

ウ 平成21年3月5日の改正規定実施前のタイプ3のコース6の同時利用条件型、平成18年9月28日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2、平成18年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1、平成18年2月15日の改正規定実施前のタイプ5のプラン3、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1、コース2、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1（コース1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この附則において同じとします。）を指定している場合に提供するものに限り、）又はコース5に係るものに限り、）若しくはタイプ5（プラン1又はプラン2のコース1に係るものに限り、）、平成15年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者

エ 平成17年12月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン7若しくはプラン8又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース6若しくはコース8に係る第4種オープンデータ通信網契約者

3 平成25年10月1日から平成25年12月31日までの間、この附則第2項の(1)又は(2)に掲げる申込等を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者（この附則第2項の規定の適用を受けるものを除きます。）は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む2料金月とします。）について、第97条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限り、）に限り、）の支払いを要しません。

4 平成25年10月1日から平成25年12月31日までの間、次に掲げる申込等を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む12料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む12料金月とします。）について、それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限り、）に限り、）に2分の1を乗じて得た額を減額する取扱いを行います。

(1) タイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み

(2) この附則第2項の(2)のア若しくはウ又は次のア若しくはイの契約者によるタイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

ア タイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約者

イ 平成18年2月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン5若しくはプラン6又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース4若しくはコース5に係る第4種オープンデータ通信網契約者

5 この附則第2項、第3項又は第4項の規定の適用を受けた第4種オープンデータ通信網契約者は、二度以上の変更の請求により、再びこの附則第2項、第3項又は第4項の規定の適用を受けることはできません。

6 平成25年10月1日から平成25年12月31日までの間、次に掲げる申込等を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月について、第97条（定額利用料の支払義務）及び第105条（特定他社接続回線等の料金等）の規定にかかわらず、それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限り、）に限り、）の支払いを要しないほか、料金表第3表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限り、）について、その支払いを要しません。

(1) タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み

(2) 次の第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

ア タイプ1のプラン1若しくはタイプ3又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ1のプラン2、プラン5若しくはプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者

イ 平成21年3月5日の改正規定実施前のタイプ3のコース6の同時利用条件型、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものを除きます。）、タイプ1のプラン2、タイプ2若しくはタイプ3のプラン1（コース1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サー

ビス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別番号を指定している場合に提供するものに限り、又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者

- 7 平成25年10月1日から平成25年12月31日までの間、次に掲げる変更の請求を行った第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその変更の請求を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始したときは、第101条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する利用回線のプランの変更に係る工事費及び料金表第3表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限り、）について、その支払いを要しません。
- (1) タイプ5のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (2) タイプ5のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (3) タイプ5のプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (4) タイプ1のプラン2（特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のものを除きます。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (5) タイプ5（平成16年6月1日改正規定実施前のプラン1又は平成15年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限り、）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (6) タイプ5（平成16年6月1日改正規定実施前のプラン2のコース1又は平成18年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限り、）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (7) タイプ5（平成18年2月15日の改正規定実施前のプラン3に係るものに限り、）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (8) 第4種オープンデータ通信網契約者（平成18年9月28日改正規定実施前のタイプ1のプラン2又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものに限り、）若しくはコース2に係るものに限り、）による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- 8 平成25年10月1日から平成25年12月31日までの間、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の提供を請求した第4種オープンデータ通信網契約者は、当社が当該機能の提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月（タイプ1のプラン2、プラン5又はプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るものであって付加機能使用料について特定起算日に係る料金の適用を受けるものは、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む2料金月とします。）について、第97条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第1表第6（付加機能使用料）に規定する付加機能使用料（メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限り、）の支払いを要しないほか、第101条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する付加機能の利用開始に関する工事費（タイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限り、）について、その支払いを要しません。この場合において、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の廃止を行い、再び提供の請求があったものについては、この項の規定を適用しません。（料金等の支払いに関する経過措置）
- 9 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとし、

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年1月1日から実施します。（第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置）
- 2 平成26年1月1日から平成26年3月31日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求（「申込等」といいます。以下この附則において同じとします。）を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者（その申込等と同時に、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスと接続する特定利用回線について、協定事業者に対する申込み手続きの代行を当社に請求するものに限り、）について、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した

日の属する料金月を含む24料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む24料金月とします。）について、当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。）に限ります。）から、料金月単位に300円（税込315円）を減額します。この場合において、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日とします。）が、その料金月の初日以外の日であったとき又はこの規定の適用を受けている期間において、料金月の初日以外の日にはプランの変更等若しくは第4種オープンデータ通信網契約の解除があったときは、減額する料金額をその利用日数に応じて日割りします。

(1) タイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み

(2) 次のアからエの契約者によるタイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

ア タイプ1のプラン1若しくはプラン2、タイプ3又はタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約者

イ タイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者

ウ 平成21年3月5日の改正規定実施前のタイプ3のコース6の同時利用条件型、平成18年9月28日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2、平成18年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1、平成18年2月15日の改正規定実施前のタイプ5のプラン3、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1、コース2、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1（コース1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この附則において同じとします。）を指定している場合に提供するものに限ります。）又はコース5に係るものに限ります。）若しくはタイプ5（プラン1又はプラン2のコース1に係るものに限ります。）、平成15年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者

エ 平成17年12月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン7若しくはプラン8又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース6若しくはコース8に係る第4種オープンデータ通信網契約者

3 平成26年1月1日から平成26年3月31日までの間、この附則第2項の(1)又は(2)に掲げる申込等を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者（この附則第2項の規定の適用を受けるものを除きます。）は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む2料金月とします。）について、第97条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。）に限ります。）の支払いを要しません。

4 平成26年1月1日から平成26年3月31日までの間、次に掲げる申込等を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む12料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む12料金月とします。）について、それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。）に限ります。）に2分の1を乗じて得た額を減額する取扱いを行います。

(1) タイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み

(2) この附則第2項の(2)のア若しくはウ又は次のア若しくはイの契約者によるタイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

ア タイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約者

イ 平成18年2月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン5若しくはプラン6又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース4若しくはコース5に係る第4種オープンデータ通信網契約者

5 この附則第2項、第3項又は第4項の規定の適用を受けた第4種オープンデータ通信網契約者は、二度以上の変更の請求により、再びこの附則第2項、第3項又は第4項の規定の適用を受けることはできません。

6 平成26年1月1日から平成26年3月31日までの間、次に掲げる申込等を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月について、第97条（定額利用料の支払義務）及び第105条（特定他社接続回線等の料金等）の規定にかかわらず、それぞれの料金月に

おける当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。）に限ります。）の支払いを要しないほか、料金表第3表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。

- (1) タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み
 - (2) 次の第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - ア タイプ1のプラン1若しくはタイプ3又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ1のプラン2、プラン5若しくはプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者
 - イ 平成21年3月5日の改正規定実施前のタイプ3のコース6の同時利用条件型、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものを除きます。）、タイプ1のプラン2、タイプ2若しくはタイプ3のプラン1（コース1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号を指定している場合に提供するものに限ります。）又はコース5に係るものに限ります。）又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者
- 7 平成26年1月1日から平成26年3月31日までの間、次に掲げる変更の請求を行った第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその変更の請求を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始したときは、第101条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する利用回線のプランの変更に係る工事費及び料金表第3表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。
- (1) タイプ5のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (2) タイプ5のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (3) タイプ5のプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (4) タイプ1のプラン2（特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のものを除きます。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (5) タイプ5（平成16年6月1日改正規定実施前のプラン1又は平成15年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限ります。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (6) タイプ5（平成16年6月1日改正規定実施前のプラン2のコース1又は平成18年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限ります。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (7) タイプ5（平成18年2月15日の改正規定実施前のプラン3に係るものに限ります。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (8) 第4種オープンデータ通信網契約者（平成18年9月28日改正規定実施前のタイプ1のプラン2又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものに限りません。）若しくはコース2に係るものに限ります。）による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- 8 平成26年1月1日から平成26年3月31日までの間、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の提供を請求した第4種オープンデータ通信網契約者は、当社が当該機能の提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月（タイプ1のプラン2、プラン5又はプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るものであって付加機能使用料について特定起算日に係る料金の適用を受けるものは、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む2料金月とします。）について、第97条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第1表第6（付加機能使用料）に規定する付加機能使用料（メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限ります。）の支払いを要しないほか、第101条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する付加機能の利用開始に関する工事費（タイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。この場合において、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の廃止を行い、再び提供の請求があったものについては、この項の規定を適用しません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 9 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 26 年 1 月 31 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 26 年 2 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。

(消費税相当額に関する経過措置)

- 2 平成 16 年 6 月 1 日実施の附則から平成 26 年 1 月 1 日実施の附則に規定する税込価額については、平成 26 年 3 月 31 日までの消費税相当額により算出した額とし、この改正規定実施の日において、当該附則に規定する税抜価額に消費税相当額を加算した額に読み替えるものとします。

(第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

- 3 平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求（「申込等」といいます。以下この附則において同じとします。）を行った申込者又は第 4 種オープンデータ通信網契約者（その申込等と同時に、当該申込等に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスと接続する特定利用回線について、協定事業者に対する申込み手続きの代行を当社に請求するものに限ります。）について、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む 24 料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む 24 料金月とします。）について、当該申込等に係るプランの料金額（料金表第 1 表第 3（第 4 種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。）に限ります。）から、料金月単位に 300 円（税抜）を減額します。この場合において、当該申込等に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日とします。）が、その料金月の初日以外の日であったとき又はこの規定の適用を受けている期間において、料金月の初日以外の日によりプランの変更等若しくは第 4 種オープンデータ通信網契約の解除があったときは、減額する料金額をその利用日数に応じて日割りします。

(1) タイプ 1 のプラン 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約の申込み

(2) 次のアからエの契約者によるタイプ 1 のプラン 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求

ア タイプ 1 のプラン 1 若しくはプラン 2、タイプ 3 又はタイプ 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者

イ タイプ 1 のプラン 7 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者

ウ 平成 21 年 3 月 5 日の改正規定実施前のタイプ 3 のコース 6 の同時利用条件型、平成 18 年 9 月 28 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 2、平成 18 年 8 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 5 のプラン 1、平成 18 年 2 月 15 日の改正規定実施前のタイプ 5 のプラン 3、平成 16 年 6 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 1 のコース 1、コース 2、タイプ 1 のプラン 2、タイプ 2、タイプ 3 のプラン 1（コース 1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号（電気通信番号規則第 5 条に規定する電気通信番号をいいます。以下この附則において同じとします。）を指定している場合に提供するものに限ります。）又はコース 5 に係るものに限ります。）若しくはタイプ 5（プラン 1 又はプラン 2 のコース 1 に係るものに限ります。）、平成 15 年 8 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 5 のプラン 1 又は平成 13 年 11 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 2 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者

エ 平成 17 年 12 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 7 若しくはプラン 8 又は平成 16 年 6 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 1 のコース 6 若しくはコース 8 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者

- 4 平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日までの間、この附則第 3 項の(1)又は(2)に掲げる申込等を行った申込者又は第 4 種オープンデータ通信網契約者（この附則第 3 項の規定の適用を受けるものを除きます。）は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む 2 料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む 2 料金月とします。）について、第 97 条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第 1 表第 3（第 4 種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。）に限ります。）の支払いを要しません。
- 5 平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日までの間、次に掲げる申込等を行った申込者又は第 4 種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む 12 料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む 12 料金月とします。）について、それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第 1 表第 3（第 4 種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。）に限ります。）に 2 分の 1 を乗じて得た額を減額する取扱いを行います。
 - (1) タイプ 1 のプラン 7 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約の申込み
 - (2) この附則第 3 項の(2)のア若しくはウ又は次のア若しくはイの契約者によるタイプ 1 のプラン 7 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - ア タイプ 1 のプラン 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者
 - イ 平成 18 年 2 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 5 若しくはプラン 6 又は平成 16 年 6 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 1 のコース 4 若しくはコース 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者
- 6 この附則第 3 項、第 4 項又は第 5 項の規定の適用を受けた第 4 種オープンデータ通信網契約者は、二度以上の変更の請求により、再びこの附則第 3 項、第 4 項又は第 5 項の規定の適用を受けることはできません。
- 7 平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日までの間、次に掲げる申込等を行った申込者又は第 4 種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む 2 料金月について、第 97 条（定額利用料の支払義務）及び第 105 条（特定他社接続回線等の料金等）の規定にかかわらず、それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第 1 表第 3（第 4 種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。）に限ります。）の支払いを要しないほか、料金表第 3 表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。
 - (1) タイプ 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約の申込み
 - (2) 次の第 4 種オープンデータ通信網契約者による、タイプ 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - ア タイプ 1 のプラン 1 若しくはタイプ 3 又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ 1 のプラン 2、プラン 5 若しくはプラン 7 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者
 - イ 平成 21 年 3 月 5 日の改正規定実施前のタイプ 3 のコース 6 の同時利用条件型、平成 16 年 6 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 1 のコース 1（平成 15 年 1 月 1 日の改正規定実施前にタイプ 1 のプラン 1 のコース 2 として締結したものを除きます。）、タイプ 1 のプラン 2、タイプ 2 若しくはタイプ 3 のプラン 1（コース 1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号を指定している場合に提供するものに限ります。）又はコース 5 に係るものに限ります。）又は平成 13 年 11 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 2 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者
- 8 平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日までの間、次に掲げる変更の請求を行った第 4 種オープンデータ通信網契約者は、当社がその変更の請求を承諾し第 4 種オープンデータ通信網サービスの提供を開始したときは、第 101 条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第 2 表（工事に関する費用）に規定する利用回線のプランの変更に係る工事費及び料金表第 3 表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。
 - (1) タイプ 5 のプラン 1 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者による、タイプ 5 のプラン 2 又はプラン 3 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (2) タイプ 5 のプラン 2 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者による、タイプ 5 のプラン 1 又はプラン 3 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求

- (3) タイプ5のプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (4) タイプ1のプラン2（特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のものを除きます。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (5) タイプ5（平成16年6月1日改正規定実施前のプラン1又は平成15年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限ります。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (6) タイプ5（平成16年6月1日改正規定実施前のプラン2のコース1又は平成18年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限ります。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (7) タイプ5（平成18年2月15日の改正規定実施前のプラン3に係るものに限ります。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (8) 第4種オープンデータ通信網契約者（平成18年9月28日改正規定実施前のタイプ1のプラン2又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものに限ります。）若しくはコース2に係るものに限ります。）による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- 9 平成26年4月1日から平成26年6月30日までの間、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の提供を請求した第4種オープンデータ通信網契約者は、当社が当該機能の提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月（タイプ1のプラン2、プラン5又はプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るものであって付加機能使用料について特定起算日に係る料金の適用を受けるものは、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む2料金月とします。）について、第97条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第1表第6（付加機能使用料）に規定する付加機能使用料（メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限ります。）の支払いを要しないほか、第101条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する付加機能の利用開始に関する工事費（タイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。この場合において、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の廃止を行い、再び提供の請求があったものについては、この項の規定を適用しません。（料金等の支払いに関する経過措置）
- 10 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年4月14日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年7月1日から実施します。
（第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置）
- 2 平成26年7月1日から平成26年9月30日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求（「申込等」といいます。以下この附則において同じとします。）を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者（その申込等と同時に、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスと接続する特定利用回線について、協定事業者に対する申込み手続きの代行を当社に請求するものに限ります。）について、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む24料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む24料金月とします。）について、当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。）に限ります。）から、料金月単位に300円（税抜）を減額します。この場合において、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日とします。）が、その料金月の初日以外の日であったとき又はこの規定の適用を受けて

いる期間において、料金月の初日以外の日に変更等若しくは第4種オープンデータ通信網契約の解除があったときは、減額する料金額をその利用日数に応じて日割りします。

(1) タイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み

(2) 次のアからエの契約者によるタイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

ア タイプ1のプラン1若しくはプラン2、タイプ3又はタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約者

イ タイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者

ウ 平成21年3月5日の改正規定実施前のタイプ3のコース6の同時利用条件型、平成18年9月28日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2、平成18年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1、平成18年2月15日の改正規定実施前のタイプ5のプラン3、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1、コース2、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1（コース1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この附則において同じとします。）を指定している場合に提供するものに限り、）又はコース5に係るものに限り、）若しくはタイプ5（プラン1又はプラン2のコース1に係るものに限り、）、平成15年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者

エ 平成17年12月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン7若しくはプラン8又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース6若しくはコース8に係る第4種オープンデータ通信網契約者

3 平成26年7月1日から平成26年9月30日までの間、この附則第2項の(1)又は(2)に掲げる申込等を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者（この附則第2項の規定の適用を受けるものを除きます。）は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む2料金月とします。）について、第97条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限り、）に限り、）の支払いを要しません。

4 平成26年7月1日から平成26年9月30日までの間、次に掲げる申込等を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む12料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む12料金月とします。）について、それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限り、）に限り、）に2分の1を乗じて得た額を減額する取扱いを行います。

(1) タイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み

(2) この附則第2項の(2)のア若しくはウ又は次のア若しくはイの契約者によるタイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

ア タイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約者

イ 平成18年2月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン5若しくはプラン6又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース4若しくはコース5に係る第4種オープンデータ通信網契約者

5 この附則第2項、第3項又は第4項の規定の適用を受けた第4種オープンデータ通信網契約者は、二度以上の変更の請求により、再びこの附則第2項、第3項又は第4項の規定の適用を受けることはできません。

6 平成26年7月1日から平成26年9月30日までの間、次に掲げる申込等を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月について、第97条（定額利用料の支払義務）及び第105条（特定他社接続回線等の料金等）の規定にかかわらず、それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限り、）に限り、）の支払いを要しないほか、料金表第3表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限り、）について、その支払いを要しません。

(1) タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み

(2) 次の第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への

変更の請求

- ア タイプ1のプラン1若しくはタイプ3又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ1のプラン2、プラン5若しくはプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者
- イ 平成21年3月5日の改正規定実施前のタイプ3のコース6の同時利用条件型、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものを除きます。）、タイプ1のプラン2、タイプ2若しくはタイプ3のプラン1（コース1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号を指定している場合に提供するものに限ります。）又はコース5に係るものに限ります。）又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者
- 7 平成26年7月1日から平成26年9月30日までの間、次に掲げる変更の請求を行った第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその変更の請求を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始したときは、第101条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する利用回線のプランの変更に係る工事費及び料金表第3表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。
- (1) タイプ5のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (2) タイプ5のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (3) タイプ5のプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (4) タイプ1のプラン2（特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のものを除きます。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (5) タイプ5（平成16年6月1日改正規定実施前のプラン1又は平成15年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限ります。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (6) タイプ5（平成16年6月1日改正規定実施前のプラン2のコース1又は平成18年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限ります。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (7) タイプ5（平成18年2月15日の改正規定実施前のプラン3に係るものに限ります。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (8) 第4種オープンデータ通信網契約者（平成18年9月28日改正規定実施前のタイプ1のプラン2又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものに限ります。）若しくはコース2に係るものに限ります。）による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- 8 平成26年7月1日から平成26年9月30日までの間、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の提供を請求した第4種オープンデータ通信網契約者は、当社が当該機能の提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月（タイプ1のプラン2、プラン5又はプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るものであって付加機能使用料について特定起算日に係る料金の適用を受けるものは、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む2料金月とします。）について、第97条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第1表第6（付加機能使用料）に規定する付加機能使用料（メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限ります。）の支払いを要しないほか、第101条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する付加機能の利用開始に関する工事費（タイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。この場合において、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の廃止を行い、再び提供の請求があったものについては、この項の規定を適用しません。（料金等の支払いに関する経過措置）
- 9 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしません。

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 26 年 9 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 26 年 10 月 1 日から実施します。

(第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

2 平成 26 年 10 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求（「申込等」といいます。以下この附則において同じとします。）を行った申込者又は第 4 種オープンデータ通信網契約者（その申込等と同時に、当該申込等に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスと接続する特定利用回線について、協定事業者に対する申込み手続きの代行を当社に請求するものに限ります。）について、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む 24 料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む 24 料金月とします。）について、当該申込等に係るプランの料金額（料金表第 1 表第 3（第 4 種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。）に限ります。）から、料金月単位に 300 円（税抜）を減額します。この場合において、当該申込等に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日とします。）が、その料金月の初日以外の日であったとき又はこの規定の適用を受けている期間において、料金月の初日以外の日にはプランの変更等若しくは第 4 種オープンデータ通信網契約の解除があったときは、減額する料金額をその利用日数に応じて日割りします。

(1) タイプ 1 のプラン 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約の申込み

(2) 次のアからエの契約者によるタイプ 1 のプラン 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求

ア タイプ 1 のプラン 1 若しくはプラン 2、タイプ 3 又はタイプ 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者

イ タイプ 1 のプラン 7 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者

ウ 平成 21 年 3 月 5 日の改正規定実施前のタイプ 3 のコース 6 の同時利用条件型、平成 18 年 9 月 28 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 2、平成 18 年 8 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 5 のプラン 1、平成 18 年 2 月 15 日の改正規定実施前のタイプ 5 のプラン 3、平成 16 年 6 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 1 のコース 1、コース 2、タイプ 1 のプラン 2、タイプ 2、タイプ 3 のプラン 1（コース 1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号（電気通信番号規則第 5 条に規定する電気通信番号をいいます。以下この附則において同じとします。）を指定している場合に提供するものに限ります。）又はコース 5 に係るものに限ります。）若しくはタイプ 5（プラン 1 又はプラン 2 のコース 1 に係るものに限ります。）、平成 15 年 8 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 5 のプラン 1 又は平成 13 年 11 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 2 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者

エ 平成 17 年 12 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 7 若しくはプラン 8 又は平成 16 年 6 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 1 のコース 6 若しくはコース 8 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者

3 平成 26 年 10 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日までの間、この附則第 2 項の(1)又は(2)に掲げる申込等を行った申込者又は第 4 種オープンデータ通信網契約者（この附則第 2 項の規定の適用を受けるものを除きます。）は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む 2 料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む 2 料金月とします。）について、第 97 条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第 1 表第 3（第 4 種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。）に限ります。）の支払いを要しません。

4 平成 26 年 10 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日までの間、次に掲げる申込等を行った申込者又は第 4 種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む 12 料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む 12 料金月とします。）について、それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第 1 表第 3（第 4 種オープンデー

タ通信網サービスに係るもの)に規定する利用料(基本料の部分に限ります。)に限ります。)に2分の1を乗じて得た額を減額する取扱いを行います。

- (1) タイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み
 - (2) この附則第2項の(2)のア若しくはウ又は次のア若しくはイの契約者によるタイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - ア タイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約者
 - イ 平成18年2月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン5若しくはプラン6又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース4若しくはコース5に係る第4種オープンデータ通信網契約者
- 5 この附則第2項、第3項又は第4項の規定の適用を受けた第4種オープンデータ通信網契約者は、二度以上の変更の請求により、再びこの附則第2項、第3項又は第4項の規定の適用を受けることはできません。
- 6 平成26年10月1日から平成26年12月31日までの間、次に掲げる申込等を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月について、第97条(定額利用料の支払義務)及び第105条(特定他社接続回線等の料金等)の規定にかかわらず、それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額(料金表第1表第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する利用料(基本料の部分に限ります。)に限ります。)の支払いを要しないほか、料金表第3表(手続きに関する費用)に規定する手続きに関する費用(利用回線に係るものに限ります。)について、その支払いを要しません。
- (1) タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み
 - (2) 次の第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - ア タイプ1のプラン1若しくはタイプ3又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ1のプラン2、プラン5若しくはプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者
 - イ 平成21年3月5日の改正規定実施前のタイプ3のコース6の同時利用条件型、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1(平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものを除きます。)、タイプ1のプラン2、タイプ2若しくはタイプ3のプラン1(コース1(別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通話、県間市外通話及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号を指定している場合に提供するものに限ります。)又はコース5に係るものに限ります。)又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者
- 7 平成26年10月1日から平成26年12月31日までの間、次に掲げる変更の請求を行った第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその変更の請求を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始したときは、第101条(工事費の支払義務)の規定にかかわらず、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する利用回線のプランの変更に係る工事費及び料金表第3表(手続きに関する費用)に規定する手続きに関する費用(利用回線に係るものに限ります。)について、その支払いを要しません。
- (1) タイプ5のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (2) タイプ5のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (3) タイプ5のプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (4) タイプ1のプラン2(特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のものを除きます。)に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (5) タイプ5(平成16年6月1日改正規定実施前のプラン1又は平成15年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限ります。)に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (6) タイプ5(平成16年6月1日改正規定実施前のプラン2のコース1又は平成18年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限ります。)に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (7) タイプ5(平成18年2月15日の改正規定実施前のプラン3に係るものに限ります。)に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (8) 第4種オープンデータ通信網契約者(平成18年9月28日改正規定実施前のタイプ1のプラン2又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1(平成15年1月1日の改正規定実施前

にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものに限ります。)若しくはコース2に係るものに限ります。)による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

- 8 平成26年10月1日から平成26年12月31日までの間、メールウイルスチェック機能(メールアドレス単位型)、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の提供を請求した第4種オープンデータ通信網契約者は、当社が当該機能の提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月(タイプ1のプラン2、プラン5又はプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るものであって付加機能使用料について特定起算日に係る料金の適用を受けるものは、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む2料金月とします。)について、第97条(定額利用料の支払義務)の規定にかかわらず、料金表第1表第6(付加機能使用料)に規定する付加機能使用料(メールウイルスチェック機能(メールアドレス単位型)、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限ります。)の支払いを要しないほか、第101条(工事費の支払義務)の規定にかかわらず、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する付加機能の利用開始に関する工事費(タイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限ります。)について、その支払いを要しません。この場合において、メールウイルスチェック機能(メールアドレス単位型)、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の廃止を行い、再び提供の請求があったものについては、この項の規定を適用しません。(料金等の支払いに関する経過措置)
- 9 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年12月17日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成27年1月1日から実施します。
(第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- 2 平成27年1月1日から平成27年1月31日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求(「申込等」といいます。以下この附則において同じとします。)を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者(その申込等と同時に、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスと接続する特定利用回線について、協定事業者に対する申込み手続きの代行を当社に請求するものに限ります。)について、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む24料金月(特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む24料金月とします。)について、当該申込等に係るプランの料金額(料金表第1表第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する利用料(基本料の部分に限ります。)に限ります。)から、料金月単位に300円(税抜)を減額します。この場合において、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日(特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日とします。)が、その料金月の初日以外の日であったとき又はこの規定の適用を受けている期間において、料金月の初日以外の日によりプランの変更等若しくは第4種オープンデータ通信網契約の解除があったときは、減額する料金額をその利用日数に応じて日割りします。
- (1) タイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み
- (2) 次のアからエの契約者によるタイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- ア タイプ1のプラン1若しくはプラン2、タイプ3又はタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約者
- イ タイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者
- ウ 平成21年3月5日の改正規定実施前のタイプ3のコース6の同時利用条件型、平成18年9月28日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2、平成18年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1、平成18年2月15日の改正規定実施前のタイプ5のプラン3、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1、コース2、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1(コース1(別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号(電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この附則において同じとします。))を指定している場合に

提供するものに限ります。)又はコース5に係るものに限ります。)若しくはタイプ5(プラン1又はプラン2のコース1に係るものに限ります。)、平成15年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者

エ 平成17年12月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン7若しくはプラン8又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース6若しくはコース8に係る第4種オープンデータ通信網契約者

3 平成27年1月1日から平成27年1月31日までの間、この附則第2項の(1)又は(2)に掲げる申込等を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者(この附則第2項の規定の適用を受けるものを除きます。)は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月(特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む2料金月とします。)について、第97条(定額利用料の支払義務)の規定にかかわらず、それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額(料金表第1表第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する利用料(基本料の部分に限ります。)に限ります。)の支払いを要しませぬ。

4 平成27年1月1日から平成27年3月31日までの間、次に掲げる申込等を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む12料金月(特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む12料金月とします。)について、それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額(料金表第1表第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する利用料(基本料の部分に限ります。)に限ります。)に2分の1を乗じて得た額を減額する取扱いを行います。

(1) タイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み

(2) この附則第2項の(2)のア若しくはウ又は次のア若しくはイの契約者によるタイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

ア タイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約者

イ 平成18年2月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン5若しくはプラン6又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース4若しくはコース5に係る第4種オープンデータ通信網契約者

5 この附則第2項、第3項又は第4項の規定の適用を受けた第4種オープンデータ通信網契約者は、二度以上の変更の請求により、再びこの附則第2項、第3項又は第4項の規定の適用を受けることはできません。

6 平成27年1月1日から平成27年3月31日までの間、次に掲げる申込等を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月について、第97条(定額利用料の支払義務)及び第105条(特定他社接続回線等の料金等)の規定にかかわらず、それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額(料金表第1表第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する利用料(基本料の部分に限ります。)に限ります。)の支払いを要しないほか、料金表第3表(手続きに関する費用)に規定する手続きに関する費用(利用回線に係るものに限ります。)について、その支払いを要しませぬ。

(1) タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み

(2) 次の第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

ア タイプ1のプラン1若しくはタイプ3又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ1のプラン2、プラン5若しくはプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者

イ 平成21年3月5日の改正規定実施前のタイプ3のコース6の同時利用条件型、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1(平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものを除きます。)、タイプ1のプラン2、タイプ2若しくはタイプ3のプラン1(コース1(別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号を指定している場合に提供するものに限ります。))又はコース5に係るものに限ります。)又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者

7 平成27年1月1日から平成27年3月31日までの間、次に掲げる変更の請求を行った第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその変更の請求を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始したときは、第101条(工事費の支払義務)の規定にかかわらず、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する利用回線のプランの変更に係る工事費及び料金表第3表(手続きに関する費用)に規定する手続きに関する費用(利用回線に係るものに限ります。)について、その支払いを要しませぬ。

- (1) タイプ5のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (2) タイプ5のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (3) タイプ5のプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (4) タイプ1のプラン2（特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のものを除きます。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (5) タイプ5（平成16年6月1日改正規定実施前のプラン1又は平成15年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限り。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (6) タイプ5（平成16年6月1日改正規定実施前のプラン2のコース1又は平成18年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限り。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (7) タイプ5（平成18年2月15日の改正規定実施前のプラン3に係るものに限り。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (8) 第4種オープンデータ通信網契約者（平成18年9月28日改正規定実施前のタイプ1のプラン2又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものに限り。）若しくはコース2に係るものに限り。）による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- 8 平成27年1月1日から平成27年3月31日までの間、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の提供を請求した第4種オープンデータ通信網契約者は、当社が当該機能の提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月（タイプ1のプラン2、プラン5又はプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るものであって付加機能使用料について特定起算日に係る料金の適用を受けるものは、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む2料金月とします。）について、第97条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第1表第6（付加機能使用料）に規定する付加機能使用料（メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限り。）の支払いを要しないほか、第101条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する付加機能の利用開始に関する工事費（タイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限り。）について、その支払いを要しません。この場合において、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の廃止を行い、再び提供の請求があったものについては、この項の規定を適用しません。（料金等の支払いに関する経過措置）
- 9 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年2月1日から実施します。
（第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置）
- 2 平成27年2月1日から平成27年3月31日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求（「申込等」といいます。以下この附則において同じとします。）を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者（その申込等と同時に、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスと接続する特定利用回線について、協定事業者に対する申込み手続きの代行を当社に請求するものに限り。）について、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む24料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む24料金月とします。）について、当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限り。）に限り。）から、料金月単位に700円（税抜）を減額します。この場合において、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日とします。）が、その料金月の初日以外の日であったとき又はこの規定の適用を受けている期間において、料金月の初日以外の日プランの変更等若しくは第4種オープンデータ通信網契約の解除があったときは、減額する料金額をその利用日数に応じて日割りします。
 - (1) タイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み

(2) 次のア又はイの契約者によるタイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

ア タイプ1のプラン1、プラン2若しくはプラン7、タイプ3又はタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約者

イ 平成21年3月5日の改正規定実施前のタイプ3のコース6の同時利用条件型、平成18年9月28日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2、平成18年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1、平成18年2月15日の改正規定実施前のタイプ5のプラン3、平成17年12月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン7若しくはプラン8、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1、コース2、コース6若しくはコース8、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1（コース1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この附則において同じとします。）を指定している場合に提供するものに限ります。）又はコース5に係るものに限ります。）若しくはタイプ5（プラン1又はプラン2のコース1に係るものに限ります。）、平成15年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者

3 平成27年2月1日から平成27年3月31日までの間、この附則第2項の(1)又は(2)に掲げる申込等を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者（この附則第2項の規定の適用を受けるものを除きます。）は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金を含む2料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金を含む2料金月とします。）について、第97条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。）に限ります。）の支払いを要しません。

4 この附則第2項又は第3項の規定の適用を受けた第4種オープンデータ通信網契約者は、二度以上の変更の請求により、再びこの附則第2項又は第3項の規定の適用を受けることはできません。（料金等の支払いに関する経過措置）

5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成27年4月1日から実施します。

（第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置）

2 平成27年4月1日から平成27年5月31日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求（「申込等」といいます。以下この附則において同じとします。）を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者（その申込等と同時に、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスと接続する特定利用回線について、協定事業者に対する申込み手続きの代行を当社に請求するものに限ります。）について、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金を含む24料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金を含む24料金月とします。）について、当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。）に限ります。）から、料金月単位に700円（税抜）を減額します。この場合において、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日とします。）が、その料金月の初日以外の日であったとき又はこの規定の適用を受けている期間において、料金月の初日以外の日にプランの変更等若しくは第4種オープンデータ通信網契約の解除があったときは、減額する料金額をその利用日数に応じて日割りします。

(1) タイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み

(2) 次のアからエの契約者によるタイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

ア タイプ1のプラン1若しくはプラン2、タイプ3又はタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約者

イ タイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者

ウ 平成21年3月5日の改正規定実施前のタイプ3のコース6の同時利用条件型、平成18年9月28日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2、平成18年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1、平成18年2月15日の改正規定実施前のタイプ5のプラン3、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1、コース2、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1（コース1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優

先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この附則において同じとします。）を指定している場合に提供するものに限り、又はコース5に係るものに限り、又はタイプ5（プラン1又はプラン2のコース1に係るものに限り）、平成15年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者

エ 平成17年12月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン7若しくはプラン8又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース6若しくはコース8に係る第4種オープンデータ通信網契約者

3 平成27年4月1日から平成27年6月30日までの間、この附則第2項の(1)又は(2)に掲げる申込等を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者（この附則第2項の規定の適用を受けるものを除きます。）は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む12料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む12料金月とします。）について、当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限り、）に限り、）から、料金月単位に200円（税抜）を減額します。この場合において、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日とします。）が、その料金月の初日以外の日であったとき又はこの規定の適用を受けている期間において、料金月の初日以外の日に変更等若しくは第4種オープンデータ通信網契約の解除があったときは、減額する料金額をその利用日数に応じて日割りします。

4 平成27年4月1日から平成27年6月30日までの間、次に掲げる申込等を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む12料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む12料金月とします。）について、それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限り、）に限り、）に2分の1を乗じて得た額を減額する取扱いを行います。

(1) タイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み

(2) この附則第2項の(2)のア若しくはウ又は次のア若しくはイの契約者によるタイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

ア タイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約者

イ 平成18年2月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン5若しくはプラン6又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース4若しくはコース5に係る第4種オープンデータ通信網契約者

5 この附則第2項、第3項又は第4項の規定の適用を受けた第4種オープンデータ通信網契約者は、二度以上の変更の請求により、再びこの附則第2項、第3項又は第4項の規定の適用を受けることはできません。

6 平成27年4月1日から平成27年6月30日までの間、次に掲げる申込等を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月について、第97条（定額利用料の支払義務）及び第105条（特定他社接続回線等の料金等）の規定にかかわらず、それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限り、）に限り、）の支払いを要しないほか、料金表第3表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限り、）について、その支払いを要しません。

(1) タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み

(2) 次の第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

ア タイプ1のプラン1若しくはタイプ3又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ1のプラン2、プラン5若しくはプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者

イ 平成21年3月5日の改正規定実施前のタイプ3のコース6の同時利用条件型、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものを除きます。）、タイプ1のプラン2、タイプ2若しくはタイプ3のプラン1（コース1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号を指定している場合に提供するものに限り、）又はコース5に係るものに限り、）又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者

- 7 平成27年4月1日から平成27年6月30日までの間、次に掲げる変更の請求を行った第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその変更の請求を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始したときは、第101条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する利用回線のプランの変更に係る工事費及び料金表第3表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。
- (1) タイプ5のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (2) タイプ5のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (3) タイプ5のプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (4) タイプ1のプラン2（特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のものを除きます。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (5) タイプ5（平成16年6月1日改正規定実施前のプラン1又は平成15年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限ります。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (6) タイプ5（平成16年6月1日改正規定実施前のプラン2のコース1又は平成18年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限ります。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (7) タイプ5（平成18年2月15日の改正規定実施前のプラン3に係るものに限ります。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (8) 第4種オープンデータ通信網契約者（平成18年9月28日改正規定実施前のタイプ1のプラン2又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものに限りします。）若しくはコース2に係るものに限ります。）による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- 8 平成27年4月1日から平成27年6月30日までの間、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の提供を請求した第4種オープンデータ通信網契約者は、当社が当該機能の提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月（タイプ1のプラン2、プラン5又はプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るものであって付加機能使用料について特定起算日に係る料金の適用を受けるものは、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む2料金月とします。）について、第97条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第1表第6（付加機能使用料）に規定する付加機能使用料（メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限ります。）の支払いを要しないほか、第101条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する付加機能の利用開始に関する工事費（タイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。この場合において、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の廃止を行い、再び提供の請求があったものについては、この項の規定を適用しません。
- （料金等の支払いに関する経過措置）
- 9 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年6月1日から実施します。
（第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置）
- 2 平成27年6月1日から平成27年9月30日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求（「申込等」といいます。以下この附則において同じとします。）を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者（その申込等と同時に、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスと接続する特定利用回線について、協定事業者に対する申込み手続きの代行を当社に請求するものに限ります。）について、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む24料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む24料金月とします。）について、当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。））に限り、料金月単位に700円（税抜）を減額します。この場合において、当該申込等に係る第4種オー

プンデータ通信網サービスの提供を開始した日（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日とします。）が、その料金月の初日以外の日であったとき又はこの規定の適用を受けている期間において、料金月の初日以外の日に変更等若しくは第4種オープンデータ通信網契約の解除があったときは、減額する料金額をその利用日数に応じて日割りします。

(1) タイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み

(2) 次のア又はイの契約者によるタイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
ア タイプ1のプラン1、プラン2若しくはプラン7、タイプ3又はタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約者

イ 平成21年3月5日の改正規定実施前のタイプ3のコース6の同時利用条件型、平成18年9月28日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2、平成18年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1、平成18年2月15日の改正規定実施前のタイプ5のプラン3、平成17年12月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン7若しくはプラン8、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1、コース2、コース6若しくはコース8、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1（コース1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この附則において同じとします。）を指定している場合に提供するものに限ります。）又はコース5に係るものに限ります。）若しくはタイプ5（プラン1又はプラン2のコース1に係るものに限ります。）、平成15年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1又は平成13年1月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者

3 この附則第2項の規定の適用を受けた第4種オープンデータ通信網契約者は、二度以上の変更の請求により、再びこの附則第2項の規定の適用を受けることはできません。

（料金等の支払いに関する経過措置）

4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成27年7月1日から実施します。

（第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置）

2 平成27年7月1日から平成27年9月30日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求（「申込等」といいます。以下この附則において同じとします。）を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者（その申込等と同時に、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスと接続する特定利用回線について、協定事業者に対する申込み手続きの代行を当社に請求するものを除きます。）は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む12料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む12料金月とします。）について、当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。）に限ります。）から、料金月単位に200円（税抜）を減額します。この場合において、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日とします。）が、その料金月の初日以外の日であったとき又はこの規定の適用を受けている期間において、料金月の初日以外の日に変更等若しくは第4種オープンデータ通信網契約の解除があったときは、減額する料金額をその利用日数に応じて日割りします。

(1) タイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み

(2) 次のアからエの契約者によるタイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
ア タイプ1のプラン1若しくはプラン2、タイプ3又はタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約者

イ タイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者

ウ 平成21年3月5日の改正規定実施前のタイプ3のコース6の同時利用条件型、平成18年9月28日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2、平成18年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1、平成18年2月15日の改正規定実施前のタイプ5のプラン3、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1、コース2、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1（コース1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この附則において同じとします。）を指定している場合に提供するものに限ります。）又はコース5に係るものに限ります。）若しくはタイプ5（プラン1又はプラン2のコース1

- に係るものに限ります。)、平成15年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者
- エ 平成17年12月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン7若しくはプラン8又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース6若しくはコース8に係る第4種オープンデータ通信網契約者
- 3 平成27年7月1日から平成27年9月30日までの間、次に掲げる申込等を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む12料金月(特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む12料金月とします。)について、それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額(料金表第1表第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する利用料(基本料の部分に限ります。))に限ります。)に2分の1を乗じて得た額を減額する取扱いを行います。
- (1) タイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み
- (2) この附則第2項の(2)のア若しくはウ又は次のア若しくはイの契約者によるタイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- ア タイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約者
- イ 平成18年2月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン5若しくはプラン6又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース4若しくはコース5に係る第4種オープンデータ通信網契約者
- 4 この附則第2項又は第3項の規定の適用を受けた第4種オープンデータ通信網契約者は、二度以上の変更の請求により、再びこの附則第2項又は第3項の規定の適用を受けることはできません。
- 5 平成27年7月1日から平成27年9月30日までの間、次に掲げる申込等を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月について、第97条(定額利用料の支払義務)及び第105条(特定他社接続回線等の料金等)の規定にかかわらず、それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額(料金表第1表第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する利用料(基本料の部分に限ります。))に限ります。)の支払いを要しないほか、料金表第3表(手続きに関する費用)に規定する手続きに関する費用(利用回線に係るものに限ります。)について、その支払いを要しません。
- (1) タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み
- (2) 次の第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- ア タイプ1のプラン1若しくはタイプ3又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ1のプラン2、プラン5若しくはプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者
- イ 平成21年3月5日の改正規定実施前のタイプ3のコース6の同時利用条件型、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1(平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものを除きます。)、タイプ1のプラン2、タイプ2若しくはタイプ3のプラン1(コース1(別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号を指定している場合に提供するものに限ります。))又はコース5に係るものに限ります。))又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者
- 6 平成27年7月1日から平成27年9月30日までの間、次に掲げる変更の請求を行った第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその変更の請求を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始したときは、第101条(工事費の支払義務)の規定にかかわらず、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する利用回線のプランの変更に係る工事費及び料金表第3表(手続きに関する費用)に規定する手続きに関する費用(利用回線に係るものに限ります。))について、その支払いを要しません。
- (1) タイプ5のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (2) タイプ5のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (3) タイプ5のプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (4) タイプ1のプラン2(特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のものを除きます。))に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (5) タイプ5(平成16年6月1日改正規定実施前のプラン1又は平成15年8月1日の改正規定実施前のプラン

- ン1に係るものに限ります。)に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (6) タイプ5(平成16年6月1日改正規定実施前のプラン2のコース1又は平成18年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限ります。)に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (7) タイプ5(平成18年2月15日の改正規定実施前のプラン3に係るものに限ります。)に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (8) 第4種オープンデータ通信網契約者(平成18年9月28日改正規定実施前のタイプ1のプラン2又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1(平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものに限ります。)若しくはコース2に係るものに限ります。)による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- 7 平成27年7月1日から平成27年9月30日までの間、メールウイルスチェック機能(メールアドレス単位型)、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の提供を請求した第4種オープンデータ通信網契約者は、当社が当該機能の提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月(タイプ1のプラン2、プラン5又はプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るものであって付加機能使用料について特定起算日に係る料金の適用を受けるものは、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む2料金月とします。)について、第97条(定額利用料の支払義務)の規定にかかわらず、料金表第1表第6(付加機能使用料)に規定する付加機能使用料(メールウイルスチェック機能(メールアドレス単位型)、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限ります。)の支払いを要しないほか、第101条(工事費の支払義務)の規定にかかわらず、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する付加機能の利用開始に関する工事費(タイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限ります。)について、その支払いを要しません。この場合において、メールウイルスチェック機能(メールアドレス単位型)、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の廃止を行い、再び提供の請求があったものについては、この項の規定を適用しません。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 8 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成27年10月1日から実施します。
(第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- 2 平成27年10月1日から平成27年12月31日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求(「申込等」といいます。以下この附則において同じとします。)を行つた申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者(その申込等と同時に、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスと接続する特定利用回線について、協定事業者に対する申込み手続きの代行を当社に請求するものに限ります。)について、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む24料金月(特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む24料金月とします。)について、当該申込等に係るプランの料金額(料金表第1表第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する利用料(基本料の部分に限ります。)に限ります。)から、料金月単位に700円(税抜)を減額します。この場合において、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日(特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日とします。)が、その料金月の初日以外の日であったとき又はこの規定の適用を受けている期間において、料金月の初日以外の日にプランの変更等若しくは第4種オープンデータ通信網契約の解除があったときは、減額する料金額をその利用日数に応じて日割りします。
- (1) タイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み
- (2) 次のアからエの契約者によるタイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- ア タイプ1のプラン1若しくはプラン2、タイプ3又はタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約者
- イ タイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者
- ウ 平成21年3月5日の改正規定実施前のタイプ3のコース6の同時利用条件型、平成18年9月28日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2、平成18年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1、平成18年2月15日の改正規定実施前のタイプ5のプラン3、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1、コース2、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1(コース1(別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市

外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この附則において同じとします。）を指定している場合に提供するものに限り、又はコース5に係るものに限り、若しくはタイプ5（プラン1又はプラン2のコース1に係るものに限り）、平成15年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者

- エ 平成17年12月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン7若しくはプラン8又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース6若しくはコース8に係る第4種オープンデータ通信網契約者
- 3 平成27年10月1日から平成27年12月31日までの間、この附則第2項の(1)又は(2)に掲げる申込等を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者（この附則第2項の規定の適用を受けるものを除きます。）は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む12料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む12料金月とします。）について、当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限り、）に限り、）から、料金月単位に200円（税抜）を減額します。この場合において、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日とします。）が、その料金月の初日以外の日であったとき又はこの規定の適用を受けている期間において、料金月の初日以外の日に変更等若しくは第4種オープンデータ通信網契約の解除があったときは、減額する料金額をその利用日数に応じて日割りします。
- 4 平成27年10月1日から平成27年12月31日までの間、次に掲げる申込等を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む12料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む12料金月とします。）について、それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限り、）に限り、）に2分の1を乗じて得た額を減額する取扱いを行います。
- (1) タイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み
- (2) この附則第2項の(2)のア若しくはウ又は次のア若しくはイの契約者によるタイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- ア タイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約者
- イ 平成18年2月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン5若しくはプラン6又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース4若しくはコース5に係る第4種オープンデータ通信網契約者
- 5 この附則第2項、第3項又は第4項の規定の適用を受けた第4種オープンデータ通信網契約者は、二度以上の変更の請求により、再びこの附則第2項、第3項又は第4項の規定の適用を受けることはできません。
- 6 平成27年10月1日から平成27年12月31日までの間、次に掲げる申込等を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月について、第97条（定額利用料の支払義務）及び第105条（特定他社接続回線等の料金等）の規定にかかわらず、それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限り、）に限り、）の支払いを要しないほか、料金表第3表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限り、）について、その支払いを要しません。
- (1) タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み
- (2) 次の第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- ア タイプ1のプラン1若しくはタイプ3又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ1のプラン2、プラン5若しくはプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者
- イ 平成21年3月5日の改正規定実施前のタイプ3のコース6の同時利用条件型、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものを除きます。）、タイプ1のプラン2、タイプ2若しくはタイプ3のプラン1（コース1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号を指定している場合に提供するものに限り、）又はコース5に係るものに限り、）又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者
- 7 平成27年10月1日から平成27年12月31日までの間、次に掲げる変更の請求を行った第4種オープンデー

タ通信網契約者は、当社がその変更の請求を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始したときは、第101条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する利用回線のプランの変更に係る工事費及び料金表第3表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。

- (1) タイプ5のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (2) タイプ5のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (3) タイプ5のプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (4) タイプ1のプラン2（特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のものを除きます。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (5) タイプ5（平成16年6月1日改正規定実施前のプラン1又は平成15年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限ります。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (6) タイプ5（平成16年6月1日改正規定実施前のプラン2のコース1又は平成18年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限ります。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (7) タイプ5（平成18年2月15日の改正規定実施前のプラン3に係るものに限ります。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (8) 第4種オープンデータ通信網契約者（平成18年9月28日改正規定実施前のタイプ1のプラン2又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものに限ります。）若しくはコース2に係るものに限ります。）による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- 8 平成27年10月1日から平成27年12月31日までの間、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の提供を請求した第4種オープンデータ通信網契約者は、当社が当該機能の提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月（タイプ1のプラン2、プラン5又はプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るものであって付加機能使用料について特定起算日に係る料金の適用を受けるものは、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む2料金月とします。）について、第97条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第1表第6（付加機能使用料）に規定する付加機能使用料（メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限ります。）の支払いを要しないほか、第101条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する付加機能の利用開始に関する工事費（タイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。この場合において、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の廃止を行い、再び提供の請求があったものについては、この項の規定を適用しません。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 9 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年12月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年1月1日から実施します。
(第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- 2 平成28年1月1日から平成28年3月31日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求（「申込等」といいます。以下この附則において同じとします。）を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者（その申込等と同時に、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスと接続する特定利用回線について、協定事

業者に対する申込み手続きの代行を当社に請求するものに限り、) について、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金を含む24料金月(特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金を含む24料金月とします。) について、当該申込等に係るプランの料金額(料金表第1表第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する利用料(基本料の部分に限り、)に限り、) から、料金月単位に700円(税抜)を減額します。この場合において、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日(特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日とします。) が、その料金月の初日以外の日であったとき又はこの規定の適用を受けている期間において、料金月の初日以外の日に変更等若しくは第4種オープンデータ通信網契約の解除があったときは、減額する料金額をその利用日数に応じて日割りします。

(1) タイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み

(2) 次のアからエの契約者によるタイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
ア タイプ1のプラン1若しくはプラン2、タイプ3又はタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約者

イ タイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者

ウ 平成21年3月5日の改正規定実施前のタイプ3のコース6の同時利用条件型、平成18年9月28日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2、平成18年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1、平成18年2月15日の改正規定実施前のタイプ5のプラン3、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1、コース2、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1(コース1(別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号(電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この附則において同じとします。)を指定している場合に提供するもの)に限り、)又はコース5に係るものに限り、)若しくはタイプ5(プラン1又はプラン2のコース1に係るものに限り、)、平成15年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者

エ 平成17年12月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン7若しくはプラン8又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース6若しくはコース8に係る第4種オープンデータ通信網契約者

3 平成28年1月1日から平成28年3月31日までの間、この附則第2項の(1)又は(2)に掲げる申込等を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者(この附則第2項の規定の適用を受けるものを除きます。)は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金を含む12料金月(特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金を含む12料金月とします。) について、当該申込等に係るプランの料金額(料金表第1表第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する利用料(基本料の部分に限り、)に限り、) から、料金月単位に200円(税抜)を減額します。この場合において、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日(特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日とします。) が、その料金月の初日以外の日であったとき又はこの規定の適用を受けている期間において、料金月の初日以外の日に変更等若しくは第4種オープンデータ通信網契約の解除があったときは、減額する料金額をその利用日数に応じて日割りします。

4 平成28年1月1日から平成28年3月31日までの間、次に掲げる申込等を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金を含む12料金月(特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金を含む12料金月とします。) について、それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額(料金表第1表第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する利用料(基本料の部分に限り、)に限り、)に2分の1を乗じて得た額を減額する取扱いを行います。

(1) タイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み

(2) この附則第2項の(2)のア若しくはウ又は次のア若しくはイの契約者によるタイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

ア タイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約者

イ 平成18年2月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン5若しくはプラン6又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース4若しくはコース5に係る第4種オープンデータ通信網契約者

5 この附則第2項、第3項又は第4項の規定の適用を受けた第4種オープンデータ通信網契約者は、二度以上の変更の請求により、再びこの附則第2項、第3項又は第4項の規定の適用を受けることはできません。

6 平成28年1月1日から平成28年3月31日までの間、次に掲げる申込等を行った申込者又は第4種オープン

データ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月について、第97条（定額利用料の支払義務）及び第105条（特定他社接続回線等の料金等）の規定にかかわらず、それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。）に限ります。）の支払いを要しないほか、料金表第3表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。

(1) タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み

(2) 次の第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

ア タイプ1のプラン1若しくはタイプ3又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ1のプラン2、プラン5若しくはプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者

イ 平成21年3月5日の改正規定実施前のタイプ3のコース6の同時利用条件型、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものを除きます。）、タイプ1のプラン2、タイプ2若しくはタイプ3のプラン1（コース1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号を指定している場合に提供するものに限ります。）又はコース5に係るものに限ります。）又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者

7 平成28年1月1日から平成28年3月31日までの間、次に掲げる変更の請求を行った第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその変更の請求を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始したときは、第101条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する利用回線のプランの変更に係る工事費及び料金表第3表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。

(1) タイプ5のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(2) タイプ5のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(3) タイプ5のプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(4) タイプ1のプラン2（特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のものを除きます。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(5) タイプ5（平成16年6月1日改正規定実施前のプラン1又は平成15年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限ります。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(6) タイプ5（平成16年6月1日改正規定実施前のプラン2のコース1又は平成18年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限ります。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(7) タイプ5（平成18年2月15日の改正規定実施前のプラン3に係るものに限ります。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(8) 第4種オープンデータ通信網契約者（平成18年9月28日改正規定実施前のタイプ1のプラン2又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものに限りします。）若しくはコース2に係るものに限ります。）による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

8 平成28年1月1日から平成28年3月31日までの間、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の提供を請求した第4種オープンデータ通信網契約者は、当社が当該機能の提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月（タイプ1のプラン2、プラン5又はプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るものであって付加機能使用料について特定起算日に係る料金の適用を受けるものは、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む2料金月とします。）について、第97条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第1表第6（付加機能使用料）に規定する付加機能使用料（メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限ります。）の支払いを要しないほか、第101条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する付加機能の利用開始に関する工事費（タイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能

に係るものに限ります。)について、その支払いを要しません。この場合において、メールウイルスチェック機能(メールアドレス単位型)、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の廃止を行い、再び提供の請求があったものについては、この項の規定を適用しません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

9 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成28年4月1日から実施します。

(第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

2 平成28年4月1日から当社が別に定める日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求(「申込等」といいます。以下この附則において同じとします。)を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者(その申込等と同時に、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスと接続する特定利用回線について、協定事業者に対する申込み手続きの代行を当社に請求するものに限ります。)について、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む24料金月(特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む24料金月とします。)について、当該申込等に係るプランの料金額(料金表第1表第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する利用料(基本料の部分に限ります。)に限ります。)から、料金月単位に700円(税抜)を減額します。この場合において、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日(特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日とします。)が、その料金月の初日以外の日であったとき又はこの規定の適用を受けている期間において、料金月の初日以外の日によりプランの変更等若しくは第4種オープンデータ通信網契約の解除があったときは、減額する料金額をその利用日数に応じて日割りします。

(1) タイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み

(2) 次のアからエの契約者によるタイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
ア タイプ1のプラン1若しくはプラン2、タイプ3又はタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約者

イ タイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者

ウ 平成21年3月5日の改正規定実施前のタイプ3のコース6の同時利用条件型、平成18年9月28日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2、平成18年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1、平成18年2月15日の改正規定実施前のタイプ5のプラン3、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1、コース2、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1(コース1(別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号(電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この附則において同じとします。)を指定している場合に提供するものに限ります。)又はコース5に係るものに限ります。)若しくはタイプ5(プラン1又はプラン2のコース1に係るものに限ります。)、平成15年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者

エ 平成17年12月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン7若しくはプラン8又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース6若しくはコース8に係る第4種オープンデータ通信網契約者

3 平成28年4月1日から当社が別に定める日までの間、この附則第2項の(1)又は(2)に掲げる申込等を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者(この附則第2項の規定の適用を受けるものを除きます。)は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む12料金月(特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む12料金月とします。)について、当該申込等に係るプランの料金額(料金表第1表第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する利用料(基本料の部分に限ります。)に限ります。)から、料金月単位に200円(税抜)を減額します。この場合において、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日(特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日とします。)が、その料金月の初日以外の日であったとき又はこの規定の適用を受けている期間において、料金月の初日以外の日によりプランの変更等若しくは第4種オープンデータ通信網契約の解除があったときは、減額する料金額をその利用日数に応じて日割りします。

4 平成28年4月1日から当社が別に定める日までの間、次に掲げる申込等を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む12料金月(特定起算日に係る料金の適用

を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む12料金月とします。)について、それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額(料金表第1表第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する利用料(基本料の部分に限ります。)に限ります。)に2分の1を乗じて得た額を減額する取扱いを行います。

- (1) タイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み
 - (2) この附則第2項の(2)のア若しくはウ又は次のア若しくはイの契約者によるタイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - ア タイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約者
 - イ 平成18年2月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン5若しくはプラン6又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース4若しくはコース5に係る第4種オープンデータ通信網契約者
- 5 この附則第2項、第3項又は第4項の規定の適用を受けた第4種オープンデータ通信網契約者は、二度以上の変更の請求により、再びこの附則第2項、第3項又は第4項の規定の適用を受けることはできません。
- 6 平成28年4月1日から当社が別に定める日までの間、次に掲げる申込等を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月について、第97条(定額利用料の支払義務)及び第105条(特定他社接続回線等の料金等)の規定にかかわらず、それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額(料金表第1表第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する利用料(基本料の部分に限ります。)に限ります。)の支払いを要しないほか、料金表第3表(手続きに関する費用)に規定する手続きに関する費用(利用回線に係るものに限ります。)について、その支払いを要しません。
- (1) タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み
 - (2) 次の第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - ア タイプ1のプラン1若しくはタイプ3又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ1のプラン2、プラン5若しくはプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者
 - イ 平成21年3月5日の改正規定実施前のタイプ3のコース6の同時利用条件型、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1(平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものを除きます。)、タイプ1のプラン2、タイプ2若しくはタイプ3のプラン1(コース1(別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号を指定している場合に提供するものに限ります。)又はコース5に係るものに限ります。)又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者
- 7 平成28年4月1日から当社が別に定める日までの間、次に掲げる変更の請求を行った第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその変更の請求を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始したときは、第101条(工事費の支払義務)の規定にかかわらず、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する利用回線のプランの変更に係る工事費及び料金表第3表(手続きに関する費用)に規定する手続きに関する費用(利用回線に係るものに限ります。)について、その支払いを要しません。
- (1) タイプ5のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (2) タイプ5のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (3) タイプ5のプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (4) タイプ1のプラン2(特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のものを除きます。)に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (5) タイプ5(平成16年6月1日改正規定実施前のプラン1又は平成15年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限ります。)に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (6) タイプ5(平成16年6月1日改正規定実施前のプラン2のコース1又は平成18年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限ります。)に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (7) タイプ5(平成18年2月15日の改正規定実施前のプラン3に係るものに限ります。)に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(8) 第4種オープンデータ通信網契約者（平成18年9月28日改正規定実施前のタイプ1のプラン2又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものに限り、）若しくはコース2に係るものに限り、）による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

8 平成28年4月1日から当社が別に定める日までの間、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の提供を請求した第4種オープンデータ通信網契約者は、当社が当該機能の提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月（タイプ1のプラン2、プラン5又はプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るものであって付加機能使用料について特定起算日に係る料金の適用を受けるものは、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む2料金月とします。）について、第97条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第1表第6（付加機能使用料）に規定する付加機能使用料（メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限り、）の支払いを要しないほか、第101条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する付加機能の利用開始に関する工事費（タイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限り、）について、その支払いを要しません。この場合において、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の廃止を行い、再び提供の請求があったものについては、この項の規定を適用しません。

（料金等の支払いに関する経過措置）

9 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとし、

附 則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成28年8月2日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとし、

附 則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成28年9月1日から実施します。

（第1種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している利用回線型及び特定契約者回線型のタイプ1に係る第1種オープンデータ通信網サービスに関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとし、

(1) 利用料については、次に定める額とします。

ア 利用回線型のもの

1の加入契約回線ごとに

品 目	区 分		料 金 額(月額)
5 0Mb/s	タイプ1（利用回線が、利用回線型サービスに係るもの）	プラン1（利用することのできるIPアドレスの数が1までのもの）	9, 1 1 0 円(税抜)
		プラン2（利用することのできるIPアドレスの数が8までのもの）	1 4, 1 1 0 円(税抜)
	タイプ2（利用回線が、契約者回線型サービスに係るもの）	プラン1（利用することのできるIPアドレスの数が1までのもの）	1 0, 9 1 0 円(税抜)
		プラン2（利用することのできるIPアドレスの数が8までのもの）	1 5, 9 1 0 円(税抜)

イ 特定契約者回線型のもの

1の特定契約者回線ごとに

品 目	区 分		料金額(月額)
5 0Mb/s	タイプ1	クラス1（利用回線が、利用回線型サービスに係るもの）	9, 1 1 0 円(税抜)
		クラス2（利用回線が、契約者回線型サービスに係るもの）	1 0, 9 1 0 円(税抜)

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 28 年 10 月 1 日から実施します。

(第 1 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次の表の左欄の第 1 種オープンデータ通信網サービスは、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定により提供する右欄の第 1 種オープンデータ通信網サービスとみなします。

特定接続回線型のタイプ 8 のもの	特定接続回線型のタイプ 8 のものであって、IP v 4 型のコース 1 に係る、品目が 1 G b / s のもの
特定接続回線型のタイプ 1 4 のものであって、品目が 1 0 0 M b / s のもの	特定接続回線型のタイプ 1 4 のものであって、IP v 4 型に係る、品目が 1 0 0 M b / s のもの
特定接続回線型のタイプ 1 4 のものであって、品目が 1 G b / s のもの	特定接続回線型のタイプ 1 4 のものであって、IP v 4 型に係る、品目が 1 G b / s のもの

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 28 年 12 月 1 日から実施します。

(第 1 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している区分 3 に係る接続契約者回線等のうち、クラス 1 に係る第 1 種オープンデータ通信網サービスに関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお 従前のおりとしします。

(1) 接続契約者回線等使用料のうち、加算料については、次に定める額とします。

ア 区分 3 に係るもの

(ア) 接続契約者回線に係るユーザ網インタフェースが 1 0 B A S E - T に係るもの

1 の加入契約回線ごとに

接続契約者回線等の品目	料 金 額(月額)
1 Mb/s	4 9, 0 0 0 円(税抜)
2 Mb/s	6 3, 0 0 0 円(税抜)
3 Mb/s	7 7, 0 0 0 円(税抜)
4 Mb/s	9 1, 0 0 0 円(税抜)
5 Mb/s	1 0 5, 0 0 0 円(税抜)

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 1 月 16 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 29 年 1 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 29 年 2 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 29 年 5 月 24 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 7 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 29 年 10 月 1 日から実施します。
(第 1 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している特定契約者回線型のタイプ 4（データホスティングサービス契約約款に規定する第 4 種データホスティングサービスのタイプ 2 と接続するものに限りま
す。）に係る第 1 種オープンデータ通信網サービスに関する料金その他の取扱いは、なお従前のおりとし
ます。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務につ
いては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 29 年 12 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務につ
いては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 30 年 3 月 26 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務につ
いては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 31 年 2 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務につ
いては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 31 年 3 月 1 日から実施します。
(第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているタイプ 3 のコース 1 及びタイプ 5 に係る第 4
種オープンデータ通信網サービスに関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のお

りとします。

(1) 利用料については、次に定める額とします。

ア 基本料

1の契約者識別符号ごとに

区 分		料 金 額	
		臨時以外のもの（月額）	臨時のもの（日額）
タイプ3	コース1	—	—
タイプ5	プラン1	1,850円(税抜)	—
	プラン2	2,680円(税抜)	—
	プラン3	2,880円(税抜)	—

イ 加算料

(ア) 利用料金

区 分	単 位	料 金 額
タイプ3	1の契約者識別符号につき 通信時間1分までごとに	10円(税抜)

(イ) 回線使用料

1の契約者識別符号ごとに

区 分		料金額（月額）
タイプ5	利用回線が、東日本電信電話株式会社の利用回線型サービスに係るものであるとき	158円(税抜)
	利用回線が、西日本電信電話株式会社の利用回線型サービスに係るものであるとき	165円(税抜)
	利用回線が、東日本電信電話株式会社の契約者回線型サービスに係るものであるとき	1,385円(税抜)
	利用回線が、西日本電信電話株式会社の契約者回線型サービスに係るものであるとき	1,453円(税抜)

備 考

「利用回線型サービス」とは、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の専用サービスに関する契約約款に規定する「利用回線型サービス」を、「契約者回線型サービス」とは、同契約約款に規定する「契約者回線型サービス」をいいます。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成31年3月12日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成31年4月1日から実施します。

(第1種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している区分3に係る接続契約者回線等のうち、クラス1に係る第1種オープンデータ通信網サービスに関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとします。

(1) 接続契約者回線等使用料のうち、加算料については、次に定める額とします。

ア 区分3に係るもの

(ア) 接続契約者回線に係るユーザ網インタフェースが10BASE-Tに係るもの

1の接続契約者回線ごとに

接続契約者回線等の品目	料 金 額(月額)
10Mb/s	146,000円(税抜)

(イ) 接続契約者回線に係るユーザ網インタフェースが100BASE-TXに係るもの

1の接続契約者回線ごとに

接続契約者回線等の品目	料 金 額(月額)
1 0 0 Mb/s	2 3 6, 0 0 0 円(税抜)

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 31 年 4 月 20 日から実施します。
(第 1 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している区分 3 に係る接続契約者回線等のうち、クラス 2 に係る第 1 種オープンデータ通信網サービスに関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとしします。
(1) 利用料については、次に定める額としします。
ア 区分 3 に係るもの

1 の加入契約者回線等ごとに

品 目	料 金 額 (月額)
3 Mb/s	1 9 6, 0 0 0 円(税抜)
1 0 Mb/s	2 9 6, 0 0 0 円(税抜)

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和元年 5 月 22 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和元年 7 月 1 日から実施します。
(他社卸回線の最低利用期間に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第 1 種オープンデータ通信網サービス（他社卸回線型に係るものを除きます。）及び第 4 種オープンデータ通信網サービスにおいて、他社卸回線の最低利用期間に係る規定を適用しません。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和元年 11 月 1 日から実施します。
(旧特定契約者回線型に係る第 1 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している特定契約者回線型に係る第 1 種オープンデータ通信網サービス（以下この附則において「旧特定契約者回線型に係る第 1 種オープンデータ通信網サービス」といいます。）に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとしします。
(1) 利用料については、次に定める額としします。
ア イ及びウ以外のもの

1 の特定契約者回線ごとに

品 目	区 分	料金額(月額)
1 0 0 Mb/s	タイプ 3	4 7, 0 0 0 円(税抜)

イ タイプ 4 のもの

(ア) (イ)以外のもの

1 の特定契約者回線ごとに

区 分	料金額 (月額)
プラン 1	2, 6 0 0 円(税抜)

プラン2	2,600円(税抜)
プラン3	2,600円(税抜)

(イ) 他社卸回線使用料
a 基本料

1の他社卸回線ごとに

区分	料金額(月額)
戸建型	6,700円(税抜)
集合型	5,700円(税抜)

b 加算料

1の他社卸回線ごとに

区分	料金額(月額)
24時間保守型	3,000円(税抜)

ウ タイプ5のもの

1の特定契約者回線ごとに

区分	料金額(月額)
一般型	1,000円(税抜)

(旧第1種オープンデータ通信網契約者からの申込みに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施の日以降、旧第1種オープンデータ通信網契約者(旧特定契約者回線型に係る第1種オープンデータ通信網サービスに係るオープンデータ通信網契約者をいいます。)から、旧特定契約者回線型に係る第1種オープンデータ通信網サービスの申込みがあった場合、当社は第14条(第1種オープンデータ通信網契約申込の承諾)の規定に準じてその申込みを承諾します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和2年2月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和2年3月23日から実施します。

(通信利用の制限に関する経過措置)

- 2 当社は、平成29年10月1日実施の附則第2項及び令和元年11月1日の附則第2項に定める特定契約者回線型のタイプ4に係る第1種オープンデータ通信網サービスについて、通信が著しくふくそうしたとき又はふくそうするおそれがあるときは、第1種オープンデータ通信網サービスに係る通信速度を制限することがあります。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和2年3月31日から実施します。ただし、公衆無線基地局設備に係る通信利用の制限に関する変更については、令和2年4月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和2年7月1日から実施します。
(付加機能に関する経過措置)
 - 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次に掲げる付加機能に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとしします。
- (1) 付加機能使用料については、次に定める額とします。

区 分		単 位	料金額(月額)
移動体通信接続機能	別に定めるアクセスポイントに接続してオープンデータ通信網サービスを利用可能とする機能をいいます。	ア イ以外のもの	1の機能ごとに 580円 (税抜)
		イ タイプ1(プラン2、プラン5又はプラン7に係るものに限ります。)又はタイプ3(コース6の公衆無線接続型に限ります。)に係るもの	300円 (税抜)
備考	(1) タイプ1(プラン3及びプラン4に係るものを除きます。)又はタイプ3に係る第4種オープンデータ通信網契約者に限り提供します。 (2) 当社は1の第4種オープンデータ通信網契約につき1の機能を提供します。 (3) 移動体通信接続機能に係る接続通信時間は、第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する月間累積接続通信時間には含みません。		

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和2年8月7日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和2年10月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年1月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年2月1日から実施します。
(第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- 2 平成16年6月1日実施の附則第4項に定めるタイプ2に係る第4種オープンデータ通信網サービスに関する料金(臨時オープンデータ通信網契約以外の契約に関するものに限ります。)について、「780円(税込819円)」を「200円(税込220円)」に改めます。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年3月24日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年8月1日から実施します。

(特定接続回線型に係る第1種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している特定接続回線型のうち、タイプ1からタイプ7及びタイプ9からタイプ13までに係る第1種オープンデータ通信網サービスに関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとしします。

(1) 利用料については、次に定める額としします。

1の加入契約回線ごとに

品 目	区 分	料 金 額(月額)
100Mb/s	タイプ1	198,000円 (税込217,800円)
	タイプ2	340,000円 (税込374,000円)
	タイプ3	490,000円 (税込539,000円)
	タイプ4	980,000円 (税込1,078,000円)
	タイプ5	50,000円 (税込55,000円)
	タイプ6	96,000円 (税込105,600円)
	タイプ7	116,000円 (税込127,600円)
1Gb/s	タイプ9	550,000円 (税込605,000円)
	タイプ10	80,000円 (税込88,000円)
	タイプ11	150,000円 (税込165,000円)
	タイプ12	200,000円 (税込220,000円)
	タイプ13	300,000円 (税込330,000円)

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年10月30日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和4年2月1日から実施します。
(第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
 - 2 この改正規定実施の際現に、第4種オープンデータ通信網契約者が改正前の規定により、タイプ1のプラン3並びにタイプ4のプラン2及びプラン7に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を受けている場合の料金その他の提供条件は、この約款を適用するほか、次の規定によります。
- (1) 利用料については、次に定める額とします。

1の契約者識別符号ごとに

区 分		料 金 額		
		臨時以外のもの(月額)	臨時のもの(日額)	
タイプ1	プラン3	2,650円(税込2,915円)	—	
タイプ4	プラン2	コース1	6,700円 (税込7,370円)	—
		コース2	11,700円 (税込12,870円)	1,170円 (税込1,287円)
		コース3	23,000円 (税込25,300円)	2,300円 (税込2,530円)
	プラン7	コース1	8,800円 (税込9,680円)	—
		コース2	13,800円 (税込15,180円)	1,380円 (税込1,518円)
		コース3	28,800円 (税込31,680円)	2,880円 (税込3,168円)

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和4年4月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和4年4月11日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和4年5月16日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和4年7月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和4年10月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和5年1月31日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和5年4月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和5年7月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和5年12月14日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和6年4月1日から実施します。
(他社卸回線（第4種オープンデータ通信網サービスに係るものを除きます。）に係る工事費に関する経過措置)

- 2 令和6年6月30日以前に工事が完了した他社卸回線の設置に係る工事、他社卸回線の移転に係る工事、他社卸回線の終端の場所の変更に係る工事及び他社卸回線の変更に係る工事の額は、次に定める額とします。

なお、令和6年7月1日以降に工事が完了した他社卸回線の設置に係る工事、他社卸回線の移転に係る工事、他社卸回線の終端の場所の変更に係る工事及び他社卸回線の変更に係る工事の額は、料金表第2表（工事費の額）に定める他社卸回線に係る工事費の額を適用することとします。ただし、令和6年3月31日以前に他社卸回線の設置に係る工事、他社卸回線の移転に係る工事、他社卸回線の終端の場所の変更に係る工事及び他社卸回線の変更に係る工事の請求を受け付けた場合は、次に定める額を適用することとします。

区 分	工事費の種別	単 位	工事費の額
他社卸回線の設置に係る工事	屋内配線工事費等	1の工事ごとに	24,000円 (税込26,400円)
他社卸回線の移転に係る工事	屋内配線工事費等	1の工事ごとに	24,000円 (税込26,400円)
他社卸回線の終端の場所の変更に係る工事	屋内配線工事費等	1の工事ごとに	18,000円 (税込19,800円)
他社卸回線の変更に係る工事	① 取扱所内工事のみの場合	取扱所内工事費	2,000円 (税込2,200円)
	② ①以外の場合	屋内配線工事費等	18,000円 (税込19,800円)

(第4種オープンデータ通信網サービス（タイプ4のプラン11又はプラン12に係るものに限ります。）に係る工事費に関する経過措置)

- 3 令和6年6月30日以前に工事が完了した他社卸回線の設置に係る工事、他社卸回線の終端の場所の変更に係る工事及び他社卸回線の変更に係る工事の額は、次に定める額とします。

なお、令和6年7月1日以降に工事が完了した他社卸回線の設置に係る工事、他社卸回線の終端の場所の変

更に係る工事及び他社卸回線の変更に係る工事の額は、料金表第2表（工事費の額）に定める他社卸回線に係る工事費の額を適用することとします。ただし、令和6年3月31日以前に他社卸回線の設置に係る工事、他社卸回線の移転に係る工事、他社卸回線の終端の場所の変更に係る工事及び他社卸回線の変更に係る工事の請求を受け付けた場合は、次に定める額を適用することとします。

区 分		工事費の種別	単 位	工事費の額
他社卸回線の設置に係る工事		屋内配線工事費等	1の工事ごとに	24,000円 (税込26,400円)
他社卸回線の終端の場所の変更に係る工事		屋内配線工事費等	1の工事ごとに	18,000円 (税込19,800円)
他社卸回線の変更に係る工事	① 取扱所内工事のみの場合	取扱所内工事費	1の工事ごとに	2,000円 (税込2,200円)
	② ①以外の場合	屋内配線工事費等	1の工事ごとに	18,000円 (税込19,800円)

(第4種オープンデータ通信網サービスの廃止)

- 4 この改正規定実施前のコース6の特定利用限定型に係る第4種オープンデータ通信網サービスについては、令和6年3月31日をもって廃止します。

区 分		料 金 額	
		臨時以外のもの（月額）	臨時のもの（日額）
タイプ3	コース6 特定利用限定型	300円 (税込330円)	—

(第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

- 5 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次の表の左欄の第4種オープンデータ通信網サービスは、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定により提供する右欄の第4種オープンデータ通信網サービスとみなします。

タイプ3のコース6であって通常型のもの	タイプ3のコース6のもの
---------------------	--------------

(付加機能の廃止等)

- 6 この改正規定実施前の情報ページ公開機能、蓄積情報量増加機能（情報ページの利用に係るものに限ります。）及び情報ページウィルスチェック等機能については、令和6年3月31日をもって廃止します。なお、情報ページ公開機能については、令和6年4月1日から令和6年9月30日までの間、オープンデータ通信網サービス取扱所に設置する情報蓄積装置による情報の蓄積の機能のみ提供を行い、第97条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、次に定める額の支払いを要しません。

区 分		単 位	料 金 額	
			臨時以外のもの（月額）	臨時のもの（日額）
① 情報ページ公開機能		1の機能ごとに	500円 (税込550円)	50円 (税込55円)
② 蓄積情報量増加機能	情報ページの利用に係るもの	5メガバイトごとに	250円 (税込275円)	25円 (税込27.5円)
③ 情報ページウィルスチェック等機能	タイプ1	1の機能ごとに	300円 (税込330円)	30円 (税込33円)

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 7 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和6年7月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和6年8月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務につ

いては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和6年10月1日から実施します。
(第1種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している接続契約者回線等に係る第1種オープンデータ通信網サービス（区分3のうち、ユーザ網インタフェースが1000BASE-LX又は1000BASE-SXに係るものに限ります。）に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとしします。
(1) 接続契約者回線等使用料のうち、加算料については、次に定める額としします。
ア 接続契約者回線に係るユーザ網インタフェースが1000BASE-LX又は1000BASE-SXに係るもの

1の接続契約者回線ごとに

接続契約者回線等の品目	料 金 額(月額)
300Mb/s	510,000円(税込561,000円)
600Mb/s	590,000円(税込649,000円)
1Gb/s	710,000円(税込781,000円)

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和7年4月1日から実施します。
(ダイヤルアップ回線等の廃止)
- 2 この改正規定実施前の第3条（用語の定義）に規定しているダイヤルアップ回線等の取扱いについては、令和7年3月31日をもって廃止します。
(第2種オープンデータ通信網サービスの廃止)
- 3 この改正規定実施前の第2種オープンデータ通信網サービスについては、令和7年3月31日をもって廃止します。

区 分	料金額（1の通信につき次の秒数までごとに7.9円（税込8.69円））
利用料金	180秒

(第4種オープンデータ通信網サービスの品目の廃止)

- 4 この改正規定実施前のタイプ1又はタイプ4であって33.6Kb/s又は64Kb/sの品目に係る第4種オープンデータ通信網サービスについては、令和7年3月31日をもって廃止します。

(1) 料金額

ア 通信料

品 目	区 分	料金額（1の通信につき次の秒数までごとに7.5円（税込8.25円））
33.6Kb/s及び64Kb/s	a 午前8時から午後11時までの間	180秒
	b a以外の時間帯	240秒

(第4種オープンデータ通信網サービスにおける通信の一部廃止)

- 5 この改正規定実施前のタイプ1のプラン2、プラン5又はプラン7に係る第4種オープンデータ通信網サービスについては、別に定めるダイヤルアップ回線等から別に定めるアクセスポイントに接続して提供する通信については、令和7年3月31日をもって廃止します。

(1) 料金額

ア 利用料

(ア) 加算料

a 利用料金

区 分	単 位	料 金 額
タイプ1	1の契約者識別符号につき 通信時間1分までごとに	10円（税込11円）

(第4種オープンデータ通信網サービスの廃止)

- 6 この改正規定実施前のタイプ3のコース2からコース4に係る第4種オープンデータ通信網サービスについては、令和7年3月31日をもって廃止します。

(1) 料金額

ア 利用料

(ア) 基本料

1の契約者識別番号ごとに

区 分		料 金 額	
		臨時以外のもの(月額)	臨時のもの(日額)
タイプ3	コース2	400円 (税込440円)	—
	コース3	1,400円 (税込1,540円)	—
	コース4	2,350円 (税込2,585円)	—

(イ) 加算料

a 利用料金

区 分	単 位	料 金 額
タイプ3	1の契約者識別番号につき 通信時間1分までごとに	10円(税込11円)

(第7種オープンデータ通信網サービスの廃止)

7 この改正規定実施前の第7種オープンデータ通信網サービスについては、令和7年3月31日をもって廃止します。

(1) 料金額

ア 利用料

(ア) 基本料

a タイプ1に係るもの

区 分	単 位	料 金 額
利用料金	1の通信につき通信時間1分までごとに	5円(税込5.5円)

b タイプ2に係るもの

区 分	月間累積接続時間		単 位	料 金 額
利用料金	a	150,000時間以下の場合	1のグループ識別番号ごとに月額	54,000,000円 (税込59,400,000円)
	b	150,000時間を超えて300,000時間以下の場合		104,400,000円 (税込114,840,000円)
	c	300,000時間を超えて450,000時間以下の場合		151,200,000円 (税込166,320,000円)
	d	450,000時間を超えて600,000時間以下の場合		194,000,000円 (税込213,400,000円)
	e	600,000時間を超えて750,000時間以下の場合		234,000,000円 (税込257,400,000円)
	f	750,000時間を超えて900,000時間以下の場合		270,000,000円 (税込297,000,000円)
	g	900,000時間を超える場合	900,000時間以下の部分	1のグループ識別番号ごとに月額
		900,000時間を超える部分	1のグループ識別番号ごとに1分までごとに	6円 (税込6.6円)

(2) 付加機能の種類等

区 分	単 位	料金額	
		臨時以外のもの(月額)	臨時のもの(日額)

ド メ イ ン 名 変 換 機 能	利用者にあらかじめ指定されたドメイン名を、オープンデータ通信網サービス取扱所に設置するドメイン名変換装置により、そのドメイン名に対応するIPアドレスに変換する機能をいいます。	1の機能ごとに	630,000円 (税込693,000円)	63,000円(税込69,300円)
	備 考	第7種オープンデータ通信網サービスに係る契約者に限り提供します。		

(3) 工事費の額

ア 第7種オープンデータ通信網サービス（タイプ1に限ります。）に係るもの

区 分	単 位	工事費の額
取扱所内設備に係る工事	アクセスポイント1箇所ごとに	100,000円 (税込110,000円)

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 8 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

別紙1 特定協定事業者

1 第1種オープンデータ通信網利用契約に係るもの

契約相手となる特定協定事業者の名称
株式会社ジェイコム東京
株式会社ケーブルテレビ品川
株式会社ニューメディア
株式会社ジェイコム埼玉・東日本
株式会社秋田ケーブルテレビ
金沢ケーブル株式会社
豊島ケーブルネットワーク株式会社
福井ケーブルテレビ株式会社
大分ケーブルテレコム株式会社
湘南ケーブルネットワーク株式会社
ケーブルテレビ徳島株式会社
香川テレビ放送網株式会社
株式会社シティーケーブル周南
株式会社ハートネットワーク
株式会社ジェイコム九州
株式会社トコちゃんねる静岡
岡山ネットワーク株式会社
宮崎ケーブルテレビ株式会社
青森ケーブルテレビ株式会社
株式会社ケーブルネット鈴鹿
株式会社長崎ケーブルメディア
Kビジョン株式会社
株式会社ジェイコム千葉
株式会社テレビ鳴門
八戸テレビ放送株式会社
稲沢シーエーティーヴィ株式会社
山梨CATV株式会社
上越ケーブルビジョン株式会社
あづみ野テレビ株式会社
株式会社ジェイコム湘南・神奈川
三豊ケーブルテレビ放送株式会社
株式会社TOKAIケーブルネットワーク
株式会社ZTV
YOUテレビ株式会社
釧路ケーブルテレビ株式会社
宇都宮ケーブルテレビ株式会社
高岡ケーブルネットワーク株式会社
株式会社ケーブルテレビ佐伯
株式会社日本ネットワークサービス
中部ケーブルネットワーク株式会社
今治市
山口ケーブルビジョン株式会社
株式会社ちゅピCOM
株式会社ラッキータウンテレビ
株式会社メック
玉島テレビ放送株式会社
三沢市
丹南ケーブルテレビ株式会社
KCVコミュニケーションズ株式会社
大分ケーブルネットワーク株式会社

別紙2 オープンデータ通信網サービスに係る協定事業者等の名称等

1 第1種オープンデータ通信網サービスに係るもの

(1) イーサネット型に係るもの

ア 一般型であってIPv4型に係るもの

(ア) 区分2に係るもの

協定事業者の名称	電気通信サービスの種類	契約約款の名称
株式会社オプテージ	高速イーサネット専用サービス	専用サービス契約約款

(イ) 区分3に係るもの

協定事業者の名称	電気通信サービスの種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	IPルーティング網接続専用サービス（第3種サービスであってタイプ2に係るものに限ります。）	専用サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	IPルーティング網接続専用サービス（第3種サービスであってタイプ2に係るものに限ります。）	専用サービス契約約款

(ウ) 区分4に係るもの

協定事業者の名称	電気通信サービスの種類	契約約款の名称
株式会社STNet	高速イーサネット網接続サービス	高速イーサネット網サービス契約約款

(エ) 区分6に係るもの

協定事業者の名称	電気通信サービスの種類	契約約款の名称
北海道総合通信網株式会社	イーサネット通信網サービス	イーサネット通信網サービス契約約款

(オ) 区分7に係るもの

協定事業者の名称	電気通信サービスの種類	契約約款の名称
株式会社トークネット	高速イーサネット網サービス	高速イーサネット網サービス契約約款

(カ) 区分8に係るもの

協定事業者の名称	電気通信サービスの種類	契約約款の名称
株式会社エネコム	イーサネット通信網サービス	イーサネット通信網サービス契約約款

(キ) 区分9に係るもの

協定事業者の名称	電気通信サービスの種類	契約約款の名称
KDDI株式会社	パワードイーサネットサービス	パワードイーサネットサービス契約約款

(ク) 区分10に係るもの

協定事業者の名称	電気通信サービスの種類	契約約款の名称
北陸通信ネットワーク株式会社	イーサネット通信網サービス	イーサネット通信網サービス契約約款

(ケ) 区分11に係るもの

協定事業者の名称	電気通信サービスの種類	契約約款の名称
株式会社QNet	高速イーサネット専用サービス	専用サービス契約約款

(コ) 区分12に係るもの

協定事業者の名称	電気通信サービスの種類	契約約款の名称
OTNet株式会社	高速イーサネット専用サービス	専用サービス契約約款

(サ) 区分13に係るもの

協定事業者の名称	電気通信サービスの種類	契約約款の名称
中部テレコミュニケーション株式会社	第Ⅲ種イーサネット網サービス	イーサネット網サービス契約約款

イ 一般型であってIPv6型又はIPv6併用型に係るもの

(ア) 区分2に係るもの

協定事業者の名称	電気通信サービスの種類	契約約款の名称
株式会社オプテージ	高速イーサネット専用サービス	専用サービス契約約款

(イ) 区分3に係るもの

協定事業者の名称	電気通信サービスの種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	IPルーティング網接続専用サービス（第3種サービスであってタイプ2に係るものに限ります。）	専用サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	IPルーティング網接続専用サービス（第3種サービスであってタイプ2に係るものに限ります。）	専用サービス契約約款

(ウ) 区分9に係るもの

協定事業者の名称	電気通信サービスの種類	契約約款の名称
KDDI株式会社	パワードイーサネットサービス	パワードイーサネットサービス契約約款

ウ 予備型に係るもの

(ア) 区分2に係るもの
アの(ア)に準じます。

(イ) 区分3に係るもの
アの(イ)に準じます。

(ウ) 区分4に係るもの
アの(ウ)に準じます。

(エ) 区分8に係るもの
アの(カ)に準じます。

(オ) 区分9に係るもの
アの(キ)に準じます。

(カ) 区分10に係るもの
アの(ク)に準じます。

(キ) 区分11に係るもの
アの(ケ)に準じます。

(ク) 区分12に係るもの
アの(コ)に準じます。

(ケ) 区分13に係るもの
アの(サ)に準じます。

(2) 特定接続回線型に係るもの

ア イ以外のもの

協定事業者等の名称	電気通信サービスの種類	契約約款の名称
ソフトバンク株式会社	光回線インターネット接続サービス	法人向けB Bサービス利用規約

イ タイプ14に係るもの

協定事業者等の名称	電気通信サービスの種類	契約約款の名称
ソフトバンク株式会社	B G Pインターネット接続サービス	法人向けB Bサービス利用規約

(3) 他社接続回線型に係るもの

協定事業者の名称	電気通信サービスの種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	I Pルーティング網接続専用サービス（第3種サービスであってタイプ2に係るものに限ります。）	専用サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	I Pルーティング網接続専用サービス（第3種サービスであってタイプ2に係るものに限ります。）	専用サービス契約約款

2 第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの

(1) 利用回線に係るもの

ア タイプ1に係るもの

協定事業者の名称	電気通信サービスの種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	I P通信網サービス（メニュー4に係るものに限ります。）	I P通信網サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	I P通信網サービス（メニュー4に係るものに限ります。）	I P通信網サービス契約約款

(2) 特定利用回線に係るもの

ア イ以外のもの

協定事業者の名称	電気通信サービスの種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	I P通信網サービス（メニュー5に係るものに限ります。）	I P通信網サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	I P通信網サービス（メニュー5に係るものに限ります。）	I P通信網サービス契約約款

備考

タイプ1のプラン5並びにタイプ4のプラン5、プラン6、プラン9及びプラン10に係るものについては、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社との光コラボレーションモデルに関する契約に基づき電気通信サービスを提供する当社が別に定める事業者に係るものを含みます。

イ タイプ1のプラン7に係るもの

協定事業者の名称	電気通信サービスの種類	契約約款の名称
中部テレコミュニケーション株式会社	光ネットアクセスサービス	光ネットアクセスサービス契約約款

別紙3 料金区域

1 第1種オープンデータ通信網サービスに係るもの

(1) 料金区域を単位料金区域ごとに定めるもの

区域区分	接続契約者回線等の区分	単位料金区域名
区域内	区分3	札幌、仙台、土浦、東京、武蔵野三鷹、国分寺、立川、八王子、青梅、千葉、川崎、横浜、厚木、平塚、藤沢、船橋、市川、成田、浦和、川口、熊谷、名古屋、静岡、大阪、堺、八尾、京都、金沢、神戸、広島、高松、福岡、北九州

区分6	札幌
-----	----

(2) 料金区域を都道府県ごとに定めるもの

区域区分	接続契約者回線等の区分	都道府県名
区域内	区分2	大阪府、京都府、兵庫県
	区分4	香川県、愛媛県
	区分7	宮城県
	区分8	広島県、岡山県
	区分9	東京都、神奈川県
	区分10	石川県
	区分11	福岡県
	区分13	愛知県

別紙4 接続契約者回線と他社接続回線の組合せの条件

1 イーサネット型（予備型に係るものを除きます。）の第1種オープンデータ通信網サービスに係るもの

(1) 区分2の接続契約者回線等に係るもの

接続契約者回線の品目等		相互接続することのできる他社接続回線の品目
10BASE-T	1 Mb/s	協定事業者の契約約款（別紙2の1の(1)のアの(ア)のaに定める協定事業者の電気通信サービスに関する契約約款及び料金表をいいます。以下(1)において同じとします。）に規定する1 Mb/sのもの
	2 Mb/s	協定事業者の契約約款に規定する2 Mb/sのもの
	3 Mb/s	協定事業者の契約約款に規定する3 Mb/sのもの
	4 Mb/s	協定事業者の契約約款に規定する4 Mb/sのもの
	5 Mb/s	協定事業者の契約約款に規定する5 Mb/sのもの
	10 Mb/s	協定事業者の契約約款に規定する10 Mb/sのもの
100BASE-TX	100 Mb/s	協定事業者の契約約款に規定する100 Mb/sのもの
1000BASE-LX又は1000BASE-SX	1 Gb/s	協定事業者の契約約款に規定する1 Gb/sのもの

(2) 区分4、区分6、区分7、区分8、区分10、区分11、区分12及び区分13の接続契約者回線等に係るもの

接続契約者回線の品目等		相互接続することのできる他社接続回線の品目
10BASE-T	1 Mb/s	協定事業者の契約約款（別紙2の1の(1)のアの(ア)のc、d、e、f、h、i、j及びkに定める協定事業者の電気通信サービスに関する契約約款及び料金表をいいます。以下(2)において同じとします。）に規定する1 Mb/sのもの
	2 Mb/s	協定事業者の契約約款に規定する2 Mb/sのもの
	3 Mb/s	協定事業者の契約約款に規定する3 Mb/sのもの
	4 Mb/s	協定事業者の契約約款に規定する4 Mb/sのもの
	5 Mb/s	協定事業者の契約約款に規定する5 Mb/sのもの
	10 Mb/s	協定事業者の契約約款に規定する10 Mb/sのもの
100BASE-TX	100 Mb/s	協定事業者の契約約款に規定する100 Mb/sのもの

(3) 区分9の接続契約者回線等に係るもの

接続契約者回線の品目等		相互接続することのできる他社接続回線の品目
10BASE-T	1 Mb/s	協定事業者の契約約款（別紙2の1の(1)のアの(ア)のg及び別紙2の1の(1)のアの(イ)のbに定める協定事業者の電気通信サービスに関する契約約款及び料金表をいいます。以下(3)において同じとします。）に規定する1 Mb/sのもの
	2 Mb/s	協定事業者の契約約款に規定する2 Mb/sのもの
	3 Mb/s	協定事業者の契約約款に規定する3 Mb/sのもの
	4 Mb/s	協定事業者の契約約款に規定する4 Mb/sのもの
	5 Mb/s	協定事業者の契約約款に規定する5 Mb/sのもの
	10 Mb/s	協定事業者の契約約款に規定する10 Mb/sのもの

100BASE-TX	100Mb/s	協定事業者の契約約款に規定する20Mb/s、30Mb/s、40Mb/s、50Mb/s及び100Mb/sのもの
1000BASE-SX	1Gb/s	協定事業者の契約約款に規定する200Mb/s、300Mb/s、400Mb/s、500Mb/s及び1Gb/sのもの

別紙5 削除